

令和3年第1回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

令和3年3月 1日 開会

}

令和3年3月22日 閉会

吉田町議会

令和3年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 1
○議案第3号～議案第28号の一括上程、説明	1 7
○報告第2号の報告	5 6
○散会の宣告	5 7

第 2 号 (3月2日)

○開議の宣告	5 8
○議事日程の報告	5 8
○議案第16号の詳細説明	5 8
○散会の宣告	1 0 1

第 3 号 (3月4日)

○開議の宣告	1 0 2
○議事日程の報告	1 0 2
○議案第13号の質疑、討論、採決	1 0 2
○散会の宣告	1 0 8

第 4 号 (3月9日)

○開議の宣告	1 0 9
○議事日程の報告	1 0 9
○議案第14号の質疑	1 0 9
○議案第15号の質疑	1 0 9
○議案第17号の質疑	1 1 0
○議案第18号の質疑	1 1 0
○議案第19号の質疑	1 1 3
○議案第20号の質疑	1 1 3
○議案第21号の質疑	1 1 5
○議案第22号の質疑	1 1 5
○散会の宣告	1 2 4

第 5 号 (3月12日)

○開議の宣告	1 2 5
--------	-------

○議案第16号の質疑	125
○散会の宣告	163

第 6 号 (3月16日)

○開議の宣告	165
○議事日程の報告	165
○一般質問	165
大石    巖	165
○議案第29号～議案第30号の一括上程、説明、質疑	177
○散会の宣告	192

第 7 号 (3月22日)

○開議の宣告	193
○議事日程の報告	193
○議案第14号の討論、採決	193
○議案第15号の討論、採決	193
○議案第16号の討論、採決	194
○議案第17号の討論、採決	194
○議案第18号の討論、採決	195
○議案第19号の討論、採決	195
○議案第20号の討論、採決	196
○議案第21号の討論、採決	196
○議案第22号の討論、採決	196
○議案第29号の討論、採決	199
○議案第30号の討論、採決	200
○議案第3号の質疑、討論、採決	200
○議案第4号の質疑、討論、採決	201
○議案第5号の質疑、討論、採決	201
○議案第6号の質疑、討論、採決	202
○議案第7号の質疑、討論、採決	202
○議案第8号の質疑、討論、採決	210
○議案第9号の質疑、討論、採決	210
○議案第10号の質疑、討論、採決	212
○議案第11号の質疑、討論、採決	216
○議案第12号の質疑、討論、採決	216
○議案第23号の質疑、討論、採決	217
○議案第24号の質疑、討論、採決	217
○議案第25号の質疑、討論、採決	218
○議案第26号の質疑、討論、採決	218
○議案第27号の質疑、討論、採決	221

○議案第28号の質疑、討論、採決	222
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	222
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	224
○日程の追加について	226
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	226
○議会閉会中の継続調査について	230
○町長挨拶	231
○議長挨拶	231
○閉会の宣告	232

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

3月議会は予算議会、9月議会は決算議会と、フランスでは決算議会が議会の主要な議会だそうです。議会の本来的な意味から言うと何か決算が主なようでございますけれども、また、予算も非常に大事なことでございますので、どうぞよろしくをお願いします。

---

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和3年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、7番、蒔田昌代君、8番、三輪美由紀君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日3月1日から3月22日までの22日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月1日から3月22日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

#### ◎諸報告について

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係その他に関することについてであります。1月29日金曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会政策研修会が静岡市内で開催されました。

研修会では、東京大学大学院情報学環特任教授で、日本災害情報学会会長の片田敏孝氏による「荒ぶる自然災害に向き合う、これからの防災・減災」と題した講演が行われました。

2月16日火曜日、令和2年度静岡県町村議会議長会総会が静岡縣市町村センターで開催されました。

総会では、今後の本会の運営、会費等の在り方等について、令和3年度静岡県町村議会議長会事業計画及び一般会計歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

特に、今後の本会の運営、会費等の在り方については、これまで会費の増額及び事業の見直しを時間をかけて協議してきたことを踏まえ、収入面では、本会の運営が持続可能なものとなるよう令和4年度の会費から増額を図る一方、支出面では、事業の廃止、隔年開催、開催方法の変更及び物件費や人件費の見直しなどを行うこととし、引き続き、5年単位で収支の見直しを実施し、財政の健全化を行うことといたしました。

また、協議事項として、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦について協議いたしました。

また、そのほか報告事項として、全国町村議会議長会自治功労者表彰について報告がございました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業の運営方針などについて御報告申し上げます。

平成23年3月11日に発生し、東北沿岸部に甚大な被害をもたらした東日本大震災から間もなく10年が経過しようとしております。改めて犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族や今なお避難生活を余儀なくされている皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当町は、この東日本大震災を機に、「最悪に備え、最善に期待する」災害対策の基本テーマにのっとり、まず町民の皆様の生命を守り、次いで町民の皆様の財産を守るとともに、企業の皆様の生産活動を守ることを可能にすべく、津波防災対策を町の最重点政策として位置づけ、スピード感を持って、「津波防災まちづくり」を強力に推し進めてまいりました。

平成23年11月に作成しました津波ハザードマップに基づき、15基の津波避難タワーをいち早く完成させるとともに、避難路や防災公園の整備などを迅速に進め、さらには、千年に一度の大津波を海岸で食い止めるための防潮堤を築き、「被災しないまち」の創出を目指してまいりました。

この「津波防災まちづくり」を進めることにより、沿岸部や浜田地区、「ふじのくに」のフロンティアを拓く取組における川尻高島地区などにおいて、企業の進出が相次ぎ、当町がさらに「豊かで勢いのあるまち」に向かっていることを実感するところでございますが、現在、川尻海岸において、整備を進めております防潮堤が完成いたしますと、この町の安全・安心はより一層ゆるぎないものになると確信をしております。

一方、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから1年が過ぎたところでございますが、このウイルスは変異を続け、今もなお終息の見通しは明らかではございません。

このような危機的な状況の中で、医療や暮らしを懸命に支える全ての方々に敬意を表しますとともに、あらゆる場面で感染予防対策などに取り組んでいただいております町民の皆様、事業者の皆様の御理解と御協力に改めて深く感謝申し上げます。

当町におきましては、昨年2月28日に吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げて以降、これまで13回に及ぶ対策本部会議を開催し、国や県が示す方針に基づき、感染予防と感染拡大防止を主眼に置いた対策や町内公共施設の利用方針について協議、決定をするとともに、情報発信に努めてまいりました。

この新型コロナウイルス感染症は、日々状況が変化しておりますが、現在の最重要課題である新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種につきましては、昨年12月9日に予防接種法の臨時接種に関する特例が設けられ、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力を得ながら、市町村において実施するものとされております。

こうした状況の中、2月14日にアメリカ、ファイザー社製のワクチンが国の特例承認を受け、県内では2月19日に初めて、静岡市の桜ヶ丘病院において医療従事者に対する先行接種が実施されたところでございます。

当町におきましては、1月14日に新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種推進チームを立ち上げ、榛原医師会や榛原総合病院などに御協力をいただきながら、現在急ピッチでワクチン接種に向けた体制の整備を進めております。先日、町内の各医院をお訪ねし、ワクチン接種に係る御協力をお願いしましたところ、先生方から「前向きに対応する」と快いお返事をいただきましたので、今後の体制整備をスムーズに進めていけるものと考えております。

しかしながら、当面の間は確保できるワクチンの量に限りがあるため、国が示す優先順位に沿って、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する方などから順次接種を開始してまいり予定でございます。高齢者の皆様へのワクチン接種につきましては、国の指示に従って、接種券を発送し、総合体育館を会場とした集団接種と医療機関での個別接種を並行して実施する予定で、高齢者以外の皆様につきましても、順次接種券を発送してまいります。

これに併せ、町といたしましては、1人でも多くの方に安心してワクチンを接種していただけますよう3月15日から多言語にも対応したコールセンターの設置を予定しており、今後、引き続き関係機関との連携を図りながら、計画的に整備を進め、円滑な実施に向けた体制を整えてまいります。

さらに、ワクチン接種以外の感染防止対策につきましても、国や県、他の自治体、医療機関等と緊密な連携を図りながら、これまで以上に万全を期してまいりますとともに、町民の皆様方にもさらなる徹底した対策に御協力を賜り、町全体でこの難局を乗り切ってまいりたいと思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症の及ぼす影響は税込減をはじめ、様々な分野に広がり、当町においても大変厳しい状況が続いております。このような状況におきましても、引き続き「豊かで勢いがあり心を魅了するまち」を目指す令和3年度吉田町一般会計当初予算の編成に当たりましては、各種事業の見直しをはじめ、企業の平準化や特定目的基金の活用等を行い、歳入歳出それぞれに110億4,900万円を計上させていただきました。限りある財源を最大限に活用しながら「安心」をテーマに、「新たな安全とにぎわいの創出」、「教育環境の充実」、「充実した子育て支援の実施」、「健康づくりの推進」という4つの柱を中心とした各種施策を展開し、これまでと同様に、町民の皆様が安心して暮らせるよう皆様のニーズに合ったきめ細やかなサービスを提供するとともに、持続可能な行財政基盤を構築してまいります。

それでは、令和3年度の主な事業につきまして、第5次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、「災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業についてでございます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、本年度中に海拔11.8メートルの背後盛土が完了し、海岸保全施設として海岸管理者に引き継ぐ予定でございます。今後は、海浜回廊としての共有を目指し、防潮堤の天端道及び側道の整備を進めてまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。



吉田漁港多目的広場につきましては、本年度に進めてまいりました防潮堤との取合い部分における盛土工事が完成したことにより、川尻工区の防潮堤と接合し、一体の構造物となったところでございます。令和3年度は、多目的広場の天端の一部分をさらに1.5メートルかさ上げする工事を予定しており、本年度末までには、多目的広場における防潮堤機能が完成する見込みでございます。

次に、吉田漁港におけるレベル2の津波対策についてでございます。

吉田漁港におけるレベル2の津波対策につきましては、津波防御に効果を発揮する吉田漁港多目的広場の整備を最優先で進めているところでございますが、令和3年度は、津波シミュレーションなどを実施しながら、漁港全体における津波対策の整備計画を策定してまいります。

次に、大井川河川防災ステーション内の水防センターについてでございます。

近年、台風をはじめ記録的な集中豪雨により、熊本県の球磨川や長野県の千曲川など国が管理する1級河川が氾濫し、甚大な被害をもたらしております。当町が位置する大井川流域は人口が多く、企業の生産活動も活発に行われており、万が一、洪水などにより破堤した場合には、この地域一帯に甚大な被害が及ぶことが想定されます。

このため国では、現在、令和3年度中の完成を目指し、県営吉田公園の南側に大井川河川防災ステーションの建設を進めているところでございます。

この河川防災ステーションは、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要なスペースを確保し、災害時における防災拠点となりますことから、当町ではこの防災ステーション内に水防センターを設置し、水防用品などを保管する備蓄倉庫や水防業務を担う消防団員などのための休憩スペースや更衣室を整備する予定でございます。また、この水防センターは海浜回廊の延長線上に位置し、シーガーデンの整備が完了した際には、人々が行き交う場所となりますことから、平常時においては、地域住民に親しまれ、にぎわいの創出を担う施設として利活用できるよう整備を進めてまいります。

次に、国土強靱化地域計画の策定についてでございます。

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策をまちづくりや産業における政策も含めた総合的な取組として、計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものでございます。

東日本大震災の教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成29年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法が施行され、平成26年6月に国土強靱化に係る計画等の指針となる国土強靱化基本計画が策定されました。この基本計画に基づき、県において、静岡県国土強靱化地域計画が策定され、これを踏まえ、町におきましても、令和3年度に吉田町国土強靱化地域計画を策定し、人命を守り、経済社会への被害を迅速に回復する強靱さを備えたまちづくりを推進してまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

大幡川水系準用河川であります大幡川及び大窪川につきましては、河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用しながら改修事業を実施しております。令和3年度におきましては、本年度に引き続き、大窪川の護岸整備を上流側に進める予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOKAI-0」事業についてでございます。

「TOKAI-0」事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問の自粛などPR活動に一部制約が生じたものの、耐震補強事業において、耐震補強計画と耐震補強工事の一体型の補助金制度を創設し、ブロック塀等撤去事業において、避難路や通学路を指定することで補助額の上限を引き上げ、申請者の経済的な負担軽減を図りながら、耐震化を進めてまいりました。

また、避難所における新型コロナウイルスの感染リスクが懸念されていることを踏まえて、災害時に避難所に行くことなく、自宅での生活を継続できるよう、通常より高い耐震性能を確保する補強工事に対し、時限的な補助金の増額制度を創設したところでございます。

令和3年度につきましても、旧耐震基準の木造住宅の耐震化及び道路に面する危険なブロック塀の撤去を促進するため、引き続き申請者の経済的な負担軽減を図るとともに、耐震化の重要性や補助制度について積極的なPRを展開し、災害に強く安全で安心なまちづくりに向け取り組んでまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、基幹相談支援センターの開設についてでございます。

障害のある方に対する障害福祉サービスにつきましては、全国的に相談支援専門員の人材不足等が課題となっており、それぞれの障害の特性に応じた適正な支援やサービスの提供体制を構築していく必要がありますことから、相談支援ネットワークの充実強化に向けた取組が求められております。

この状況に鑑みて、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを島田市、牧之原市、川根本町、吉田町の2市2町で共同設置するため、令和元年度から準備を進めており、本年4月に基幹相談支援センター「メダル」を開設する運びとなりました。

このセンターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて運営するもので、令和3年度につきましては、特定非営利活動法人「こころ」に業務を委託する予定でございます。このセンターでは、主任相談支援専門員や精神保健福祉士などの専門職を配置して困難事例に対応するなど、地域の相談支援事業者への支援や相談支援専門員の資質向上に向けた育成をはじめ、権利擁護や虐待防止に向けた取組など、2市2町の技術支援協議会を通じて相談支援ネットワークの活性化を図ってまいります。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業についてでございます。

平成12年にスタートしました介護保険制度は、サービス利用者と介護サービス提供事業者の数が年々増加し、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着し、発展を続けております。

国は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画策定のため、「2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備」、「地域共生社会の実現」、「介護予防健康づくり施策の充実・推進」、「認知症施策の推進」、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」、「災害や感染症対策に係る体制整備」を盛り込んだ基本指針を示しており、これらを踏まえ、当町では、令和3年度からの3年間

を計画期間とする第9次高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定に取り組んでおります。

この新たな計画におきましては、基本的な考え方や趣旨は現行の計画を踏襲しながら、地域共生社会の実現に向け、地域包括システムの深化・推進に向けた施策や事業を積極的に展開していくため、「健康長寿のまちづくり」、「共に支え合って暮らせる地域づくり」、「安心して暮らせる介護サービスの提供」を基本理念に掲げ、高齢者福祉の向上に努めてまいります。

次に、吉田町子ども家庭総合支援拠点の設置についてでございます。

全国各地における児童虐待事案の発生を受け、国は児童虐待防止対策体制総合強化プラン、通称新プランを策定し、全市区町村に対して、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、さらなる相談体制の強化を求めています。

当町におきましては、子育てに対する不安や負担などにより、引き起こされる様々な問題行動の軽減と未然防止を図るため、児童虐待防止ネットワークの強化を進めるとともに、問題を抱える保護者に寄り添いながら、解決の糸口を見いだしてまいりましたが、この新プランに基づき、さらなる相談体制の強化を図るため、令和3年度中に吉田町子ども家庭総合支援拠点をこども未来課内に設置することといたしました。

さらに、地域に根差した身近な相談窓口とするため、健康づくり課内に設置しております子育て世代包括支援センターと連携することにより、妊娠期から子育て期までを一体的に支援し、虐待など課題を抱える子供と家庭の相談体制を整え、問題発生の予防、早期発見、早期対応、重症化や再発防止を図ることができるものと考えております。今後も引き続き地域との連携を図り、専門的な虐待対応を担う児童相談所と役割を分担しながら、子供たちの命を守るための協力体制を強化してまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、水産物供給基盤機能保全事業により実施いたします吉田漁港の4号岸壁防食工事と港内泊地しゅんせつ工事についてでございます。4号岸壁防食工事につきましては、これまでにモルタル被覆防食が完成しており、令和3年度には電気防食を予定しております。また、港内泊しゅんせつ工事につきましては、計画水深である3メートルを確保するため。湯日川河口付近を中心に工事を進めてまいる計画でございます。

次に、水産業振興総合推進事業費補助金についてでございます。

この補助金は、南駿河湾漁業協同組合が実施します老朽化に伴う製氷施設の更新に対して交付するものでございまして、本年度の実施設計に引き続き、令和3年度に建築工事等への補助を行う予定でございます。これにより漁業者の利便性向上と地域水産業の振興が図られ、吉田漁港のさらなる活性化となることを期待しております。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流文化を生むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組における富士山静岡空港周辺観光・産業交流推進エリアの認定についてでございます。

当町では、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の第1期として、北オアシスパーク周辺を推進区域とする物資供給拠点確保事業及び川尻高島地区を推進区域とする企業活動維

持支援事業を展開し、防災減災と地域成長が両立した新しい地域づくりに取り組んでまいりました。

現在、県では、第2期の計画として、推進地域や新たに整備する産業、文化などの拠点を計画的に連携し補完し合う「ふじのくにフロンティア推進エリア」による取組を推進しており、当町はでは、島田市、牧之原市と連携して、県から富士山静岡空港周辺観光・産業交流推進エリアの認定を受け、富士山静岡空港を中心とした新たなにぎわい拠点の創出や、陸・海・空のネットワークを活用した新産業の集積などに取り組むことといたしました。

この推進エリアによる取組を新たな安全と新たなにぎわいを一体的に創出する「シーガーデンシティ構想」と絡め、にぎわいの場としてのシーガーデンや交通結節点としての東名吉田インターチェンジ周辺をそれぞれ新拠点として位置づけて整備を進めることにより、静岡空港や県営吉田公園などのエリア内の既存拠点と相互に連携を図りながら、新たな人やものの流れを生み出すことを目指してまいります。

次に、吉田町地域公共交通計画策定についてでございます。

町民の皆様が不便なく町内を移動できるような公共交通の仕組みを構築するため、国土交通省において公共交通政策に係るアドバイザーを務める名古屋大学大学院の加藤博和教授に御指導をいただきながら、新たな公共交通システムの構築に向けた調査研究に取り組んでおります。

本年度は、地域の多様な輸送資源の活用により、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築を目指す地域公共交通計画の策定を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により策定を見送り、本年9月以降に策定することといたしました。

計画の策定に当たりましては、公共交通を必要とする方のニーズや事業者の現状などをあらゆる角度から調査し、その結果を基に、住民の代表や交通事業者等で構成される吉田町地域公共交通会議において十分議論し、当町に適した公共交通の構築を目指してまいります。

次に、バス交通活性化対策事業についてでございます。

静岡県中部地域の5市2町が連携して取組を進めておりますしずおか中部連携中枢都市圏事業においては、当町の主要バス路線であります特急バス静岡相良線の利用の利便向上を図るため、バス停の上屋等の整備を推進しております。本年度に予定しておりました片岡北吉田特別支援学校前バス停の上り線における上屋整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により実施が困難であったため、令和3年度は、この上下線のバス手にそれぞれ上屋を整備する予定でございます。

この上屋整備につきましては、しずおか中部連携中枢都市圏事業負担金を活用するとともに、バス交通の活性化を目的としたバス交通活性化対策事業費補助金を交付し、バス事業者と連携を図りながら利用者の利便向上に努めてまいります。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

本年度4月から1月までのふるさと納税寄附額は6億7,662万円で、昨年度の同時期と比較しますと約16%増加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛の影響による「巣ごもり需要」にふるさと納税制度がマッチしたことや、「さとふる」「ふるさとチョイス」「楽天」といった従来のサイトに加え、7月月から新たに三越伊勢丹グループが運営するサイトで受付を開始したことにより寄附額が増加したものと捉えております。

また、町内事業所の皆様に御協力をいただき、定期便の取扱いを開始したほか、新たな返礼品として「かりんとう」を追加したり、マグロやテープ製品などの種類を追加したりするなど、返礼品の選択肢を広げる取組も進めてまいりました。

令和3年度におきましても、引き続き地域産業の活性化を目的とし、寄附者のニーズに沿った返礼品を取りそろえて寄附額の増加を図るとともに、寄附者の移行に沿った寄附金の活用に努めてまいります。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

橋梁の適切な維持管理のため、当町では、国の補助を受けながら長寿命化計画に基づく点検補修事業を実施しており、令和元年度から5か年で253橋の点検業務を進めるとともに、早期措置段階と診断された橋梁につきましては、順次、補修設計及び工事を実施しております。令和3年度につきましては、国が代行して修繕を進めております古川橋と、町が発注する東臨港橋の補修工事を実施する予定でございます。

続きまして、「時代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業につきまして、御説明申し上げます。

初めに、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」における令和3年度の取組についてでございます。

このプランの3つの柱であります「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」、「教職員が授業に専念できる環境づくり」、「保護者、家庭の教育ニーズに応じた環境づくり」に掲げているそれぞれの事業につきましては、引き続き推進するとともに、現在、国が進めております「GIGAスクール構想」の実現に向け、特に力を入れて取り組んでまいります。

この3つの柱を支える基盤整備としましては、これまでに町内全ての小・中学校におけるWi-Fi環境の整備や、児童・生徒1人1台の学習者用端末の整備を急ピッチで進めてまいりましたが、この環境整備は本年度中に完了し、加えて、令和3年度にはデジタル教材等を大きく映すことができるモニターを各教室に配備する予定でございます。これらの整備により学習現場は、これまでにない学習環境の大きな変革の時期を迎えますが、こうした目まぐるしい変化にも学校現場がスムーズに対応できるよう、学校のICT化を実践的に支援するICT支援員を配置することとしております。

令和3年度は、これらのICT環境を活用しながら、「GIGAスクール構想」が目指す「多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人に公正に個別最適化され、資質や能力を一層確実に育成できる教育」の実現に努めてまいります。

次に、総合体育館の空調設備設置工事についてでございます。

有事の際の指定避難所に位置づけております総合体育館のエアコン設置につきましては、予定していた工事がおおむね完了し、万が一の避難生活においても、町民の皆様が日常生活に近い環境で快適に過ごすことができる体制を整えるとともに、非常用自家発電整備を3日間程度稼働させることができるものに更新することで防災機能を向上させ、町民の皆様のさらなる安全・安心の確保につなげてまいります。

また、この工事に伴い、平常時においても快適な環境の中でスポーツ等を親しむことが可能となりますことから、より一層、施設を有効に利用していただけるところと期待しているところでございます。

次に、図書館事業についてでございます。

図書館におきましては、現在所蔵している児童向けの総合百科事典が10年ぶりに全面改訂され、最新情報の追加やより分かりやすい内容に更新されることから、新刊の購入を予定しております。

今後も引き続き、利用者のニーズに合った資料や情報を提供し、さらなるサービスの向上と充実を図ってまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、上水道事業についてでございます。

水道事業は、町民の皆様の生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持するための重要な役割を果たすものであり、地震災害時においても安定して水を供給し続ける必要がありますことから、令和3年度につきましても、引き続き、基幹管路の耐震化に重点を置き、整備を進めてまいります。

静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用し、基幹管路耐震化事業として実施します高区配水系送水管布設替工事につきましては、第2浄水場から第2配水池までの送水管が布設替えを予定しておりますが、これにより高区配水系の送水管の全てが耐震管となる予定でございます。

また、老朽管布設替事業として、井の口線ほか2路線の配水管布設替えを含む2本の工事や、他事業に伴う配水管の布設替え等の事業として、榛南幹線配水管布設替えを含む3本の工事を予定しております。そのほか、水道施設更新事業として、本年度に策定いたしました吉田町水道事業施設更新計画に基づき、流量計2基と取水ポンプ2基の更新工事を実施する予定でございます。

次に、下水道事業についてでございます。

下水道事業の施設整備につきましては、ストックマネジメント計画に基づく浄化センターの機械設備及び空調・換気施設の改築工事、マンホールポンプ場電気設備更新工事を実施するとともに、本年度に引き続き、未普及対策工事として浜田土地区画整理事業地内の川尻南部汚水幹線工事を実施する予定でございます。

なお、川尻南部汚水幹線工事に一部につきましては、昨年12月議会定例会においてお認めいただいた債務負担行為を活用し、本年末までに発注を終え、新年度当初から工事に着手してまいりたいと考えております。また、地震対策事業につきましても、本年度に引き続き、浄化センター反応タンクの管廊耐震工事並びに中央幹線、住吉幹線及び寄子浜河原線に整備しました汚水幹線マンホールの液状化による浮上防止対策工事を実施する予定でございます。

その他、本年度に策定いたしました汚水処理ビジョン及び経営戦略に基づき、下水道全体計画の見直し等を実施するとともに、耐水化計画の策定並びに総合地震対策計画及び業務継続計画を見直す予定でございます。

以上、令和3年度を迎えるに当たり、「人が集い、未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けて実施いたします各種施策の方針や概要について述べさせていただきましたが、さきに申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの感染症の拡大は地域経済に大きな打撃を与え、町の財産運営も大きな影響を受けておりますことから、これまで以上に歳

出の見直しを徹底するとともに、今後は歳入の確保をより一層推進し、限られた資産を最大限に活用していく必要がございます。

当町は、東日本大震災以降「津波防災まちづくり」を喫緊の課題と位置づけ、まちづくりの方向性を示し、町政運営のアクセルとしての役割を担う企画調整部門と、町の予算をつかさどり、ブレーキとしての役割を担う財政部門をそれぞれ企画課に配置し、そのアクセルとブレーキを交互に踏みながら全力で駆け抜けてまいりました。

しかし、この未曾有の危機を乗り越えるため、新年度に向けましては、町の予算を総合的に管理する財政部門と公有財産を管理する契約管理部門を集約することで資産管理の徹底を図り、より安定的な行政運営を遂行することを目的として、新たに財政管理課を設置し、このような厳しい財政下であっても、町民の皆様が安心して暮らすために必要なサービスを受受できる持続可能な行財政基盤を強化してまいります。

今後も引き続き、町民の皆様が安心して心豊かに暮らし続けることができ、また、多くの皆様に訪れていただけるような魅力あふれる町をつくり上げ、次の世代につないでいくとともに、持続可能な未来を切り開いていくため、組織力を強化し、全力で町政運営に取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、ぜひともこうした当町のまちづくりに御理解をいただき、今後、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、令和3年度の施政方針といたします。

○議長（増田剛士君） 町長の施政方針が終わりました。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田剛士君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

初めに、議会運営委員会委員長、お願いします。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

議会運営委員会の閉会中の活動報告をいたします。

令和3年1月18日曜日午前8時55分から、第1会議室にて委員会を開きました。

出席者、委員6名、議長、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和3年第1回吉田町議会臨時会の運営について協議しました。

(1)町長提出議案及び報告事項について。

総務課長から議案の概要説明がありました。

補正予算2件、報告1件。

①専決処分事項の承認を求めることについて。

令和2年度吉田町一般会計補正予算（第10号）について。

②令和2年度吉田町一般会計補正予算（第11号）について。

③専決処分事項の報告について。

和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて。

(2)上程議案の審議方法について。

議案は2件、常任委員会への付託審査なし。審議方法は、議案の上程から提案説明、詳細説明、休憩を取り、全員協議会にて内容確認、論点整理を行い、会議再開後、質疑、討論、表決とする。

(3)会期の決定及び審議予定表について。

①会議は1月21日の1日限り。

②会議録署名議員の指名、5番、平野 積君、6番、山口一博君を指名。

以上、散会は9時50分でした。

令和3年2月22日月曜日午前9時から、第1会議室にて委員会を開きました。

出席者、委員6名、議長、事務局2名、総務課長。山内議員は10時20分早退。

協議事項1、令和3年第1回吉田町議会定例会の運営について協議しました。

(1)町長提出議案等について、総務課長から概要説明がありました。

議案は専決処分の承認3件、条例の一部改正6件、条例の制定1件、補正予算3件、当初予算7件、請負契約の変更1件、指定管理者の指定2件、町道の路線認定1件、人事案件2件の計26件、そのうち、早期議決議案1件、第13号議案。報告1件。

(2)上程議案の審議方法について。

議案は26件、常任委員会への付託審査なし。本会議で審議する。

早期議決議案は、第13号議案1議案とする。

一般会計の当初予算、特別会計の補正予算及び特別会計、企業会計の当初予算に係る議案の第14、15、16、17、18、19、20、21、22号議案の9議案の審議については中間日で質疑を行い、最終日に討論、表決を行う。

本会議本終了日で審議するその他の議案は、第3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、23、24、25、26、27、28号議案の16議案とする。

(3)会期の決定及び審議予定表について。

①会期は、3月22日までの22日間とする。

②審議予定表については、配付してあります令和3年第1回吉田町議会定例会会期及び審議予定表のとおり決定しました。

(4)会議録署名議員の指名について。

7番、蒔田昌代君、8番、三輪美由紀君を指名。

協議事項2、吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

町の課設置条例の一部改正により、総務文教常任委員会の所管に財政管理課を追加する条例の改正を行う。

協議事項3、吉田町議会会議規則の一部を改正する規則について。

(1)議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会の欠席理由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定する。

(2)請願に係る改正については、請願者が自署している場合は押印を不要とする。そのほか、条ずれや文言の整理を併せて行う。



協議事項4、意見書の取扱いについて。

(1)「日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書」は、議員配付としました。

(2)「国土交通省リニア中央新幹線有識者会議の全面公開を求める意見書」は、議員配付としました。

協議事項5、議会の審議方法について。

当局とした協議について報告し、今後、この件について協議していくことと決定しました。

その他。

(1)議会運営に関する協議事項について、今後、スケジュールに従い、継続していくことを確認し、スケジュールの改正案を提出することに決定しました。

(2)議会事務局より新型コロナウイルス感染に関する情報提供がありました。

(3)総務課長より定例会中に追加議案が出される可能性があることの話がありました。

以上、散会は11時37分でした。

以上が議会閉会中における議会運営委員会の活動報告です。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いします。

7番、蒔田昌代君。

〔総務文教常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

総務文教常任委員会より、議会閉会中の委員会活動及び所管事務調査報告書の取りまとめについて報告をいたします。

令和2年9月の委員会で、所管事務調査として「学校教育の充実の現状について」を決定し、これまで委員会で調査研究を進めてまいりました。この調査結果を取りまとめ、調査結果報告書を2月26日、議長に提出をいたしました。

報告書の発表をもって報告とさせていただきます。

お手元に配付してあります委員会の報告書を御覧ください。

1ページ。

令和3年2月26日、吉田町議会議長、増田剛士様。

総務文教常任委員会委員長、蒔田昌代。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会で決定した所管事務調査事項について、調査の結果を下記のとおり、吉田町会議規則73条の規定により報告します。

記。

1、調査事項、学校教育の充実の現状について。

2、調査の目的、「吉田町教育元気物語TCP Triwings Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）及び吉田町学力調査研究に関する現状と課題について調査研究する。

3、期間、調査研究が終了するまで。

4、調査の経過、別紙のとおり。

5、調査結果、別紙のとおり。

6、まとめ、別紙のとおり。

2ページを御覧ください。

別紙1は、4の調査計画を載せております。

令和2年9月10日から令和3年2月25日まで9回の委員会を開催しました。

内容は、4ページまで表にまとめてありますので、御覧ください。

5ページを御覧ください。5ページから10ページまでは5の調査結果になっております。

(1)新型コロナウイルス感染症の影響下におけるTCP トリビンス・プランについて。

(2)吉田町学力調査について載せております。

教育元気物語TCP トリビンス・プラン、これまでの取組状況と今後の方向性、事務局素案、令和2年2月28日、吉田町総合教育会議資料とその概要版を基に、学校教育課の説明と回答により、調査研究を進めてまいりました。

また、(1)については、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による学校休業等もあり、その影響について委員会の中で出された事業について、結果と委員会の意見を載せております。

(2)については、実施状況、その他の調査内容、委員会の意見を載せております。

また、12ページからあります別紙2は、学校教育課からの提供資料を基に、当委員会において、文言を整えるため、一部加筆して作成したものであります。

別紙3は、同じく学校教育課からの提供資料を基に、当委員会において作成したものであります。表にしたものであります。

14ページの別紙4は、学校教育課からの提供資料を基に、当委員会において作成したものでございます。

6、まとめについてですが、こちらのほうは11ページになっております。

まとめについては、読み上げてまいります。

6、まとめ。

「確かな学力」は「生きる力」である。「生きる力」をつけるためには、意識調査のカテゴリーである「問題解決力」「社会参画力」「やりとげる力」などを育成する必要があると考える。その観点から、総合的な学習の時間に行われている「吉田探求」や、論理的思考を育成するプログラミング教育の狙いを確実に達成することを望む。

TCP トリビンス・プランによる空調設備等の教育環境施設整備に加え、吉田町学力調査、全国学力・学習状況調査等の学力調査による学力向上のみならず、意識調査の活用による児童・生徒の「確かな学力」の基礎力向上を図るシステムの充実により、「自らの可能性を広げ、人生をより豊かにする」という目的を達成することを望む。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いします。

8番、三輪美由紀君。

〔産業建設常任委員会委員長 三輪美由紀君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（三輪美由紀君） 8番、三輪美由紀です。

産業建設常任委員会から、閉会中の委員会活動について報告をいたします。

令和2年12月22日火曜日、4階第2会議室において、13時30分から16時5分まで。

参加人数、議員6名、事務局2名。

協議事項としまして、細幅織物業に関する現状の課題と対応策について。

1、町内機織り業の現状について、補助金について、外部団体との連携について、PR事業について、総合計画との関連について、その他、各委員の課題と対応策について協議をいたしました。正副委員長が本日の協議内容を踏まえ、まとめ案を作成することといたしました。次回、細幅織物業のまとめ、内容の確認や、文言の修正を行うことと以上決定をいたしました。

令和3年1月14日、4階第2会議室において、9時から10時半まで。

議員6名、事務局2名、番外1名。

協議事項として、所管事務調査、細幅織物業の中間まとめ案に対する文言の追加、削除、修正等を行いました。修正、文言の一部については、正副委員長に一任することとしました。正副委員長が本日の協議内容を踏まえ、総まとめの報告書案を作成することを決定しております。

令和3年2月4日、4階、第2会議室において9時から12時まで。

議員6名、事務局2名、番外1名。

協議事項として、調査報告書案に対する文言の追加、削除、修正等を行いました。後に軽微な文言の修正があった場合については、その修正を正副委員長に一任することとしました。

作成した報告書案の議長への提出をもって、本委員会を閉会することを決定をいたしました。

また、調査結果報告書を2月10日付で議長に提出をいたしましたので、調査報告書の発表をいたします。

お手元の産業建設常任委員会所管事務調査報告書にそって報告をいたします。

1ページを御覧ください。

1、調査事項は地場産業の活性化について。

2、調査の目的は、町は総合計画の基本理念において、「にぎわいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」を掲げ、その基本理念における施策の大綱の一つを「活力あふれる産業振

興のまちづくり」としている。そこで、各産業のさらなる発展のため、地場産業の活性化について調査研究をする。

3、期間は調査研究が終了するまで。

4、調査の経過については、報告書の2ページから7ページにかけて委員会の開催日時や内容を記載しております。詳細については、割愛させていただきます。

5、調査結果については、報告書の8ページから18ページにかけて記載しております。8ページを御覧ください。

冒頭に記載のとおり、当委員会では、地場産業のうち、シラス加工業、養鰻業・ウナギ加工業、機織り業（細幅織物業）の3点について調査することとしました。

調査は、担当課から調査項目の説明を聴取、また、必要に応じて、資料、書類等の提出を要求しました。質問事項は、主に補助金について、外部団体との連携について、PR事業について、総合計画との関連の4つの分類にして、当局に回答を求め、その回答を基に、委員会としての意見をまとめました。

シラス加工業については、8ページから10ページ、養鰻業・ウナギ加工業については、11ページから13ページ、機織り業（細幅織物業）については14ページから18ページに、各分類における委員会の意見が記載されております。

最後に、6のまとめになります。

各地場産業の調査で上げられた委員会の意見を先に申しあげました4つの分類ごとにまとめました。調査の総括と併せて読み上げますので、19ページを御覧ください。

(1)補助金について。

町が創意工夫を凝らした補助制度を設けていることは理解できたが、その交付実績については、さらなる上積みを期待したい。そのためには、町は他の自治体の補助制度の研究や、対象者のニーズを的確に把握し、現行の補助制度の見直しや、新たな補助制度について検討されたい。

(2)外部団体との連携について。

町は、産業4団体など外部団体と日頃から交流に努めるとともに、吉田町産業委員会等を活用し、引き続き情報共有やニーズの吸い上げに注力し、適宜必要な対応を取られたい。

また、機織り業（細幅織物業）については、当町の地場産業として、町内の団体についての把握や業界把握に努め、活性化策の検討につなげられたい。

(3)PR事業について。

PRにおいては、「しらすのまどぐち」が開設され、情報発信拠点ができたことは大きな成果と言える。今後は、シラスだけでなく、各種地場産業品を取り扱うとのことなので、一過性のものとならないよう有効活用され、地場産業含む町の魅力の発信に尽力されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くのイベントが中止となっている。ホームページやSNSなどのデジタルツールのさらなる活用について検討し、情報発信力を低下させないよう努力されたい。

(4)総合計画との関連について。

第5次吉田町総合計画後期基本計画における現状と課題解消に向け、「4年後の姿」に記載されている取組や支援に係る施策を着実に実行し、「4年後の姿」が現実となるよう取組まれたい。

本調査によって調査対象とした地場産業に対する当局の取組のほか、より注力が必要と思われる箇所などが把握できた。当委員会からの意見が当町地場産業の活性化、さらに町全体の活性化の一助となることを期待いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

◎議案第3号～議案第28号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第5、第3号議案から日程第30、第28号議案までの26議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第1回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について3件、条例の一部改正について6件、条例の制定について1件、補正予算について3件、当初予算について7件、契約の変更について1件、指定管理者の指定について2件、町道の路線認定について1件、人事案件2件の合計26件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第3号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布、同月13日に施行されたことに伴いまして、同月12日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、吉田町国民健康保険税条例に規定している新型コロナウイルス感染症の定義を法改正に従って改正する内容の条例改正を行うものでございます。

第4号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第3号議案と同様に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、2月12日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、吉田町国民健康保険条例に認定している新型コロナウイルス感染症の定義を法改正に従って、改正する内容の条例改正を行うものでございます。

第5号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第3号議案、第4号議案同様に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、2月12日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、吉田町介護保険条例に規定している新型コロナウイルス感染症の定義を法改正に従って、改正する内容の条例改正を行うものでございます。

第6号議案は、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、職員の負担軽減を図るため、吉田町立学校、吉田町立保育所及び吉田町こども発達支援事業所に勤務する職員の給与から給食費を控除することができるようにする内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町総合体育館に本年3月までに空調設備を設置することに伴いまして、空調設備を使用した場合の冷暖房使用料を新たに規定する内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年4月1日から新たに財政管理課を設置するため、所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、3年ごとの見直しが義務づけられている介護保険事業計画におきまして、要介護認定者数等の動向を分析し、必要な介護保険サービスの見込み量を算出した結果、介護保険料の基準額を変更する必要があること等により、所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、学校施設の空調設備を使用した場合の冷暖房使用料を別に定める内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法の改正により、延滞金に関する用語の改正が行われたことに伴いまして、条例中で引用している用語を法改正に従って改正する内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年4月1日から施行されることに伴いまして、当町の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を法改正の趣旨に沿った基準に改正する内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

本議案は、令和2年の一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,515万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億791万3,000円とするとともに、防潮堤整備事業費など、3の事業に係る合計1億2,342万円の繰越明許費を設定するほか、地方債補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和2年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,708万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、令和2年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳出それぞれ194万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,521万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、令和3年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、令和3年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,900万円と定めるとともに、14の事業につきまして、総額8億9,510万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の最高額を5億円と定めるとともに、給料、職員手当等に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、令和3年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和3年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,500万7,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和3年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,893万1,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和3年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,233万2,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、令和3年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、令和3年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,198万9,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第 21 号議案は、令和 3 年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、令和 3 年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を 6 億 2,114 万 9,000 円とし、収益的支出の総額を 5 億 5,517 万 9,000 円とするとともに、資本的収入の総額を 1 億 1,944 万 9,000 円とし、資本的支出の総額を 4 億 7,237 万 3,000 円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 3 億 5,292 万 4,000 円は減債積立金 3,000 万円、建設改良積立金 1 億円、過年度分消費税資本的収支調整額 1,934 万 9,000 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,281 万 2,000 円、当年度分損益勘定留保資金 8,076 万 3,000 円で補填するものと定め、一時借入金の限度額を 2,000 万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第 22 号議案は、令和 3 年度吉田町公共下水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、令和 3 年度の公共下水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を 7 億 4,702 万 7,000 円とし、収益的支出の総額を 7 億 3,394 万 6,000 円とするとともに、資本的収入の総額を 8 億 6,373 万 7,000 円とし、資本的支出の総額を 8 億 8,430 万円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 2,056 万 3,000 円は、引継金 2,063 万 3,000 円を補填するものと定め、一時借入金の限度額を 3 億円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第 23 号議案は、令和 2 年度防潮堤整備工事（その 2）請負契約の変更についてでございます。

本議案は、令和 2 年 6 月に議会の議決をいただきました令和 2 年度防潮堤整備工事（その 2）請負契約につきまして、変更契約の締結をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第 24 号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設の管理につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、その指定管理者に社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第 25 号議案は、指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、吉田町防災公園の管理につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、その指定管理者に一般社団法人吉田町まちづくり公社を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

第 26 号議案は、町道の路線についてでございます。

本議案は、民間の宅地造成工事に伴い、2 路線を町道として認定する必要がありますことから、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

第 27 号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります桐田不二雄委員が本年 4 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町片岡 2611 番地の 5、桐田不二雄氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについてご同意をお願いするものでございます。

第 28 号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。



本議案は、現委員でありますヨシナガユウコ委員が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町片岡2293番地の1、五條栄子氏を人権擁護委員に推薦することにつきまして議会の御意見をお伺いするものでございます。

以上が上程をいたします26議案の概要でございます。

なお、今回の議会定例会に条例をいたします1議案につきまして、早期の議決のお願いがございまして。

第13号議案の令和2年度吉田町一般会計補正予算（12号）についてでございますが、歳入歳出の補正のうち、町債の減収補填債につきまして、3月中に県から起債の協議手続に係る同意を受ける必要がございますことから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の議会定例会中となると思っておりますが、新型コロナウイルス感染症対策費に係る補正予算についての議案、令和2年度吉田町一般会計補正予算（13号）について及び令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての2件につきまして、追加で上程させていただきたいと存じますので、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長から申し上げます。

それでは、御審議ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第6号議案、第8号議案、第17号議案、第27号議案及び第28号議案の計5議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第6号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の10ページ、11ページ及び参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は、吉田町立学校、吉田町立保育所、吉田町こども発達支援事業所に勤務する職員における給食費の徴収方法について、職員の負担軽減を図ることを目的として、現在の金融機関窓口へ出向いて納付する方法から、給与から控除する方法に変更するため、吉田町職員の給与に関する条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくものでございます。

改正の内容でございますが、職員に給与を支給する際に控除することができる項目を規定している第 20 条に、第 8 号として「吉田町立学校、吉田町立保育所及び吉田町立こども発達支援事業所に勤務する職員の給与費」を新たに加えようとするものでございます。

なお、施行期日は、この条例の公布の日からとしております。

続きまして、第 8 号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の 14 ページ、15 ページ及び参考資料ナンバー 6 を御覧ください。

本議案は、新型コロナウイルスの感染拡大により、町の財政運営について歳出の見直しをこれまで以上に徹底するとともに、歳入の確保を一層推進し、限られた資産を最大限に活用していく必要があることから、予算を総合的に管理する財政部門と、公有財産を管理する契約管理部門を一つの課に集約することで、資産管理の徹底を図り、より安定的な行政基盤を構築することを目的として、新たに財政管理課を設置するため、吉田町課設置条例に所要の改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますが、町長の権限に属する事務分掌をさせるために、設置する課を規定している第 1 条に財政管理課を新たに加えようとするものでございます。

なお、施行期日は本年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、第 17 号議案 令和 3 年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

議案書の 68 ページから 70 ページまでを御覧ください。

令和 3 年度吉田町土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額でございますが、第 1 条にありますとおり、歳入歳出それぞれ 1,500 万 7,000 円とし、款項ごとの金額は 70 ページ第 1 表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、令和 3 年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算最終ページの 227 ページの次に土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算事項別明細書がございますので、そちらの事項別明細書に沿って説明させていただきます。

1 ページ、総括の歳入を御覧ください。

1 款財産収入は前年度より 1 万 3,000 円少ない 5,000 円、2 款繰入金は前年度と同額の 1,500 万円、3 款繰越金及び 4 款諸収入はいずれも前年度と同額の 1,000 円とし、歳入合計 1,500 万 7,000 円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1 款総務費に前年度より 1 万 3,000 円少ない 1,500 万 7,000 円を計上いたしました。

次に、2 ページから 4 ページまでを御覧ください。

歳入についての詳細でございますが、1 款財産収入の 5,000 円は土地開発基金の基金利子 3,000 円と土地売払収入 2,000 円でございます。

2 款繰入金の 1,500 万円は、土地開発基金からの繰入金 1,500 万円でございます。

3 款繰入金は 1,000 円でございます。

4 款諸収入は、土地取得事業特別会計の預金利子 1,000 円でございます。

次に、5 ページの歳出を御覧ください。

1 款総務費の 1 項総務管理費の 1,500 万 7,000 円でございますが、1 目一般管理費の土地開発基金への積立金に 5,000 円、2 目財産取得費に 1,500 万円、3 目繰出金の土地開発基金への繰出金に 2,000 円を計上いたしました。

続きまして、第 27 号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の 90 ページを御覧ください。

本議案は、現在吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります桐田不二雄氏が本年 4 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き桐田氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

桐田氏の住所は吉田町片岡 2611 番地の 5、氏名は桐田不二雄、生年月日は昭和 24 年 1 月 13 日で、現在 72 歳でございます。

委員の任期は、本年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。

桐田氏の主な経歴でございますが、昭和 47 年 4 月に焼津信用金庫に入庫され、平成 19 年 3 月まで同金庫で活躍された後、同年の 4 月から関連会社であります株式会社まるせいビジネスに転籍されまして、平成 24 年 3 月に同会社を退職されました。

また、桐田氏は固定資産評価審査委員会の委員として、平成 27 年 5 月 1 日から 2 期在職していただいております。信用金庫にお勤めになられた経歴からも固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい見識をお持ちであるとともに、現在片岡区自治会の副会長を勤められておりますことから、地域住民からの信頼、信望も非常に厚く適任であると確信しております。

続きまして、第 28 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現在人権擁護委員でありますヨシナガユウコ氏が本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましては引き続きヨシナガ氏を人権擁護委員の候補として法務大臣に推薦したいと考えておりましたが、御本人からの退任の申出がございました。したがって、新たに後任として五條栄子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づきまして議会の御意見をお伺いするものでございます。

五條氏の住所は吉田町片岡 2293 番地の 1、氏名は五條栄子、生年月日は昭和 26 年 7 月 21 日で、現在 69 歳でございます。

五條氏は昭和 48 年から 38 年間教職につかれ、主に小学校において教鞭を取られてきました。また、退職後も当町の教育委員会指導主事として障害を持った子供の特別支援やいじめ相談等の業務の経験をお持ちであり、人権擁護活動に対して深い理解と熱意をお持ちの方でございます。

なお、今回の推薦に当たりましては、地元の片岡区自治会からも強い推薦をいただいております。また、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

以上、総務課からの 5 議案につきましての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛土君） 続きまして、防災課長お願いします。

防災課長、柳原真也君。

[防災課長 柳原真也君登壇]

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

総務課からは、第 25 号議案、指定管理者の指定についての 1 議案について御説明を申し上げます。

議案書の 87 ページ、参考資料ナンバー16 を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町防災公園の設置管理及び使用料に関する条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、吉田町防災公園の管理を指定管理者に行わせようとするものでございまして、その指定管理者に現在同施設の管理を行っております一般社団法人吉田町まちづくり公社を指定することについてお認めいただくとするものでございます。

指定管理者の選定についてですが、吉田町防災公園は、災害発生時における被災者の支援拠点となるほか、常に情報発信を通して町の振興につながる多様な取組が実践される拠点であるとともに、地域コミュニティの活性化に資する活動の場とすることを目的として設置した施設でありますことから、その設置目的を達成する事業展開が可能であり、かつ公園の適正な運営を確保できる一般社団法人吉田町まちづくり公社に指定することになが適切であると判断いたしまして、吉田町公の施設に係わる指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条ただし書きにより一般社団法人吉田町まちづくり公社を選定したものでございます。

指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、令和 3 年度における指定管理委託料は年額 1,182 万 7,000 円を予定しているものでございます。

業務の範囲といたしましては、施設の貸出しや施設利用料の徴収などの施設の運営に関する業務と、施設を維持するために必要な保守点検、修繕及び安全管理などの施設の管理に係わる業務を行っていただくとするものでございます。

また、利用料金につきましては、吉田町防災公園の設置管理及び使用料に関する条例別表第 2 の 2 及び 3 に掲げる金額を上限として、指定管理者が定める利用料金を徴収し、徴収した利用料金は指定管理者の収入とすることとしております。

以上が指定管理者の指定についての説明でございます。

防災課から 1 件の議案について御説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

[企画課長 谷澤智秀君登壇]

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第 13 号議案、令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 12 号）について及び第 16 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計予算についての 2 議案につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、第 13 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 12 号）についての内容を説明申し上げます。

別冊の補正予算書を御覧ください。

まず、そのうちの 1 ページを御覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,515万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億791万3,000円とするものでございます。また、第2項にございますとおり款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。令和2年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を6ページに掲げる第2表繰越明許費補正のとおりとすることを認めいただくとするものでございます。

次に、第3条でございます。地方債の補正につきまして、7ページから10ページまでに掲げる第3表地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

具体的な内容につきましては、まず、繰越明許費から説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で3事業につきまして総額1億2,342万円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして事業ごと申し上げます。

まず、防潮堤整備事業につきましては、川尻工区の防潮堤整備に係る工事請負費4,558万8,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、地方債と一般財源でございます。

次に、橋梁維持補修費につきましては、中川原橋と五番橋の補修に係る工事請負費5,225万1,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金、地方債及び一般財源でございます。

最後に、情報伝達充実強化事業費につきましては、防災行政無線移動系デジタル化整備に係る工事請負費2,558万1,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県支出金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましてもそのルールに従って、御報告させていただくものとなります。

続きまして、7ページから10ページまでの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施に沿って第3表に掲げる事業の起債限度額につきまして追加、変更及び廃止をお認めいただくとするものでございます。

まず、追加でございます。減収補填債につきましては、年度途中の減収に対して減収を補填するための特別の地方債を発行するものでございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により生じる消費や流通に係る地方消費税交付金や、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税などの7税目につきまして、令和2年度に限りの措置としまして、地方財政法の改正により減収補填債の対象税目に追加をされました。

当町におきましても新型コロナウイルス感染症の影響により減収と見込まれる法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税の6税目につきまして、基準財政収入額と減収による税目との差を精算するために発行する地方債として総額1億7,370万円を限度して設定するものでございます。

次に、変更でございます。

8ページの1番目の漁港環境整備事業から9ページの同報無線デジタル化整備事業までの起債につきましては、全て事業費の確定に伴う限度額の減額でございます。

次に、10ページの廃止については、水産物供給基盤機能保全事業について、今回起債を廃止するものでございます。この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較しまして3,780万円増額となります。

続きまして、別冊の令和2年度吉田町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書に沿って、補正予算の内容を御説明いたします。

まず、説明書の3ページ、歳入を御覧ください。

初めに、2款地方譲与税につきましては695万円の減額でございます。その内訳でございますが、1項地方揮発油譲与税につきましては330万円の減額、2項自動車重量税につきましては350万円の減額、3項森林環境譲与税につきましては15万円の減でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

2款利子割交付金につきましては10万円の増額、4款配当割交付金につきましては80万円の減額でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては1,070万円の増額、6款法人事業税交付金につきましては1,010万円の減額でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

7款地方消費税交付金につきましては4,660万円の減額、8款環境性能割交付金につきましては1,200万円の減額でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

11款交通安全対策特別交付金につきましては50万円の増額でございます。

なお、2款の地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金につきましてはいずれも県から示された推計を基に算出し、計上しているものでございます。

12款分担金及び負担金につきましては17万9,000円の減額でございます。

まず、1項1目農林水産業費分担金につきましては、県補助金の確定に応じて、事業費を減額することから、それに伴って分担金も減額となるものでございます。次に、2項1目民生費負担金につきましては、決算見込みにより、施設型給付費、町外在住者広域入所分100万円を計上するものでございます。

次に、13款使用料及び手数料につきましては、33万円の減額でございます。これは、1項6目教育使用料につきましては、決算見込みにより図書館視聴覚ホールの利用に係る図書館使用料を33万円減額するものでございます。

次に、14款国庫支出金につきましては1,701万1,000円の増額でございます。

まず、1項1目民生費国庫負担金につきましては2,792万8,000円の増額でございます。これは9ページの社会福祉費負担金におきまして事業費の増額に伴い、障害者自立支援給付

費負担金を1,998万円増額、障害児施設措置費給付費等負担金を728万3,000円増額、また過年度分の障害児施設措置費給付費等負担金につきましては、負担金の確定に伴い66万5,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目総務費国庫補助金につきましては237万4,000円の増額でございます。これは総務管理費補助金におきまして、決算見込みにより外国人受入れ環境整備交付金を237万4,000円増額するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金につきましては211万4,000円の増額でございます。これは社会福祉費補助金におきまして交付決定に伴い、地方生活支援事業費補助金を158万9,000円減額、障害者総合支援事業費補助金を6万5,000円減額、次の児童福祉費補助金におきましては決算見込みにより幼児教育・保育無償化推進事業費補助金を313万4,000円増額、また、保育対策総合支援事業費補助金につきましては48万8,000円の増額、子ども子育て支援事業費補助金につきましては14万6,000円を計上するものでございます。

次に、10ページの5目土木費国庫補助金につきましては1,451万5,000円の減額でございます。その内訳でございますが、道路橋梁費補助金におきましては833万6,000円を減額するものでございます。これは、令和2年度から新たな支援制度として道路橋梁等の老朽化対策に係る道路メンテナンス事業補助制度が創設され、社会資本整備総合交付金からの移行による組替えを交付決定と併せ行うものでございまして、社会資本整備総合交付金を6,278万6,000円を減額するとともに、道路メンテナンス事業費補助金5,445万円を計上するものでございます。次の都市計画費補助金におきましては、決算見込みにより既存建築物耐震診断事業費補助金を47万2,000円減額、ブロック塀等耐震化促進事業費補助金を156万3,000円減額、木造住宅耐震補強助成事業費補助金については、414万4,000円を減額するものでございます。

次に、6目教育費国庫補助金につきましては89万円の減額でございます。これは、小・中学校費補助金におきまして決算見込みにより特別支援学級児童就学奨励費補助金を24万円減額、特別支援学級生徒就学奨励費補助金を20万円減額、理科教育整備等補助金については45万円を減額するものでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

15款県支出金につきましては2,973万7,000円の減額でございます。

まず、1項1目民生費県負担金につきましては1,396万3,000円の増額でございます。これは、社会福祉費負担金におきまして、事業費の増額に伴い、障害者自立支援給付費負担金を999万円増額、障害児施設措置費、給付費等負担金を364万1,000円増額、また、過年度分の障害児施設措置費、給付費等負担金につきましては、負担金の確定に伴い33万2,000円を増額するものでございます。

次に、2目衛生費県負担金につきましては、決算見込みにより後期高齢者医療事業費負担金を63万円増額するものでございます。

次に、2項1目総務費県補助金につきましては649万円の減額でございます。これは、総務管理費補助金におきまして、静岡空港隣接地域にぎわい空間創成事業費補助金について、事業実績に伴い649万円を減額するものでございます。

12ページを御覧ください。

次に、2目民生費県補助金につきましては274万5,000円の減額でございます。これは、社会福祉費補助金におきまして、地域生活支援事業費補助金について、交付決定に伴いまして、79万5,000円を減額、また、特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業費補助金につきましては、決算見込みにより195万円を減額するものでございます。

次に、4目農林水産業費県補助金につきましては1,580万3,000円の減額でございます。これは、農業費補助金におきまして、人・農地問題解決加速化支援事業について、交付決定に伴い133万9,000円を減額、また、水産業費補助金におきましては、漁業基盤整備事業費補助金について交付決定に伴いまして1,446万4,000円を減額するものでございます。

また、次に、5目商工費県補助金につきましては192万5,000円の減額でございます。これは、消費者行政強化促進事業費補助金につきましては、交付決定に伴い13万6,000円を減額、また、地域産業立地事業費補助金については、決算見込みにより178万9,000円を減額するものでございます。

次に、6目土木費県補助金につきましては1,098万5,000円の減額でございます。これは、12ページから13ページにかけての都市計画費補助金におきまして、決算見込みからブロック塀等耐震化推進事業費補助金を78万1,000円減額、わが家の専門家診断事業費補助金を35万4,000円減額、木造住宅耐震補強助成事業費定額補助金を675万円減額、そして、木造住宅耐震補強助成事業費補強計画一体型補助金を310万円減額するものでございます。

次に、7目消防費県補助金につきましては605万8,000円の減額でございます。これは、消防費補助金におきまして、地震津波対策等減災交付金について、決算見込みによりまして、605万8,000円を減額するものでございます。

次に、8目教育費県補助金につきましては32万4,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みにより学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を32万4,000円減額するものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

16款財産収入につきましては8,000円の増額でございます。これは、1項2目利子及び配当金収入におきまして、当初予定をしておりました金額以上の利子額を収入できるようになりましたことから、ふるさとよしだ寄附金基金について8,000円を増額するものでございます。

次に、17款寄附金につきましては1項2目ふるさとよしだ寄附金におきまして、決算見込みにより組替えを行うものでございまして、一般寄附金を3,600万円減額するとともに、指定寄附金を3,600万円増額するものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

20款諸収入につきましては458万円の減額でございます。これは、5項2目雑入におきまして、458万円を減額するものでございます。まず、総務費雑入におきましては、市町村振興協会市町交付金について、交付決定に伴い102万3,000円を減額、衛生費雑入におきまして、後期高齢者過年度精算金につきましては負担金の精算に伴い311万3,000円を増額、消防費雑入におきまして、決算見込みにより退職手当基金交付金を294万9,000円減額、コミュニティ助成事業助成金について200万円を減額、また、教育費雑入におきましては、決算見



込みにより文化鑑賞事業入場料を14万6,000円減額、講座受講料を110万8,000円減額、各種大会参加料を25万3,000円減額、チャレンジ教室参加料について21万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。

21款町債につきましては3,780万円の増額でございます。

まず、1項2目農林水産業債につきましては730万円の減額でございます。これは、水産業債におきまして、それぞれの事業実績に応じて730万円を減額するものでございます。

次に、3目土木債につきましては1,400万円の減額でございます。これは、道路橋梁債におきまして、それぞれの事業実績に応じて1,010万円を減額、また、河川債におきましては、それぞれの事業実績に応じて390万円を減額するものでございます。

次に、16ページから17ページにかけての4目消防債につきましても、それぞれの事業実績に応じまして1億1,460万円を減額するものでございます。

次に、7目減収補填債につきましては基準財政収入額と税収額との差を精算するために発行する地方債として1億7,370万円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

18ページを御覧ください。

まず、1款議会費につきましては78万4,000円の減額でございます。これは、1項1目議会費におきまして、決算見込みにより議会運営費を33万円減額、議会調査活動費を45万4,000円減額するものでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

2款総務費につきましては406万4,000円の減額でございます。

まず、1項6目企画費におきましては300万円の減額でございます。これは、会計年度任用職員人件費について、国庫補助金、外国人受入環境整備交付金の交付決定に伴う財源の振替を行うとともに、多文化共生推進事業費について、決算見込みにより国際交流協会補助金を50万円減額、また、地域交流費について決算見込みにより地域活性化大規模イベント事業補助金を250万円減額するものでございます。

次に、8目防犯対策費におきましては、防犯対策推進費について決算見込みにより防犯まちづくり推進協議会委員報酬を22万4,000円減額するものでございます。

次に、9目交通安全対策費におきましては、交通指導員活動費について、決算見込みによりまして指導員研修会補助金を55万円減額するものでございます。

また、次に、6項1目監査委員費におきましては、事業実績により監査員費を29万円減額するものでございます。

21ページを御覧ください。

続きまして、3款民生費につきましては5,483万9,000円の増額でございます。

まず、1項2目国民年金事務費におきましては、過年度分の精算に係る国民年金等事務費交付金過年度返還金7万6,000円を増額するものでございます。

次に、4目老人福祉費におきましては139万6,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより敬老事業費を182万4,000円減額、また、老人保護措置費については障害者等介護加算対象の増加に伴いまして、措置費42万8,000円を増額するものでございます。

次に、5目心身障害者福祉費におきましては4,945万1,000円の増額でございます。これは、心身障害者自立支援事業費について給付費の増額に伴い、共同生活援助給付費を1,067万3,000円増額、就労継続支援給付費を2,300万2,000円増額、デイサービス等給付費を689万4,000円増額、また、過年度事業の精算に伴いまして、県補助金等返還金888万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

また、23ページの地域生活支援事業費につきましては、国庫補助金及び県補助金の交付決定に伴う財源振替となっております。

次に、7目介護保険費につきましては、決算見込みにより介護保険事業費事業会計繰出金を212万5,000円減額するものでございます。

また次に、2項1目児童福祉総務費におきましては、児童福祉費について過年度事業の精算に伴い補助金等返還金474万円を増額するものでございます。

次に、24ページ2目児童措置費におきましては、児童手当費についてマイナンバー情報連携に係る児童手当システムの改修に伴いまして電算処理委託料を22万円増額するものでございます。

次に、3目保育所費におきましては、387万3,000円の増額でございます。これは、職員人権費及び会計年度任用職員人件費について、国庫補助金、幼児教育・保育無償化推進事業費補助金の交付決定に伴う財源振替を行うとともに保育園管理費について決算見込みによりさくら保育園の駐車場整備に係る施設用地829万6,000円を減額、小規模保育施設に対する保育対策総合支援事業費補助金48万8,000円を増額、また過年度事業の精算に伴いまして県補助金等返還金1,168万1,000円を増額するものでございます。

また、25ページのさくら保育園運営費、すみれ保育園運営費、さゆり保育園運営費、そしてわかば保育園運営費につきましては、歳入の施設型給付費の計上に伴う財源振替となっております。

続きまして、4款衛生費につきまして、721万1,000円の減額でございます。まず、1項2目予防費におきましては、466万4,000円の減額でございます。これは、感染症予防費について決算見込みにより予防接種委託料を466万4,000円減額するものでございます。

次に、5目母子保健衛生費におきましては、こちらも決算見込みにより乳幼児妊婦健診委託料223万6,000円を減額するものでございます。

次に、6目健康づくり事業費におきましては、ダンス健康づくり事業費について決算見込みによりましてダンス健康づくり事業費補助金を250万円減額するものでございます。

次に、7目老人保健事業費におきましては、538万9,000円の増額でございます。これは27ページの後期高齢者医療事業事務費につきまして過年度分の療養給付費の確定に伴い過年度分療養給付費負担金を455万円増額、また決算見込みにより保険基盤安定操出金を83万9,000円増額するものでございます。

次に、8目健康増進事業費におきましては、決算見込みによりがん検診の委託料についてそれぞれ減額するものでございます。

28ページを御覧ください。

続きまして、5款労働費につきましては、7万7,000円の減額でございます。こちらは、1項1目労働諸費におきまして決算見込みにより雇用対策費を7万7,000円減額するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費につきましては、4,024万6,000円の減額でございます。

まず、28ページから29ページにかけての1項1目農業委員会費におきましては、決算見込みにより農業委員会運営費を60万2,000円減額するものでございます。

次に、29ページ2目農業総務費におきましては、こちらも決算見込みによりまして農業総務費を38万9,000円減額するものでございます。

次に、3目農業振興費におきましては、170万3,000円を減額するものでございます。これは、農業振興費について決算見込みにより4万1,000円を減額、また担い手育成総合対策事業費につきましても、決算見込みにより166万2,000円を減額するものでございます。

次に、5目農地費につきましては、決算見込みにより水門排水機場管理費514万2,000円減額するものでございます。

また、次に30ページから31ページにかけての3項1目水産振興費におきましては、決算見込みにより水産振興費を50万5,000円減額するものでございます。

次に、2目漁港管理費におきましては、3,190万5,000円を減額するものでございます。これは、漁港管理費につきまして決算見込みにより130万円を減額するものでございます。

また、32ページの水産物供給基盤機能保全事業費につきましては、事業費の確定に伴い漁港改修を1,300万円減額、港内しゅんせつ工事につきましては842万8,000円を減額するものでございます。また、漁港環境整備事業費につきましては、事業実績により漁協環境施設整備を851万1,000円減額、津波・高潮危機管理対策事業費につきましても、こちらも事業実績によりまして設計委託料65万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

7款商工費につきましては、614万円の減額でございます。こちらは、1項1目商工総務費におきまして決算見込みにより消費生活費を12万4,000円を減額するものでございます。

次に、2目商工業振興費につきましては、500万9,000円を減額するものでございます。その内訳でございますが、全て決算見込みによる減額となっております。商工業振興費につきましては8,000円を減額。中小企業商工費につきましては、54万5,000円を減額。

また、34ページの産業支援事業費につきましては、83万円を減額。そして企業立地振興費につきましては、362万6,000円を減額するものでございます。

35ページを御覧ください。

次に、3目観光費につきましては、100万7,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより観光振興費を37万円減額、観光PR事業費につきましては、63万7,000円を減額するものでございます。

36ページを御覧ください。

続きまして、8款土木費につきましては、1億4,955万5,000円の減額でございます。

まず、1項1目土木総務費におきましては、防潮堤整備事業費について、決算見込みにより海岸整備を1億円を減額するものでございます。なお、防潮堤整備事業費につきましては、令和3年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、2項1目道路維持費におきましては、1,710万円の減額でございます。これは、道路維持費について決算見込みにより測量調査委託料を30万円減額、また吉田町内道路舗装

修繕事業費につきましては、国庫補助金の交付決定に伴い道路改良を1,680万円減額するものでございます。

37 ページを御覧ください。

次に、2目道路新設改良費におきましては、町上3号線道路整備事業費について事業実績により445万6,000円を減額するものでございます。

次に、3目橋梁維持費におきましては100万円の増額でございます。これは橋梁維持補修費について決算見込みにより調査委託料を181万9,000円増額。橋梁補修設計業務委託料を554万円減額。そして、維持修繕472万1,000円を増額するものでございます。なお、橋梁維持補修費につきましては、令和3年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

また、次に3項1目河川総務費におきましては、治水対策推進事業費について決算見込みにより272万1,000円を減額するものでございます。

次に、2目河川維持費におきましては、事業実績により河川維持管理費を156万円減額するものでございます。

また次に、38ページから39ページにかけての4項1目都市計画総務費におきましては、決算見込みによりTOUKAI-0促進事業費について2,463万円を減額するものでございます。

次に39ページ、5目公園費におきましては、事業実績により公園維持管理費8万8,000円減額するものでございます。

40 ページを御覧ください。

続きまして、9款消防費につきましては、2,106万5,000円の増額でございます。まず、1項1日常備消防費におきましては、消防救急広域事業費について事業実績に基づきまして事務委託料を4,326万7,000円増額するものでございます。

次に、2目非常備消防費につきましては、396万5,000円を減額するものでございます。これは、消防団運営費につきまして事業実績により8万円を減額、また40ページから41ページにかけての消防団員福利厚生費につきましては、事業実績に基づきまして388万5,000円を減額するものでございます。

次に、41ページ3目消防施設費におきましては、86万円を増額するものでございます。これは、消防施設整備事業費につきまして消火栓に係る修繕料を239万9,000円増額。また、決算見込みにより公用車、消防ポンプ車を124万9,000円減額。そして、消防団消防用資機材を29万円減額するものでございます。

次に、5目災害対策費におきましては、1,909万7,000円の減額でございます。これは、地震対策費につきまして、事業費の確定により211万2,000円を減額。また、42ページの防災意識向上事業費につきましては、決算見込みにより6万2,000円を減額。また、情報伝達充実強化事業費につきましては、こちらも決算見込みにより同報無線デジタル化工事に係る1,692万3,000円を減額するものでございます。なお、情報伝達充実強化事業費につきましては、令和3年度に繰り越す措置をさせていただいております。

続きまして、43ページを御覧ください。

10款教育費につきましては、789万1,000円の減額でございます。

まず、1項1目教育委員会費におきましては、決算見込みにより教育委員会費を38万円減額するものでございます。

次に、2目事務局費におきましては、こちらも決算見込みにより事務局事務費を80万5,000円減額するものでございます。

次に、44ページの3目教育諸費におきましては、16万8,000円の増額でございます。これは、決算見込みにより小・中学校健康診断費について107万5,000円を減額。教育振興事業費について133万6,000円を減額。また、45ページの英語教育推進事業費につきましては、35万1,000円を減額。次の教職員等負担金補助金につきましては、小・中学校活動補助金を決算見込みにより4万5,000円増額。確かな学力定着事業費につきましては、決算見込みにより55万2,000円を減額。また、幼児教育振興費につきましては、決算見込みにより委員謝礼金、講師謝礼金、特別旅費、食糧費を減額。また、過年度事業の精算に伴いまして県補助金等返還金399万6,000円を増額するものでございます。また、小・中一貫教育振興事業費につきましては、決算見込みにより35万1,000円を減額するものでございます。

また次に、2項小学校費1目学校管理費におきましては、36万6,000円の減額でございます。これは、住吉小学校維持管理費、47ページの中央小学校維持管理費及び自彊小学校維持管理費につきまして、それぞれ決算見込みによりまして警備保障業務委託料を減額するものでございます。

次に、3目特別支援学級費におきましては、48万円の減額でございます。これは、住吉小学校特別支援学級費、中央小学校特別支援学級費及び48ページの自彊小学校特別支援学級費につきまして、決算見込みによりそれぞれ就学奨励費を減額するものでございます。

また次に、3項中学校費1目学校管理費におきましては、16万5,000円の減額でございます。これは、吉田中学校維持管理費につきまして決算見込みにより警備保障業務委託料を16万5,000円減額するものでございます。

次に、3目特別支援学級費におきましては、吉田中学校特別支援学級費について決算見込みにより就学奨励費を40万円減額するものでございます。

次に、48ページから49ページにかけての4項1目社会教育総務費につきましては、152万6,000円の減額でございます。これは決算見込みによりまして社会教育委員費を34万3,000円減額。芸術文化振興事業費を45万円減額。生涯学習推進事業費を2万5,000円減額。

また50ページの地域教育推進事業費については68万6,000円を減額。コミュニティづくり推進事業費につきましては、2万2,000円を減額するものでございます。

次に、2目公民館費におきましては、252万7,000円の減額でございます。これは、50ページから51ページにかけての中央公民館活動費を決算見込みによりまして202万7,000円減額。また、地域教育活動費につきましてはこちらも決算見込みにより50万円を減額するものでございます。

次に、4目図書館費につきましては13万1,000円を減額するものでございます。まず、図書館管理費につきましては歳入の図書館使用料の減額に伴う財源振替となっております。また、図書館活動推進費につきましては決算見込みにより13万1,000円を減額するものでございます。

次に、52ページの5項1目保健体育総務費におきましては、120万6,000円を減額するものでございます。これは、社会教育振興費につきまして決算見込みによりまして120万6,000円を減額するものでございます。

次に、53 ページの3 目体育館運営費におきましては、7 万 3,000 円を減額するものでございます。これは、総合体育館運営費につきましてこちらも決算見込みによりまして7 万 3,000 円を減額するものでございます。

最後に、13 款諸支出金でございます。

こちらは、9,490 万 7,000 円の増額でございます。これは、2 項1 目基金費におきまして、財政調整基金費につきまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入、5,889 万 9,000 円を財政調整基金に積み立てるための増額。また、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、歳入の吉田町ふるさとよしだ寄附金、指定寄附金及びふるさとよしだ寄附金基金利子が増額となったことに伴いましてふるさとよしだ寄附金基金費を3,600 万 8,000 円増額するものでございます。

以上、ただいま御説明申し上げました内容が第13 号議案 令和2 年度吉田町一般会計補正予算（第12 号）についての概要でございます。なお、今回の補正予算のうち歳入の21 款町債の1 項7 目減収補填債につきましては、地方債の事務手続につきまして3 月中に県から起債の協議手続に係る同意を受ける必要があるため、この補正予算につきましては早期の議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

続きまして、第16 号議案 令和3 年度吉田町一般会計予算について御説明申し上げます。

議案は、議案書の58 ページからとなっております。

それでは、議案書の59 ページを御覧ください。

第1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110 億 4,900 万円とし、また、この款項区分ごとの金額は60 ページから66 ページまでに掲載しております第1 表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2 条は、地方債について、67 ページに掲げました第2 表地方債のとおりお認めいただくとするものでございます。

第3 条は、一時借入金の借入額の最高額を5 億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第4 条は、歳出予算の款項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございます。

以上が令和3 年度吉田町一般会計予算でございます。

引き続きその概要につきまして御説明いたします。

それでは、60 ページからの第1 表歳入歳出予算に沿って御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款町債につきましては、49 億 1,786 万 9,000 円を計上し歳入総額に占める割合は44.5%となっております。

次に、2 款地方譲与税につきましては、7,105 万円の計上でございます。これは国の地方財政計画の率を考慮し、1 項地方揮発油譲与税として1,910 万円、2 項自動車重量譲与税として4,950 万円を計上し、また3 項森林環境譲与税といたしまして245 万円を計上するものでございます。

次に、3 款利子割交付金につきましては370 万円。

4 款配当割交付金につきましては1,720 万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、2,140 万円をそれぞれ計上しております。  
61 ページを御覧ください。

6 款法人事業税交付金でございます。こちらは9,190 万円を計上しております。

次に、7 款地方消費税交付金につきましては、7 億 270 万円の計上でございます。

また、8 款環境性能割交付金につきましては、1,320 万円の計上でございます。

次に、9 款地方特例交付金につきましては、7,040 万円の計上で1 項地方特例交付金として3,620 万円、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として3,420 万円を計上しております。

次に、10 款地方交付税につきましては、令和3 年度も引き続き交付団体として推計し、5 億 1,100 万円を見込んでおります。このうち普通交付税は4 億 1,100 万円、特別交付税は1 億円でございます。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、440 万円の計上でございます。

12 款分担金及び負担金につきましては、6,570 万 2,000 円の計上で、1 項分担金として435 万 5,000 円、2 項負担金として6,134 万 7,000 円を計上しております。

62 ページを御覧ください。

13 款使用料及び手数料につきましては7,461 万円の計上で、1 項使用料として6,031 万 8,000 円、2 項手数料として1,429 万 2,000 円を計上しております。

次に、14 款国庫支出金につきましては、9 億 2,914 万 7,000 円の計上でございます。国のG I G A スクール構想に係る児童・生徒1 人1 台端末の整備完了に伴う教育費国庫補助金の減額や社会資本整備総合交付金、道路橋梁住宅の減額が主な要因となりまして、前年度と比較して8,423 万 4,000 円の減額でございます。国庫支出金の内訳といたしましては、1 項国庫負担金として7 億 4,336 万 8,000 円、2 項国庫補助金として1 億 7,884 万 8,000 円、3 項国庫委託金として696 万 1,000 円を計上しております。

次に15 款県支出金につきましては、10 億 682 万 4,000 円の計上でございます。静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金の増額や、水産業振興総合推進事業費補助金の増額が主な要因となりまして、前年度と比較して2 億 3,222 万 1,000 円の増額でございます。県支出金の内訳といたしましては、1 項県負担金として3 億 6,618 万 3,000 円、2 項県補助金として5 億 5,308 万 4,000 円、3 項県委託金として8,755 万 7,000 円を計上しております。

次に、16 款財産収入につきましては、1,682 万 8,000 円の計上で1 項財産運用収入として669 万 7,000 円、2 項財産売払収入として1,013 万 1,000 円を計上しております。

17 款寄附金につきましては、7 億 2,200 万円の計上でございます。そのうちふるさと納税分としまして、ふるさとよしだ寄附金7 億 2,000 万円を計上しております。

63 ページを御覧ください。

18 款繰入金につきましては、5 億 3,099 万 3,000 円の計上でございます。この内訳といたしましては、1 項特別会計繰入金として92 万 1,000 円、2 項基金繰入金として5 億 3,007 万 2,000 円を計上しております。合計で前年度と比較しまして1 億 210 万 9,000 円の減額となっております。

次に、19 款繰越金につきましては2 億円。

20 款諸収入につきましては、1 億 8,294 万 7,000 円の計上でございます。

21 款町債につきましては、8 億 9,510 万円の計上でございます。前年度と比較をいたしまして 4 億 960 万円の減額となっております。

続きまして、歳出でございます。

64 ページを御覧ください。

まず、1 款議会費につきましては、9,778 万 1,000 円の計上でございます。

次に、2 款総務費につきましては、16 億 1,469 万 2,000 円の計上でございます。会計年度任用職員の人件費やふるさと納税推進事業費の増額のほか、県知事選挙費及び衆議院議員選挙費の計上が主な要因となりまして、前年度と比較をいたしまして 1 億 2,731 万 2,000 円の増額となっております。

3 款民生費につきましては、29 億 5,122 万 5,000 円の計上でございます。さくら保育園駐車場整備完了に伴う保育園管理費の減額などが主な要因となりまして、前年度と比較しまして 3,337 万 4,000 円の減額となっております。

次に、4 款衛生費につきましては 16 億 8,772 万 7,000 円の計上でございます。吉田町牧之原市広域施設組合負担金、火葬場、ごみ処理費の減額が主な要因となりまして、前年度と比較して 2,025 万 8,000 円の減額となっております。

5 款労働費につきましては、296 万 1,000 円の計上でございます。

65 ページを御覧ください。

6 款農林水産業費につきましては、5 億 2,162 万 5,000 円の計上でございます。南駿河湾漁協の製氷機整備に係る水産業振興総合推進事業費補助金の増額や、多目的広場整備事業の増額が主な要因となりまして、前年度と比較をしまして 2 億 7,918 万 3,000 円の増額となっております。

7 款商工費につきましては、7,022 万 3,000 円の計上でございます。企業立地促進事業費補助金の減額が主な要因となりまして、前年度より 1 億 3,975 万 4,000 円の減額となっております。

次に、8 款土木費につきましては 13 億 5,494 万 7,000 円の計上でございます。防潮堤整備事業費、町営住宅維持管理費、そして公共下水道事業操出金の減額が主な要因となりまして、前年度と比較をしまして 3 億 5,491 万 8,000 円の減額となっております。

9 款消防費につきましては、4 億 8,523 万 9,000 円の計上でございます。消防救急広域事業費の減額や、同報無線デジタル化整備事業の完了に伴う情報伝達充実強化事業費の減額が主な要因となっております。前年度と比較をしまして 1 億 1,057 万 2,000 円の減額となっております。

次に、10 款教育費につきましては 9 億 4,640 万 3,000 円の計上でございます。総合体育館の空調設備整備の完了のほか、国の G I G A スクール構想に係る児童・生徒 1 人 1 台端末の整備の完了が主な要因となっております。前年度と比較をいたしまして 4 億 3,272 万 1,000 円の減額となっております。

66 ページを御覧ください。

次に、11 款災害復旧費につきましては 4,000 円。

12 款公債費につきましては、10 億 7,975 万 9,000 円。

13 款諸支出金につきましては、2 億 1,641 万 4,000 円の計上でございます。

14 款予備費につきましては、2,000 万円の計上でございます。



続きまして、67 ページに掲げてあります第2表地方債につきまして御説明申し上げます。

令和3年度において起債を予定している事業は、13事業でございます。その13事業に加えまして臨時財政対策債5億8,200万円を予定し、総額8億9,510万円の限度額となる起債をお認めいただくとする内容となっております。

以上が、第16号議案 令和3年度吉田町一般会計予算についての概要でございます。なお、予算に関する説明書を用いての詳細な説明は後刻それぞれの担当課長からございますので、財政担当課であります企画課からの説明は以上となります。

また、先ほど町長から議案上程の中にありましたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関連する令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）についてと、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関連する令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての2議案につきましては、今議会開会中に追加上程させていただき予定でございますので御承知おきのほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上が令和3年第1回吉田町議会定例会に上程いたしました企画課関連の2議案についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 零時56分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、町民課長、お願ひします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは第3号議案、第4号議案、第11号議案、第14号議案、第18号議案、第19号議案の6議案につきまして説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページを御覧ください。

初めに、第3号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして説明申し上げます。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、新型コロナウイルス感染症の位置づけが見直されたことに伴いこれを引用しております吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年2月12日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告をさせていただき、併せて御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2により新型インフルエンザ等と見なされておりましたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが見直され新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、同月13日より施行されたことに伴い同日より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定され、特措法附則の規定は削除されることとなりました。つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置を規定しております附則第15項第1号におきまして、特措法附則第1条の2第1項を引用していた部分に今般の新型コロナウイルス感染症を直接規定するよう改めたものでございます。また、附則によりこの条例の施行期日を令和3年2月13日から施行することとしたものでございます。

続きまして、議案書の4ページ、5ページの第4号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）につきまして説明申し上げます。

本議案は、さきの第3号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部改正と同様、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴いこれを引用しております吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和3年2月12日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告をさせていただきます併せて御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の6ページと参考資料ナンバー2の新旧対照表を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を規定しております附則第2項におきまして、特措法附則第1条の2第1項を引用していた部分に今般の新型コロナウイルス感染症を直接規定するよう改めたものでございます。また、附則によりこの条例の施行期日を令和3年2月13日から施行することとしたものでございます。

続きまして、議案書の22ページ、23ページの第11号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

参考資料ナンバー9を併せて御覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同法律中の地方税法の改正において地方税における延滞金の割合等の見直しが行われたことから、これを引用しております吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することをお認めいただきます。

改正の内容でございますが、附則第2項におきまして特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称を改め、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことから租税特別措置法により告示された割合を平均貸付割合と改めるとともに第3項におきまして第2項に規定する加算した割合が年0.1%未満であるときは年0.1%とする下限の規定を追加するものでございます。また、附則により施行期日を公布の日からとすると共にこの改正規定は公布の日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については従前の例によることとしたものでございます。

続きまして、議案書の56ページ、第14号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊となっております令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,708万7,000円とするものでございます。また、第2項にありますとおり款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細について説明させていただきます。

別冊の令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

初めに、2ページの歳入でございますが、3款繰入金は83万9,000円の増額でございます。低所得世帯及び社会保険元被扶養者に対する均等割額の減額分である保険基盤安定繰入金において、後期高齢者医療広域連合の決算見込みに伴い一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

続きまして、3ページの歳出でございますが、1款後期高齢者医療広域連合納付金を83万9,000円増額するものでございます。歳入の増額を受けまして均等割額減額分を増額し、後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上が、第14号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての内容でございます。

続きまして、議案書の71ページから74ページまでの第18号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について説明申し上げます。

議案書の72ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億9,893万1,000円と定め、第2項では款項の区分及び当該区分ごとの金額は73ページ及び74ページにあります第1表歳入歳出予算のとおりとするものとし、また第2条では地方自治法第220条第2項ただし書の規定により保険給付費における同一款内での各項の款の流用ができることをお認めいただこうとするものでございます。

では、引き続きその詳細を別冊となっております予算に関する説明書により説明させていただきます。

予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計を御覧ください。

それでは、歳入から説明申し上げます。

2ページから3ページにかけての1款国民健康保険税は、5億9,457万9,000円の計上でございます。新型コロナウイルス感染症による所得の減少及び基礎控除の改正による影響を考慮し、前年度と比較し4,128万円、率にして6.5%の減額でございます。

次に、4ページの2款使用料及び手数料は、督促手数料の10万円の計上でございます。

次の3款国庫支出金は、災害臨時特例補助金1,000円の計上でございます。

次に、5ページの4款県支出金は、18億7,822万8,000円の計上でございます。歳出の保険給付費に充当される普通交付金と保険者努力支援分等の特別交付金でございます。

次に、5款財産収入は基金利子9,000円の計上でございます。

次に、6ページの6款繰入金は、2億136万7,000円の計上でございます。1項1目の一般会計繰入金は、低所得世帯対策のための保険基盤安定繰入金や出産・育児一時金等繰入金などの法定繰入金でございます。また、2項1目の国民健康保険事業基金繰入金は、予算不足を補うため6,900万円の計上でございます。

次の7款繰越金は、1,000万円の計上でございます。

次の、7ページから9ページにかけての8款諸収入は、1,464万7,000円で延滞金、基金利子、返納金等の雑入の計上でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

予算に関する説明書は10ページを御覧ください。

1款総務費は、1,339万8,000円の計上でございます。内訳としましては、1項総務管理費951万9,000円と11ページの2項徴収費367万5,000円、12ページの3項運営協議会費20万4,000円でございます。いずれも補助事業分を除き一般会計から職員給与費等繰入金により充当されるものでございます。

次に、13ページから18ページにかけての2款保険給付費は、18億4,551万7,000円の計上でございます。過去の決算額及び令和2年度の決算見込みを踏まえ、前年度と比較し121万3,000円の減額でございます。内訳でございますが、13ページ14ページの1項療養諸費は15億9,734万2,000円で、療養給付費、療養費、審査支払手数料でございます。14ページから16ページにかけての2項高額療養費は、2億3,624万9,000円で高額療養費と高額介護合算療養費でございます。16ページの3項移送費は、11万円の計上でございます。

以上の、1項療養諸費、2項高額療養費、3項移送費の費用の財源につきましては、全額県から普通交付金として充当されるものでございます。

次に、17ページの4項出産育児諸費の966万5,000円と次の5項葬祭諸費の215万円につきましては、過去の実績を踏まえた計上でございます。

18ページの6項傷病手当諸費につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり労務に復することができなかった場合に支給するもので、対象期間が令和3年6月30日まで延長されたため計上するものでございます。

次に、19ページから21ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は、7億9,110万1,000円の計上でございます。県が所得水準や医療費指数を基に算定し各市町が県に納付するもので、被保険者数の減少と県の余剰金を一部充てたことにより前年度と比較して1,978万円、率にして2.4%の減額でございます。

次に、21ページの4款共同事業拠出金1,000円は、退職者医療制度に係る共同事業の事務費でございます。

次に、22ページの5款財政安定化基金拠出金は、1,000円の計上でございます。

次に、23ページから24ページにかけての6款保健事業費は、2,883万4,000円の計上でございます。内訳でございますが、1項保健事業費は医療費通知等の発送や人間ドックの助成事業などを実施することにより医療費の適正化と疾病の早期発見に努めるための事業でございます。2項の特定健康診査等事業費は、40歳以上の国民健康保険加入者を対象に検診の受診を勧奨し実施するための経費でございます。

次に、25ページの7款基金積立金は9,000円の計上でございます。

次に、25 ページから 27 ページにかけての 8 款諸支出金は、1,507 万円の計上でございます。所得更正などによる保険税の還付金や交付金の償還金の計上でございます。

最後に、28 ページの 9 款予備費は 500 万円の計上でございます。

以上が、第 18 号議案 令和 3 年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、議案書 75 ページから 77 ページの第 19 号議案 令和 3 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明申し上げます。

議案書の 76 ページを御覧ください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 9,233 万 2,000 円と定め、第 2 項では款項の区分及び当該区分ごとの金額は 77 ページの第 1 表歳入歳出予算のとおりとすることを認めいただくとするものでございます。

では、引き続き別冊となっております予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計 2 ページを御覧ください。

それでは、歳入から説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は、2 億 4,550 万 6,000 円の計上でございます。後期高齢者医療広域連合が 10 月 1 日を基準日とし推計したもので、前年度と比較し 131 万 5,000 円の減少でございます。

次に、2 款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料等で 2 万 1,000 円の計上でございます。

3 ページの 3 款繰入金は、4,539 万 4,000 円の計上で低所得世帯と社会保険元被扶養者に対する均等割額軽減分で、一般会計から保険基盤安定繰入金として繰り入れるものでございます。

4 款繰越金は 1,000 円の計上でございます。

次に、4 ページから 5 ページにかけての 5 款諸収入は、141 万円の計上でございます。所得更正などにより被保険者に保険料を還付する場合、町が後期高齢者医療広域連合に収めた保険料を町へ返還していただくための還付金の予算計上が主なものとなっております。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

6 ページの 1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、2 億 9,090 万円の計上でございます。被保険者から納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた均等割額軽減分を後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次に、7 ページから 8 ページにかけての 2 款諸支出金は、140 万 6,000 円で保険料の還付金等でございます。

最後に 8 ページの 3 款予備費は、2 万 6,000 円の計上でございます。

以上が、第 19 号議案 令和 3 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明でございます。

町民課から提出いたしました 6 議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして福祉課長お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第5号議案、第9号、第12号、第15号、第20号議案の6議案につきまして説明申し上げます。

初めに、第5号議案、議案書の7ページからの専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年2月12日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき併せて御承認をお願いするものでございます。

先の第3号、第4号議案の吉田町国民健康保険税条例、吉田町国民健康保険条例の一部改正と同様、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する条例が施行されることになったことに伴いこれを引用している吉田町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、参考資料ナンバー3の新旧対照表を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を規定しております附則第9条の第1項の規定において新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項を引用していた箇所を今般の新型コロナウイルス感染症を直接規定するよう改めるものでございます。さらに附則におきまして、この条例は令和3年2月13日から施行することとしたものでございます。

次に、議案書の16ページから18ページ、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本議案は、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料に関する改正の内容と税制改正により介護保険料や介護給付の負担水準等に関して意図せざる不利益が生じないよう健康保険法施行令等の一部を改正する政令において所用の改正が介護保険法施行令に対し加えられたことに伴い、これらの内容を本条例に盛り込むため一部改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、参考資料ナンバー7の新旧対照表を御覧ください。

初めに、第1章の2でございますが、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準におきましては、それぞれの基準を定める条例で定めることとし、本条例から削ることとしました。

次に、第2条介護保険料率でございますが、第1項中の平成30年度から令和2年までを第8期介護保険事業計画期間の令和3年度から5年度までと改め、計画に基づき各年度における保険料率基準額を月額5,000円、年額6万円に改め、第1号被保険者の区分に応じそれぞれ各号に定めることとしました。これまでの第7期吉田町介護保険事業計画におきましては、保険料は基金を活用し県内2番目に安価な保険料で実施してまいりましたが、第8期の保険料は国や県の動向を踏まえつつ近年の給付費の推移や推計、推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、施策の実施状況や効果を検証した上で今後3年間と団塊の世代が75歳になる令和7年を見据え、さらに基金を活用して3年間運用できるよう算定いたしました。また、所得の算定方法について、平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正の内容を踏まえ、第1項第6号から第9号にあります合計所得金額の算定方法について改めることといたしました。さらに、介護保険法施行規則改正に伴い第1項第6号から9号にあります第6段階、7段階、8段階及び9段階の境目となります合計所得金額をそれぞれ120万円、210万

円、32万円として定めることとしました。さらに、第2項から4項におきましては、第1段階から3段階までにおきまして公費による軽減措置を実施することを規定したものでございます。次に、附則の第7条第1項におきましては、租税特別法の改正により同法第93条第1項に規定されていた特例基準割合が延滞金特例基準割合と名称改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことから用語の改正を行っております。第2項につきましては、延滞金の額の計算において年0.1%未満であるときは0.1%の割合とすることとし規定しております。そして、この条例の施行期日を公布の日からと規定し、第2条の保険料率の改正規定は令和3年4月1日からとしております。なお、経過措置として改正後の介護保険条例第2条保険料率の規定は令和3年度以降の保険料に適用し、令和2年度分までの保険料についてはなお従前の例によることとし、改正後の介護保険条例附則第7条の規定は公布の日の以降の期間に対する延滞金について適用し、公布前の延滞金については従前の例によるものとします。

以上が、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、議案書の24ページから57ページ、第12号議案 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明申し上げます。

本議案は、令和3年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和3年4月1日から施行されることとなったため、関係する4条例を一括して所要の改正を行うものでございます。この省令の概要としましては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で感染症や災害への対応強化を図るとともに団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けてさらに2040年も見据えながら地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止の取組の推進、介護人材の確保、介護現場の革新、制度の安全性、持続可能性の確保を図ることとしております。

本条例の改正内容でございますが、参考資料ナンバー10の新旧対照表を御覧ください。

主な内容について説明をさせていただきます。

初めに、高齢者虐待防止法の推進として4ページにございます第3条第3項などに指定地域密着型サービス事業者は利用者の人権の擁護、虐待防止について必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し研修を実施することを追加しております。さらに、9ページの第41条の2には虐待の発生またはその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに従業者に研修を定期的実施すること、担当者を置くことなどを追加しております。

次に、介護人材の確保、介護現場の革新として6ページの第33条第5項におきましては、ハラスメント対策について追加をしております。8ページの第35条などには運営規定の掲示の柔軟化について追加をしております。さらに、9ページ第41条の2などには会議や多職種連携におけるテレビ電話装置などのICTの活用が可能である旨を追加をしております。45ページの第205条などには、書面に代えて電子的記録による保存が行えることを追加をしております。

次に、感染症や災害への対応強化として、少し戻りますが6ページ第33条の2などに感染症や災害の発生時における業務継続計画を策定すること、さらに業務継続計画について研

修及び訓練を定期的実施することなどを追加しております。7ページの第34条などにも感染症の予防及び蔓延防止のための委員会をおおむね6か月に1回以上開催することや、研修及び訓練を定期的実施することを追加しております。

次に、地域包括ケアシステムの推進として14ページからの第60条の13第3項などに介護従事者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることを追加しております。

次に、自立支援、重度化防止の取組の推進として37ページの第164条の2及び第164条の3において栄養マネジメントや口腔衛生管理の強化について追加しております。

そして、76ページからの附則によりこの条例は令和3年4月1日から施行することと規定しております。ただし、省令に合わせ訪問介護に係るサービス費が一定額以上ある場合の対応については令和3年10月1日から施行することとし、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する措置、栄養管理口腔衛生の管理は令和6年3月31日まで経過措置を設けることとしました。また、事故発生の防止及び発生の対応は6か月間の経過措置を設け、ユニット型の設備及び人員は当面の間経過措置を設けるものとしております。

以上が、第12号議案 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係の条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

次に、議案書の57ページ、第15号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

別冊の令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）及び補正予算（第3号）に関する説明書を御覧いただきたいと思っております。

初めに、補正予算（第3号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ194万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,521万4,000円にするものでございます。また、第2項にありますとおり款項区分の補正額、補正後の歳入歳出の予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って説明させていただきます。

今回の補正は、第7期介護保険事業計画に沿った予算に対しまして歳出の総務費及び地域支援事業費の実績見込額により歳入歳出それぞれの予算額を補正するものでございます。

補正予算（第3号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

2の歳入から申し上げます。

3款国庫支出金は、670万9,000円を増額し総額4億3,116万6,000円とするもので、地域支援事業費の介護予防事業、包括任意事業の減額に伴い法定負担割合分を減額し、さらに保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、それぞれの交付決定により増額。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった介護保険の被保険者について、保険者である市町が行う第1号保険料の減額措置に対し国より補助されます介護保険災害等臨時特別補助金、この分を増額するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。



4 款支払基金交付金は、424 万 1,000 円を減額し総額 5 億 1,686 万 2,000 円とするもので、歳入歳出の地域支援事業費の減額に伴い交付金を法定負担割合分減額するものでございます。

次に、4 ページを御覧ください。

5 款県支出金は、212 万 5,000 円を減額し、総額 2 億 9,027 万 7,000 円とするもので、国庫支出金と同様に歳出の地域支援事業費の減額に伴い法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、4 ページ、5 ページの 7 款繰入金は 212 万 5,000 円を減額し、総額 3 億 5,760 万 3,000 円とするもので、これまでの国・県支出金と同様に支出の地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金を減額するものでございます。

9 款諸収入は、16 万 3,000 円を減額し総額 395 万 2,000 円とするもので、地域支援事業の介護予防生活サービス事業利用者の負担額を実績に合わせて減額するものでございます。

次に、6 ページを御覧ください。

3、歳出でございます。

3 款基金積立金は、1,476 万円を増額し総額 3,645 万 9,000 円とするものです。

次に、6 ページから 8 ページを御覧ください。

4 款の地域支援事業費は 1,670 万 6,000 円減額し、総額 1 億 4,803 万 9,000 円とするもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止策により教室等を一時お休みすることなどがございましたことから実績見込みにより減額するものです。

9 ページを御覧ください。

6 款の諸支出金は、県への返還金が発生しましたことから 1,000 円増額し、総額 5,428 万 3,000 円とするものです。

以上が、第 15 号議案 令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

次に、議案書の 78 ページから 81 ページ、第 20 号議案 令和 3 年度吉田町介護保険事業特別会計予算について説明申し上げます。

初めに、議案書の 79 ページを御覧ください。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 20 億 3,198 万 9,000 円と定め、また 2 項にありますとおり、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページの第 1 表歳入歳出予算によることとし、第 2 条でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合を保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めることをお認めいただくものでございます。

それでは、予算に関する説明書の 1 ページを御覧ください。

令和 3 年度は、第 8 期吉田町介護保険事業計画の初年度に当たります。予算案につきましては、過去 3 年間の給付費及び被保険者数等を基に、さらに団塊の世代が 75 歳になる令和 7 年を見据えた計画に沿った内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして、総額で 909 万円、率にして 0.4%の減となっております。

2 ページを御覧ください。

2の歳入から申し上げます。

1款保険料は第1号被保険者保険料で、4億6,143万5,000円でございます。これまでは、第7期吉田町介護保険事業計画におきまして基金を活用し、県内2番目に安価な保険料で実施してまいりました。第8期の保険料は、国や県の動向を踏まえつつ近年の給付費の推移や推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、施策の実施状況や効果を検証した上で今後3年間と団塊の世代が75歳になる令和7年を見据え、月額5,000円と設定しました。内訳は、特別徴収保険料が4億16万6,000円。普通徴収保険料が6,002万4,000円。滞納繰越分が124万5,000円でございます。

2款使用料及び手数料は、3万1,000円で督促手数料等でございます。

次に、3ページ、4ページの3款国庫支出金は4億1,250万6,000円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金、事務費交付金はそれぞれ法定負担割合等により計上させていただいております。保険者機能強化推進交付金そして本年度から始まりました介護保険保険者努力支援交付金は、前年度の実績により計上させていただいております。

5ページ4款の支払基金交付金は5億1,980万1,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で第2号被保険者の負担分になります。

次に、6ページを御覧ください。

5款県支出金は2億9,160万9,000円で、介護給付費県負担金地域支援事業補助金で法定負担割合により計上させていただいております。

7ページの6款財産収入は1万円で、介護給付費準備基金利子でございます。

次に、7款繰入金は3億4,144万6,000円で、介護給付費地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

8款繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。

10ページ、9款諸収入は415万1,000円で、地域支援事業費の利用料が主なものとなっております。

以上が歳入でございます。

3の支出を申し上げます。

12ページから15ページを御覧ください。

1款総務費は4,018万9,000円で、会計年度任用職員1名分の人件費や介護保険事業運営に係る必要な経費、介護認定審査会事業費が主なものとなっております。

次に、16ページから18ページの2款保険給付費は18億2,715万6,000円で、1項介護給付費は居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなど、介護サービスに係る給付費。そして2項の高額介護サービス等諸費はサービス利用が一定の上限を超えたときに支払われる給付費です。3項は、審査支払手数料。4項、特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスで支払った食費や居住費に対して限度を超えた分を支給するものです。いずれも第8期介護保険事業計画に沿った給付見込額を計上させていただいております。

次に、19ページ3款基金積立金は1万円で、介護給付費準備基金への積立金になります。

20 ページから 26 ページを御覧ください。

4 款地域支援事業費は 1 億 5,898 万 2,000 円で、介護予防生活支援サービス事業、地域包括支援センター委託料を含む包括的支援事業費、一般介護予防事業費が主なものです。

次に、26 ページ 5 款保険福祉事業費は 273 万 1,000 円で、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組として高齢者移動支援事業、独り暮らし高齢者等緊急通報システムの事業、ワンコインサービス事業などになります。

27 ページ 6 款諸支出金は 192 万 1,000 円で、保険料の還付金及び補助金等の償還金、一般会計繰出金でございます。

29 ページ 7 款予備費は 100 万円でございます。

以上が、第 20 号議案 吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

次に、第 24 号議案 指定管理の指定について説明申し上げます。

議案書の 86 ページと参考資料ナンバー 15 を併せて御覧ください。

本議案は、吉田町総合障害者自立支援施設管理について、吉田町総合障害者自立支援施設設置条例第 12 条の規定に基づき指定管理を行わせるものとし、指定管理者として社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定についてでございますが、施設の指定管理者として当該施設を開所した平成 22 年 10 月 1 日から社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を選定している状況でございます。このたび、指定期間が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となることから、各種書類の内容を精査し適正に運営されていることが確認でき、長年にわたる運営実績と当町の障害児者が最も多く当該法人の障害福祉サービスを利用していることから、社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を引き続き指定管理者とすることが最適であると判断し、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条のただし書によりまして社会福祉法人牧ノ原やまばと学園を指定管理者に選定しようとするものでございます。

指定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、令和 3 年度における指定管理料は年額 288 万 9,200 円を予定しているものでございます。

業務の範囲は、障害福祉サービス事業や地域活動支援センター事業の計画及び実施に関する業務、施設の備品等の保守管理、管理施設の保持管理に関する業務などとしております。

以上が、第 24 号議案 指定管理者の指定についての説明でございます。

福祉課から提出いたしました 6 件の議案につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、第 23 号議案、第 26 号議案の 2 議案につきまして御説明いたします。

まず最初に、第 23 号議案 令和 2 年度防潮堤整備工事（その 2）の請負契約の変更についてでございます。

議案書の 84、85 ページと、参考資料ナンバー 14 を御覧いただきたいと思っております。

本工事は、吉田町川尻地内において L 2 津波対応の防潮堤を整備するものであり、令和 2 年 6 月 15 日議会の議決を経てたむら建設株式会社と契約を締結し、令和 2 年 11 月 11 日に

請負契約変更の専決処分を行い、現在3月末完成を目指し鋭意進めております。また、今回の増額は1,125万9,600円となり、全体の契約金額は1億7,062万3,200円で2月15日に仮契約を締結しております。

参考資料ナンバー14を御覧いただきたいと思っております。

今回変更の主な内容でございますが、防潮堤整備に伴う土砂受入れは国、県、民間のそれぞれの工事により発生した土砂を広範囲で搬入していたため、当初契約時の海岸土工の数量を明確に量ることは困難な状況でございました。このため、本工事において管理測量を実施し、その結果に基づき数量を変更しております。また、当初は土砂受入れ期限の令和3年1月30日まで現場出入口に誘導員を配置し、防塵対策として散水を実施することとしておりましたが、令和2年11月から国土交通省による河川防災ステーション整備に伴う工事用道路が必要となり国土交通省との調整の結果、令和3年1月から国土交通省による誘導員の配置へと切り替えることとなったため数量が減じております。

以上が主な変更内容及び理由でございます。なお、今回この契約を本契約とするため地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負という規定に基づきまして、本工事請負変更契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第23号議案の説明でございます。

続きまして、第26号議案 町道の路線認定についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書の88ページ、89ページ及び参考資料ナンバー17を御覧ください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき町道の路線を認定しようとするもので、民間の宅地造成工事に伴い築造された道路2路線を認定しようとするものでございます。

提出議案89ページの一覧表と参考資料ナンバー17の1ページから4ページまでの位置図と公図写しを併せて御覧ください。

一つ目が路線番号5241神戸大幡境4号線、延長が68.4メートル、幅員が6メートルから13メートルでございます。

二つ目が路線番号5242神戸大幡境5号線、延長が30.7メートル、幅員が6メートルから13メートルでございます。

以上が2路線の認定につきましての説明でございます。

建設課関連の2議案につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第21号議案、第22号議案の2件につきまして説明申し上げます。

初めに、第21号議案 令和3年度吉田町水道事業会計予算について説明申し上げます。

令和3年度吉田町水道事業会計予算の1ページを御覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。給水戸数は、1万3,773件。年間総排水量は、458万3,000立方メートル。1日平均給水量は、1万2,556立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業は、基幹管路耐震化事業として7,738万7,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。ここに記載してある金額は税込み金額でございます。収入の第1款水道事業収益は、6億2,114万9,000円。支出の第1款の水道事業費用は、5億5,517万9,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。ここに記載してある金額は税込み金額でございます。収入の第1款資本的収入は、1億1,944万9,000円。支出の第1款資本的支出は、4億7,237万3,000円とするものでございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は3億5,292万4,000円となり、この不足額を減債積立金3,000万円、建設改良積立金1億円、過年度分消費税資本的収支調整額1,934万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,281万2,000円、当年度分損益勘定留保資金8,076万3,000円で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は、企業債として起債の目的を建設改良事業、限度額を1億200万円などとして措置するものでございます。

第6条は、一時借入金として借入れの限度額を2,000万円とするものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用として、業務量の増加などにより業務のための直接経費の不足及び消費税などに不足が生じた場合に流用ができるものとするものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費は7,754万3,000円、交際費は1万円と定めるものでございます。

第9条は、棚卸資産資産購入限度額を605万9,000円とするものでございます。

以上が令和3年度吉田町水道事業会計予算の内容でございます。第1条から第9条までそれぞれお認めいただくとするものでございます。

その内容につきまして、参考資料ナンバー12の1、令和3年度吉田町水道事業会計予算附属資料により主なところを中心に説明申し上げます。

目次を御覧ください。

この項目の中で税込みで記載しているものは、1行目の吉田町水道事業会計予算実施計画、3行目の給与費明細書、一番下の吉田町水道事業会計実施計画明細書です。その他の項目については、税抜き金額で記載してあります。

1ページを御覧ください。

令和3年度吉田町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

初めに、水道事業収益でございます。

営業収益の給水収益は5億5,324万8,000円とするもので、水道料金の算定根拠の基となる有収水量に供給単価と消費税を乗じて算出したものでございます。受託工事収益は113万8,000円とするもので、消火栓の修繕でございます。その他の営業収益は58万4,000円で、材料検査及び設計審査などの手数料でございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は1万円で、減債積立金、建設改良積立金の利息でございます。長期前受金戻入は6,093万3,000円で、建設改良事業などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。雑収益は523万6,000円で、下水道使用料賦課徴収事務委託料コピー代などでございます。

次に、水道事業費用でございます。

営業費用の営業費用の原水浄水及び配水給水費は1億6,016万9,000円で、主な支出は職員人件費、漏水調査業務委託などの委託料や、水道施設の修繕費、動力費などでございます。委託工事費は173万9,000円で、主な支出は消火栓の修繕でございます。業務費は4,847万8,000円で、主な支出は職員人件費、料金システム使用料、検針業務の委託料などでございます。総係費は1,959万6,000円で、主な支出は職員人件費、令和4年度の水道料金不納欠損処分額の貸倒引当金繰入額などでございます。減価償却費は2億4,274万6,000円で、排水管などの構築物、電気設備などの機械及び装置などの減価償却費でございます。資産減耗費は1,662万8,000円で、配水管などの布設替え工事による除却費でございます。その他の営業費用は5万5,000円で、公用車の車検に伴う重量税や代行料でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は4,100万2,000円で、政府及び地方公共団体金融機構からの借入金の利息でございます。雑支出は7万3,000円で、仕入控除できない仮払消費税などでございます。消費税は、1,369万2,000円で仮受消費税から仮払消費税を差し引いたものでございます。特別損失は1,000円で、臨時的な取引の損失に備えるものでございます。予備費は100万円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、資本的収入でございます。

企業債は1億200万円で、浄水場から配水池までの送水管を耐震化する基幹管路耐震化事業、老朽管を耐震化に布設替えする老朽管布設替え事業などに対して起債を借り入れるものでございます。他会計出資金は180万円で、消火栓3基分の設置費でございます。国庫(県)支出金は388万3,000円で、基幹管路耐震化事業に対して交付される静岡県生活基盤施設耐震化等補助金などでございます。その他の資本的収入の工事負担金の439万6,000円は、下水道関連工事に伴う補償費などでございます。また、加入分担金737万円は量水器出庫に伴い給水申込者から徴収するものでございます。

次に、資本的支出でございます。

建設改良費は3億369万円で、主な支出は委託料と工事請負費でございます。固定資産購入費は595万9,000円で、量水器及び漏水探知機などを購入する費用でございます。企業債償還金は1億6,272万4,000円で、政府及び地方公共団体金融機構の借入金の元金を償還するものでございます。

最後に、棚卸資産購入限度額でございます。量水器購入限度額は43万1,000円、薬品購入限度額は184万8,000円、材料購入限度額は378万円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

令和3年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動においては2億2,829万6,000円の現金が増える予定でございます。また、2の投資活動においては2億6,661万9,000円、3の財務活動においては5,892万4,000円

の現金がそれぞれ減る予定で、この結果令和3年度は9,724万7,000円の現金が減り令和3年度の資金期末残高は4億4,034万円となる予定でございます。

続いて、4ページから6ページは給与費明細書になりまして、職員人件費でございます。

7ページは、令和2年度吉田町水道事業会計予定損益計算書でございます。下から4行目の当年度純利益は、3,321万5,000円を予定しております。

8ページ、9ページは令和2年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。こちらは、本年度末における水道事業の財政状況を示すものでございます。

10ページ、11ページは、令和3年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。10ページの2の流動資産の現金預金については、先ほどキャッシュフロー計算書で説明しましたように4億4,034万円でございます。資産合計として72億2,677万8,000円を予定しております。11ページの3の固定負債の企業債については20億2,373万円でございます。負債合計として36億7,308万9,000円と予定しております。7の(2)の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金は1億7,650万7,000円でございます。資本合計として35億5,368万9,000円と予定しております。

12ページは、注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連、リース契約により使用する固定資産を記載してございます。

13ページから17ページまでは、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出、資本的収入及び支出及び棚卸資産購入限度額の詳細でございます。

最後になりますが、参考資料ナンバー12の2、令和3年度吉田町水道事業会計予算資料について説明申し上げます。

1ページは、予算執行計画書比較でございます。

2ページは、企業債の概況でございます。令和3年度は起債後1億200万円、償還額を1億6,272万4,000円、令和3年度末起債現在額は21億8,913万4,000円と見込んでおります。

3ページは、令和3年度当初の資本的支出の補填財源でございます。

4ページから7ページまでは、令和3年度執行予定事業一覧表と工事施工箇所図でございます。基幹管路耐震化事業、老朽管布設替事業、他事業関連事業、水道施設更新事業などでございます。

以上が、第21号議案 令和3年度吉田町水道事業会計予算についての説明でございます。

続きまして、第22号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算について説明申し上げます。

別冊の令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算、参考資料ナンバー13の1、令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類、参考資料ナンバー13の2、令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算資料により説明申し上げます。

初めに、令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算の1ページを御覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございます。年間総処理水量は90万3,000立方メートル、1日平均処理水量は2,473万立方メートルと予定しております。主要な建設改良事業は、管渠

建設改良として2億5,900万円、処理場建設改良として5,500万円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。ここに記載してある金額は税込み金額でございます。収入の第1款下水道事業収益は、7億4,702万7,000円。支出の第1款下水道事業費用は、7億3,394万6,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。ここに記載してある金額は税込み金額でございます。収入の第1款資本的収入は、8億6,373万7,000円。支出の第1款資本的支出は、8億8,430万円とするものでございます。また、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額は、2,056万3,000円となり、これを引継ぎ金で補填するものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は、債務負担行為としまして事項を下水道事業全体計画等策定業務、期間を令和4年度、限度額を1,500万円とする債務負担を措置するものでございます。

第6条は、企業債としまして起債の目的を建設改良事業、限度額を2億4,330万円などとして措置するものでございます。

第7条は、一時借入金としまして限度額を3億円とするものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用としまして営業費用と営業外費用との間で経費の流用ができるものとするものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,868万4,000円と定めたものでございます。

第10条の他会計からの補助金は、8,232万円とするものでございます。

以上が、令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算の内容でございます。第1条から第10条までそれぞれお認めいただこうとするものでございます。

続きまして、その内容について参考資料ナンバー13の1、令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算附属書類により主なところを中心に説明申し上げます。

目次を御覧ください。

この項目の中で税込み金額で記載しているものは、1行目の吉田町公共下水道事業会計予算実施計画、3行目の給与費明細書、一番下の吉田町公共下水道事業会計予算実施計画明細書です。その他の項目については税抜き金額で記載してあります。

1ページを御覧ください。

令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。初めに、下水道事業収益でございます。

営業収益の下水道使用料は、9,227万6,000円とするもので、平均使用料に見込み件数と単価を乗じて算出したものに、使用料の多い企業を加算したものでございます。

その他の営業収益は、6万2,000円とするもので、排水設備指定工事店指定手数料と公共樹の代金などでございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は1,000円で、預金の利息でございます。

他会計補助金は7,698万円で、一般会計からの補助金でございます。

補助金は1,425万円で、全体計画等策定業務などに対する国庫補助金でございます。

他会計負担金は9,450万円で、企業債、償還利子などに充てるものでございます。



長期前受金戻入は4億5,184万4,000円で、一般会計、国庫補助金、受益者負担金などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

消費税還付金は1,711万4,000円でございます。

次に、下水道事業費用でございます。

営業費用の管渠及び処理場費は1億5,542万1,000円で、主な支出は処理場などに関わる光熱水費、運転管理などの委託料及び下水道施設の修繕費でございます。

総係費は4,292万7,000円で、主な支出は職員人件費、下水道事業全体計画等策定業務委託などの委託料及び下水道使用料賦課徴収負担金でございます。

減価償却費は4億5,184万9,000円で、建物構築物及び機械及び装置などの減価償却費でございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は8,274万9,000円で、政府及び地方公共団体、金融機構などからの借入金の利息でございます。

予備費は、100万円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、資本的収入でございます。

企業債は2億4,330万円で、下水道事業建設費に充てる起債でございます。

受益者負担金は821万5,000円で、令和3年度に供用開始する土地に関わる負担金でございます。

他会計負担金は4億4,613万2,000円で、企業債償還元金に対するものでございます。

国庫（県）支出金は1億6,075万円で、公共下水道事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

他会計補助金は534万円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を一般会計から繰り入れる補助金でございます。

次に、資本的支出です。

建設改良費は4億3,816万8,000円で、主な支出は委託料と工事請負費でございます。

企業債償還金は4億4,613万2,000円で、過去の建設費に充てた政府及び地方公共団体金融機構などからの下水道事業債に関わる償還金で、借入金の元金を償還計画に基づき償還する費用でございます。

3ページを御覧ください。

令和3年度吉田町公共下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動においては、235万円の現金が増える予定でございます。

また、2の投資活動においては1億9,570万6,000円が増え、3の財務活動においては2億283万2,000円の現金が減る予定で、この結果477万6,000円の現金が減り、資金期末残高は2,342万6,000円となる予定でございます。

4ページから6ページは給与費明細書になりまして、職員人件費でございます。

7ページは債務負担行為に関する調書でございまして、(1)は当年度分に関わるものとして事項は下水道事業全体計画等策定業務、期間は令和4年度、予定額は1,500万円とするものでございます。(2)は過年度に関わるものとして2件ございまして、事項は川尻南部汚水幹線工事及びストックマネジメント計画策定業務として、期間は令和3年度及び令和3年度

から令和5年度まで、予定額はそれぞれ1億3,300万円及び8,141万5,000円でございます。

8ページは、令和2年度吉田町公共下水道事業予定損益計算書でございます。下から2行目の当年度純利益は、534万円を予定しております。

9ページ、10ページは、令和2年度吉田町公共下水道事業予定貸借対照表でございます。こちらは、今年度末における下水道事業の財政状況を示すものでございます。

11ページ、12ページは、令和3年度吉田町公共下水道事業予定貸借対照表でございます。11ページの2の流動資産の現金預金については、キャッシュフロー計算書で説明しましたように2,342万6,000円と予定しております。また、未収金については現年度分の下水道使用料及び消費税還付金などとして2,270万4,000円、資産合計として125億9,008万5,000円と予定しております。12ページの3の固定負債の企業債については、45億3,780万7,000円でございます。4の流動負債の未払金については、令和3年度3月31日までの業務委託などについて1,014万2,000円と予定しております。負債合計として120億6,814万1,000円と予定しております。7の剰余金の当年度未処分利益剰余金は591万9,000円でございます。資本合計として5億2,194万4,000円と予定しております。

13ページは注記として重要な会計方針、予定貸借対照表等関連を記載してございます。

14ページから17ページまでは先ほど説明いたしました令和3年度予算の実施計画明細書でございます。収益的収入及び資本的収入及び支出の詳細でございます。

最後になりますが、参考資料ナンバー13の2の令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算資料について説明申し上げます。

1ページは、予算実施計画明細書比較でございます。

2ページは、企業債の概況でございます。令和3年度は起債額を2億4,330万円、償還額を4億4,613万2,000円とし、令和3年度末の起債現在額は49億6,566万8,000円と見込んでおります。

3ページは、令和3年度当初の資本的支出の補填財源でございます。

4ページから7ページまでは、令和3年度主要工事箇所一覧表と工事箇所図でございます。①は川尻南部汚水幹線の管渠工事でございます。施工延長は1,314メートルを予定しております。②、③は地震対策工事としてマンホール浮上防止対策工事と浄化センター内の耐震補強工事、④、⑤はストックマネジメント対策工事としてマンホールポンプ場の電気設備更新工事と、浄化センター内の機械設備改築工事でございます。

以上が、第22号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算についての説明でございます。

上下水道課から2件につきまして説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、内田宏一君。

〔生涯学習課長 内田宏一君登壇〕

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、第7号議案、第10号議案の2議案について説明申し上げます。

初めに、第7号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書の12ページ、13ページを御覧ください。

本議案は、指定避難所である吉田町総合体育館において、災害時の利用に備え本年度中の完成を目指して設置を進めております空調設備について、平常時に競技場、柔道場または剣道場でそれぞれ使用した場合の冷暖房使用料を定め、併せて文言の修正を行う条例の制定につきましてお認めいただこうとするものでございます。

改正の内容でございますが、議案書の13ページと参考資料ナンバー5の吉田町体育館設置条例の新旧対照表を御覧ください。

別表(3)附属設備使用料の表に17 競技場冷暖房の欄を加えて、1時間当たりの入場料の類を徴収しない場合の使用料を2,694円、入場料の類を徴収する場合の使用料を5,388円とし、以下同様に18 柔道場冷暖房、19 剣道場冷暖房の欄を加えて、共に1時間当たり入場料の類を徴収しない場合の使用料を270円、徴収する場合の使用料を540円とするものでございます。また、備考3の中にある卓球場を卓球室に改める文言の修正を行います。

なお、施行日につきましては、附則において令和3年4月1日から施行することとしております。

続きまして、第10号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書の19ページから21ページを御覧ください。

本議案は、令和2年4月1日から運用しております小・中学校体育館の空調設備につきまして、総合体育館と同様に空調を利用した場合のみ冷暖房使用料を徴収することとし、併せて使用料設定の考え方も原則利用者の負担とするよう改める条例の制定につきまして、お認めいただこうとするものです。

改正の内容でございますが、議案書の20ページから21ページと参考資料ナンバー8の吉田町学校施設使用条例の新旧対照表を御覧ください。

別表(1)施設使用料の表では、現行で空調分を上乗せしていた下線部の額につきまして、改正後では空調分を除いた額に改め、同時に新しく(2)冷暖房使用料の表を設け、住吉小体育館アリーナ、中央小体育館アリーナ、自彊小体育館アリーナ、吉田中体育館第1アリーナにつきましては、1時間当たりの使用料を1,280円とし、以下第2アリーナは320円、武道場は640円とするものでございます。

なお、施行日につきましては附則において令和3年4月1日から施行することとしております。

以上が、生涯学習課からの2議案につきましての説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 各担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第13号議案、1議案については、この後全員協議会で内容確認を行い、4日に審議を行います。

また、第16号議案、1議案については、2日火曜日に項目ごとの詳細説明を行い、12日に質疑、最終日22日に討論、表決を行います。

そして、第 14 号議案、第 15 号議案、第 17 号議案、第 18 号議案、第 19 号議案、第 20 号議案、第 21 号議案及び第 22 号議案の 8 議案については、9 日に質疑を行い、最終日 22 日に討論、表決を行います。

その他の第 3 号議案、第 4 号議案、第 5 号議案、第 6 号議案、第 7 号議案、第 8 号議案、第 9 号議案、第 10 号議案、第 11 号議案、第 12 号議案、第 23 号議案、第 24 号議案、第 25 号議案、第 26 号議案、第 27 号議案及び第 28 号議案の 16 議案につきましては、最終日 22 日に審議しますのでよろしくお願いします。

---

◎報告第 2 号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第 31、法令に基づく報告を行います。

第 2 号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）の 1 件について報告を行います。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、1 件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第 2 号報告は、専決処分事項の報告について和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについてでございます。

議案書の 92 ページ及び 93 ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第 2 項の規定に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

今般御報告させていただく専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る 1 事案でございます。

本事案は、令和 3 年 2 月 1 日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和 2 年 12 月 23 日午前 10 時ごろ、吉田町住吉地内において除草作業中に小石が飛び、隣接する店舗のガラスを損傷させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は 1 万 6,500 円。過失割合は、町が 100%、相手方が 0%でございます。

損害賠償の額でございますが、1 万 6,500 円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償保障保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

なお、今回の除草作業中の事故を受けての今後の対策といたしましては、従前から実施している作業員に対しての研修、作業時の安全点検につきましては引き続き実施するとともに、作業現場の状況に細心の注意を図り事故防止に努めてまいります。

以上が、総務課からの報告事項 1 件の御説明でございます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時36分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会2日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第16号の詳細説明

- 議長（増田剛士君） それでは、議事に入ります。  
日程第1、第16号議案 令和3年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。  
これから、第16号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。  
初めに、歳入の1款から11款及び21款について説明願います。続けて、歳出の説明を順次お願いします。  
なお、歳入の12款から20款までは、歳出の説明に合わせてお願いします。  
説明は、一般会計歳入歳出予算事項別明細書により項目順に各事業区分に沿って、分かりやすく簡潔にお願いいたします。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。また、説明は自席でお願いします。  
それでは、歳入の1款から11款まで及び21款について説明を求めます。  
初めに、税務課長、お願いします。  
税務課長、大石剛久君。
- 税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。  
歳入1款町税につきまして御説明申し上げます。  
お手元の予算に関する説明書1ページを御覧ください。  
令和3年度の町税予算額は49億1,786万9,000円でございます。前年度対比4億1,463万6,000円、7.8%の減となっております。  
項目ごとに御説明を申し上げます。  
3ページから5ページを御覧ください。  
1項町民税でございますが、17億9,660万4,000円を計上いたしました。前年度対比2億4,501万4,000円の減でございます。  
1目個人町民税につきましては、15億1,645万円、前年度対比9,394万9,000円の減でございます。現年度課税分は14億9,645万円、所得割額14億3,955万5,000円、前年度対

比9,360万円の減でございます。令和2年度の課税状況につきましては、納税義務者数はほぼ同数で、課税標準額が前年より減少している状況でございます。税制改正による基礎控除額の引上げや新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度の経済動向を加味した上で減額と見込み、計上をしております。

均等割額は5,689万5,000円、前年度対比34万9,000円の減で、完全失業率の対前年割合から、納税義務者の減少を見込んだものでございます。滞納繰越分につきましては、現年分の徴収を強化しているところもあり、過年度分として繰り越される額が年々減少しているところでございます。令和2年度の決算見込額から前年度と同様の2,000万円を計上しております。

続きまして、2目法人町民税でございます。2億8,015万4,000円を計上いたしました。前年度対比1億5,106万5,000円の減でございます。現年課税分は2億8,005万4,000円、法人税割額1億7,528万円、前年度対比1億4,331万4,000円の減でございます。減額となりました主な要因は、税制改正により標準税率が改正されたことによるものでございます。併せて、予定納税を含めた法人町民税申告の状況及び企業への見込み調査を行い、状況を判断し、令和2年度の課税状況に基づき予算計上をいたしました。

均等割額は1億477万4,000円、前年度対比775万1,000円の減でございます。令和2年度の課税状況に基づき予算計上をいたしました。

滞納繰越分につきましては、前年度と同様の10万円を計上しております。

続きまして、2項固定資産税でございます。25億7,951万1,000円を計上いたしました。前年度対比1億7,804万6,000円の減でございます。

1目固定資産税は25億7,708万8,000円、現年課税分は25億6,008万8,000円、前年度対比1億7,796万8,000円の減でございます。

土地につきましては、7月1日時点の地価調査を基に下落修正を行うとともに、地目変更等を含め試算を行い、7億9,475万6,000円を計上いたしました。前年度対比468万7,000円の減額でございます。町内の地価につきましては、沿岸部の地価下落が続いており、町内の地価の平均下落率は1.1%、最高下落率は3.5%となっております。

家屋につきましては、10億9,405万2,000円、前年度対比8,750万1,000円の減でございます。令和2年減失処分分の減、新築家屋分の増を見込むとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置を見込みまして計上をしております。

償却資産につきましては、令和2年度の課税状況を基礎とし、経年の原価率に企業への見込み調査結果から、新規投資分、あるいは除却分を勘案するとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置を見込みまして、6億7,128万円、前年度対比8,578万円の減となっております。滞納繰越分につきましては、前年と同様、1,700万円を計上しております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、県の算定基準を基に算定し、242万3,000円を計上、前年度対比7万8,000円の減でございます。

続きまして、3項軽自動車税でございます。1億205万1,000円を計上、前年度対比216万円の増でございます。

1目環境性能割でございますが、322万円、前年度対比110万9,000円の減でございます。令和2年度の決算額を見込み、計上しております。現年課税分は320万4,000円、滞納繰越分は1万6,000円を見込んでおります。

2目種別割でございますが、9,883万1,000円、前年度対比326万9,000円の増でございます。現年課税分は9,823万1,000円で、令和2年度の登録台数を基に経年による税額の増を見込んで計上しております。滞納繰越分につきましては、令和2年度の決算見込みにより60万円を計上いたしました。

続きまして、4項たばこ税でございます。現年課税分2億1,207万4,000円、前年度対比1,678万2,000円の増でございます。前年度の課税状況により見込み本数を算出し、予算計上をいたしました。販売本数は減少しておりますが、税率の改正により増額となっております。

続きまして、5項都市計画税でございます。2億2,762万9,000円、前年度対比1,051万8,000円の減でございます。現年課税分は2億2,632万9,000円を計上いたしました。土地につきましては、1億647万2,000円、前年度対比76万5,000円の減でございます。家屋につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置を見込みまして、1億1,985万7,000円を計上、前年度対比975万3,000円の減でございます。滞納繰越分につきましては、令和2年度の決算見込みにより130万円を計上させていただきました。

以上が1款町税でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、歳入の1款から11款及び21款のうち企画課に関する歳入につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書の5ページから6ページを御覧ください。

まず、2款地方譲与税は7,105万円でございます。これは国の地方財政計画の伸び率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を1,910万円、2項自動車重量譲与税を4,950万円、3項森林環境譲与税を245万円計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金は370万円でございます。これは県民税として利子等の額の5%が課税され、その収入額から事務費として1%分を控除した額の5分の3に相当する額が県から市町村に交付金として交付されるものでございます。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

4款配当割交付金は1,720万円でございます。これは県民税として特定配当等の額の5%が課税され、その収入額から事務費として1%を控除した額の5分の3に相当する額が、県から市町村に交付金として交付されるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、2,140万円の計上となっております。これは県民税として上場株式等の譲渡所得金額の5%が課税され、その収入額から事務費として1%分を控除した額の5分の3に相当する額が、県から市町村に交付金として交付されるものでございます。



次に、6款法人事業税交付金でございます。こちらは9,190万円を計上しております。法人事業税交付金は、県税であります法人事業税の収入額に7.7%を乗じていた額、県から市町村、法人事業税交付金として交付される制度でございます。

7款地方消費税交付金につきましては、7億270万円でございます。これは都道府県間における清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。市町に対する交付額は直近の国政調査結果による各市町の人口と経済センサス基礎調査による各市町の従業員数によって算出されます。

なお、別添の参考資料ナンバー11の19ページを御覧いただきますと、その内訳を計上させていただいております。総額3億8,329万1,000円が社会保障財源としての予算となります。

説明書に戻っていただきたいと思っております。説明書の9ページ、10ページを御覧ください。

8款環境性能割交付金につきましては、1,320万円の計上でございます。これは県に納付された環境性能割収入額から徴税費の額を控除した額、100分の95に当たる額の47%の相当額が交付されるものでございます。市町への交付基準は道路の延長及び面積によって案分されます。

9款地方特例交付金につきましては、7,040万円の計上でございます。まず、第1項地方特例交付金につきましては、3,620万円の計上でございます。これは個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン減税の実績に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される個人住民税減収補填特例交付金として2,800万円を計上、また、令和元年度地方税制改正により消費税引上げに伴う対応として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するために交付されます自動車税減収補填特例交付金として530万円、軽自動車税減収補填特例交付金として290万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、3,420万円の計上でございます。これは新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税制上の措置といたしまして、中小企業が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の減収を補填するため、新たに創設されたものでございます。

次に、10款地方交付税につきましては、5億1,100万円の計上でございます。国の地方財政対策の推移、令和2年度の決算見込み、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少等を踏まえ、普通交付税4億1,100万円のほか、特別交付税1億円を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。

11款交通安全対策特例交付金につきましては、440万円の計上でございます。これは道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金の収入相当額から通知書送付費、支出金相当額などを控除した額が、都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

続きまして、36ページ、37ページを御覧ください。

21款町債でございます。町債につきましては、8億9,510万円を計上するものでございます。まず、1項1目総務債につきましては、220万円を計上するものでございます。これは子ども家庭総合支援拠点整備事業に220万円充てる起債でございます。

次に、2目農林水産業債につきましては、5,840万円を計上するものでございます。これは水産業債として、南駿河湾漁協製氷機整備事業3,570万円、水産物供給基盤機能保全事業に310万円、漁港環境整備事業に1,960万円を充てる起債でございます。

次に、3目土木債は1億7,340万円の計上でございます。これは道路橋梁債として、防潮堤側道整備事業に6,370万円、吉田町内道路舗装修繕事業に2,630万円、大幡川尻2号線整備事業に130万円、そして吉田町内橋梁維持補修事業に5,660万円を充てる起債を、また、河川債としましては吉田町内河川浚渫事業に100万円、大幡川改修事業に2,450万円を充てる起債を計上しております。

次に、4目消防債は7,910万円の計上でございます。これは防潮堤天端整備事業に4,560万円、救急自動車整備事業に1,300万円、そして水防施設整備事業に2,050万円を充てる起債でございます。

次に、5目臨時財政対策債でございます。これは国の地方交付税の財源不足につきまして国と地方との折半ルールに基づき借入れを行う制度の下、町で地方債を発行するものでございます。制度の性格から、この起債につきましては全額一般財源となりますが、令和3年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額を5億8,200万円と推計して計上いたしております。

以上が歳入の2款から11款及び21款に関する概要でございます。

○議長（増田剛士君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

一般会計予算に関する説明書の39ページから41ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費になります。財源は全て一般財源でございます。

39ページから40ページ、3の事業、議会運営費は6,654万7,000円でございます。議員報酬、議員期末手当、議員共済費が主な内容でございます。前年度と比べまして、議員期末手当は令和2年度中の人事院勧告に伴い、条例を改正したことで、微減するとともに、議員共済費の給付費負担金は負担率が下がったことにより減額となっております。また、委託料の速記反訳委託料は実績を踏まえ微減しております。

次に、40ページ、4の事業、議会調査活動費でございますが、こちらは497万円でございます。この事業は主に議員に係る研修、各委員会等の活動費を計上しております。前年度と比べまして、執行予定の会議、また見積りの結果を踏まえた経費の微増減のほか、10節需用費の印刷製本費につきましては、吉田町議会委員会条例及び議会運営に関する申合せ事項に基づき議会の構成を一部改める臨時会を開催する予定をしております、これに伴い議会だよりの臨時号を発行いたしますので、これに係る経費が前年度と比べて増額しております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、2款総務費、1項総務管理費の当課が所管します予算につきまして、一般会計予算に関する説明書の事項別明細書により御説明申し上げます。

なお、1款から10款までの職員人件費及び会計年度任用職員の人件費につきましては、後ほど総括して御説明申し上げます。

それでは、説明書の43ページから44ページ、2款1項1目一般管理費の3の事業、一般行政事務を御覧いただきたいと存じます。予算額は4,334万7,000円で、財源内訳は一般財源のほかに県支出金でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、例規集などの追録代をはじめ、後納郵便代、複写機借上料などの経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書の44ページ、4の事業、吉田町表彰費でございます。予算額は59万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献していただいた方を表彰し、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。表彰状及び感謝状受賞者への記念品代が主なものでございます。

次に、説明書44ページ、5の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（総務管理費）でございます。予算額は2,616万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は一般管理費としての人件費が主なものとなるものでございます。

次に、説明書の45ページ、2款1項2目文書広報費の3の事業の広報・広聴事業費でございます。予算額は1,097万1,000円で、財源は一般財源のほかに、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。行政の様々な情報を迅速かつ積極的に提供し、町民の多様なニーズに沿った情報提供をするもので、広報紙の発行に係る印刷代やF M島田における放送番組制作委託料、ホームページの保守管理業務、そしてスマートフォンやタブレットを活用した情報発信アプリケーション「よしだポケモンニュース」の保守管理委託料が主なものでございます。

次に、説明書の48、49ページの2款1項5目財産管理費の3の事業、庁舎管理費でございます。予算額は8,298万7,000円で、財源は一般財源のほかに国庫支出金及び地方債でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため維持管理を行うもので、庁舎の修繕料をはじめ、庁舎管理に必要な施設点検業務、庁舎清掃業務、警備保障業務などの庁舎管理に係る経常的な経費が主なものでございます。令和3年度は庁舎5階にありますこども未来課の執務室のスペースを確保する修繕を行う予定でございます。

次に、説明書の49ページの4の事業、財産管理費でございます。予算額は2,229万2,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕をはじめ、町が所有する公共施設の損害保険料、土地借上料など経常的な経費が主なものでございます。公共施設のLED化について、県の交付金を活用して令和2年度から引き続き住吉会館のLED化を実施する予定でございます。

次に、説明書の50ページの5の事業、公用車管理費でございます。予算額は524万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務

課の管理車両の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料が主なものでございます。総務課が管理する車両は集中管理公用車を含めて10台となっております。

次に、説明書50ページの6の事業、契約管理費でございます。予算額は187万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため発注工事に係る材料検査の旅費をはじめ、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で資料として徴取する見積書や図面等の作成費とする設計手数料が主なものでございます。

次に、説明書の57ページ、2款1項7目自治振興費3の事業、自治振興費でございす。予算額は1,720万4,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。自治振興費は自発的、積極的にコミュニティ活動を行ってもらい、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金が主なものでございます。

次に、説明書の57ページの4の事業、自治会運営費でございます。予算額は464万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。各自治会において自発的、積極的コミュニティ活動を行っていただくとともに、自治意識の高揚と地域の特色が生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治体に交付するものでございます。

次に、説明書57ページ、58ページの5の事業、地域施設管理費でございます。予算額は265万円で、財源は全て一般財源でございます。町が管理委託している地域コミュニティ施設の指定管理委託料、そして各自治会が所有するコミュニティ活動の拠点施設に対して、管理運営に係る補助金を交付するものでございます。

次に、説明書の58ページの6の事業、町内会運営費でございます。予算額は380万円で、財源は全て一般財源でございます。各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付し、円滑な町内会の運営に資するため交付するものでございます。

次に、説明書の58ページの7の事業、町内会活動費でございます。予算額は871万6,000円で、財源は一般財源のほかに財産収入でございます。町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の五つの分野に、コミュニティ活動費補助金として交付し、自発的、積極的なコミュニティ活動の推進を図るため交付するものでございます。

次に、説明書の61ページ、2款1項1目人事管理費の3の事業の職員福利厚生費でございす。予算額は492万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため定期的に職員の健康診断を実施するほか、産業医の委託料が主なものでございます。

次に、説明書の62ページの4の事業、会計年度任用職員対策事業費でございます。予算額は483万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。会計年度任用職員の健康診断委託料が主なものでございます。

次に、説明書の62ページの5の事業、職員研修費でございます。予算額は500万円で、財源は一般財源のほかに国庫支出金でございます。職員が研修へ参加しやすい環境を整える

とともに自立した職員を育成するため、研修参加のための旅費や研修負担金が主なものでございます。新型コロナウイルス感染症のため、オンラインによる研修が現在も増えてきております。

次に、説明書の63ページの6の事業、人事管理費でございます。予算額は597万6,000円で、財源は一般財源のほかに、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくために、職員採用に係る経費をはじめ、適正な人事管理を行うための給与・人事システム委託料が主なものでございます。

次に、説明書の63、64ページの2款1項11目の事務改善対策費の3の事業、情報化推進費でございます。予算額は6,041万6,000円で、財源は一般財源のほかに国庫支出金でございます。事務の効率化と適正な情報管理を図るためのもので、通信運搬費としてネットワーク通信のための回線使用料をはじめ、セキュリティ対策に係る委託料、庁舎内で使用するパソコン機器類の使用料が主なものでございます。

次に、説明書64ページの4の事業、情報公開制度推進費でございます。予算額は278万円で、財源は全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費をはじめ、例規集の電算化サポート処理業務のための委託料、法制支援業務委託料などが主なものでございます。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費、そして2の事業、会計年度任用職員人件費を総括して御説明申し上げます。

説明書の218ページからの4、給与費明細書を御覧いただきたいと存じます。

1款から10款までの職員人件費及び会計年度任用職員人件費の総計を掲載しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、218ページでございますが、1、特別職の表の長等の欄を御覧ください。

町長、副町長及び教育長の3名分の給与費及び共済費でございます。前年度と比べ、期末手当が人事院勧告による率が改正されたことにより減額となっております。

続きまして、219ページを御覧いただきたいと存じます。

一般職の職員分でございます。こちらの(1)総括表に正規職員と会計年度任用職員の給与及び共済費が載せてございます。

まず、本年度の職員数でございますが、上段の287人は正規職員とフルタイム会計年度任用職員の合計人数でございます。その内訳は正規が223人、フルタイム会計年度任用職員が64人でございます。下段の括弧内は短時間勤務の職員数で176人、その内訳は再任用職員で短時間勤務職員が5人、パートタイム会計年度任用職員が171人でございます。

次に、給与費のうち報酬はパートタイム会計年度任用職員に係る給料や時間外勤務手当などの総額で、地方自治法の規定により報酬として計上しております。

次に、給料は正規職員及び再任用職員、そしてフルタイム会計年度任用職員の給料の総額でございます。そのうち会計年度任用職員の給料総額は1億7,467万7,000円でございます。

次に、職員手当は正規職員及び会計年度任用職員の手当の総額で、その内訳につきましては219ページの下段にそれぞれの手当の総額が載せてございます。そのうち会計年度任用職員の手当の総額は1億383万1,000円でございます。

次に、共済費につきましても、給与費と同様に正規職員と会計年度任用職員分の共済費でございます。そのうち会計年度任用職員の共済費は8,991万3,000円でございます。

給料及び職員手当の増減額の要因につきましては、220ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細に記載されておりますとおり、令和3年度は、前年度と比較して給料は定期昇給による増額要因となっており、職員手当につきましては、人事院勧告による期末手当の支給率の改定により減額となりますけれども、会計年度任用職員の期末手当の支給率が正規職員と同じ支給率になりますことから、増額要因となっております。

221ページ以降は、給料や職員手当等について現状を示す数値資料となっております。このため、ここの数値と令和3年度当初予算額との相関関係はございませんので、御承知おきくださるようお願いいたします。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業及び2の事業でございます人件費の御説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、歳出の2款1項のうち企画課に関連します歳出につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書の45ページを御覧ください。

2款1項1目の6の事業、行財政構造改革推進事業費でございます。予算額は4万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は行政改革や吉田町まちづくりステップアップ行政評価に係る事務を推進するものでございまして、全庁的に対応すべき新たな行政課題の検討や総合計画の進捗状況の確認をはじめ、総合戦略の評価等の行政評価につきまして、行財政構造改革推進本部会議を開催し行っているもので、経常的な経費が主なものでございます。

次に、46ページ、3目財政管理費でございます。予算額は332万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計、その他財政の健全化への取組を行っている事業でございます。

次に、51ページの6の事業、企画費の3の事業、企画調査費でございます。予算額は610万7,000円で、財源は5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金522万8,000円、残りは一般財源でございます。この事業は企画調査事務全般につきまして、他の事業に含まれない企画調査事務経費を支出しているところでございます。

令和3年度は、毎年の行政評価のほか第5次吉田町総合計画後期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価を行うための総合計画等審議会の委員報酬を計上してございます。また、5市2町連携中枢都市圏内の交流人口の拡大を図るため、バス停上屋3か所にWi-Fi環境を整備し、利用者及び来訪者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

次に、52ページの4の事業、多文化共生推進事業費は予算額172万2,000円で、財源は国庫補助金、外国人受入整備交付金5万9,000円と残りは一般財源でございます。この事業は外国人のための日本語勉強会地域住民と外国人の相互理解を深めるための異文化交流会な

どを実施します吉田町国際交流協会への補助金交付事業のほか、多文化共生社会の実現を図るため、役場1階に設置した外国人受入相談窓口に関する経費を計上しております。

同じく52ページの5の事業、地域交流費は予算額451万5,000円で、財源はふるさとよしだ寄附金基金繰入金19万7,000円、地域づくり推進事業助成金98万1,000円、残りは一般財源でございます。この事業は福岡県八女市との都市間交流事業をはじめ、町内で開催される大規模イベントの開催を促進し、交流人口の拡大を図り、もっと当町のにぎわいの創出と併せて町の活性化を図ろうとするものでございます。

次に、53ページ、6の事業、男女共同参画推進費は予算額89万3,000円で、財源はふるさとよしだ寄附金基金繰入金35万8,000円、地域振興セミナー開催事業助成金47万1,000円、残りは一般財源でございます。この事業は男女共同参画意識の普及啓発を推進するための事業費でございます。令和3年度も男女共同参画のさらなる普及啓発を図るため、町内企業向けのセミナー開催に係る講師謝礼金も計上しているものでございます。

次に、同じく53ページの7の事業、ふるさと納税推進事業費は予算額3億8,078万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業はふるさと納税制度を活用したシティプロモーション活動及び返礼事業などのふるさと納税に係る事業費でございます。

同じく53ページの8の事業、生活交通確保対策費は予算額3,833万5,000円でございます。財源は5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金2,650万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金110万9,000円、残りは一般財源でございます。この事業は地域住民の交通の利便性を確保することを目的としておりまして、島田静波線と藤枝相良線の二つの国庫補助対象路線を維持するために必要な経費を関係市町と協議して交付することが主なものとなりますが、令和3年度は路線バスの維持のための補助金のほか、静岡市及びバス事業者と連携し、特急静岡相良線の利便性の向上を図るため、片岡北バス停の上下線の上屋整備等を進める補助金を計上しているものでございます。

また、町に適した公共交通体系の構築に向けて、本年度に引き続きまして調査業務を実施するとともに、令和3年度中に吉田町地域公共交通計画の策定を目指すものでございます。

次に、54ページの9の事業、住民参画推進事業費は予算額3,000円、そして同じく54ページの10の事業、ユニバーサルデザイン推進費は予算額3,000円でございます。

11の事業、コミュニティ施設整備事業費は予算額170万円で、財源は静岡県市町村振興会のコミュニティ助成事業補助金170万円で、全て特定財源でございます。この事業は、コミュニティにおける住民の主体的な活動を支援することにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る取組を行っているものでございます。令和3年度は一般コミュニティ助成として、住吉区の東浜町内会の屋台太鼓購入事業費に対する交付金でございます。

次に、55ページの12の事業、大井川流域s m i l e ネット事業費は予算額88万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。これはコミュニティFMを活用した町の情報発信事業費でございまして、株式会社FM島田に対する放送番組制作と中継局整備保守の委託料を計上するものでございます。令和3年度におきましては、町の情報発信に関しまして、総務課の街角情報と事業の集約化を図っており、ここでは中継局整備の保守委託料が主となるものでございます。

次に、55ページ、13の事業、大井川流域交流費は予算額35万5,000円で財源は全て一般財源でございます。この事業は大井川流域の市町が連携し様々な交流を図るとともに、流域

全体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会に係る経費として、それぞれ負担金などを計上しております。

次に、14の事業、シーガーデンシティ推進事業費は、予算額138万7,000円で、県支出金の推進エリア形成補助金66万6,000円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金72万1,000円、残りは一般財源でございます。この事業はシーガーデンに係る事業費をはじめ、静岡県の“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組を含めましたシーガーデンシティ構想に係る事業を総合的な企画、調整及び推進に関する事務を行うための事業費を計上しているものでございます。

次に、55ページから56ページの15の事業、シティプロモーション事業費は予算額4,600万円でございます。財源は国庫支出金の結婚新生活支援事業費補助金360万円、地方創生推進交付金移住支援金150万円、県支出金の移住支援事業費補助金75万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金117万7,000円、諸収入の地域づくり推進事業費助成金351万9,000円、地域イノベーション助成金100万円、残りは一般財源でございます。この事業は様々なツールを活用しまして、町の魅力や特徴ある施策を効果的に発信し、移住・定住者や交流人口の増加を図り、町の新たなにぎわいを創出しようとする事業でございます。この事業では大きく四つの事業を実施しておりまして、吉田町PR部長よし吉を活用したPR事業をはじめ、移住・定住促進事業、町のシティプロモーション事業、一般社団法人吉田町まちづくり公社への負担金等の事業を展開しております。

なお、令和3年度におきまして、若年世代住宅取得応援補助金制度につきまして、補助対象要件の一部を見直し、これまで住所要件がなかったものを、住所要件を転入者と町内の賃貸住宅に居住していた者に改めております。この新制度への移行は、令和4年4月1日からを予定しております。

次に、16の事業、地域おこし協力隊事業費、予算額901万円で、全て一般財源でございます。この事業は総務省が推奨します地域おこし協力隊事業を活用し、町の観光イベント等の企画運営をはじめ、地域の魅力の発信業務や地域間交流、移住・定住促進支援業務のさらなる推進に資する事業費でございます。なお、この地域おこし協力隊事業につきましては、隊員1人当たり令和3年度は470万円を上限に、特別交付税が措置されるものでございます。

次に、65ページ12目空港対策費、3の事業、空港活用推進費でございます。こちらは予算額93万円で、財源は全て一般財源でございます。空港対策協議会や島田市、牧之原市などと連携した空港対策や利活用事業の調整を進めるための経費を計上しております。

以上が歳出の2款1項のうち企画課に関連する歳出の概要でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

予算に関する説明書の47ページを御覧ください。

会計課からは、2款1項4目会計管理費の3の事業、出納管理事務費について御説明申し上げます。予算額は247万8,000円で、財源内訳は全て一般財源でございます。前年度対比6万8,000円の増額でございます。この事務事業は、公金の収納及び支払事務を円滑、適正に執行するための事務費で、全て経常的な経費でございます。主なものといたしましては、



11 節役務費の指定金融機関派出手数料 132 万円の計上でございます。また、12 節委託料は備品の登録や廃棄などの処理を行っている備品管理業務システムの電算処理委託料で 26 万 4,000 円の計上でございます。

新たなものとしたしまして、13 節使用料及び賃借料の中の伝送サービス使用料で、これは指定金融機関であるハイナン農業協同組合が現在行っている総合振込や口座振替などの現行システムの変更に伴う新システムの使用料として 13 万 2,000 円の計上でございます。

以上が会計課に関わる予算の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、防災課長、お願いします。

防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

防災課からは、2 款総務費、1 項総務管理費のうち防災課関係の予算につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の 58 ページ、59 ページの 8 目防犯対策費、3 の事業、防犯対策推進費を御覧ください。予算額は 993 万 4,000 円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することで、健全で明るい社会を形成することを目的としているものでございます。防犯まちづくり推進協議会の委員報酬、各自治会に管理委託しております防犯灯の整備委託料や防犯カメラ及び LED 防犯灯の借上料などを計上しております。

次に、説明書の 59 ページ、60 ページの 9 目交通安全対策費、3 の事業、交通安全推進費でございます。予算額は 543 万 9,000 円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。交通安全意識や交通安全マナーの高揚を図るため交通安全運動等を展開することで、安全で安心な町づくりを推進することを目的にしているものでございます。主に交通安全施設の修繕や県交通安全指導員 4 人の設置費負担金を計上しております。

次に、説明書 60 ページの 4 の事業、交通指導員活動費でございます。予算額は 553 万 1,000 円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。交通安全活動の推進を担う交通指導員の活動費でございます。主な内容ですが、交通指導員 34 人分の報償金、費用弁償及び指導員研修会補助金でございます。

以上が 2 款 1 項に係る防災課関係の説明でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

60 ページを御覧ください。

5 の事業、交通安全施設整備費について御説明をいたします。予算額は 500 万円で、財源は基金繰入金及び一般財源になります。町内全域を対象に通学路や生活道路等の安全性・利便性を確保するため、各種交通安全施設を維持・修繕し、町民の皆様が安全で安心して暮らせるよう実施しております。主な事業内容は区画線工 1,615 メートル及び転落防止柵 60 メートルを施工するものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

2款総務費、2項徴税費につきまして予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の65ページから67ページ、1目税務総務費、3の事業、税務総務費を御覧ください。予算額は5,206万8,000円でございます。財源は一般財源でございます。地方税共同機構などへの負担金及び過年度分町税還付金が主なもので、その他税務事務に係る経常的経費でございます。

続きまして、説明書68ページ、69ページ、2目賦課徴収費、3の事業、賦課徴収費を御覧ください。予算額は4,581万6,000円で、財源は一般財源でございます。課税の適正化、収納率向上を図るための事業で、税務相談員の顧問料、電算システム委託料、固定資産課税基礎作成委託料、滞納整理機構負担金が主なものでございます。納税者の利便性の向上を図るため、軽自動車税の関係手続の電子化に向けた基幹税務システム改修委託料を新たに計上しております。

以上が2項徴税費でございます。よろしく御願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

予算に関する説明書の70ページ、71ページを御覧ください。

町民課からは、2款3項1目戸籍・住民基本台帳費の3の事業、戸籍・住民基本台帳事務費につきまして説明申し上げます。予算額は3,349万3,000円でございます。財源といたしましては、一般財源のほか、個人番号カード交付事業費補助金等の国・県支出金でございます。戸籍事務、住民基本台帳事務等に関する届出の受理及び住民票等各種証明書の交付事務に係る経費を計上しております。

12節の戸籍電算事務委託料、71ページの13節コンビニ交付サービス使用料、18節の個人番号カード交付事業費交付金が主なものでございます。また、13節にありますとおり、マイナンバーカードのさらなる交付につなげるため、国庫補助金を活用し、オンライン申請補助端末1台を借り上げる予定でございます。

以上が町民課に係る予算でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費の4項選挙費と13款諸支出金の1項普通財産取得費につきまして説明書により御説明申し上げます。

説明書の72ページ、2款4項1目選挙管理委員会費の3の事業、選挙管理費を御覧いただきたいと存じます。予算額は64万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算処理委託料などが主なものでございます。

次に、説明書の 73 ページの 2 目明るい選挙推進費の 3 の事業、明るい選挙推進費でございます。予算額は 11 万 4,000 円で、財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識を向上させるとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としたポスターコンクールへの参加賞、副賞代などのほか、新有権者への啓発用メッセージカード印刷代が主なものでございます。

次に、3 目県知事選挙費の 3 の事業、県知事選挙費でございます。予算額は 1,192 万 9,000 円で、財源は全て県支出金でございます。令和 3 年 6 月 20 日に予定されております県知事選挙の執行経費で、公正かつ迅速な選挙事務を執行するため、選管の委員、投開票管理者の講習をはじめ、選挙事務従事者の手当、選挙事務に係る経費が主なものでございます。

次に、4 目衆議院議員選挙費の 3 の事業、衆議院議員選挙費でございます。予算額は 1,527 万 1,000 円で、財源は全て県支出金でございます。令和 3 年に予定をされております衆議院議員選挙の執行経費で、公正かつ迅速な選挙事務を執行するため、選管委員、投開票管理者の報酬をはじめ、選挙事務従事者の手当、選挙事務に係る経費が主なものでございます。

続きまして、説明書 214 ページの 13 款 1 項 1 目普通財産取得費の 3 の事業、普通財産取得費を御覧いただきたいと存じます。予算額は 2,000 円で、財源は全て一般財源でございます。土地の購入費、補償費、それぞれ 1,000 円の頭出しでございます。

以上が総務課からの 2 款 4 項の選挙費と 13 款 1 項の普通財産取得費の説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、企画課長、お願ひします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2 款 2 項から 6 項、12 款、13 款及び 14 款のうち企画課に関連する歳出につきまして御説明申し上げます。

説明書の 75 ページを御覧ください。

75 ページの 5 項統計調査費、1 目統計調査総務費の 3 の事業、統計一般事務費を御覧ください。予算額は 21 万 1,000 円でございます。財源は一般財源のほか県支出金に計上いたしました統計調査費委託金 4 万 7,000 円で、統計に係る経常的な経費を計上してございます。

次に、2 目諸統計調査費の 3 の事業、諸統計調査費は予算額 137 万 2,000 円で、財源は全て県支出金でございます。

令和 3 年度は経済センサスが実施されますことから、事業費を計上しているものでございます。

続きまして、212 ページを御覧ください。

12 款公債費でございます。1 項公債費、1 目元金の 3 の事業、公債費（元金）は予算額 10 億 1,978 万 9,000 円で、財源は全て一般財源でございます。なお、令和 3 年度におきましては、減債基金からの繰入金によりまして 3,000 万円を上限に、一部の公債費につきまして繰上償還を実施しようとするものでございます。

次に、213 ページの 2 目利子の 3 の事業、公債費（利子）は予算額 5,996 万 9,000 円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、214 ページの 3 の公債諸費は 1,000 円の計上でございます。

次に、214 ページの 13 款諸支出金のうち、215 ページから 216 ページにかけましての 2 項基金費、1 目基金費の積立金でございますが、3 の事業、財政調整基金費は予算額 2 万 9,000 円、4 の事業、減債基金費は予算額 1,000 円、5 の事業、環境保全基金費は予算額 1,000 円、6 の事業、小・中学校建設基金費は予算額 4,000 円、7 の事業、教育振興基金費は予算額 37 万 2,000 円、8 の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費は予算額 2 億 1,600 万 5,000 円とそれぞれ計上しており、積立金の合計は 2 億 1,641 万 2,000 円となっております。財源は財産収入に計上いたしました基金利子でございますが、このうち 7 の事業、教育振興基金費につきましては、この基金利子のほか諸収入に計上いたしました高等学校等奨学金返還金の 37 万円、それから、8 の事業のふるさとよしだ寄附金基金費につきましてはふるさと納税の指定寄附金 2 億 1,600 万円となっております。

最後の、14 款予備費につきましては、昨年同様 2,000 万円の計上でございます。

以上が企画課に関連します歳出の 2 款 5 項 1 目から 2 目までの事業並びに 12 款、13 款、14 款の事業に関する概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

予算に関する説明書の 76 ページ及び 77 ページを御覧ください。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費でございます。予算額は 134 万 8,000 円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は監査委員の例月出納検査、定期監査、決算審査などに係る監査委員報酬が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

予算に関する説明書の 213 ページを御覧ください。

12 款公債費の 1 項 2 目利子の 3 の事業、公債費（利子）について御説明申し上げます。

この中に会計課が所管します一時借入金償還利子についてでございますが、これは一時的に資金不足となった際に不測の事態に対応するための一時借入れで生じる利子で、一時借入金の借入れの最高額を 5 億円と定めておりますことから、借入最高額の 5 億円に対する利子として 45 万円の計上でございます。借入最高額 5 億円につきましては、上程されております第 16 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計予算について、提出議案書の 59 ページの第 3 条において定められてございます。

以上が会計課に関わる予算の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、3 款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

予算に関する説明書の 77 ページからの 3 款民生費のうち福祉課が関係する 1 項 1 目社会福祉総務費から説明申し上げます。

78 ページ、3 の事業、福祉総務費を御覧ください。予算額 47 万 2,000 円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金でございます。社会福祉業務に係る消耗品や自動車修繕等の経常的な経費を計上しております。

次に、79 ページ、4 の事業、民生・児童委員活動費を御覧ください。予算額 666 万 5,000 円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。民生・児童委員の活動費に係る負担金が主なもので、民生・児童委員 51 人、主任児童委員 3 人が、地域の代表として活動していただいております。

5 の事業、戦没者追悼事業費を御覧ください。予算額 56 万 2,000 円で、財源は全て一般財源でございます。戦没者の御霊を弔う事業として 10 月に挙行しており、戦没者追悼式に係る記念品と委託料が主なものでございます。

6 の事業、社会福祉協議会補助金を御覧ください。予算額 3,759 万 3,000 円で、財源は全て一般財源でございます。事務局人件費ほか相談事業、民生・児童委員活動費、福祉団体に対する補助金でございます。

80 ページを御覧ください。

7 の事業、福祉介護手当支給事業費を御覧ください。予算額 249 万円で、財源は地域福祉基金繰入金でございます。在宅で寝たきりの高齢者や重度の心身障害者の介護者に対して支給する福祉介護手当で、月額 1 万円でございます。

次に、8 の事業、地域福祉計画策定事業費を御覧ください。予算額 158 万 6,000 円で、財源は一般財源のほかに地域福祉基金繰入金でございます。地域福祉計画は町の地域福祉を総合的に推進するために 5 年ごとの見直し、策定を行い、毎年進捗状況の確認を行っております。令和 3 年度は、アンケート調査、団体へのヒアリング調査を行います。

次に、82 ページ、4 目老人福祉費、3 の事業、老人福祉対策費を御覧ください。予算額 114 万 1,000 円で、財源は一般財源のほか介護保険特別会計からの繰入れでございます。老人福祉事業のための経常的な経費に加えて、介護人材確保のための研修委託料、在宅支援生活支援助成事業など、高齢者の在宅生活を支援するための事業費を計上しております。

次に、83 ページ、4 の事業、敬老事業費を御覧ください。予算額 241 万 4,000 円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者を敬い長寿をお祝いするために 100 歳の方へのお祝い金、米寿を迎えられた方へのお祝い写真の贈呈、80 歳、85 歳、90 歳以上の方への敬老記念品の贈呈を行っております。

5 の事業、社会福祉施設管理事業費を御覧ください。予算額は 4,558 万 1,000 円で、財源は一般財源のほかに使用料、手数料でございます。当課が所管する各施設の指定管理料でございます。相寿園管理組合解散に伴い、指定管理料の不足額を措置費に組み替えたため、令和 2 年度に比べ減額されております。

次に、84 ページ、6 の事業、老人保護措置費を御覧ください。予算額は 831 万円で、財源は一般財源のほかに負担金でございます。現在 2 人の方が措置入所されており、入所に係る措置費でございます。

7事業、高齢者社会参加推進事業費を御覧ください。予算額は960万4,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。さわやかクラブやシルバー人材センターへの運営費補助金で、高齢者の社会参加を支援しております。

次に、85ページ、8の事業、高齢者見守り体制整備事業費、予算額は3万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者の見守りネットワーク連絡会を開催し、地域で見守ることの大切さを理解していただいております。

9の事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。予算額は8万8,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。緊急連絡カード郵送代や配食サービス委託料など、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を守るための事業を実施しております。

5目心身障害者福祉費、3の事業、心身障害者福祉費を御覧ください。予算額142万8,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。身体、知的、精神の3障害の相談員の報償金と心身障害者扶養共済に係る納付金等でございます。

次に、86ページ、4の事業、心身障害者更生援護費でございます。予算額4,972万5,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金です。重度障害者に対する医療費や移送費が主な事業費でございます。

5事業、心身障害者施設等負担金を御覧ください。予算額2,097万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。駿遠学園とつくしの家に対する負担金でございます。

6の事業、心身障害者自立支援事業費を御覧ください。予算額5億6,520万円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金です。障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスを提供しております。共同生活援助費や障害者の就労継続支援給付費に係る事業等が増加しております。

次に、88ページ、7の事業、障害者自立支援施設管理事業費を御覧ください。予算額は373万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。障害者自立支援施設あつまりーナに係る指定管理料が主なものでございます。

次に、89ページ、8の事業、地域生活支援事業費です。予算額は3,046万4,000円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金及び諸収入でございます。手話通訳者及び要約筆者の派遣事業、成年後見推進委員会報償金、訪問入浴サービス、相談支援事業など障害者が在宅で生活し続けられるよう支援する事業でございます。

なお、相談支援事業委託料のうち、以前より行っております委託相談事業とは別に、令和3年度より新規事業として基幹相談支援センターモデルを2市2町において共同で設置いたします。このセンターは、主任相談支援専門員や精神福祉士などの専門職を配置し、困難事例を受け持つ相談支援事業者への支援や不足しがちな相談支援専門員の資質向上に向けた育成をはじめ、権利擁護や虐待防止に向けた取組など、相談支援ネットワークの活性化を図る役割を担っていただくものです。

次に、90ページ、6目、3の事業、人権・地域改善費を御覧ください。予算額は34万2,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。人権啓発を推進するため人権教育後援会やパンフレットなどを作成いたします。

次に、91ページ、4の事業、神戸西会館運営費を御覧ください。予算額は219万7,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金及び使用料でございます。

次に、92 ページ、7 目、3 の事業、介護保険事業会計繰出金を御覧ください。予算額は 3 億 465 万 2,000 円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金でございます。令和 3 年度の介護保険事業の介護給付費、地域支援事業費、事務費の法定負担割合繰入金と低所得者の保険料に対する軽減分繰出金でございます。

次に、93 ページの 4 の事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費を御覧ください。予算額は 24 万 6,000 円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。社会福祉法人等が低所得で生活が困難な者に対して介護サービスの利用負担の軽減を行った場合に、法人に対して補助を行うものでございます。

予算書では少し飛びますが、次に、111 ページからの 3 項 1 目生活保護費、112 ページの 3 の事業、生活保護費を御覧ください。予算額は 20 万 3,000 円で、財源は一般財源のほかに県支出金です。行旅人に対する隣の市へのバス代支援や行旅病人救護費用、行旅死亡人措置料です。

次に、4 項 1 目災害救助費、3 の事業、災害救助費は 4,000 円でございます。

福祉課からの説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） ここで、暫時休憩といたします。

再開を 10 時 35 分といたします。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 34 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

予算に関する説明書の 81 ページを御覧ください。

3 款 1 項 2 目国民年金事務費の 3 の事業、国民年金事務費につきまして説明申し上げます。予算額は 139 万 8,000 円で、財源は全て国庫支出金でございます。国民年金の事務は国の法定受託事務であり、町では国民年金の資格に関する届出の受理や保険料の免除申請などの手続を行っております。12 節委託料の電算処理委託料において、制度改正に伴うシステム改修を 2 件予定しております。

続きまして、82 ページの 3 目国民健康保険費の 3 の事業、国民健康保険事業会計繰出金でございます。予算額は 1 億 3,236 万 7,000 円で、財源につきましては一般財源のほか国・県支出金でございます。国民健康保険事業を適正に運営するため、低所得世帯に対する軽減対策の保険基盤安定繰出金などを特別会計に繰り出すものでございます。

以上が町民課に係る予算の概要でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

予算に関する説明書の94ページ、3款2項1目、3の事業、児童福祉費を御覧ください。予算額は541万7,000円でございます。財源といたしましては全て一般財源でございます。この事業は子供たちが健やかに育つために、子供たちの成長や子育ての喜びを地域全体で実感できる町づくりを進めるための事業でございます。

主な支出といたしましては、19節出産祝金事業は第2子以降の子供を持ちたいと思う世帯を応援する施策として、第2子の出産で5万円、第3子以降の出産で10万円のお祝い金を母親に支給するものでございます。本事業は平成29年度からの3年間は県の補助金を活用させていただきながら実施し、県の補助事業が終了しました令和2年度は一般財源事業として継続してまいりました。全国的においても出生数が減少する中において、当町の出生数も減少しており、出生数に占める第2子以降の割合もほぼ横ばい、または下降傾向であることから、再度事業を見直す計画をしております。令和3年度予算では、町民への周知期間も含め12月までは事業を継続する予定でございますので、過去の実績を鑑み、第2子を58人、第3子以降を24人計上させていただきました。

次に、95ページの4の事業、児童虐待防止事業費を御覧ください。予算額は222万7,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は、子供の安全を確保するために保護者の相談や見守りを実施し、虐待等の早期発見、早期対応を図る事業でございます。令和3年度は、子ども家庭総合支援拠点設置に必要な備品や消耗品等を購入するための費用を計上してございます。

次に、95ページから96ページにかけましての5の事業、ひとり親家庭対策事業費は予算額550万3,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか県支出金でございます。この事業は、ひとり親家庭の経済的な自立と安定を図るため、日常生活を支援する事業でございます。主な支出としましては19節母子家庭等医療費であり、これは二十歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭等に対する医療費の助成でございます。また、ひとり親家庭就学支援事業は、小学校に入学する際に必要なランドセル及び学校指定用品購入費の一部を助成するものでございます。

次に、96ページから97ページにかけましての6の事業、こども発達支援事業費は予算額621万6,000円でございます。財源としましては副食費、国民健康保険団体連合会からの諸収入でございます。この事業は、児童の発達に応じて少人数でのサービスを提供することで、日常生活の自立や対人関係の苦手さを改善するための事業です。毎日通う定期通園と、週に一度だけ通園する並行通園、親子通園等がございます。主な支出として12節委託料は子供の発達チェックや保護者の相談指導等について専門知識を有した職員が保育園、幼稚園を訪問し、子供と保護者へ働きかけをする心理士、児童相談員派遣委託料でございます。また、令和3年度は子供たちが使用するプールを購入させていただく予定ですので、17節備品購入費に21万5,000円を計上してございます。

次に、7の事業、こども医療費助成事業は予算額1億5,246万8,000円でございます。財源としましては一般財源のほか県支出金、静岡県町村自治振興協会からの諸収入でございます。この事業は、保護者の経済的負担の軽減を図り、子供の疾病を早期に発見し、適切な治療を受けさせるためにゼロ歳から18歳までの児童の医療費を負担する費用でございます。主な支出としまして11節医療費支払事務手数料は国民健康保険団体連合会に支払う費用、



19 節扶助費は保険診療に要した自己負担分の支払いでございます。こども医療費は治療に要した費用に対するものですので、必ずしも子供の数に比例するものではございませんが、対象者が約 120 人減少しておりますので、予算は約 440 万円減額となっております。

次に、98 ページ、8 の事業、ファミリー・サポート事業費は予算額 33 万 8,000 円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この事業はファミリー・サポート事業の運営で、主な支出は会員の連絡調整のための通信運搬費や損害保険料等でございます。

次に、2 目児童措置費の 3 の事業、児童手当費は予算額 5 億 635 万円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この児童手当はゼロ歳から 3 歳未満の児童に対し月額 1 万 5,000 円、3 歳から小学校修了前の第 1 子及び第 2 子の児童に対し月額 1 万円、第 3 子は 1 万 5,000 円、中学生は月額 1 万円、高所得者の方が該当する特例給付者は月額 5,000 円の支給を年 3 回お支払いしております。なお、こども医療費同様、対象年齢の子供の減少が見込まれますことから、19 節扶助費は昨年度と比べ 544 万円減額となっております。

次に、100 ページから 101 ページ、3 目保育所費の 3 の事業、保育園管理費は予算額 9,997 万円でございます。財源としましては一般財源のほか一時預かり等の利用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、日本スポーツ振興センター納付金の諸収入でございます。この事業は共働き家庭等の支援として行う保育サービスを充実させるための費用でございます。主な支出でございますが、12 節保育園人材派遣委託料は待機児童ゼロを維持するための施策で、現在は 1 名分の予算計上でございます。また、19 節に計上いたしました施設型給付費は子ども・子育て支援法に該当する他市町の保育園、認定こども園等に通う子供に対しての給付費、地域型保育給付費は小規模保育事業所に通う子供に対しての給付費、施設等利用給付費は認可外保育事業所の保育料や認定こども園で行う預かり保育に対応した給付費でございます。

次に、4 の事業、さくら保育園運営費から、106 ページの 7 の事業、わかば保育園運営費は、各園を運営するための事業費を計上してございます。財源といたしましては一般財源のほか利用者負担金、給食代の諸収入でございます。各園共通の主な支出は保育に係る材料費や給食等の賄い材料費でございますが、各園の特筆すべき予算を御説明申し上げます。

101 ページ、4 の事業、さくら保育園運営費は予算額 1,991 万 4,000 円でございます。令和 3 年 4 月の入所予定者は 88 人で、令和 2 年 4 月入所よりも 2 人多い状況となっております。また、令和 3 年度は厨房用冷蔵庫を購入する予定でございます。

103 ページから 104 ページまでの 5 の事業、すみれ保育園運営費は予算額 2,776 万 7,000 円でございます。4 月の入所予定者は 155 人で、令和 2 年度よりも 1 名多い状況となっております。

104 ページ、105 ページの 6 の事業、さゆり保育園運営費は予算額 1,889 万 6,000 円でございます。4 月の入所予定者は 120 人で、令和 2 年度よりも 14 名多い状況となっております。

106 ページ、107 ページの 7 の事業、わかば保育園運営費は予算額 2,462 万 3,000 円でございます。4 月の入所予定者は 139 人で、令和 2 年度よりも 3 名多い状況となっております。

保育園全体の人数は令和2年度よりも20人多い入園希望者でございます。

次に、108ページ、109ページの4目児童館費、3の事業、児童館運営費は予算額326万3,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか材料費の諸収入でございます。この事業は、児童が心身ともに健やかに成長するために児童館において各種事業を行う経費でございます。児童館は月平均1,600人の利用者があり、児童厚生員2名が常駐し運営しております。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で閉館や事業の縮小を行いながら運営してまいりましたが、最近では来館者数も増えてきております。今後も感染防止対策を十分に行いながら運営をしていく予定でございます。

次に、109ページ、110ページの4の事業、放課後児童健全育成事業費は予算額1,897万9,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金、クラブ利用料の徴収金等でございます。この事業は、学校終了後の放課後の時間に保護者が就労等で家庭にいない子供たちに、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの運営費でございます。4月の入所児童数は431人でございます。令和2年度と比較しますと6名増えています。

次に、110ページの5の事業、地域子育て支援拠点事業費は予算額69万円でございます。財源といたしましては国庫支出金、県支出金、材料費の諸収入でございます。この事業は子育て支援センターに係る運営費で、子育ての不安感を緩和し、保護者同士が交流する場としてセンターを利用していただけるよう運営しております。子育て支援センターにつきましては1日平均20人強の来館者がありますので、新型コロナウイルス感染症の対策を十分行って運営してまいります。

次に、111ページ、6の事業、子ども会育成連合会助成事業費は予算額32万円でございます。財源といたしましては全て一般財源でございます。この事業は、地域における児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会への補助金でございます。

最後に、5目児童厚生施設整備費の3の事業、児童厚生施設整備費は予算額137万5,000円で、財源は一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は町内にあります8か所の児童遊園地の管理費でございます。令和3年度は、職員では作業ができない高枝の伐採を行うために、11節役務費に植木剪定手数料を計上させていただいております。

こども未来課からの説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費のうち、当課が所管する事業につきまして説明書により説明いたします。

114ページから115ページを御覧ください。

1目保健衛生総務費、3の事業、保健衛生管理費でございます。予算額は607万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。健康づくり課の総務経費と保健センターの施設管理に係る経常的経費で、12節の健康管理システムの電算処理委託料が主なものでございます。

次に、4の事業、救急医療対策事業費でございます。予算額は881万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。志太榛原地域の市町が連携し、地域の救急医療体制を整えるための事業に対する全て負担金でございます。志太榛原地域救急医療センター運営費負担金は、新型コロナウイルスの影響による受診控えにより、令和2年度は診療収入の大幅な減収となり、令和3年度につきましても令和2年度の実績を踏まえた診療収支を見込んでいることから、関係市町の負担金はそれぞれ増額となっており、当町の負担金は402万8,000円でございます。

次に、116ページを御覧ください。

5の事業、榛原病院負担金でございます。予算額は4億7万9,000円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。町民に安定した医療を提供するため、地域の基幹病院であります榛原総合病院の運営に必要な経費を牧之原市とそれぞれ負担いたします。令和3年度の吉田町の負担割合は33.905%でございます。

次に、7の事業、災害時医療救護対策事業費でございます。予算額は12万1,000円で、財源は一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。この事業は災害時の医療救護体制の整備を目的に事業を進めており、令和3年度も引き続き医療救護訓練の実施等を通じて災害発生時に必要な体制整備を進めてまいります。

次に、8の事業、地域医療対策事業費でございます。予算額は155万2,000円で、財源は一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。高齢化の進行等により変化する地域が必要とする医療体制を構築していくための事業費でございます。榛原医師会負担金は、榛原医師会館の老朽化に伴う一部建て替え及び改修工事に係る経費の一部を関係市町で負担をします令和3年度の単年度の事業費で、当町の負担額は147万8,000円となっております。令和3年9月に完成予定の施設は、関係市町及び二次救急病院との連携拠点機能と連絡調整の場としての活用を予定していると聞いております。

次に、117ページを御覧ください。

2目予防費、3の事業、感染症予防費でございます。予算額は9,664万1,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。伝染のおそれのある疾病の発生と蔓延を予防するため予防接種の実施、また、おたふく風邪予防接種等に対する費用助成を行うとともに、感染症及び予防接種について正しい知識の普及などを行います。

主なものは12節の予防接種委託料で、これは予防接種法に定められた定期接種の16種類の対象疾病に係る個別接種委託料と、令和元年度から3年間の時限つきで実施しております風疹の追加的対策による風疹抗体検査委託料でございます。

19節扶助費のうちこどもインフルエンザ予防接種費助成金は、県内市町の助成状況を参考に助成内容を見直し、予算を計上しております。

次に、少し飛びまして、122ページから123ページを御覧ください。

5目母子保健衛生費、3の事業、母子保健衛生費でございます。予算額は5,395万8,000円で財源は一般財源のほか国・県支出金、諸収入及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は母子手帳の交付、妊婦、産婦、乳幼児の健診、相談、健康教育、家庭訪問等の母子保健事業に加え、各種助成事業を実施するもので、乳幼児・妊婦健診委託料、不妊治療費、妊娠出産応援パッケージ助成などの扶助費が主なものでございます。

不妊治療費のうち特定不妊治療費の助成につきましては、国が出産を希望する世帯を広く支援するため、令和4年度から不妊治療の保険適用を実施することとしており、それまでの間、国の補助を受け、都道府県が実施主体として実施しております県の現行の不妊治療の助成制度は、所得制限の撤廃、助成額の増額等を大幅に拡充されます。町の特定不妊治療費助成制度は補助対象となる経費から県の助成額を控除した額を助成対象としているため、県の制度拡充に伴い町の助成制度も見直す予定で、予算額を減額しております。

次に、124ページの4の事業、妊娠・出産包括支援事業費でございます。予算額は244万3,000円で、財源は一般財源のほか国・県支出金及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。妊娠・出産・子育て期にわたり健やかに安心して出産、育児ができるよう切れ目ない支援を行うための子育て世代包括支援センター事業の看護師等謝礼金が主なものでございます。

産後ケア事業につきましては、事業の見直しを行い、個別支援を重点に切れ目ない支援を行うこととし、支援が必要な妊産婦への早期支援をより強化するため、近隣産科診療所、助産所で日帰り、または宿泊をして、助産師等の専門的な支援が受けられる産後ケア事業の委託料と、助産師、ヘルパーが自宅に訪問して行う産前・産後サポート事業の委託料は、ともに増額をしております。

次に、124ページから125ページの6目健康づくり事業費、3の事業、健康づくり事業費でございます。予算額は89万1,000円で、財源は一般財源のほか県支出金及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は地域の健康づくりのリーダーとして活動していただく保健協力員活動事業、町の健康づくりの推進を図る健康づくり推進協議会等の開催などの町ぐるみの健康づくりの体制整備に加えまして、健康マイレージ事業、ウォーキング教室等の事業費でございます。

次に、4の事業、ダンス健康づくり事業費でございます。予算額は200万円で、財源は一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。吉田町オリジナルダンスを用いて健康づくりを推進するダンス健康づくり推進会の事業に対して、実績に基づき補助金を交付いたします。新型コロナウイルスの影響でダンス健康づくり推進会の活動も規模が縮小していることから、予算額を減額しております。

次に、5の事業、健康体操運営費でございます。予算額は144万7,000円で、財源は諸収入でございます。各種健康体操教室を実施することにより運動不足の解消や体力低下の防止を図り、運動習慣の定着を目指す事業で、成人を対象とした若返り貯金塾、親子体操教室を実施するための講師謝礼金が主なものでございます。

次に、125ページから126ページの6の事業、食育推進事業費でございます。予算額は39万3,000円で、財源は一般財源のほか諸収入及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。食育推進連絡会議の開催、食育に関する講座、調理実習等の実施、健康づくり食生活推進協議会に対する補助金等、町ぐるみで食育推進を図るための事業でございます。

最後に、127ページから129ページの8目、3の事業、健康増進事業費でございます。予算額は3,594万8,000円で、財源は一般財源のほか国・県支出金でございます。この事業は各種がん検診、骨粗鬆症検診などの成人検診事業、健康相談、検診事後の個別指導と集団指導等を実施するもので、各種検診委託料、電算処理委託料が主なものでございます。電算処理委託料は、国の補助事業であります健診結果等情報の利活用のためのマイナンバー情報連

携に係るシステム改修を予定しており、その経費を計上しているため増額となっております。

健康づくり課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、4款衛生費、1項保健衛生費の事業につきまして説明させていただきます。

説明書の116ページを御覧ください。

1目保健衛生総務費、6事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（火葬場費）でございます。予算額は1,050万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。令和3年度の負担割合につきましては、均等割40%、人口割60%から、均等割25%、火葬場件数割75%に変更となっております。

次に、説明書の118ページを御覧ください。

3目環境衛生費、3事業の環境衛生推進事業費でございます。予算額は338万7,000円で、財源は一般財源のほか使用料及び手数料、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は、死亡猫等の回収や狂犬病予防注射等、犬猫を初めとする動物保護に係る経費が主なものとなっており、主な予算項目といたしましては犬猫等死体収集運搬委託料や飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などでございます。

次に、説明書の119ページを御覧ください。

4事業のごみ減量・リサイクル推進事業費でございます。予算額は804万1,000円で、財源は一般財源とふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業はごみの分別収集や排出抑制により減量化、リサイクル率の向上を図るものでございます。主な予算項目といたしまして生ごみ処理機等設置費補助金やシルバー人材センターに剪定枝等をチップにし、堆肥化するための事業を委託するための委託料などでございます。

次に、説明書の120ページを御覧ください。

6事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。予算額は30万円で、財源は一般財源とふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの利用を促進し、環境保全を図るための事業が主なものでございます。主な予算項目といたしましては、既存住宅において太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時に設置する方にその経費の一部として補助金を交付するための負担金、補助及び交付金でございます。

次に、7事業の環境教育推進事業費でございます。予算額は2万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、環境教育の一環として、身近な環境問題等をテーマに子供から大人までそれぞれの年齢層ごとに学習教室を開催し、環境に対する関心と理解を深め、自ら環境行動を起こし継続していくことで持続可能な地球環境を生み出すための事業でございます。主な予算項目といたしましては、環境学習教育開催のための資料作成に伴う経費でございます。

次に、8事業の環境保全費でございます。予算額は1,077万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、公園や河川等公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業を実施し、環境の整備を図るものでございます。主な予算項目といたしましては燃料費などの需用費、車両の借上料、草刈り機等の修繕費などの経費と草刈り手数料を計上してございます。

次に、121ページを御覧ください。

9事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（し尿処理費）でございます。予算額は1億659万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。負担割合につきましては、均等割40%、し尿量割60%を、均等割25%、し尿投入量割75%に変更になってございます。

次に、10事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（ごみ処理費）でございます。予算額は4億7,593万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。負担割合につきましては、火葬場及びし尿処理同様、均等割40%、人口割60%から、均等割25%、ごみ処理割75%に変更になってございます。

次に、説明書の122ページを御覧ください。

4目公害対策費、3事業の公害対策費でございます。予算額は717万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な予算項目は通年で実施しております環境調査及び分析調査委託料や緊急時の調査手数料、大井川地域地下水利用対策協議会負担金などが主なものでございます。

以上が都市環境課の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

説明書119ページ、120ページを御覧ください。

4款1項3目、5の事業、生活排水改善対策事業費は予算額3,288万円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この事業は合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として執行するもので、主な支出は浄化槽設置費補助金でございます。令和3年度は、新たに、単独浄化槽から合併浄化槽に設置替えする際の既存浄化槽の撤去費及び配管について追加補助する予定でございます。

上下水道課からの説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

予算に関する説明書の126ページを御覧ください。

4款1項7目老人保健事業費の3の事業、後期高齢者医療事業事務費につきまして説明申し上げます。予算額は2億9,571万1,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか県支出金と後期高齢者医療広域連合からの健康診査委託金などがございます。この事

業は後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務や資格の管理事務、また、人間ドックの助成や健康診査などの保健事業を行うものでございます。

12 節の健康診査委託料、127 ページの 18 節後期高齢者医療広域連合へ納付する広域連合負担金と療養給付費負担金、また、27 節の後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出します保険基盤安定繰出金が主なものでございます。

以上が町民課に係る予算の概要でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、5 款労働費、6 款農林水産業費及び 7 款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費につきまして御説明申し上げます。

初めに、5 款労働費でございます。

説明書の 129 ページを御覧ください。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、3 の事業、雇用対策費でございます。予算額は 40 万 9,000 円で、財源は一般財源のほか繰入金でございます。この事業では町内企業の人材不足解消や企業 P R の場の提供、求職者と求人者のマッチング機会の創出を図るため町内企業に参加いただき合同企業説明会を開催する計画でおりまして、そのためのチラシ作成に伴う印刷製本費でありますほか、榛南建築高等職業訓練校に対しまして交付いたします補助金を計上しております。

次に、4 の事業、労働福祉費でございます。129 ページから 130 ページにかけて御覧ください。予算額は 255 万 2,000 円で、財源は全て一般財源でございます。勤労者の福利厚生をはじめ、中小企業と大企業との間にある雇用・労働条件、労働福祉など、様々な格差を縮小するための支援といたしまして、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会に対して補助金を交付するものでございます。

5 款労働費は以上であります。

続きまして、6 款農林水産業費でございます。

131 ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、3 の事業、農業委員会運営費でございます。予算額は 406 万円で、財源といたしましては一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費でございます。農業委員及び農地利用最適化推進委員への委員報酬のほか、静岡県農業会議等の農業関係団体への負担金が主なものでございます。なお、農業委員会総会につきましては、毎月 1 回の計 12 回の開催を予定しております。

次に、132 ページを御覧ください。

4 の事業、農業者年金事務費でございます。予算額は 18 万円で、財源は全て諸収入でございます。この事業は農業者年金基金からの受託事業でありまして、その事務に伴います特定消耗品費などの需用費や複写機借上料などがございます。

次に、133 ページを御覧ください。

2目農業総務費、3の事業、農業総務費でございます。予算額114万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車のリースに伴います自動車借上料や静岡県農業共済組合等の農業関係団体への負担金を計上してございます。

次に、3目農業振興費、3の事業、農業振興費でございます。133ページから134ページにかけて御覧ください。予算額は354万円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。事業内容といたしましては、意欲的な農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的とした農業経営振興会や部農会等の活動に対する補助金が主なものとなっております。

次に、134ページから135ページにかけて御覧ください。

4の事業、担い手育成総合対策事業費でございます。予算額は250万6,000円で、財源としましては一般財源のほか県支出金、使用料及び手数料繰入金でございます。この事業では、農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて担い手の育成を図るための農地利用集積奨励補助金や、新規青年就農者が地域の担い手となるためにその経営が軌道に乗るまでの間を支援いたします農業次世代人材投資資金として平成29年度に新規就農をしております1人の方を計上してございます。

次に、135ページ、御覧ください。

5の事業、農業経営所得安定対策推進事業費でございます。予算額は9万5,000円で、財源は全て国庫支出金でございます。この事業は自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に実施しており、担当者会議などへの旅費や特定消耗品費などの需用費を計上してございます。

次に、6の事業、荒廃農地再生事業費でございます。予算額は10万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業におきましては、荒廃農地の再生を行う農業者に対しまして、補助金を交付することにより荒廃農地の解消や農地の有効活用に取り組んでまいります。

次に、4目畜産業費、3の事業、畜産業費でございます。135ページから136ページにかけて御覧ください。予算額は58万6,000円で、全て一般財源でございます。この事業では、中部家畜保健衛生推進協議会への負担金や死亡獣畜の適正な処理を図るための補助金が主なものでございまして、新たなものといたしましては、静岡県食肉センター再編整備事業に伴います負担金を計上してございます。

次に、137ページを御覧ください。

5目農地費、5の事業、土地改良事業費でございます。予算額は3,444万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。大井川土地改良区への負担金が主なものでございまして、国営大井川用水の第1期事業及び第2期事業の元利償還金、賦課助成金、農地・農業水路等資源保全管理推進事業負担金などでございます。

次に、2項林業費、1目林業総務費、3の事業、松くい虫防除事業費でございます。137ページから138ページを御覧ください。予算額は356万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業では、保安林等における松枯れの蔓延防止するため、地上散布防除をはじめ、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除を実施する計画であります。

次に、138ページを御覧ください。

4の事業、保安林等保護環境整備事業費でございます。予算額は470万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。内容といたしましては、保安林帯の除草、支障木の伐採や剪



定のほか、大幡川の桜並木の保護として薬剤散布を実施することにより、保安林等の公益的機能を生かすための環境維持に努めてまいります。

続きまして、139 ページを御覧ください。

3 項水産業費、1 目水産振興費、3 の事業、水産振興費でございます。予算額は2億5,038万1,000円で、財源は一般財源のほか県支出金、町債でございます。事業内容であります。水産業の振興や活性化を図る目的で水産関係団体等への負担金や補助金が主なものとなっております。特筆すべき事業といたしましては南駿河湾漁業協同組合が実施します製氷施設の更新工事に対しまして、水産業振興総合推進事業補助金を交付する予定であります。

次に、4 の事業、地域栽培推進事業費でございます。予算額は46万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業では榛南地域における漁場の環境整備や漁業資源を確保するため、ヒラメやマダイの稚魚放流のほか、アイゴ等の藻食性魚類の駆除を行うことにより、藻場の保全をするなど豊かな漁場を取り戻す活動に対して負担するものでございます。

次に、140 ページから141 ページにかけて御覧ください。

2 目漁港管理費、3 の事業、漁港管理費でございます。予算額は1,451万2,000円で、財源は一般財源のほか繰入金でございます。吉田漁港の維持管理に伴う事業でありまして、漁港管理会の開催に伴う委員の報酬をはじめ、漁港施設や公用車等における修繕などの需用費、また、多目的広場のり面部の芝生管理を行うための役務費でございます。委託料といたしましては、緊急時に確実に作動するよう津波・高潮防災ステーションや陸閘・大幡川水門の保守点検業務などを実施いたす予定でございます。

次に、141 ページを御覧ください。

4 の事業、水産物供給基盤機能保全事業費でございます。

予算額6,300万円で、財源といたしましては一般財源のほか、県支出金と分担金及び負担金、繰入金、町債でございます。

事業内容といたしましては、水産物供給基盤機能保全計画に基づき、2 件の工事を実施する計画であります。

漁港改修では、鋼矢板の腐食が進んでおります4号岸壁の防食工事として、電気防食工を延長100メートル施工するものでございまして、これにより4号岸壁防食工事が完成となります。港内浚渫工事につきましては、由比川河口部付近に堆積している土砂1万6,200立方メートルを浚渫する計画でございます。

次に、142 ページを御覧ください。

5 の事業、漁港環境整備事業費でございます。

予算額は、5,333万9,000円で、財源は県支出金、繰入金、町債でございます。

この事業では、防潮堤機能の確保とともに、水産業の振興や、新たなにぎわいを創出する施設となるよう、吉田漁港多目的広場を整備しているものでございます。

工事内容におきましては、法面部におきます護岸工事、植生港として張芝を3,370平方メートルをはじめ、天端部の一部を海拔11.5メートルまでの高さに盛土する工事といたしまして、盛土量1万1,620立方メートル、法面成形2,390平方メートルを施工する計画であります。

次に、6の事業、津波高潮危機管理対策事業費でございます。

予算額は881万1,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、繰入金でございます。

本事業は、吉田漁港背後地に津波が越波することのないよう、胸壁などの海岸保全施設と、多目的広場等の漁港施設との多重防護により、レベル2クラスの津波に対応すべく、整備を実施するものでございます。

内容といたしましては、本年度に実施いたしました津波対策整備検討業務に基づき、津波シミュレーションなどを行いまして、津波対策整備計画の策定をする予定でございます。

6款農林水産業費は以上であります。

続きまして、7款商工費でございます。

143ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、3の事業、消費生活費でございます。

予算額は5万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。

主な内容といたしましては、消費生活相談員研修会等への旅費や、消費者団体への補助金でございます。

次に、144ページを御覧ください。

2目商工業振興費、3の事業、商工業振興費でございます。

予算額は200万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。

吉田町商工会が行っております、経営改善普及事業を支援するため、その運営に伴います補助金が主なものでございます。

次に4の事業、中小企業振興費でございます。

予算額は491万3,000円で、財源は一般財源のほか、繰入金でございます。

事業内容といたしましては、中小企業者への事業資金の融資に伴い、借入者の負担を軽減し、経営基盤の安定及び合理化を図るための利子の補給金や助成金が主なものであります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者に対する県と協調した経済変動対策貸付資金利子助成金につきましては、令和2年度に融資が実行されたものに対しまして、引き続き利子補給をするものでございます。

次に、144ページから145ページを御覧ください。

5の事業、産業支援事業費でございます。

予算額は337万9,000円で、財源といたしましては一般財源のほか、使用料及び手数料、繰入金でございます。

この事業では、創業希望者の掘り起こしなどを行っており、創業支援センターの維持管理経費として、電気水道の使用料、複写機の借上料などのほか、創業支援ネットワークによる創業応援セミナーの開催に伴います委託料がございます。また、産業振興事業費補助金により、イベント交流事業、新規創業事業、特産品開発事業、6次産業化事業を促進し、産業の振興や、商工業等の活性化に努めてまいります。

次に、145ページを御覧ください。

6の事業、企業立地振興費でございます。

予算額は26万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。

県と県内市町が企業誘致活動を一体的に推進するために設置されております企業立地市町推進連絡会と、新たに輸出や海外進出をする企業に対しての支援事業を行っておりますジェトロ静岡貿易情報センターへの負担金を計上しております。

次に、145 ページから 147 ページにかけて御覧ください。

3 目観光費、3 の事業、観光振興費でございます。

予算額は 2,878 万円で、財源は一般財源のほか、使用料及び手数料、諸収入でございます。

この事業では、展望台小山城等の観光施設の維持管理に係る需用費、役務費などの経常経費をはじめ、イベントや施設管理の委託料、各観光関係団体への負担金補助及び交付金がございます。

説明書の 146 ページの委託料につきましては、凧揚げ祭り、港まつり花火大会、小山城祭り、これらイベントの開催に伴う観光協会への委託料をはじめ、展望台小山城等の観光施設関係におきましては、警備保障業務、樹木管理業務、清掃管理業務がございます。

工事請負費の施設整備では、小山城売店トイレの改修工事として、配管の付け替えと洋式便器への取替を実施する計画であります。

説明書の 147 ページの負担金補助及び交付金については、静岡県観光協会や、静岡県大型観光キャンペーン推進協議会、静岡県中部志太榛原地域DMOなどへの負担金を計上しております。

次に 4 の事業、観光PR事業費でございます。

予算額は 164 万 9,000 円で、財源は一般財源のほか、繰入金であります。

事業内容としましては、県内外での観光PRキャンペーンや、イベント出店等をする際に活用する観光パンフレットや、御城印の増刷に係る印刷製本費のほか、小山城夜桜ライトアップ実施に伴います経費を計上しております。

以上が産業課からの説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

ページ少し戻りますが、説明書の 136 ページを御覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 5 目農地費のうち、3 の事業、水門・排水機場管理費について御説明いたします。

予算額は 1,052 万 5,000 円で、財源は一般財源になります。

用排水路の維持管理で主に排水機場の維持管理を行っております。

各施設の電気使用量や委託料として、農業用水門を 4 自治会ほかに依頼し、排水機場の電気保安関係も計上をしております。負担金は、片岡新橋頭首工や、第 2 排水機場の修繕を全国土地改良連合会の適正化事業として行うことに係るものでございます。

次に、136、137 ページを御覧ください。

4 の事業、用水路改良維持修繕費について御説明いたします。

予算額は 868 万 5,000 円で、財源は基金繰入金及び一般財源となります。

用排水路の維持費となります。機械借上料は、用排水路内の堆積土砂の浚渫などの撤去費用を計上しております。

山崎ラバ堰の代替機能として、宮東川に取水ポンプを設置する工事も実施をいたします。  
以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに建設課長をお願いします。

建設課長大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

8款土木費及び11款災害復旧費について御説明いたします。

説明書の149、150ページを御覧ください。

8款土木費のうち、土木総務費の3の事業、土木管理費について説明いたします。

予算額は1,913万3,000円で、財源は一般財源となります。

土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための費用でございます、委託料は土地台帳の更新費用となります。

使用料及び賃借料については、大型複写機の借上げ料、土木積算システム使用料と道路河川占用システム借上げ料でございます。

自動車借上げ料は、車両の更新に係るものでございます。

負担金及び交付金では、土木事業の推進を支援するため、各同盟会への負担金と、同盟会等が主催する研修会への参加、県への要望活動等を行う計画でございます。

次に、説明書の150ページを御覧ください。

8款土木費のうち、土木総務費の4の事業、防潮堤整備事業費について説明いたします。

予算額は2億1,873万5,000円で、財源は県支出金及び地方債と一般財源となります。

防潮堤川尻工区の側道や、天端整備に伴う費用で、舗装工や排水工を実施いたします。

次に、説明書の151ページを御覧ください。

2項1目道路維持費のうち、3の事業、道路維持費について説明いたします。

予算額は3,960万2,000円で、財源は一般財源となります。

委託料は植栽管理委託料を計上し、幹線道路の樹木の剪定、除草、防除等を行います。維持修繕では、突発的に発生する道路の陥没、舗装の剥離などに対処するため、年度当初に単価契約を行い、修繕工事を行っております。地元からの要望や、道路パトロールの結果を基に執行をしておる状況でございます。

次に、同じページ、4の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。

予算額は6,000万円ちょうどとなり、財源内訳としまして国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

国の社会資本整備事業費などを活用し、路面正常調査に基づく舗装の打ち換えや、切削オーバーレイなどの工事を実施し、道路の長寿命化を図るものでございます。また、町道西宮線において、土質調査も行う計画でございます。

次に、152ページを御覧ください。

3の事業、問屋堤線道路改良事業費です。

予算額は239万2,000円となり、財源内訳は基金繰入金及び一般財源となります。

都市下水道問屋川沿いの町道につきまして、用地買収に向けた測量調査を行うものでございます。

次に同じページ、4の事業、大幡川尻2号線道路改良事業費です。

予算額は323万3,000円となり、財源内訳は県支出金と地方債と一般財源となっております。

この事業は、川尻小山地区において、道路側溝の敷設を行い、道路冠水の解消を図るものでございます。

次に同じページ、3目橋梁維持費のうち、3の事業、橋梁維持補修費です。

予算額は1億856万6,000円で、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債及び一般財源になります。

国の道路メンテナンス事業補助を活用し、橋梁の長寿命化を図る事業です。

橋梁点検の2巡目を行うとともに、早期措置段階と判定された橋梁の補修工事を行うものがございます。また、古川橋の国による直轄代行修繕事業の負担金も計上しております。

次に、153ページの、3項1目河川総務費のうち、3の事業、河川総務費について御説明いたします。

予算額は168万8,000円で、財源内訳としまして、県支出金と一般財源となります。

委託料の水門管理委託料ですが、湯日川水系3か所、坂口谷川水系3か所の水門管理について、県から委託を受け、町は消防団に再委託をしております。

次に、同じページの4の事業、治水対策推進事業費について説明いたします。

予算額は101万円で、財源内訳は地方債と一般財源になります。

維持修繕として、浚渫工事を3河川、大窪川、問屋川、神戸川において実施をいたします。また、坂口谷川河口部への水門設置推進のため、同盟会への負担金も計上しております。

次に154ページの、3項2目河川維持費のうち、3の事業、河川維持管理費について説明いたします。

予算額は420万3,000円で、財源内訳としまして県支出金及び一般財源となります。

委託料として、大井川の堤防除草を実施いたします。

次に、同じく154ページの3項3目河川新設改良費のうち、3の事業、大幡川改修事業費について説明いたします。

予算額は3,731万2,000円で、財源内訳としまして国庫支出金と、地方債及び一般財源でございます。

この事業は、大幡川、大窪川の治水対策として行っているもので、片岡地区において、大窪川改修工事を上流に向け進めてまいります。

次に、158ページを御覧ください。

4項3目街路事業費のうち、3の事業、都市計画道路事業負担金について説明いたします。

予算額は13万8,000円で、財源は一般財源となります。

町は各種事業促進のため、都市計画道路関係の協議会、同盟会に加入しており、その負担金でございます。

次に、説明書の159ページを御覧ください。

4項5目公園費のうち、3の事業、公園維持管理費について説明いたします。

予算額は3,291万2,000円で、財源は一般財源となります。

この事業の主な内容は、管理委託料として都市公園の樹木や芝生などの剪定、除草、防除を実施するものでございます。

次に同じく 159 ページの 4 の事業、公園愛護会支援事業費でございますが、予算額は 24 万円で、財源は一般財源となります。

公園愛護活動を自発的に行う団体に報奨金を交付しております。現在の活動団体は 6 団体で、小藤路公園、青柳公園、湯日川親水公園、西の坪公園、西の宮公園、大井川清流緑地で活動しております。

以上が建設課に係る款でございます。

ページ少し飛びますけれども、説明書の 211 ページを御覧ください。

説明書の 211 ページの 11 款災害復旧費のうち、1 項 1 目農林水産施設災害復旧費と、同じページの 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費について御説明をいたします。

農林水産施設、土木施設どちらも頭出しとして 2,000 円を計上しております。

以上が建設課からの説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、都市環境課長をお願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、8 款土木費、4 項都市計画費及び 5 項住宅費の中の都市環境課に関する事業について説明させていただきます。

説明書の 155 ページを御覧ください。

1 目都市計画総務費、3 事業の都市計画総務費でございます。

予算額は 404 万 9,000 円で、財源は一般財源とふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

事業といたしましては、都市計画事業を円滑に進めるための事業であり、都市計画協会の負担金と、都市計画審議会の委員報酬に加え、令和 3 年度は委託料といたしまして、静岡県がおおむね 5 年ごとに実施する都市計画基礎調査に使用するための建物用途現況図作成の業務委託がでございます。

次に、説明書の 156 ページを御覧ください。

4 事業の、建築確認事務費でございます。

予算額は 18 万 2,000 円で、財源は全て一般財源でございます。

主なものとしましては、建築確認事務に係る図書の追録代でございます。

次に、5 事業の、土地利用対策費でございます。

予算額は 188 万 1,000 円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。

主な事業といたしましては、宅地分譲地内公園等の樹木の剪定、調整池施設の修繕等でございます。

次に、6 事業の、TOUKAI-0 促進事業費でございます。

予算額は 2,688 万 8,000 円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

事業といたしましては、わが家の専門家診断事業、木造住宅耐震補強事業、補強計画一体型ブロック塀等耐震化促進事業の 3 事業でございます。令和 3 年度につきましても、令和 2 年度に引き続き、木造耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業とともに、国の助成

制度を最大限活用し、助成制度を拡充することで、耐震化の促進を図ってまいります。また、引き続き、対象世帯への戸別訪問や、ダイレクトメールなどの送付などによる掘り起こしも進めてまいります。

次に、説明書の157ページを御覧ください。

2目土地区画整理事業費、3事業の、土地区画整理事業費でございます。

予算額は3,268万円でございます。財源は、一般財源とふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

この事業の主なものは、浜田、富士見両土地区画整理組合への補助金でございます。補助金につきましては、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、事業費の一部を助成しております。

次に、説明書の160ページを御覧ください。

6目緑化推進費、3事業の緑化推進費でございます。

予算額は340万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。

主な事業といたしましては、委託料といたしまして、みどりのオアシスマつり実行委員会へ委託し、みどりのオアシスマつりを開催してございます。また、新築家屋に苗木を配布し、緑化の推進を図るための事業も計上しております。あと、道路に面している部分を生け垣として利用する個人に5万円を上限に補助金を交付しております。

次に、4事業の、花のまち推進事業費でございます。

予算額は169万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。

主な事業といたしましては、花街道事業用の花苗の購入、吉田町花の会への補助金、花いっぱい活動団体への補助金でございます。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費、3事業の、町営住宅維持管理費でございます。

説明書の161ページを御覧ください。

予算額は932万1,000円で、財源は全て使用料、手数料でございます。

現在吉田町が管理しております町営住宅の戸数は141戸で、令和3年2月末現在での入居戸数は98戸となっております。

主な事業といたしましては、町営住宅の施設点検業務、維持管理費修繕事業、植栽の管理事業でございます。

以上が都市環境課の事業でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

説明書159ページを御覧ください。

8款4項4目、3の事業、公共下水道費は、予算額6億2,295万2,000円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

この事業は、公共下水道事業会計への繰出金でございます。

上下水道課からの説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） 次に、9款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長お願いします。

防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

9款消防費、1項消防費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の162ページ、1日常備消防費、3の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金消防費を御覧ください。

予算額は1,381万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。

吉田町牧之原市広域施設組合の消防費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。消防庁舎整備事業などにおける公債費償還のための費用負担でございます。

次に、同じく162ページ、4の事業、消防救急広域事業費でございます。

予算額は2億7,564万7,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金及び地方債でございます。

3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより、消防事務を静岡市へ委託しており、その事務委託料を計上しているものでございます。

令和3年度は救急自動車の更新を予定しております。

次に、説明書の163ページから165ページの2目非常備消防費でございます。

初めに、163ページ、3の事業、消防団運営費でございます。

予算額は1,714万円で、財源は全て一般財源でございます。

消防団員の育成と、消防技術の向上を図るものでございまして、主に消防団員の報酬、費用弁償、消防団車両の維持管理費及び本部運営費交付金、分団運営費交付金を計上しているものでございます。

次に、説明書の164ページ、4の事業、消防団員福利厚生費でございます。

予算額は917万7,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入の退職手当基金交付金等でございます。

消防団員の福利厚生の実施を図るもので、主な内容としては、退職団員の報償金、消防団員退職報償金負担金を計上しているものでございます。

次に、説明書の165ページ、3目消防施設費、3の事業、消防施設整備事業費でございます。

予算額は348万9,000円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

消防施設の適切な維持管理を図るもので、主な内容としては、消火栓及び消火栓器具類の維持管理に係る費用を計上しているものでございます。

次に、説明書の165ページ、166ページの4目水防費、4の事業、水防施設整備事業費でございます。

予算額は4,215万円で、財源は県支出金のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金及び地方債でございます。

災害発生時における水防団の活動拠点となる水防センターを整備するもので、水防センターの建設費や、それに伴い整備する備品等の費用を計上しているものでございます。

次に、説明書の166ページから170ページの5目災害対策費でございます。

まず、3の事業、地震対策費でございます。



予算額は2,392万6,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金及び諸収入でございます。

大規模地震などから地域住民の生命、財産を守るため、津波防災まちづくりを推進するとともに、災害に強いまちづくりを進めることを目的としているものでございます。

主な内容としては、防災用資機材の備蓄品の充実を図るため、災害用救急医療セットの更新や、避難者用の毛布、非常食の配布に係る費用を計上しているものでございます。また、災害発生時等における資機材等の運搬車両としてトラックを配備する予定でございます。

その他、大規模自然災害等の教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる吉田町国土強靱化地域計画の作成委託料を計上しております。

次に、説明書の168ページ、4の事業、国民保護対策費でございます。

予算額は3,000円で、財源は全て一般財源でございます。

旅費のみの計上となっております。

次に、同じく168ページ、5の事業、防災意識向上事業費でございます。

予算額は1,270万5,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

防災訓練などを通じて、防災意識の向上と、地域防災力の向上を図ることを目的とするものでございます。主な内容でございますが、防災講演会の開催や地域防災指導員の養成、防災公園の指定管理委託料を計上しているものでございます。

次に、説明書の169ページ、6の事業、情報伝達充実・強化事業費でございます。

予算額は876万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。

災害時における情報収集及び情報伝達体制の充実強化を図ることを目的とするものでございます。主な内容でございますが、防災メールの通信回線使用料、MCA無線機の電波塔利用料及び防災行政無線点検委託料など、情報伝達機器の運用や維持管理に要する費用を計上しているものでございます。

以上が9款1項における防災課関係の予算でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

説明書の165ページを御覧ください。

9款1項4目水防費のうち、3の事業、水防費について説明いたします。

予算額は39万2,000円で、財源内訳は一般財源となります。

水防資機材の充実を図ることにより、水害の軽減を図ることを目的としております。土嚢やバリケードなどの購入や、排水ポンプの借上げを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ここで暫時休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時 56 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

次に、10 款教育費の説明を求めます。

初めに、学校教育課長をお願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

学校教育課からは、10 款教育費のうち学校教育課に関する内容について、予算に関する説明書により御説明させていただきます。

説明書の 170 ページから 171 ページを御覧ください。

10 款 1 項教育総務費について御説明いたします。

1 目教育委員会費のうち、3 の事業、教育委員会費でございます。

予算額は 126 万 2,000 円で、財源は全て一般財源でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 条に基づきまして、設置をされている教育委員会の活動を円滑かつ効率的に運営するためのものございまして、教育委員の委員報酬、旅費など、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の 172 ページから 173 ページを御覧ください。

2 目事務局費のうち、3 の事業、事務局事務費でございます。

予算額は 273 万 2,000 円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。

教育委員会事務局を運営するための経費で、旅費や消耗品の購入費などの経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の 173 ページから 174 ページを御覧ください。

3 目教育諸費のうち、3 の事業、小・中学校健康診断費でございます。

予算額は 1,415 万 7,000 円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

児童・生徒及び教職員の健康を管理し、正常な学校運営を維持しようとするものございまして、学校医等の報酬、健診の委託料が主な内容となっております。

続きまして、説明書の 174 ページから 175 ページを御覧ください。

3 目教育諸費のうちの 4 の事業、教育振興事業でございます。

予算額は 2,103 万 8,000 円で、財源は一般財源のほか、教育振興基金等繰入金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金、日本スポーツ振興センター納付金等諸収入でございます。

学校の教育活動を支えるための環境整備を行うものございまして、いじめ問題対策連絡協議会の開催経費でありますとか、TCP トリビンスプランに基づき実施いたします公設学習塾運営に係る講師謝金、個に応じた支援の充実に向けた心理検査、心理相談員派遣業務委託料といったものが主な内容でございます。

令和 3 年度の新規事業といたしまして、全ての小・中学校へ 1 人 1 台の学習用端末を使用した授業が実施されていくことから、ICT 活用をさらに推進すべく、小学校の全ての普通教室と特別教室の一部に教材提示機器を導入するための経費を計上しております。

続きまして、説明書の 175 ページから 176 ページを御覧ください。

3 目教育諸費のうち、5 の事業、英語教育推進事業費でございます。

予算額は 1,558 万 2,000 円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金、諸収入でございます。

新学習指導要領を踏まえた外国語教育の充実のため、外国語指導助手、いわゆる A L T を全小・中学校に引き続き 1 名ずつ配置するための経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の 176 ページを御覧ください。

同じく 3 目教育諸費のうち、6 の事業、教職員等負担金、補助金でございます。

予算額は 121 万 5,000 円で、財源は全て一般財源でございます。

学校運営が円滑にできるよう組織されている各種団体への負担金と、部活動など、中学校の課外活動への補助金が主な内容となっております。

続きまして、説明書の 176 ページから 177 ページを御覧ください。

3 目教育諸費のうち、7 の事業、確かな学力定着事業費でございます。

予算額は 2,417 万 4,000 円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

本事業の内容といたしましては、学校の授業や部活動など、教育課程を中心とした学校における教育活動を支援しようとするための経費でございます。主な内容は、スクールソーシャルワーカー、外国人児童・生徒相談員等への謝礼金のほか、中学校教師用教科書及び児童書の購入費、授業支援業務及び I C T 教育支援に係る業務委託料といったものが主な内容となっております。

授業支援業務委託及び I C T 教育支援業務委託につきましては、令和 3 年度から本格的に実施される 1 人 1 台の学習用端末を活用した授業が円滑かつ効果的に実施されるよう、授業支援制度を導入するとともに、I C T 支援員の各学校派遣等を通じて、教職員のスキル向上や、授業の充実を図ることを目的に実施するものでございます。また、授業目的公衆送信補償金制度負担金につきましては、改正著作権法施行に伴い、令和 2 年 4 月 28 日にスタートした制度であり、他人の著作権物を利用した教材をインターネットを経由して提供する場合、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理団体に補償金を支払う必要があることから予算を計上しております。

続きまして、説明書の 177 ページを御覧ください。

3 目教育諸費のうち、8 の事業、幼児教育振興事業費でございます。

予算額は 9,883 万 1,000 円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。

主な内容といたしましては、幼稚園、保育園などにおける幼児教育の振興のための経費でございます。幼児教育カリキュラムを推進するための経費、また、私立幼稚園運営費補助金、幼児教育、保育無償化に係る幼稚園利用給付費がその主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく 177 ページを御覧ください。

3 目教育諸費のうち、9 の事業、小中一貫教育振興事業費でございます。

予算額は 58 万 9,000 円で、財源は全てふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

吉田町教育大綱にも掲げられております小学校と中学校のつながりのある教育を推進していくための会議開催経費や、吉田探究における町内視察のためのバス借上料が主な内容となっております。

以上が 10 款 1 項教育総務費の説明でございます。

続きまして、10 款 2 項小学校費について御説明いたします。

説明書の 178 ページから 181 ページを御覧ください。

1 目学校管理費のうち、3 の事業、住吉小学校維持管理費でございます。

予算額は 3,063 万 2,000 円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、施設使用料、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

住吉小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品や教育材料等購入費、学校施設の維持管理に係る修繕費等を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく 181 ページから 183 ページを御覧ください。

同じく 1 目学校管理費のうち、4 の事業、中央小学校維持管理費でございます。

予算額は 3,750 万 7,000 円で、財源は一般財源のほか、施設使用料、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金、諸収入でございます。

中央小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品や教育材料の購入費、学校施設の維持管理に係る修繕費等を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

その他施設補修としまして、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー、新エネルギー機器導入事業助成金を活用した校舎玄関や、昇降口へのスロープ設置工事や、保健室の空調設備更新工事に係る費用を計上しております。

続きまして、説明書の 183 ページから 185 ページを御覧ください。

同じく、1 目学校管理費のうち、5 の事業、自彊小学校維持管理費でございます。

予算額は 2,929 万 9,000 円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、施設使用料、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

自彊小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品や教育材料の購入、学校施設の維持管理に係る修繕費等を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の 185 ページを御覧ください。

2 目教育振興費のうち、3 の事業、住吉小学校要保護、準要保護児童就学援助費でございます。

予算額は 236 万 3,000 円で、財源は全て一般財源でございます。

住吉小学校に子供を通わせている世帯のうち、要保護、準要保護世帯への就学援助を行うための経費で、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の 186 ページを御覧ください。

2 目教育振興費のうち、4 の事業、中央小学校要保護、準要保護児童就学援助費でございます。

予算額は 260 万 1,000 円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。

内容につきましては、住吉小学校と同じで、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の同じく 186 ページを御覧ください。

2 目教育振興費のうち、5 の事業、自彊小学校要保護、準要保護児童就学援助費でございます。

予算額は106万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。

こちらの事業内容もほかの2項と同じでございます。

続きまして、説明書の同じく186ページを御覧ください。

3目特別支援学級費のうち、3の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。

予算額は67万円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。

住吉小学校の特別支援学級の運営及び援助に関する経費でございます。経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の186ページから187ページを御覧ください。

3目特別支援学級費のうち、4の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。

予算額は124万1,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。

主な内容につきましては、住吉小学校と同様でございます。

続きまして、説明書の187ページを御覧ください。

3目特別支援学級費のうち、5の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。

予算額は79万5,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。

主な内容につきましては、2項と同じでございます。

以上が10款2項小学校費についての御説明でございます。

続きまして、10款3項中学校費について御説明させていただきます。

説明書の188ページから190ページを御覧ください。

1目学校管理費のうち、3の事業、吉田中学校維持管理費でございます。

予算額は5,040万1,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、施設使用料、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

吉田中学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品や教育材料の購入費、学校施設の維持管理に係る修繕費等を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の190ページを御覧ください。

2目教育振興費のうち、3の事業、吉田中学校要保護、準要保護生徒就学援助費でございます。

予算額は760万円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。

こちらの事業も小学校と同様の内容でございます。

続きまして、説明書の191ページを御覧ください。

3目特別支援学級費のうち、3の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。

予算額は159万2,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。

こちらの事業内容につきましても、小学校と同様でございます。

以上が10款3項中学校費でございます。

最後に、10款5項保健体育費について御説明いたします。

説明書の208ページを御覧ください。

2目給食施設費のうち、3の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金でございます。

予算額は1億2,580万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。

主な内容としましては、吉田町牧之原市広域施設組合の吉田榛原学校給食共同調理場の経費を、吉田町と牧之原市とで、規約に基づきそれぞれ負担するものでございます。

以上が学校教育課の予算の説明でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、生涯学習課長お願ひします。

生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、10款4項社会教育費、5項保健体育費に関する内容につきまして、令和3年度吉田町一般会計予算に関する説明書の事項別明細書により説明いたします。

初めに、4項社会教育費につきまして御説明いたします。

説明書の192ページを御覧ください。

1目社会教育総務費のうち、3の事業、社会教育総務費でございます。

予算額は21万3,000円で、財源は一般財源と財産収入でございます。

この事業は、社会教育関係職員を対象にした各種研修会等への参加など、経常的経費が主なものでございます。

同じく192ページを御覧ください。

4の事業、社会教育委員費でございます。

予算額は85万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。

この事業は、社会教育法第15条に基づき設置された、社会教育委員の活動を円滑かつ効率的に運営するためのもので、社会教育委員の委員報酬などが主なものでございます。

次に、説明書の193ページを御覧ください。

5の事業、人権教育事業費でございます。

予算額は1万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。

この事業は、人権教育の充実を図り、人権に対する意識の啓発を行うことを目的としたものです。

同じく192ページを御覧ください。

6の事業、芸術文化振興事業費でございます。

予算額は360万1,000円で、財源は一般財源のほか、ジャズコンサート等の入場料の諸収入でございます。

この事業は、芸術文化活動の場を提供し、地域に根差した芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて、心豊かな暮らしの創造を育むことを目的とするもので、ジャズコンサート等の謝礼金や、文化協会補助金、文化協会、文化祭負担金が主なものでございます。

同じく193ページを御覧ください。

7の事業、文化財保護事業費でございます。

予算額は59万円で、財源は全て一般財源でございます。

この事業は、文化財に対する理解と関心を高めるとともに、文化財の保護と活用を図ることを目的としたもので、文化財保護審議会委員報酬や、文化財管理のための植木剪定手数料が主なものでございます。

同じく194ページを御覧ください。

8の事業、青少年健全育成事業費でございます。

予算額は59万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。

この事業は、家庭や地域から青少年の健全な育成を図ることを目的としたもので、吉田町笑顔いっぱい運動スタッフベストを作成する特定消耗品費が主なものでございます。

同じく 194 ページを御覧ください。

9 の事業、生涯学習推進事業費でございます。

予算額は 9 万 6,000 円で、財源は全て一般財源でございます。

この事業は、人が生涯にわたり学び続け、豊かな生活を送ることを目的として行う生涯学習を推進するための経費です。

次に、195 ページを御覧ください。

10 の事業、地域教育推進事業費でございます。

予算額は 284 万 7,000 円で、財源は一般財源のほか、県支出金の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金でございます。

この事業は、子供たちが地域の大人たちとさまざまな活動や体験をすることにより地域で子供を育む体制を確立することを目的として、地域で活動する団体へ支援を行うもので、放課後子ども教室委託料や、地域教育推進協議会等への補助金が主なものでございます。

同じく 195 ページを御覧ください。

11 の事業、コミュニティづくり推進事業費でございます。

予算額は 2 万 2,000 円で、財源は全て一般財源で、静岡県コミュニティづくり推進協議会主催のコミュニティカレッジ研修へ参加するための旅費を計上しております。

次に 2 目公民館費のうち、3 の事業、中央公民館運営費でございます。

説明書の 196 ページを御覧ください。

予算額は 563 万 7,000 円で、財源は一般財源のほか、公民館使用料及びコピー代の諸収入でございます。

この事業は、中央公民館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、説明書の 197 ページを御覧ください。

4 の事業、中央公民館活動費でございます。

予算額は 645 万 5,000 円で、財源は一般財源のほか、生涯学習教室やシニアカレッジの講座受講料等の諸収入でございます。

この事業は、中央公民館を活用して、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことを目的としたもので、生涯学習講座や、シニアカレッジの講師謝礼金が主なものでございます。

同じく 197 ページを御覧ください。

5 の事業、地域教育活動費でございます。

予算額は 282 万 7,000 円で、財源は一般財源のほか、チャレンジ教室参加料等の諸収入でございます。

この事業は、地域の教育力を活用して、町内の児童を対象した講座や、体験活動を行うチャレンジ教室の講師謝礼金等が主なものでございます。

次に、3 目学習ホール費のうち、3 の事業、学習ホール運営費でございます。

説明書の 198 ページを御覧ください。

予算額は 681 万 9,000 円で、財源は一般財源のほか、学習ホールの使用料と 5 市 2 町連携中枢都市圏構想事業負担金の諸収入でございます。

この事業は、学習ホールの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、4目図書館費について御説明いたします。

説明書の200ページを御覧ください。

3の事業、図書館管理費でございます。

予算額は4,508万7,000円で、財源は一般財源のほか、図書館視聴覚ホールの使用料と、公共施設ユニバーサルデザイン化に係る助成金、5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金の諸収入でございます。

この事業は、図書館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。来年度は図書館トイレのうち、和式の便器を洋式に変え、手すりをつけるユニバーサル化を予定しております。

次に、202ページを御覧ください。

4の事業、図書館活動推進費でございます。

予算額は887万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。

この事業は図書館機能を活用した地域の知の拠点づくりを推進するための図書館サービス運営に係る経費で、図書費が主なものでございます。

次に、5目ちいさな理科館費のうち、3の事業、ちいさな理科館事業費でございます。

説明書の203ページを御覧ください。

予算額は273万5,000円で、財源は一般財源のほか、講座参加代の諸収入でございます。

この事業は、ふるさとの自然に愛着を持ち、自然の現象に触れる活動を通して、子供たちの自然科学に対する興味や関心を引き起こすことを目的として行われるちいさな理科館講座に要する経費の講師謝礼金や、施設の維持管理のための清掃管理業務委託料などが主なものでございます。

次に、5項保健体育費について御説明いたします。

説明書の205ページを御覧ください。

1目保健体育総務費のうち、3の事業、社会体育振興費でございます。

予算額は803万8,000円で、財源は一般財源のほか、各種大会参加料や、教室受講料の諸収入でございます。

町民のスポーツ振興と体力の向上を目的として、町民1人1スポーツを目指したスポーツ活動の場の提供や、スポーツ推進委員による各種スポーツ教室の実施、また、体育協会等への補助金交付などを行うもので、スポーツ推進委員報酬や、講師謝礼金、体育協会やスポーツ少年団等への補助金が主なものでございます。

次に、説明書の207ページを御覧ください。

4の事業、体育施設広場維持管理費でございます。

予算額は758万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。

この事業は、各コミュニティ広場や高島グラウンド等の体育施設の維持管理を目的としたもので、スポーツ広場等管理業務委託料や、コミュニティ広場指定管理委託料が主なものでございます。

次に、208ページを御覧ください。

3目体育館運営費のうち、3の事業、総合体育館運営費でございます。



予算額は2,172万9,000円で、財源は一般財源のほか、体育館使用料、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金、5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金の諸収入でございます。

この事業は、総合体育館の維持管理と、町民に快適な環境で安心してスポーツのできる場を提供するためのトレーニング室管理運営業務、清掃管理委託料などが主なものでございます。

最後に210ページを御覧ください。

4の事業、吉田町体育センター運営費でございます。

予算額は184万1,000円で、財源は一般財源と体育館使用料でございます。

この事業は吉田町体育センターの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

以上で、生涯学習課関係の当初予算案の説明を終わります。

○議長（増田剛士君） これで、第16号議案の詳細説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 1時24分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会4日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第13号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第1、第13号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

これから第13号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

では、歳入について質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

- 12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今回の補正の中で、町債3,780万円の増額補正ということが今日議決をする大きな目的というふうになっていますが。税金に対する国のほうの補正ということで内容はお聞きしましたが、この要するに減収補填債の増額が、町の財政、行政にとって、どのような効果、成果を期待するのか、あるのか、その点について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

- 企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今回、減収補填債のほう計上させていただいたわけですが、今回やはり新型コロナウイルスの影響等を受けまして、非常に、いわゆる町の財政の基礎となります歳入が減少しているということがございます。そうした中で、今回、この減収補填債のほうで補いをさせていただきまして、財政のほうを安定化させるということがまず1点。

それから、一番の効果は、やはり住民サービスを低下させないということが一番の効果であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 同じく、減収補填債です。

これにつきましては全協において、対象となる税目6項目の内訳を説明していただきました。これに関して、その減収補填債が、例えば利子割交付金は今回の補正に比べて、補正よりも多い金額になっております。法人事業税交付金及び地方消費税交付金は今回の補正よりも少ない額になっていると認識しています。

これら減収補填債を申請するときの何か作戦というか、何かお考えがあってこういうことをやられているのかということをお伺いしたい。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、これは減収補填債の性格というのがあるかと思えます。1つは今年度に予定をした、もともと予算があります。それに対して、落ち込んだ差額をということではなくて、これはあくまでも基準財政収入額、例えば先ほど今お話がありました、利子割交付金であれば、利子割交付金の基準財政収入額というのがあります。これが一例申し上げますと、今年度の交付税の関係の基準財政の収入額が688万4,000円なんです。

これに対して、ここいわゆる税収が落ち込んだ場合は、その差額を補填債としてできますので、今回それが今見込みが、令和2年度の見込みとしましては363万6,000円ということになりますので、基準財政収入額の基準額と、それよりもさらに下がっているというところがありますので、その差額を今減収見込額324万8,000円を、一応限度額として今回補填債のほうを活用したい。

実際の額は、今後決算でそこは縮まってくるかと思えますが、今最大限の見積りの中でやっているというところがございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先ほど、同僚議員の話で効果ということがあったわけですが、これを借りることによって、町にとってデメリットというか、何かそういうものはありますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

借りることによってというよりも、本来減収をもう既にしておりますので、その分は通常であればいいわけです。そこを今回減収補填債ということで、そこを補填しまして、この減収補填債は、逆にこのうちの75%が過年度において、いわゆる交付税の基準財政需要額としてこちらのほうに返ってくるというのがありますので。

そのデメリットと言えば、一応起債ですので、その分が発生しますが、一応元利分の75%が戻ってきますので、逆にメリットというほうが、逆に今の現状から見れば、メリットということで捉えていただいたほうがよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

1 款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、2 款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、3 款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、4 款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、5 款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、6 款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、7 款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、8 款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 山内です。

T O U K A I - 0 の促進事業でお聞きをいたします。

全協のときに確認をさせていただきました。そのときに、これから減額になって、そしてやることが減額になった理由を、通常のいつものとおりの返事をいただいたわけですね。

ただ、今回の町長の最初の施政のときに、避難所における新型コロナウイルスの感染リスクが懸念されていることを踏まえて、災害時に避難所に行くことなく自宅での生活を維持できるように、通常より高い補助金でという趣旨の下にやっていただいて、我々も非常にその趣旨には全く賛同するわけですね。同調するわけです。

ただ、残念ながら、その意味があって、確かにコロナの影響があると思うんですけども、そのときに、これだけの246万3,000円というようなマイナスが、マイナスというか達成の、まあマイナスですよ。それが起きたときに、環境課としては、その総括をしていたのかということです。それをお聞きします。理由は、それに向かってまた重要なことですので、より強力にやっていただく、いかなければならないという意味で、お聞きをいたしました。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

総括といいますか、うちのほうでも今回、減額になったのは国の内示率の問題もございますが、件数がなかなか伸びてこないというところもございします。

全協のときと繰り返しになりますが、一番のやはりネックになるのは、高齢者の家とあとは沿岸部の家の方の意識をどう変えていくかというところが、一番やはり問題になってきますので、その辺は、先ほど言ったコロナの関係もございしますが、耐震率、いろんな付加価値をつけながら補助率を上げていければ、その分負担が少なくなるというところもございします。

あとはやはり足を運んでやるしか方法が、今のところ、その辺方法がないんですが。その辺につきましても、毎年100件以上個別訪問回っていますので、その中で一緒に回っていただいている県の方であるとか、建築士会の方であるとかというところと定期的には意見交換をしながら、何が問題であるかというところは、もう少し深く話をしていきたいというふうには思っておりますが、ただやはりネックになるのは、その高齢者をいかに取り込んでいくかというところになるかと思えます。

その辺はまた、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 返事としては、そういう形になると思うんですけども。

私としては、非常に意義のあるものに関してやっていただくに当たって、全協でも言いましたけれども、これを見る人たちが考えていただきたいのは、マンパワーが絶対に必要だということですよ。

その辺で、ぜひもっと強力な、強力というよりも体制を、我々建築士会に向かって、物言える体制をしっかりとつくっていただきたいというのと、それともう一つは、やっぱりPRが、今、確かにダイレクトメールであるとか、よく分かってやってくれますけれども、ぜひ、官と民を取り込んだ、商工会であっていいし、民を取り込んだ方法を考えていただきたいというのが、この結果を見た私の考えなんですけれども、その辺のお考えとしてはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、マンパワーということで、今実際、耐震診断というところで、耐震補強診断士という方に実際現場のほう回っていただいて診断をしてもらっているんですけども。その今耐震補強診断士というのが、今うちのほうのところでは18名、資格を持った方がいらっしゃるんですが、その中で今うちのほうと、その連絡会のほうで協力してくださっている方が今8名という中で、やっぱり一番この中でネックになるのが若い方で、個人事業主ではなくてサラリーマン、普通の会社に入っている一建築士というところで動いていらっしゃる方が結構いるものですから、一応そういう方にも、TOUKAI-0の趣旨等を説明しながら、協力してくれないかというところで、うちのほうの課としても協力を仰いでいるわけなんです。もう少しその辺を、どのようにしてその若い方を取り込んでいくかということについては、今後、今までどおりお願いをしていくわけなんですけれども、どういうやり方があるかというのはまたちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 検討していくのは当然なんですけれども、今言った私が聞いたのは、民を取り込んだ、そういうものをこれからやっていっていただきたいと。要するにPRをどこまで強力にやるかということを考えていただきたいということなんです。その辺はどうですか。民を取り込んだような形というのも当然できると思うんですけども。その辺の考え方も取り入れていただきたいと。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

民のほうというところなんですけれども、この方面になると今度は県のほうとも、どういう形でTOUKAI-0をPRしていくかということになりますので、例えば何かの展示会があるとか、そういうところでやっていくとか。うちのほうでも、民ではありませんけれども、小山城祭りとか、いろんなイベントの中で、TOUKAI-0なり、耐震についてはPRをさせていただいております。

その辺ももう少し民との協力の中で、どうやってPRしていくかというところは、今後も取り組んでいくわけですが、県とも相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

[発言する人なし]

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この諸支出金、54ページ、今回5,889万9,000円の増額。この増額によって予算現額というのが5億8,129万円になるということです。

10号補正で、財政調整基金からの繰入金がトータルで6億1,983万7,000円、この差額が3,854万7,000円ということになります。

一方、令和2年の予算の参考資料によりますと、令和2年の残高は9億9,853万円になるという想定ですが、今のままでいくと見込みとして14億3,973万7,000円と、ほとんど減らないということになるわけです。

この辺の、なぜ予定ぐらい減る予定がほとんど減らないのかということになったということの差が発生した状況を教えてください。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、平野議員からもお話ありましたとおり、今のこの補正予算後の残高14億3,973万7,000円というようなことで今残高見込んでおります。

これは、なぜここまできたのかというところのまず関係だと思えます。

まず、1つはこの減収補填債がまず1つあるかと思えます。それと合わせて、新型コロナウイルス感染症の交付金事業、地方創生臨時交付金の関係もありまして、そこもいわゆる活用をしながら事業を展開してきたということがもう一つ上げられると思えます。

それとあと、やはり、前年度の決算期の関係ございますので、そちらの要因がありまして、1つはやはりコロナの交付金の活用であるとか、今回の減収補填債もちょっと一部関連してくるかと思えますが、そうしたことで、今14億ということで、今なっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 令和1年度かな、は30年度の見込みに対して実際の決算ほとんど変わっていないんですね。それに対して今回令和2年度は大きく狂ってくる。コロナのとか減収補填債、それは分かるんですが。それはコロナでくれば、それなら本来使うべき金であるし、そうすると、やっぱり本来使おうとしていた額に対して、予定していたものを使っていないという、金額として、そういうことになると思うんですね。

その辺は、どういうものが最初想定していたけれども、やらなかったかというのは何かありますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この財政調整基金については、やはり財政の調整の関係で均衡を保つために足りないところを補うということで、用途を定めない基金として行っているものでございます。

確かにこれ万が一のことも踏まえて行っているところでもございまして、その財政調整基金が戻ったから、じゃ事業ができなかった、できない事業があったんじゃないかということですが、そこは当初予定どおりの事業を進めているのもありますが、ただ、コロナで事業をで

きなかったもので減額している、例えばイベント関係とか途中で減額していると思いますが、そうしたものを減額分を、こちらに調整基金のほうに回っているということでは、当然次年度に備えた形の対策を講じるということで、そちらのほうに戻していたということになります。コロナ以外でほかの事業は予定どおり行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これをもって第13号議案についての質疑を終結します。

これから第13号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は終了しました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時21分



開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。  
本日は、定例会9日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
それでは、議事に入ります。
- 

◎議案第14号の質疑

- 議長（増田剛士君） 本日は提出された特別会計及び企業会計の予算に関する議案の質疑を行います。  
初めに、総務文教常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。  
次に、産業建設常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。  
途中、説明員の入替えを行い、進めてまいりますので、御了承願います。  
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。  
また、簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いします。  
日程第1、第14号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
- 

◎議案第15号の質疑

- 議長（増田剛士君） 日程第2、第15号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第17号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第3、第17号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第18号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第4、第18号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 5ページ、県支出金特別交付金の保険者努力支援分1,296万2,000円、これは対前年度に比べて、405万4,000円の増額になっていますけれども、これはどういう指標というか、それが評価されて、ぱっと400万も上がったんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） まず、こちらの国保の保険者努力支援制度につきましては、今回の令和3年度の予算でいいますと、まず令和2年度中にこの令和3年度の交付額に対する申請をまず行います。こういった事業をやるよとか、実績として達成できているよというような形で申請をまず行います。

この3年度に今、計上しております1,100何がしのこの金額ですが、これは3年度丸々全額ですね、交付されることになります。

ただ、その中身につきましては、平成30年度、それから令和元年度の実績、それから令和2年度の実績状況、こちらを対象とした評価となっております。ただ、平成30年度と令和元年度の実績につきましては、もう実績で確定しておりますので、これは達成もうできている、できていないで申請を上げておるんですけども、令和2年度の実績状況につきましては達成できる見込みという形で申請を上げております。

ですので、万が一、令和2年度中に達成できなければ、今度、令和4年度の申請を上げるときに、その交付金からその分が減点減額されてくるという形になっております。

そういったことを踏まえまして、今回のこの令和3年度の予算計上ですけれども、令和元年度、それから令和2年度に交付された金額につきましては、どちらも点数が県下でも最下位ということで、点数がかなり低かったものですから、まずはとにかく、零点の項目をなくすようにということで、申請を上げて頑張ってきております。

その中で、この増加している内容の主なものですが、まず特定健診と保健指導、それからメタボの関係で、その中で保健指導が平成29年度の実績よりも平成30年度の実績のほうが5ポイント以上向上しているという項目で、これが達成できましたので、50点追加とか、あとは後発医薬品の関係で、令和元年度実績と令和2年度の実績の状況によるんですけれども、これが令和元年度の実績が政府が示しております使用割合が80%、これを超過していると、元年度末80.6%でしたので、こちらを超過しているというところで、以前40点だったものが110点に点数が上がっております。

それから、地域包括ケア推進の関係でも、今までもほぼ手をつけていなかった事業なんですけれども、こちらにつきましても、関係する福祉課、健康づくり課、町民課で3課で行う事業になりますけれども、みんなで集まって会議を行いまして、打合せのようなものですが、行いまして、そこで、国保側として特定健診保健指導のデータを基にデータを提供して、当町の健康の状況の把握をするというところで、点数がゼロだったところが10点ついているということになります。

あとは、重症化予防なんですけど、これもゼロで点数取れていなかったんですけれども、今これ申請の段階ですが、30年度の実績と令和2年度の実績の状況によって評価されるものになりますけど、まだ、これはもう今年度残り少ないですが、達成できない可能性もありますが、今そうならないように、得点取れるように、最後の追い込みで頑張っているところであります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 頑張っているというところでございますけれども、今後、まだ上げる余裕はあると思うんですよ。令和3年度に関していえば、どういうことに重点化していこうというお考えで、それを上げるためには、どういう課題、克服する課題というものがあるのかということに関してはどういう御意見でしょうか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

令和3年度につきましては、まず、今言った重症化予防をまず、私たちの落ち度でもありますが、取りかかりが遅かったものですから、この年度末にきて、今頑張っているんですが、もしかしたら達成できない可能性もあるということですので、3年度はもう年度始まった早い時期から対象者を抽出して、かかりつけ医とも連携を取って、得点は大きいものから、必ず取れるようにやっていきたいと。

あとは、特定健診、保健指導のところも、実は今回のこの令和3年度の予算計上に関しまして、過去に2年連続で受診率が下がった場合、マイナスの得点がついてしまいます。

今回の対象が先ほど保健指導のほうは上がったというところだったんですが、健診のほうで29年度、30年度連続して落ちておりまして、マイナスの得点が実はついております。ですので、ここを、今年度につきましては、コロナの影響もあって、訪問をして勧奨を呼びか

けるということもちょっと控えてはいたんですが、令和3年度につきましては、こちらの早いうちにいろんなところに向いて、勸奨をして受診率をもっと上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

歳入の国保税について中心に伺いたいと思いますが、これまでも吉田町の場合には医療費の水準については県内では大体中位どころ、それから保険税については高い水準できているという状況の中で、県のほうが広域化ということで、これまで保険料水準を県下で統一をするようにということで、そうした制度改革のスケジュールをつくって進めてきたということですね。

その方針に基づいて、大体基準を統一できるような状況の中で、例えば、資産割については令和2年度までに廃止をするという県の方針で、吉田町でも去年は廃止ということで、関係する人は大変助かったという感想をいただいているわけですが、今、その保険料の水準の統一について、県の中でどういう段階にあって、そこはどこまで、いつの時点でそういう保険料の県内の統一水準がそろうのかと、その辺の状況について教えていただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

保険料水準の統一につきましては、まずは一つの目標と、あくまでもまだ目標なんですが、目標として県下で、ちょうど制度改革があった30年度から10年後の令和9年には統一をしたいということで、一つの目標として今掲げております。

そのために30年度から今まで、赤字の繰入れはやめましょう。あとは資産割を廃止しましょうということで、本当に少しずつなんですが、一つ一つこの市町も平準化できるように統一を図っている最中です。これをあとどこまで県下全てが統一すればいいのかということも今年度に入りまして、令和4年度までにもう一度見直しをして、どこまで統一をしようかということを決めるということがまだ今決まったところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 確かに県内では医療水準もありますし、それから、保険料の水準も大きく違うわけですので、大変だとは思いますが、所得割、資産割、それから、均等割と平等割と四つの算定を基に保険料が算定されているわけですが、医療費の部分ですね。私、特にちょっと問題にしたいのは、均等割ですね。

吉田町の場合には1人2万4,000円で、家族が増えればその分だけ加算されるわけですが、町のほうで、これまでも人口ビジョンとかそういうことで出して、吉田町の人口を減らさないようにと、出生率を2.07という目標をたてて、人口を維持していこうという政策の下にきているわけですが、この国保税の場合にはその中で均等割という制度は家族が増えればその分だけ増えるという、ほかの健康保険にはない制度が入っているわけですね。ですから、今のそうした人口ビジョンの、それから子育てなり、そうした制度と逆の効果になっているのではないかなというふうに思うわけですが、そうした均等割について、

これは一説には別の言葉でいうと、人头割という人の頭割という、そんなことも言われているわけですので、ぜひこれについては、今の時代に合ったような形で廃止の方向で、ぜひ検討をしていただきたいと思いますと思うんですけども、その点いかがですか。

○議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

こちら保険税の均等割につきましては、現状、当町では1人につき2万4,000円となっております、これは当町だけじゃなくて県下全てですね、均等割を掛けているわけですが、もちろん金額については各市町それぞれの財政状況によって、金額は各市町で決めるというものになっております。均等割につきましては、まずは一つ、まだ先の話にはなりますが、まず、子供の均等割ですね、未就学児に対する均等割が令和4年度からになります、半額になるということは、もうこれは国のほうで決められておりますので、4月からまたこちらに向けて準備をしたいと思っております。

2万4,000円の金額につきましては、先ほども言いましたように各市町の財政状況によって決められるものですので、また、ここは今ここで変更する、やめるとか廃止するとか、減額をするということは言えませんが、それも含めて税率については今後もシミュレーションをするなどして検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで、質疑を終結します。

---

◎議案第19号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第5、第19号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第20号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第6、第20号議案 令和3年度 吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 4ページの国庫支出金保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力交付金について。

機能強化推進交付金は対前年度ちょっと上がっている程度です。努力者支援のほうは新たに100万円入ったということですが、これも先ほどと同じような質問ですが、どういふところが評価されて、こういうことになったのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

介護保険の保険者機能強化推進交付金につきまして、こちらの事業につきましては、平成30年度から交付が始まっております。この事業については、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者の取組について評価しているものです。

評価指標としましては、項目が71項目ございまして、その項目の詳細につきましては、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制の構築化がされているかとか、自立支援重度化防止に資する施策の推進をしているかといったことを今年度でいきますと、前年度にどれぐらい事業をやっているかといったところなどを評価していただいております。

そちらの評価を客観的な点数化にして、総合得点を交付金という形で全国の中でも評価し、県の中でも評価をしていただいているところです。

機能強化の推進交付金のほうにつきましては、自立支援重度化防止についてになります。保険者努力支援交付金につきましては、今年度から交付が始まるところです。

こちらにつきましては、介護予防、健康づくり等に取組を重点的にやっているものを評価をしているものになります。

どの項目につきましても、県の中でまず一旦県に申請を出しまして、この辺はどうやっていますかとか、ヒアリングも進めながら点数化していただき、評価をしていただいております。

どの項目も吉田町、高い点数をいただいております。これからも続けていけるような形で令和3年度は目標を立てて予算化しているところです。

どんなところを評価されたかと言いますと、先ほどもちょっと説明しましたが、評価指標のどの項目につきましても高い評価をいただいているといったところです。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この二つの交付金、全国で190億ですか、配られる。そういうことを考えると、人口にもよるんですが、もっともらえるのではないかというふうに思っているわけです。

これは、それぞれの保険機構、この事業の効率化も図れて、国からまた金をもらえるという、町にとってはいい制度だと思うので、全部高いと言われたら、それまでかもしれませんが、まだまだ上げられる可能性はあると思うので、介護保険として令和3年度の実績が評価される、いろいろありますけれども。そこで、どこかに重点を置いて、ここはしっかりやっていくぞというようなことがありましたら、教えていただければと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

どの項目も落としなくやりたいところではありますが、今回の3年間の計画の中でも認知症事業に力を入れましょうですとか、介護保険の事業評価を客観的に行っていきましょう、そういったところ、適正化事業行っていきましょうというところがありますので、認知症を含めた予防事業等に力を入れてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中の説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時26分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◎議案第21号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第7、第21号議案 令和3年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第22号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第8、第22号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 参考資料ナンバー13の1の14ページからにあります、この予算の実施計画中、収益的及び資本的収入に計上されております他会計負担金、他会計補助金の支出における充当先というのを教えていただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今おっしゃった14ページの他会計負担金、他会計補助金につきましては、まず、初めに他会計負担金9,450万円につきましては、16ページ、三つありまして、16ページの営業外費用のところの支払いリスク及び企業債取扱い諸費、企業債利息になるんですけれども、8,268万4,000円が一つになります。

それと二つ目としまして、15ページの総係費の中に、職員人件費として3名分見ておりますが、このうちの1名分、これ浄化槽事務職員の担当分になるんですけれども、それが609万9,000円分。

それと最後に、16ページの一番上になります減価償却費に当たる分です。このうちの4億5,184万9,000円ですけれども、そのうちの571万7,000円分、今言った三つを合わせますと、9,450万円ということで、これが他会計負担金ということで、基準内繰入れに当たるものになります。

続いて、他会計補助金7,698万円につきましては、15ページの営業費用、ここで6億5,019万7,000円、営業費全体になるんですけれども、そのうちの基準内繰入れを充てても不足する額として、7,698万円を一般会計から補助してもらおう。これが基準外繰入れとなるものに当たります。

以上です。

- 議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。
- 5番（平野 積君） 資本的収入のほうの補助金ですね。
- 議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。
- 上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

17ページの資本的収入及び支出につきましては、他会計負担金4億4,613万2,000円、これが17ページ一番下の企業債償還金4億4,613万2,000円、これが他会計負担金、基準内繰入れとして負担していただくものになります。

それと、他会計補助金534万円につきましては、資本的支出のほうの建設改良費4億3,816万8,000円のうち、補填財源を充てても不足する額として、534万円が一般会計の補助金、これが基準外繰入れになる部分に当たりまして、そのようなふうに充てております。

以上です。

- 議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。
- 5番（平野 積君） 一般会計からの繰入金に関していえば、負担金というのは基準内で、補助金というのが基準外ということでよろしいでしょうか。
- 議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。
- 上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃるとおり、基準内が負担金、基準外が補助金になります。

以上です。

- 議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。
- 5番（平野 積君） そういたしますと、繰入金そのものが令和2年度から令和3年度で5,600万円ほど減少しております。

繰入金の基準外の比率が令和2年度が17.6%に対して、令和3年度は13.2%に減少して、これは評価できるというふうに思います。

そこでお伺いしますけれども、基準外比率が下がった要因というのは何でしょうか。



○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

基準外繰入れ、ここでいうと、3条と4条の補助金に当たる部分になりまして、ここで下がった部分が今年度浄化センターの水処理等の機械設備を更新したことにより電気使用量の浄化センターの電気使用料の減額のもの、それと浄化センターなどの修繕に係る費用が減額になったもの、それと、今実施している経営戦略にかかわる事業が減少したことによって、減額になっております。そこが主なところになっております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 基準外比率の減少というのは金額でいくと、収益的収入の他会計補助金が4,300万ほど減っているわけですよ。その中で一番大きいのは令和2年度の予算で人件費、収益的人件費に入っていたものが、その2,500万が資本的のほうへ移っている。それが一番大きいと思うんですよね。その2,500万強をマイナスしたとしても1,800万ぐらいまだまだ足りない。電気使用料は大した額じゃなくて、点検が400万ほどなんですけど、ほかに1,800万ということを考えれば、ほかに要因があると思うんですが、そこは何でしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

それ以外の部分につきましては、令和元年度決算により確定した補填財源を充てたことが要因となっています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ここからが実は本題なんですけど、経営戦略とかに書いてあるんですが、要するに町としては一般会計からの繰入金そのものを減らすということを目指すのか、基準外の補助金を減らすことを目指すのか、そこは町としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

基本的には全てが下水道事業の中でできれば理想だと思っておりますけれども、現時点で基準外繰入れがまだまだ大分補助金としていただいている部分がありますので、まずはこの部分につきまして削減してなくしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そうすると、それを達成するためには使用料の値上げ以外に考えられることはありますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

料金以外にコスト縮減をするなり、入を増やさなくてはならないと思っております。そこにつきましては、水洗化率の向上、下水道の接続率のところにも力を入れていかなくてはならないと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 予算書の2ページの債務負担行為について、伺いたいと思います。

全体計画の策定業務ということで、4年度までの債務負担1,500万円計上されています。

これはこの間、検討されてきた下水処理ビジョンとかあるいは下水道事業の経営戦略のま  
とめに基づいて、それをどういうふうに計画に実行するのかという策定の業務だと思いま  
すが、この業務が令和3年度、令和4年度、2年間でどういうスケジュールでこれが予定され  
ているのか、その中身について伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

このスケジュールというか、まず、事業内容としましては、現在、この全体計画の策定業  
務の中で実施しようとしているものが、下水道事業全体計画の見直し、それに併せて現在あ  
る下水道事業計画の見直し、都市計画法に基づく事業認可の見直し、それと、し尿処理、  
今、衛生センター処理している汚泥処理を浄化センターで搬入することができるかどうかの  
可能性調査、それと、公共下水道使用料金の改定に関する検討を実施していきまして、これ  
だけの業務を実施するのに、単年度の中でなかなか業務量が多いこともありまして、関連づ  
けながら2年で実施していくことで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 金額的にかなり高額に感じるわけですがけれども、全体の予算枠でど  
ういうふうなこの計画をどこに委託するのか、そうした中身と予算の措置の関係を伺いた  
いんですけれども。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

単年と翌年度、合わせて今、限度額として2,500万円の業務で、現時点で委託業務であり  
ますので、指名競争入札を考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この間のビジョンの策定とか、それから事業計画の経営戦略についても、私は例えば、下  
水道の処理区域の見直しとか、それから下水料金の値上げの問題とか、町民の皆さんから  
様々な意見が出されていると思います。

それについても、一つがまとまった意見集約というのは大変難しいことがあると思うん  
ですけれども、この間、またこうした計画策定について、町民の声を十分に反映されている  
中身かなという、ちょっと疑問があります。

この間のそうした計画の策定の中でも町民の皆さんからのそうした様々な声をどうい  
うふうに反映させるのかということがちょっと心配になるわけですがけれども、こうした計画策  
定の中でそうした住民の声を把握する、あるいは集約化するというような作業も入っている  
のでしょうか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今年度、経営戦略策定業務委託をしました。それにつきまして、町の方針として、こういう方向でということについては、令和3年度にはまず方針は情報発信をしていかななくてはならないと思います。

この今年度業務、令和3年度と4年度の業務の中につきましては、今、全体計画区域について、また料金について実施していく中で、委員会審議会を実施する予定であります。その中でも意見をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ちょっと聞き落とした部分があって、全体計画の中で具体的内容は何をやるのかというのをもう一度お願いできますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今、議員おっしゃったのは全体計画の業務委託の内容ということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） どういう計画を立てるか。全体計画の見直しとか、そういうことをおっしゃっていましたよね。その項目をもう一度お願いします。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

失礼しました。

全体計画の見直し、それと下水道法に伴う事業計画の見直し、それと都市計画法に基づく事業認可の見直し。

以上になります。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その中に料金改定とか、そういう話は入っているのか、入っていないのか。どうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

料金改定もこの全体計画と策定業務委託の中には料金改定も主なものとして入っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 幾つか聞きたいと思えます。

22号議案の中の2ページ、それから一つお聞きをいたします。

まず、第6条の起債の目的、建設改良費、この中に2億4,300万という数字が出されましたね。それで、12月の補正のときに出てきた債務行為に関しては1億3,300万という形で数字が出されたんですけども、この中で12月のときには榛南幹線のすぐ南側を工事をするよということで、承認をされちゃっておりますので、そこは尋ねませんけれども、それか

ら今度、新しくできた幹線から枝葉が増えていますよね。その部分でちょっとお聞きをしたいんですけども、ここにあります2億4,330万と実際の12月が1億3,300万、この差額の1億1,030万が今回の増えた分の金額ということで、判断をするんですけども、よろしいですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

12月議会の金額につきましては、債務負担行為を設定したものになります。

ここで、今年度企業債としているものは、建設改良事業、全体として起債するものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私が今聞きたいのは、返事もらったんですけども、この枝葉になった部分を新しく出てきた部分、それをこれから承認をするというふうになるんですけども、それはあれですね、その金額を今差額の金額で考えればいかということなんですけど。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回、この起債の中にはそれ以外の補助金も入って、管渠のものだけではなくて、含まれておりますので、一部としては管渠整備が入っているものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういうことですよ。

そのときに、前回の債務負担行為のときにはこういう形の数字が出てきていなくて、なかなか内容がつかめなったんですけども、今回全体の数字として、3月の工事に関連する部分が出てきたわけですけども、そのことでちょっとお聞きしますね。

まず、1ページの第4条のところに、第3項の他会計負担金2億4,613万2,000円、これが公会計に適用されてからですけども、この金額の算出根拠というのはどういう形になりますか。

○議長（増田剛士君） さっき、平野議員が質問されて、それに答えられているんですけども。

○9番（山内 均君） 根拠です。算定根拠というのを私が聞いているのは。

○議長（増田剛士君） 先ほど言ったところですよ。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 企業債の元金に当たる部分になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） そういうことじゃなくて、その金額の数字が出てきた算定根拠。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この企業債の元金の償還につきましては、償還計画に基づいて、元金として支払うものになります。

償還計画に基づいて、元金を償還するものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ちょっと意味が分からないんですけども、要するに、私が言いたいことはこの金額を出すに当たってずっと会計のやつやっていますと、何か黒字が出てきてという数字が出ているんですけども、もともと聞こうとしている趣旨は公共下水道事業は成り立っているのが他会計繰入金4億4,600万、この数字で全部大きな数字で賄っているわけですけども、その賄うに当たって赤字を出すというわけにいかないもので、黒字を出すんでしょけれども、そのときの算定する方程式があるんじゃないかと思う。それを聞きたいんです。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員の質問、直接かはどうか分かりません。

参考資料ナンバーの13の2というのがございます。

その2ページを御覧いただけますでしょうか。

企業債の概況という調書がございます。

よろしいですか。

参考資料の13の2の2ページ、企業債の概況、ございますか。

その表を御覧いただきますと、これは企業債、今まで建設しているときに、下水道事業をやるときには補助金と起債という形で財源調達をしております。その過去に建設した分を債権で償還していかなくてはなりません。その償還していく額が毎年度こういうふうに数字が出てきて、3年度中の償還見込額は4億4,613万2,000円ということになっています。この金額が先ほどの金額とイコールになります。ですから、これまでに借りてきた債権の償還額で今年3年度中に払うものということがこの金額と、そういうことで御理解いただければ、いいと思います。

さっきの黒字とか何とかということではなくて、単純に3年度中に償還するものが先ほどの金額です。

そういうことです。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） なかなか公会計制度に関して精通しているわけじゃないものですからちぐはぐになるかもしれませんですけども、僕が言いたかったのは、ただ債権額の計画であるんですけども、計画の数字、要するに、数字が出てきた根拠というのは今言った言葉ではなくて、数字的な係数とか含めて、それに載っているから出すわけではないんですね。数字の出し方というのは、単純には今言った償還金の金額だけで出てくるということですか。

〔「そうです」の声あり〕

○9番（山内 均君） そうですか。

その中で、先ほど言われた公共下水道事業の一番効率的にやるには、今言われたように4億4,613万2,000円を減らすんですけども、それは私は縮小すること自体が計画の縮小し

か、下水が会計制度上、企業採算に持ってくるのが一番大切だと思うんですけども、そういうね、先ほどから出てきた経営戦略なども含めて、こういうことに関してのこの計画の中でこれから計画をしていくに当たって、減らす方法というのはそういう形でも減らす、工事自体を減らしていくしかないと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えていますか。

できるだけ、

○議長（増田剛士君） 議員、もともとどのお金をどう減らしていくかというところを言ってくれないと、多分答えようがないと思うんです。

償還金の話じゃないものね、今ね。だからそこをちゃんと覚えてくれないと答えようがないと思います。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 要するに、言いたいことはこの他会計繰入金、私は負担金という言葉は負担しなければならないという強制がありますので、あまりいい言葉ではないと思うんですけども、このやつはそういう形で決まる、数字の根拠というのは今聞きたかったんですけども、今言われたとおりであれば、もう根拠とか出ないわけですから、数字が分かりませんので、方程式ないですよ。それを聞きたかったんです。方程式としてはないですよ。

○議長（増田剛士君） また、話が変わっちゃっていますよ。

さっき、償還金もう分かったということで、その後、全体のお金がどうのこうので、減らす方法はどうかということを知りたいです。

山内議員、頭をもう一回整理して、ちゃんと質疑のほうをお願いしたいと思います。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 要するに他会計負担金、私は4億、他会計負担金の第3項をなくすことが一番の効率的だと思うんですが、その辺は計画の中ではどういうふうに考えていますかということをお聞きします。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 先ほどの4億4,000万の話でよろしいでしょうか。

これは先ほど申しましたように、下水道工事をやっていくに当たっての財源調達として、補助金と起債ということをやっております。下水道事業は今の経営戦略の中で一応8年度までで概成ということで、8年度まで概成ですので、そこで一応一通りの工事が終わりますので、そこで工事が終われば、新たな工事は今度、新規のものはなくなってきますので、工事が減っていけば、だんだん国に伴う起債が減ってきますので、将来的には8年度よりはその後はずっと減っていくという、そういうことになろうかと今のところは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、副町長が答えていたとおり、私の中では明確な回答であると、そのものが欲しかったわけです。

一応それに対してはありがとうございましたと言いますが、町長に伺いますけれども、私は非常に危機感を持っていて、どこかで行き詰まるのではないかとことはもう分かっていますので、そういう意味でお聞きしまして、納得しました。

それで、その次、質問変えますね。

まず、第4回の1億3,300万、債務負担行為で我々が議会として了承したものが今度増えてきましたよね。

あのときにはいろいろと言われたんですけども、この増えたことによる効果というのはどういうふうな形で表れてきますか、計算していますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今回、管渠整備約1.3キロ実施します。その中で取付け管、建設改良事業全体としまして、今、ゼロ債務合わせて、64基の取付け管を設置します。そこで、接続率を上げること、また、この施工以降に背後地としましては約1.2キロで、60件ほどの取り込み部分が上流部分にありますので、そこで接続率、使用してもらえような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 過去にですね、下水道への接続率を考えていますよね。まずは8割ぐらい。7割から8割ぐらいでしょう。接続を前面に通ったやつに実際、下水道に接続をしてくれた人たち。

僕はやる以上はそういう人たちのどのような形で100%近く持っていくかということが一番大事なことだと思うんです。費用対効果を生むためには、その費用対効果に対する考え方とどういう形でつなげていただくか。どのような方針でもって、これから100%につなげていただく方法論というのは考えていますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

工事、来年度も継続的に実施させてもらっています。その中で、工事の説明会及び通知を出して、取付け管に対するどういうことが必要なのかということもやっていく中で、現在接続されていない方につきましても通知を送ったりしていますので、そこは現状のままでは改善する必要があると思っていますので、そこは進めていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） この中で非常に言いたいことは1億3,300万の中ではまるで見えなかったものが見えてきたと、そういう形での我々が審査をするときに、こういう数字が本当は審査をする原資が欲しかったということなんですけれども、これから債務負担行為とかこういう出てくるものに関しては、常に限度額とかこういう形のものしか出てこなくなるということなんですかね。

要するに、言いたいことはこれをもって、この下水道の12億の審査はできませんよという話です。これからそれをお聞きしたいと思っていますけれども。

○議長（増田剛士君） ここだけの問題じゃないですよ。

これだけの資料を出していただいている中で、判断できないということはどういうことでしょうか。

〔「申し訳ないけれども、6秒ルールと私使しまして、アドレナリン」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 発言を求めてください。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今まで私の頭の中、アドレナリンが早いもので、すぐに反応したんですけれども、6秒ルールを使いますので、これからやらしてもらいます。

要するに、言いたいことは、下水道事業をやるに当たって、町民の人たちが納得するものじゃなくていかんと、それに向かってどういう形で進んでいってもらって、それをどういう形で出してもらえますか。でも、それは予算です。予算だから言うんです。

○議長（増田剛士君） 予算の質疑、今まで話を聞いていると、一般質問やっているみたいに聞こえちゃうんですが、質疑というこの資料の中のこの金額についてどうだという質疑をお願いしたいと思います。

それ以外はもう一般質問でさんざんやられているじゃないですか。

○9番（山内 均君） 今、言われたのは、この中の数字のやつであって、予算ですから、予算を執行するに当たって、このやつはどういう方向に進んでいくのか、町民の人たちをどうやって納得させてやっていくのか、その一番大事な部分を私としては知りたいんです。表に出したいんです。

もちろん一般質問やります。その中でやります。

○議長（増田剛士君） 一般質問と予算審議の質疑とは違うと思うので、そのところはちゃんと区別をお願いしたいと思います。

○9番（山内 均君） 質問に関してはやらさせていただきますけれども、取りあえず今日は、もうアドレナリン下がりましたのでやめることにします。

すいません、ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時02分



開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会 12 日目でございます。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎議案第 16 号の質疑

○議長（増田剛士君） それでは、議事に入ります。

日程第 1、第 16 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計予算についてを議題といたします。

これから第 16 号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の 1 款から 11 款及び 21 款についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認を質問とにならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の 1 款から 11 款及び 21 款について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 公債費比率についてお伺いします。

36 ページ見ますと、来年度は対前年度 4 億円ぐらい町債が減ることなので、この町債のところでお伺いしますけれども、私自身はその今の吉田町の公債費比率、財政とか、今、やるべきことをしっかりやっているということからすると、問題ないというふうに考えていますけれども、静岡県で一番高いということで心配されている方がいるということも事実です。

そこで、今年度予算及び実施計画を踏まえて考えて、この公債費比率とか実質公債費比率がどのように動いていくのかという想定をされているかということをお伺いしたい。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

平野議員からの御指摘といいますか、御質問にありましたとおり、これまで津波防災町づくりを進める中で、そうした中で地方債のほうの残高が伸びてきているという事実がございます。そうした中で、これまでも申し上げてまいりましたが、その起債も、有利な起債を借りるということの中で、いわゆる充当率 100 に対して 70% 交付税措置されるような、そう

した、町にとっては有利な起債を借りつつ、今年度負担を軽減していくというようなことでこれまで進めてまいりました。

今回、地方債残高につきましては、コロナ禍の関係もありましたし、そうした中で、踏まえた中で、これまでの一定のルール、町がいわゆる公債費残高を最終的には全体額は減らしていくという中で、いわゆる返済の元金を仮に地方債は上回らないというそうしたルールの、基本的ルールの下に行ってきております。今回も、令和3年度の予算を立てるに当たりまして、このルールに基づいて、これ、やっけてまいってきております。

当然ながら、起債は減っていくというシミュレーションのほう、かけているところでございますが、仮に満額、いわゆる返すお金と同じ額を借りた、つまり、今後も同じ推移で行くというようなことの中で、行っていく中で、シミュレーションを一応かけております。そうした中では一応18%以内ということの中で、現在、この3か年の、令和3年、4年、5年の中でも、今、最高に借りた年でも、実質公債費比率が15.7、それから、将来負担比率につきましても108ということで、当然、健全化の範囲内の中に収まるというシミュレーションの中で行っております。

これはあくまでもマックスで借りた場合ということで行っておりますので、当然、今年度の、令和3年度の地方債につきましてもその、いわゆるルールの中に収まっておりますので、当然、これよりも下がってくるというふうに見込んでいるという状況でございます。

一応、将来的な、将来の負担のほうも見ながら、今回、起債のほうも立てさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時07分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書45ページ及び46ページ、1項2目総務費、広報広聴事業についてお伺いします。

昨年の9月に、私、一般質問にて、いわゆるホームページの改善といいますか、広告バナー事業、こうしたものを訴えて、そのときの御答弁では、少し前向きにというんですか、ちょっと加速度をつけてそうした取組をやっていきたいよという内容だったと認識していますが、次年度の予算措置の中に、何を始めるにしろ、やっぱり予算立てというのは必要かと思っ  
ているんですが、そこがなかなかちょっと見えなくて。大きく言うと、ホームページの保守管理業務委託料、この辺りがそこに該当するのかどうか。また、次年度以降のそうした収益に向けてのまずは取組ですね、その辺りをどのように考えていらっしゃるか、お伺いしたいです。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

議員がおっしゃいますバナー広告についての予算でございますけれども、それにつきましては、特に予算のほうは計上しておりません。バナー広告を設定するに当たっても、予算が  
かからない方法で、そちらのほうは考えられるというふうに聞いております。なので、ホームページの保守管理はあくまでも、保守管理業務委託料ということになりますので、そこには、バナー広告の設定については入っておりません。

ただ、その中で、収益をどうするかという御質問だったと思うんですけれども、バナー広告についても調査、検討していきたいという答弁をさせていただいております。バナー広告も、近隣の調べさせていただいた中で、設定よりもやっぱり件数が少ないというところが実際はやっぱり見えてきてお  
りまして、それが、こちらが想像するに当たって、どのくらいの収益が見込まればというところが、余り効果が見られないというか、そういうところがやっぱり感じているところではあります。

そうは言いますが、収入上げるところでは、バナー広告というところの手法も一つであるとは感じておりますので、そこら辺の調査も研究しながら、導入に向けては研究していき  
たいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そちらのほうもぜひ進めていただきたく思います。

もう一つです。そのホームページの保守管理業務委託に関わる部分で、ホームページ自体が今後、「広報よしだ」と並んで、場合によってはその「広報よしだ」、今、そのお手元に届かない層というのが一定数割合、自治会に入っていないですけれども、そういう関係で、町のその様々な情報に接することが、やはりホームページが今後、主体になっていくと私は考えているんですが、そうした中で、例えばそのホームページの中のコンテンツの改善  
とか、あるいはその見やすさの追求ですとか、そうした部分が保守管理業務という中で打合せなどをされているの  
かどうか。常にその、例えば町民がこうしてほしいといったものを聞いて、その要望を反映する方向で話ができているの  
かどうか。そうした部分をお伺いしたいです。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

ホームページの活用というか、いろんな情報を載せるだけではやっぱり、ホームページを活用していったらどうかというお話だと思うんですけども、その中で、今年度、ホームページをもっと見やすくしたいというところで、情報化推進委員会を開いて、そのホームページの、今、置かれているホームページの内容をもうちょっと整理しましょうというところで検討してきて、その中で、ホームページに載せるに当たってのルールといいますか、仕組みづくりをつくってきております。

その中では、見やすさを追求するというのが一つあります。どのようにやってきていたのかというところは、今、申し上げたような情報化推進委員会を活用して、この見やすさを追求してきている。今年度もそうなんですけれども、来年度の予算の中には、この保守管理の中には、特にその分、あくまで保守管理なので、改善するということの料金は入っておりません。改善するに当たっての、今、お金をかけなくても自分たちでできるところはやらせていただいておりますので、そういったところで、また、見やすさが、徐々にこう、見えてくるのではないかなと思っていますけれども。

いずれにしても、大きくリニューアルするに当たっては、やはりちゃんと予算を計上させていただいてリニューアルさせていただきたいとは思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その部分、ぜひ期待したいと思っております。

質疑を終わります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

53ページを見ていただけますでしょうか。男女共同参画推進費です。

今回、この、ちょっと質問をするに当たって、前年度の決算のとき、非常に執行率が低いよということで、一度、理由を話したことがあったんですけども、今回の男女共同参画費の89万3,000円として、大きな金額ではないとは思いますが、第4次の男女共同参画プランというものが新しく出されまして、その中のプランの内容というところを見ますと、目指す姿が住民一人ひとりがともに生き生きと暮らせる町で、基本目標が、あらゆる教育の場において、職場において、家庭において、地域においてとあるにはあるんですけども、これからちょっと期待するのは、この金額を含めて、今、求めているもの、吉田町がプランの中にこれから求めていくものというのはどういうものがあるのか。それを踏まえて、最終的には補正予算が大きく上がっていくことを願っているわけですが、その辺もちょっと、お願いですか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま、議員のほうから、今年度策定しました第4次吉田町男女共同参画プランの関係で、お話を今、いただいたところでございます。

当然、町としましては、このプランに基づきまして、目指す姿、その住民一人一人が共に生き生きと暮らせる町を目指しまして事業展開をしていくということで、この男女共同参画プランというのは、今回新たにつくったものではなく、これまでも継続してきた中で、当

然、これまでの課題であるとか、そうしたものも洗い出して、あと、新たにその目標を設定したというところになります。

そうした中で、これまでの経過でいきますと、特に教育関係のところはやはり、もう少し小さいときから人権ということを踏まえた中で教育の機会が必要ではないかということの中で、これは、経費というところは余りかからないかとは思いますが、当然、学校とも協力しながらこちらのほうは進めていくというようなことで、今回のこの計画のほう、立てております。次年度においても、予算額等としては出てきておりませんが、そうしたものも、当然、予算はかからない中でも実施をしていくということになります。

さらに、今回、予算措置、恐らく昨年度の予算と今年の予算は、ちょっと今年のほうが減っているんじゃないかということが多分、言われているのでしょうか。

まず、一つは、下がったというのは、その経費の事務の見直しというのがまず一つありますけれども、これまで、いわゆるその男女共同参画とは何かということの中で、著名といいますか、大学の先生、そこまで行って、男女共同参画社会とはということの入り口の部分のところを中心にこれまで、啓発ということで、講義形式の形のこれまで、フォーラム等開催してきました。

今後、そのフォーラムのほうにつきましても、女性団体連絡協議会等とも話をした中で、やはり身近な中でこうした人権、もっと考えていこうというようなことで、講師等のほうも、ちょっとしたワークショップじゃないですけれども、話し合いをしながらの形の開催をしていきたいということで、ちょっと、若干講師謝礼金が減っているところがありますが、実際には、事業自体はこれまでどおり実施をしていくものになりますので、金額に応じて下がったということではなくて、関わらない中でも、事業はこのまま展開していくということです。

ちなみに、あさってにつきまして、日曜日にはこの男女共同参画の研修会、女性団体、各種団体の女性リーダーの方々、集まっただいて、セッション方式で研修会を一応、実施する予定でありますので、ちょっと、これは予算とは関係ないですけれども、そうしたことを今後も積み重ねていって、先ほどの町が目指す姿に達成を持っていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） この目標としては、かなり、未来を含めて大きなものになってくると思うんです。それと、国でも進めているように、非常に大事な部分になっていきます。そのときに、今、言われた施策も含めて、ちょっと、89万3,000円というものが非常に、私としては、もっと大きな予算を取りながら、フォーラムを利用して、そして、皆さん、町の人たちにそういう部分の提唱をしていただきたいと思います。そのときにこの89万3,000円というのは非常に少ないと思うんですけれども、その辺の予算的なものというのはどう感じていますか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員からも、もっと広めて、予算もかけてやっていったほうがいいんじゃないかということの御意見だと思います。そうしたことも必要かとは思いますが、まずは、今回、令和

3年度におきましてはこの予算の中で、女性団体連絡協議会も含めた中で今後の計画を立てておりますので、それをまず着実に進めて、毎年、これ、1年で終わるわけではありませんので、今後、そうしたことも踏まえた中で事業を展開していければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 現在のコロナ禍の中では非常に大変なことであろうし、苦勞も多いと思うんですけども、それはそれとして、やるべきことをしっかりとやっていただきたい。そして、皆さんがこの施策を、目標を、基本目標を感じ得るような、そういうものをぜひやっていただきたいということで、質問としては終わります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

60ページにあります交通安全施設整備費の500万円のことについてお聞きします。こちらのほう、今年度、区画線の整備ということで、3か所ほどで1,615メートル、あと、転落防止60メートルを新しくされるということで、取付けということでお聞きしておりますが、こちらのほうの整備するに当たっての、場所の決めるルールというか、そういったものはどういった形で決められていますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

楠元議員お尋ねの、区画線防護柵をやる箇所をどういうふうに決めていますかという御質問だと思います。これにつきましては、交通安全施設費ということで建設課のほうで整備しておりますが、交通安全施設の交通安全を持っています防災課さん、通学路ですとか未就学児ということで学校教育課さんとか子ども未来課さんの点検の内容、通学路等々の点検の内容、防災課さんのほうで上がってきています地元の要望等を基に、私どものパトロールと加えて場所を選定しているものでございます。

その中で、やはり一番重要として、私どもがポイントとして見ているのは、通学路であるところはやはり、危険なところを回避したい。区画線につきましては、交通安全上トラブルのないようにしたいということで選定をして、区画線につきましては、3路線、今回、防護柵につきましては、神戸川のところに1か所ということで検討させていただいております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

皆さんの、町の方々からのいろいろな御意見を基に決められているというお話ではありますけれども、比較的危険な場所が優先かなとは思いますが、そういった中、比較的、町を一通り走ってみますと、いろいろと、やっぱりこう、まだまだ整備のほうやりたいところが多いという声が多いんじゃないかとは思ってはいるんですけども、毎年この500万円という予算額で出ているような感じがするんですけども、この辺あたり、もう少し予算を上げて整備のほうを、もう少し皆さんの要望に応えるような形になったら、もっとスムーズに皆さん

が安心して通学できたりとか車を走ったりとかすることができるかと思うんですけども、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

必要などころに必要な予算はつけていただいていると思っております。要望書が上がって、このシステムも確立をされていて、その予算のほうで取りまとめをしてくれていますし、私どものほうでパトロールもしていて、なるべく最新のものにしていきたいと心がけておりますので、たまたまそれが来年 500 万円で、それが令和 4 年度に上がるのか下がるのかちょっと分からないですけども、必要などころに必要な処置をしているところですので、御心配は、大丈夫です、そういう予算措置をしております。

○2 番（楠元由美子君） 了解しました。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 56 ページになりますけれども、一般社団法人吉田町まちづくり公社負担金です。

これがちょっと、内容、僕の聞き取り だと思っはいるんですけども、にぎわいの創出であるとかそういう形でいきますと、土日のあそこの広場というのは、非常に利用者が多くて、にぎわいの創出には非常に役立っているとは思っています。

ただし、ずっと、夜、私、家が近くなものですから、眺めていますと、だいたい夜間の、10 月から 2 月くらいまで、ほとんど夜の段階では、5 時から 9 時くらいまでが、あその電気だけがこうこうとついているわけです。そのときに常に感じるのは、中で合理性が非常にあるかどうかというのを感じながらいるわけですけども。

中で聞きましたら、ちょっと聞いたところによりますと、部屋を、貸出しをしていますよね。その部屋を貸出しすることによって、どうしても中に一人、9 時過ぎまで常駐していかんと。非常にこれ、物すごく大変な仕事になると思うんですけども、そうしていきますと、私が思うのは、その合理性を考えていくと、その部屋の貸出しも含めて、近くに自彊館もあるし、中央公民館もあるし、あと、川尻にもそういうものがあるんですけども、そういうのを全体を含めてこの中の計画として、金額的な、町づくりの負担金の中でやっていく傾向として、合理性が本当にあるのかどうか。実際にはそれがどのくらいの形で、頻度が使われているのかという報告を受けているのか。その辺はまず、ちょっとお聞きをしたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

指定管理の管理につきましては、9 款の関係のほうで、施設の全体の管理のほうをさせていただいてございまして、そちらの中で、すみません。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 62 ページの職員研修費です。これ、前年度から 100 万円減額になっておりますが、これは、コロナ禍で研修もなかなか行きにくいだろうという配慮で減らした

のか、今後、ずっとこのペースで予算をつけていくというふうに考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いします。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

職員研修につきましては、職員の自己研さんということでもありますし、人材育成という観点でも、ずっとこの先も続けていかなければならない事業だと思っています。

総務課からも毎回、毎月、研修メニューを提供させていただいて、職員の研修への参加を促しているわけですが、今回、昨年、前年度の後半からも、コロナ禍の状況でやはり研修が中止になっていることが多くて、今年も、研修行われてもほとんどがオンライン研修になってきているというところがありますので、今回、100万円減額はさせていただいていますが、旅費のところでは、この先もオンライン研修が、今も研修メニューが回ってくるんですけども、ほとんどがオンライン研修になってきているという状況もありますので、オンライン研修が主流になるのかもしれないというところで、旅費のほうとかそこら辺を減額させていただいています。

その中でも、今までの決算状況を見ましたら、500万円を超えることがほとんどなかったというところがありまして、この先も、100万円減額させていただいても研修のほうは続けられるというところを見越しまして、今回、500万円を計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今後、オンライン研修が主流になるかもしれないということもありますけれども、実は、予算が800万円あった頃、平成26年ですが、そのときの執行率が30とか40だった。そのときに一般質問いたしましたら、職員が日々の業務において、自らその必要性を感じ、参加する研修の効果は非常に高いものであり、職員が研修参加を希望した際に、予算の計上がなかったことを理由に参加することを断念することはあってはならないものであるというふうに答弁されております。

その翌年から600万円になって、一番高いところでは490万円ぐらいまで行ったことあるわけですよ。そうすると、500万円で行くと、この研修の意欲があったときに、予算がないから断念しなければならないというような事態が起こる可能性があるような状況が続けるのか、やっぱり希望があれば受けられるように、600万円はつけておくというようなことで進めていくのかという、やりたくても、ちょっと予算がないかなという状況をつくってはまずいと思うんですが、そこに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 毎年の執行率を見ると、やはり予算まで開きがちょっとあるというのは事実だと思います。ただ、その中で、研修に行きたいのに行けないという状況はつくりたくないと思っておりますので、そここのところは何が何でも死守したいというところは思っていますので、負担金が足りなくなっちゃうというくらいのときもありましたので、そういうところは、予算を流用しながらでも研修に参加させたいというふうに思っておりますので、今、500万円という金額ではありますけれども、それを使い切るぐらいの研修参加していただけるように、こちらのほうも提供していきたいと思っております。

以上です。



○議長（増田剛士君） ほかにございますか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。  
ここで暫時休憩とします。  
休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時34分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名です。  
次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、12款公債費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、13款諸支出金について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
次に、14款予備費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
ここで暫時休憩とします。  
休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時39分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名です。  
次に、3款民生費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時51分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

121ページで、11の事業の中の、草刈手数料ですか。これ、昨年から比べると270万円ほど上がっていて、それで、この間、内容確認の時に聞き漏れたもので、担当課行って聞いたら、外注費が増えましたよということがあったんですけども。

その草刈りに関しましては、シルバーの人をわざわざ臨時職員として雇って、それでできるだけ仕事が、外注がやる分が中でやれるようにしたよということで、そのときは、理由は、シルバーのほうへ頼むのに、何か多少なりとも問題があるようなことを伺ったものだから。そういう中で、また外注費としてこれだけの金額が増えているというのは、ちょっとやっていることが自分的には理解できないもので、その辺をちょっとお伺いしたいです。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

うちのほうの環境整備の関係なんですけれども、今、先ほどおっしゃられたとおり、シルバーにつきましては、令和元年に発注形態の違いということで、委託からうちのほうに会計年度職員ということで、うちのほうにその人数を入れてやっているという状況でございます。

今回の手数料につきましては、令和元年にこちらのほうへ来たんですけども、人数のほうは今、過去、シルバーの委託とうちの臨時職員でやったときに12人、シルバーの委託の人数とうちのほうの臨時の人数合わせて12人、作業員がいました。現在のところでいきますと、令和元年が8人、令和2年が9人ということで、かなり人数のほうはちょっと、高齢化もございまして減っているような状況でございます。

そういう中で、作業の場所につきましては、例年、減っているというよりも、やる場所が増えている、現状維持から増えているというような状況の中で、その分、人数が減った分、作業のほうをこなさなきゃいけないというところで、草刈り手数料ということで外注発注を考えて、令和元年からその予算をつけさせていただいておるんですけども。

令和3年度の増えた分につきましては、現在、作業をやっている中で、河川なんかの急斜面の場所であるとか、あと、都市計画道路沿いの要は交通量の激しい場所、そこにつきましても、今まで環境整備のほうで行っていたんですが、やはり年齢的なものとか安全対策とい

うところで、かなり交通量の激しいところで高齢者の方にやっていただくとなかなか安全も確保できないというところもございまして、そういう安全確保等ができないような場所につきましてはあえて、令和3年度につきましては外部に発注をさせていただいて、それが200万円ほどありますので、令和2年度に比べると予算のほう増えているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

今、内容聞いて理解したですけれども、だとしたら、会計年度職員ですか、その方は今、数が9人ですか。それをもう少し増やして、増やすといたって、シルバーさんからこっち来てもらうということは、高齢者という言い方は申し訳ないですけれども、ある程度、年のいった方だもので、安全な場所はそれで賄えるかもしれませんが、今、言ったようなそういう危険な場所というのは、当然、その人たちは無理だろうなというふうに思いますので、だとしたら、なるだけ若い方も、会計年度職員ですか、そういう形で採用できたらいいかなというふうに私はそう思うんですけれども、そういうような見通しというのはどうですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

作業員につきましては、外注発注と並行して、うちのほうでも募集はかけておるんですが、なかなかやはり、手を挙げてくれるというか、募集をしてくる方がなかなかおりませんで、去年もやはり募集をかけておるんですが、それに応じてうちのほうに来ていただいた方はなかったというような状況で、なかなか人員が見つからないというのが現状でございますが、引き続きハローワーク等を通じて募集をかけていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

やはり、その仕事、募集をかけて、申し込むというんですか、来る人が、その人がやっぱりこういう仕事でこういうというの、その人のやりたいものというものもあると思うし、その条件的にもどうかということもあるもので、なかなか一概には言えませんが、できるだけそうして職員が増えたことのほうが、外へ出るお金がなくなって、中の人件費で賄えるなどというのも思いますから、できるだけそういう形で、要望になります。でも、今後もそういう形で会計年度職員を増やすなりなんなりして、できるだけその、危険なところをやるというのは致し方ありませんが、そういうところの外注費をなるべく減らして、ここの金額も少なくなっていけばいいなというふうに思いますので、要望ですけれども、そういう形でお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書119ページになります。ごみ減量リサイクル推進事業費について質疑いたします。

協議会にて、このリサイクル推進事業費の中の大半、96%ぐらいを占める、いわゆるその剪定枝チップ堆肥化事業委託料についての委託内容、コスト要因、それから、委託先、堆肥の現状をどうしているかなどについては説明いただきました。

その上で、今後、自治体というのは、やはりこうした取組、かなりエネルギーを割くというか、どうしても、ポリティカルコレクトネスというんですか、そうしたものに立ち向かっていかなければいけない反面、リサイクルというのはなかなかコストもかかる作業であるなとも思っている次第なんです。

このチップの堆肥ですが、これ、今、イベントなどでお配りをしているような状況というのを聞いているんですが、やっぱりこれ、また工夫して、収益かというところちょっと大げさですが、例えばそれを有償で買ってもらうことによって、例えばこのリサイクルの事業委託のちょっと足しにするとか、そうした検討って今までなされていたのか。今後、どうお考えになっているかを聞かせていただきたいです。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

このチップの剪定につきましては、これ、うちのほうの事業ではなくて、シルバーのほうにうちのほうが委託をしているという形で事業のほう進めておるんですけども、この有料化につきましては、シルバー人材センターのほうで、今後、どのような形で進めていくかということがございますので、ちょっとうちのほうからは、どうしていくかということとはございません。

ただ、先ほど、配るという中では、シルバーのほうの一つの方法として、今までは山にしてあるものを袋詰めにして、なるべくこう、住民の方とかほかの方に出しやすいような、持って行っていただきやすいような形で、なるべく使っていただくというような取組はシルバーのほうでしておる状況でございます。そういうものにつきましても、今後、シルバーのほうに要望という形で上げながら、事業のほうは進めていきたいというふうに思います。

うちのほうもやはり、循環型社会の形成という中で、目的として委託しているものですから、そういうものにつきましては積極的に利用していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そのこのところについてはまた、お話し合いの中で、いい方向に思っております。

もう一つございます。そのまま下いきまして、生ごみ処理機等設置補助金のことについてお伺いいたします。

これ、全体のごみ減量リサイクル推進事業費、特に町の施策の中の第6章、豊かな自然と共生する町づくりの中で、その先ほどの堆肥事業と並列になっているんですが、予算措置としては全体の2%もないというか、現状は、私自身はもう少しまい告知で、ニーズがあるような気はしているんですが、これ、恐らく実績値で予算取りしていると思うんですけども、そもそもニーズが町としてないのか、あるいは圧倒的に何かPRとか告知が不足しているのか、その辺りについてはどうお考えか、お聞かせください。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この生ごみの補助金の関係でございますが、やはり今まで、お声としまして、補助金のちょっと収支が足りなかったというところがやはりある、そういうお声もいただいているものですから、令和元年度から、こういう補助制度がありますよと、積極的に利用してくださいよという話を、町内は量販店であるとかそういうところにちょっとチラシを置かせていただいて、こういう補助制度を使っていただいて、ぜひ活用してくださいということにつきましては、令和元年度から、そういうものを置きながらちょっと周知のほうは進めているような状況です。

ホームページ等でも補助金については上げさせていただいて、やっているという中では、数件ではございますが、今まで全くなかった問合せとかということも数件、最近におきましては電話もかかってきたり、このような状況でございますので、確かにおっしゃるとおり、補助金の活用については積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

予算書の124ページ、母子保健衛生費の中の4、妊娠出産包括支援事業の中の12の産前産後サポート委託料と産後ケア事業委託料についてちょっとお聞きしたいと思います。

これ、産前、産後、両方ともずっと継続的に行っているんですけども、この、特に産後ケア事業委託料というのが、令和2年度の予算と令和3年度の予算を比べると、すごい、50万円ぐらい増えているんですけども、まず、その産後ケア事業をちょっと、どうして予算を増やしたのか、ちょっと背景、どういった状況があったのか、それをお聞きしたいです。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

124ページの妊娠出産包括支援事業費のうち、産後ケア事業委託料の増額ということにつきましてお答えいたします。

この産後ケア事業というものが、令和元年度の予算計上をしていたときには、どのくらいの需要があるかだとか、それまでの実績がございましたので、サービスの内容を、近隣の産科診療所、助産所で産後ケア事業を、デイサービス型、日帰り、それから宿泊型という、サービスの内容を充実をさせていただきました。

その中で、やはり利用される方といいますか、そうした環境を整えたことから、産科診療所ですので、お産をして間近の方の状況が、把握がとても早くできるようになったということで、そこで、診療所の医師または助産師から、この方は産後ケアを使ったほうがいいのではないかとといった情報が早く入るようになりました。そういったことから、実際は元年度途中で増額の補正予算をお認めいただきまして、事業を実施してきておりました。

令和3年度につきましては、やはり令和2年度の状況を見まして、この部分、もう少し早期に介入できるように、妊産婦に必要な支援を早期に行えるようにということで、実績を見込みまして、予算を増額をとということにさせていただきました。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

その、全協でもお聞きして、同僚議員がお聞きしてあると思うんですけども、そのときの回答で、産後ケアの事業委託の中で、個別支援をより、助産師、ヘルパーさんとのこともあるんですけども、個別支援をより重点を置いてということをおっしゃっていましたが、その個別支援の、具体的にどういったものをちゃんと力を入れていくのかという、町の考えていることはどういうものなのか、お聞きしたいです。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今までも個別支援につきましては力を入れてきたこともございますが、この産後ケア事業、それから、産前産後サポート事業というところで、多職種ですか、保健師以外の医療機関、それから、ヘルパーさん、それから、診療所の医師等連携が取れるようにもなってきておりますので、より連携を深めつつ、あと、妊娠期からの個別支援をより力を入れていきたい。そういうことから、個別支援に重点を置きたいということで、妊産婦さんへの支援につきましては、コンビネーションアプローチといいますか、一般的な集団的な支援というものもありますが、そちらより、まず個別支援というところに保健師の力を注ぎたいということで、このように予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

ちょっと戻りますが、116ページ、8の地域医療対策事業費の中の、榛原医師会負担金について伺いたいと思います。

これ、負担金ということですので、中身的には会館の改修ということで伺っているわけですけども、榛原医師会とそうした各市町が負担をするという取決め、協定があると思うんですけども、どういうものにこうした市町が負担をするのか。その施設とか、あるいは事業について、どういう取組があるのか、その中身について教えてもらいたいと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

地域医療対策事業費のうちの榛原医師会負担金ということで、今、議員がおっしゃったように、こちらの予算につきましては、榛原医師会館の建て替え、改修工事に係る費用の関係市町の一部負担ということで実施するものでございます。

この榛原医師会館というものが、地域の感染症対策の協議をする場であったりとか、現在も、災害時医療救護の救急医療病院、それから、地域の診療所等との訓練の場であったりとか、それから、榛原医師会自体に健診等を委託して実施している。そういったことから、榛原医師会の会員の先生方、それから、市町総合病院との情報共有だったり、あとは地域のこういった医療に対する課題解決のための連絡調整会議を行ったりだとか、そういう場として広く活用させていただいておりますので、町としましても、今後もそういった医療体制を構築するためにも、必要な支援ということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

支援をするという概要については承知をいたしました。今、先ほどお聞きをしたんですけれども、どういうケースにどういうふうな負担をするのかということの中身的にはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この負担につきましては、基本的に、建て替え部分の建設工事費の一部になります。それを関係市町で負担をするということで、事業というよりは、建て替えの工事にかかる費用の一部分の負担ということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

条件については分かりましたが、医師会のほうと、そうした場合の負担割合といいますか、そうした協定を結んでいて、こういう費用については何割負担、あるいは吉田町、それから牧之原市の負担割合というようなことも決まっているわけですね。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この建て替え工事、改修工事の費用の一部負担につきましては、例年というか通常起こるものではございませんので、今回、こういった老朽化に伴ってこういう事案があるということで、医師会から、関係市町、協議の場がございまして、そういった中で、費用負担の割合といいますか、金額というものを出来たということになります。なので、何か協定を結んだりだとか、この部分につきましては、特にはございません。

以上です。

○12番（大石 巖君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 117ページ、感染症予防費のうち、子供インフルエンザ予防接種費補助金です。

これ、150万円となっております。これは対前年度264万円の減額になっておりますが、全協の説明におきましては、静岡県内で子供インフルエンザ予防接種の補助をしているのが8市町あって、吉田町というのはその中でもトップクラスの条件であると。そういうことから、補助金を2,000円、1回2,000円から1,000円でもいいし、加えて、2回接種していたものを1回接種ということでございましたけれども、2回接種している人が3割しかいないというのは、令和2年度のデータでしょうか。令和元年度のデータ見ると、ほとんどの人がやっているんじゃないか。対象者はね、ほとんどの人が2回やっているような決算額になっておるんですが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

子供インフルエンザ予防接種につきましては、13歳未満の方が2回接種ということ厚生労働省が推奨をしているという予防接種になります。そのうち3割というのが、1回接種

のみで終わっている方になります。それは、30年度、令和元年度、余り変わらない数字ではありますが、13歳未満の接種した方のうち、1回接種をしているというか、1回接種の助成をした方が3割いるということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、ちょっと、私の勘違いだったというか、そういう、2回やった人は7割で、1回の人が3割ということでもいいんですね。

そうすると、7割の人が2回やっているわけですね。そうしたら、これ、来年度、お話を聞いた条件になると、8市町のうちで条件的には見るからに最下位になっちゃうわけですよ、比べてみると。その中において、その吉田町の売りというか、充実した子育て支援であるとか、令和3年度のキーワード、安心というようなことからして、それに逆行するような流れではないかというふうに思うんですが、そこに関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今回、事務事業を見直しをさせていただいて、基本的には、35市町中、実施していない市町のほうが多いわけございまして、実施している中でどのくらいの負担を町がするかというか、助成をさせていただくかというところで、1回分の助成はさせていただきたい。そういったところで今回の見直しをさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） その35市町のうち8市町という、一番低かろうというけれども結構上のほうじゃないかということでもありますけれども、やはりその吉田町に人が集めて、あそこは子育てしっかり支援してくれるというようなことからすると、やっぱりその、いい条件で来てもらうということが重要なんじゃないかなというふうに考えておまして、八つのうち四つは高校生までやっているわけです。2,000円出しているところもあれば、1,000円のところもあるということなので、コロナ禍であるとは思いますが、インフルエンザを接種するのは秋ぐらいですから、それまでにもうちょっと、一回考えていただいて、しっかりその助成をしていくというようなことを考えていただきたいと思いますと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員おっしゃるとおり、2回接種できればそれはそのほうがいいと思いますし、2回を1回にしたということで、安全・安心をキーワードにしているのに後退じゃないかと言われるれば、それはもう否めないところではあります。

今回、我々はまずそのコロナ禍によって税収が大幅に減っていくということが予想される中で、事務事業の見直しというのをやらせていただきました。これ、毎年の予算編成の中でいろんなことはやっているわけですが、今年は特にそういった意味で、特に町の一般財源を使う事業については、これまで以上にちょっと切り込んだ形の見直しをさせていただきました。

そういった中で、静岡県内の中でやっている市町が8市町ということで、ただ、そこはちゃんと維持していこうということで、やっていない自治体に比べたら、まだまだ我々はそ



の、子供に対するちゃんと目配りをしているよということも言えるのであろうということ  
で、苦渋の選択ではありますが、そういった中でのそのバランスを考えて、今回、見直しを  
させていただくというところでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） というお話を今、素直に聞くと、アフターコロナというか、ちょっと  
景気がよくなると戻す考えはありますよというのか、当面はこのまま行こうというお考えな  
んですか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） それはそのときにまた考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 別件です。

125ページのダンス健康づくり事業費補助金200万円。これ、100万円減っています。全  
協で聞いた、前回、提案理由のときに聞いた話では、前年度の実績を踏まえて減額したとい  
うことなんですけれども、前年度というのは今年ですよね。そのコロナの状況下において、  
なかなか活動しづらかった。そういう状況を前提として、前年度、活動がちょっと鈍ったの  
で下げますというような説明をされたんですが、そういう補助金の決め方というのは、私自  
身はちょっと不条理な気がするんですが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

ダンス健康づくり推進事業につきましては、活動の中心となるものが、笑っしょいよしだ  
フェスティバルという年1回のイベントでございます。そちらの実績が、令和2年度は実施  
ができなかったわけですが、それまで行ってきたイベントに係る実績の金額を見ている  
ことと、それから、コロナ禍において、ダンスのイベント、笑っしょいよしだフェスティ  
バルの規模も今までどおりの規模でできないかもしれない、そういった内容を含めての減額  
になっております。ですので、令和2年度、その事業を実施していない中での、それを続い  
ての、それだけをもって補助金の額をこういった形で提示をしているということではござい  
ません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 補助金を算定するに当たってはやはり、この事業が吉田町のためにな  
るのか、その金額がどのぐらい必要、出せば活発に活動できるかと、そういう事業がいっぱ  
いあって、その中で優先順位を決めて補助金を出していくというようなのが普通の考え方  
ではないかと思うんですが、上程のときにはそういう発言があったので、ちょっとおかしいの  
ではないかというふうに思ったわけですが、基本はその事業そのものをしっかり見て  
補助金を決めていくという姿勢ですということで、よろしいと思います。

一応、お言葉を。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今、議員がおっしゃったとおり、今までの事業の内容、それから、今後、どのようにこの事業を行っていくことに対する補助ということの考え方ですので、議員がおっしゃるとおりの考え方で、補助金については計上をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これ、最後にしますけれども、このダンス健康づくり事業というものが、吉田町でどういう価値があるかということはどのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

ダンス健康づくり事業につきましては、オリジナルダンスを通じまして、町民の方の健康増進、それから、最近におきましては、少しにぎわいの方面につきましても、事業としては少しそちらに目的も向いているかなというところはございますが、基本的に、町民の方がダンスを通じて健康づくりをしていただく。それから、町もそれによって活性化していく。そういうものを目指している事業でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 119ページです、生活排水に関する事業費のお聞きをいたします。

この3,288万円、この中の補助金として3,284万円が計上されていますが、先日の浄化槽の補助というものに関して、5人槽では30万円という説明をいただいたんですけども、これ、やってみますと、109基。いつもの数字とちょっと多いような気がするんです。この109基、目標としてはどのくらいを持っているんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この補助金として、現在、5人槽、7人槽、10人槽とある中で、補助金としましては、現在は80基として計上してあるものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私は、一番問題にしたいのは、浄化槽の件数ではなくて、ここに書いてあります排水の改善、排水改善の対策、その対策として、本来なら、この金額で80件出るのであれば、もっと強烈に進めていくべきだと思うんですけども。

その辺のいつもの見ていくと、なかなか基本的には、変えていくのは、単独浄化槽から合併浄化槽に変えることによって、明らかに排水の改善は見えるわけですよ。そのときに、金額的にもすごい安価でできるようになれば、前と比べれば。そうすると、それだと思ったら、その排水改善というものに関して、意識を持ってやっていただきたいと思うんですけども、その辺の排水の改善の目標は、目標値というのは設定はしているんですか。それがなとなかなか、迷う、思うように進まないということなんですけれども、この金額の中ではどんな改善対策を考えていますか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この補助金は、今まで設置に対する補助金でやっていました。実績としまして、当然、新設がほとんどであって、単独からの合併の転換がなかなか進んでいない部分があります。そのためもありまして、国の制度を活用して、この生活環境の保全、公共衛生の向上を図るために、新たに国の制度活用して入れているものであって、この現状の予算の中でどこまでできるか。当然、しっかり1年目、新規で、今まである補助に関して、配管工事費、それと、撤去に関する補助を追加するものになりますので、しっかりここ、周知していかなければならないところになります。

今年度につきましては、予算80基の中でやらせていただきたいと思っておりますけれども、当然、汚水処理の人口普及率を上げていかなければなりません。そのために、しっかり周知して実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 改善ということになりますと、どうしても、新規の場合には、建築基準法上、どうしても合併浄化槽でしか、何もしなくても出来ないわけです。それを改善するのではなくて、排水の本当に改善を目的とするのであれば、入れ替えることによって、そして、その河川へ流れる水位の問題もありますけれども、その辺も含めた全体的な方策で本当はやっぱりやっていただきたい。そうしないと改善って程遠い話になりますので、その辺、もっと厳しくもってやっていただきたいと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

すみません。繰り返しになってしまいますけれども、当然、この単独から合併に転換を促進するために、今回、補助事業で、制度で活用しましたので、そこはしっかり周知した上で、増えるような形で努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その件はその辺になると思います。

もう一つ聞かせていただきます。

そのすぐ下、120ページの(6)の地球温暖化対策事業費補助金が今、30万円。この金額って、毎年30万円ずつ出てくるわけですがけれども、今、吉田町の現状、世の中の現状を見ると、再生エネルギーへの転換が非常に言われているわけです。国でも、2050年までにはゼロとすると、目標を。

それで、いや応なしに、吉田町であってもその中にだんだん巻き込まれていくと思うんですけれども、今、吉田町の場合には、いろんな施設があるから、電気を使う量がすごく多くなっていますよね。そういった施設が、全てがもうIT含めて、学校のITもそうですけれども、全ての部分で電気が必要になってきたと。

そうすると、この地球温暖化というものに関して、もっと意識を持って、特に太陽光。以前、町の返事としても、太陽光に関しては余りやらないということだったんですけれども、大分時間がたってきて、そして、その非常に、その需要と同時に太陽光そのものが非常に安くできるようになってきたときに、やっぱりこの太陽光だけではなくて、その再生エネルギー

一を使ってやっぱりやる意識を持つことが非常に重要なことになってくると思うんですけれども、その辺は意識としてはどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この太陽光の地球温暖化対策の補助金でございますが、これ、全協のときもお話しさせていただきましたが、今まで、太陽光等、これ、あくまでも個人の住宅に対して出す補助でございます、太陽光と蓄電池ということで別々に出していたものなんですけれども、これにつきましては、国のほうの施策といたしまして、個人住宅につきましては消費エネルギーゼロを目指すということで、設置という形で、そういうものについて、個人、個々ではなくて、そういう設置に対して補助金を出していこうというふうに、国のほうは施策転換しております。

それにつきまして、やはり新築につきましてはある程度、新築なので、その中である程度相殺できた部分と違ってございますので、かなり新築のほうは使いやすいんですが、なかなかやはり進まないところというところ、既存の住宅につきましては、かなり、やはり大がかりなリフォームになってしまって、場合によっては屋根まで変えなきゃいけない、そうでないと国の補助金は受けられないというところもございまして、うちのこの補助金につきましては、そこを補完するような形で補助金のほうを変えさせていただいて、既存住宅に対して太陽光と蓄電池、両方一遍につけたものに対して補助を出していくという中で、やはり無尽蔵にあればいいんですけれども、限られた補助金の中で、効率的にやはりそういう新エネルギー対策を進めていくという中で、こういう形で進めるように、町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 再生エネルギーに関しては、非常にその、必要なものがそろってきていると思うんですけれども。

ただ、この30万円というところ、幾ら住宅に、既存にやるとしても、3件ですからね、3件。3件のときに、大きなテーマを、町に上がっているんですけども、そのテーマの中で、やはり吉田町の進める方向がこの30万円と同時にもっと、もうちょっと、自然エネルギーは再生するような形でこの予算計上にできませんかということです。吉田町の意識を聞きたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その、あくまでもこの補助金といいますのは、個人の住宅の出すということで、一部、これは施策としてこういう補助金をやりますと。

環境につきましては、先ほど言った、要は啓発活動であるとか、生ごみのほうのリサイクルを進めていくとか、その下にあります環境学習ということで、やはり学校であるとか地域の方にもそういう意識を持っていただくというような施策、総合した中で環境というものは考えていかなきゃならないということで予算措置をさせていただいておりますので、この件につきましては、あくまでも個人住宅、そういうハードルが高いところを何とか町としても

補助していきたいという形のことで補助金のほうを予算計上させていただいて、そういうところを助けるということで町のほうは考えています。

環境に関しては、全体、もう少しほかのものを含めて、環境の保全に関しては進めていきたいというふうに町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 大体言っていることはよく分かります。それと、この補助金のことに  
関してはということに絞るということも分かりますけれども、やっぱりもう一つ、地球温暖  
化の対策に対してのそういう目標を上げるのであれば、もう一つの項目を増やしなが  
ら、もっと効率的な方法を考えていただきたいなど、そういうことなんです。

最終的には吉田町の財政的なものにも影響するはずだと思うんですけども、私の言いた  
いのは、こういうその、30万円で温暖化対策が済むような話じゃなくてということ  
で考えていますので、その辺もまた、意識をしていただきたいと、そういうふうに思  
いますけれども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、先ほど申しましたとおり、この補助金だけではなくて、全体の中でそういう  
施策ということで、いろんな方面で環境というものは考えてやらなければいけ  
ないと思いますので、そういう中で、この4款の中のほかの項目も含めて、  
総合的に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時38分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

136 ページ、農地費の中で、(4)の用水路改良維持修繕費について伺いたいと思います。

この項目だと思いますが、湯日川の山崎橋の下流にラバーダムがありまして、田畑への用水の配水、取水しているところですが、昨年、ラバーダムが壊れまして、ちょうど水が必要なときにポンプアップの量が足りなくていろいろな問題が起きたところなんです。今年、そのラバーダムの修繕費が計上されていないという状況で、ポンプアップというのを伺っております。このラバーダムの修繕、いつの時期になるのか、その予定がどうなっているのか伺いたく思います。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員お尋ねの山崎ラバーダムの代替措置ということでございます。予算に関する説明書の137 ページ御覧ください。

一番上ですが、14、維持修繕792万円です。このところで山崎ラバーダムの取水ポンプ、神戸川に取水ポンプを設置する工事を計上しております。

本来であるならば、山崎ラバーダムを復旧するということが大前提だと思いますけれども、二級河川湯日川にかかっていることとありますとか、補助事業を視野に入れていることとありますとか、揚水の関係で大井川土地改良区との調整も必要であるというようなことで、来年度につきましては、復旧に向けた調整を行いたいと思ひまして、それに関わる代替措置として、神戸川に取水ポンプを設置する計画で計上させていただいております。

令和3年度につきましては、5月から8月いっぱいということの中で想定をしております。令和2年度につきましては、8インチのポンプを3台ということでございましたけれども、具体的に申し上げますと、来年度はそれを1台増やしまして、4台で水量を確保していきたいと考えております。

また、当初では発動発電機による吸い上げを考えておりますけれども、土地改良区との今、お話の中では、商用電源の、いわゆる電柱から電気を引っ張ったらというようなことの中で調整がきつ々しありますので、そういったことで安全にポンプアップができるという方法で今、調整を行っております。そういう方向に変わりましたも、この予算の中で実行可能だということで進んでおります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

昨年、今、ポンプアップで3台、大変水量が少なく、田植から稲が成長する時期に水が足りないということで、ラバーダムの水門の管理をしている人に対して、それぞれの農家の方からいろいろ苦情、注文が殺到したということで、大変それぞれ困った状況が、今、お聞きしましたら、3台、4台にするということで、そうしたこれまでの水量を確保できるかどうか、その辺については大丈夫なんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

大井川土地改良のほうとも調整をした中で、必要量を確保している方向で大丈夫でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

水量確保ということでお聞き及びしましたので、一つは安心ですが、用水路、いろいろ枝分かれをして、水がいろいろ分散をする状況になって、それぞれの水路、系統の中で、水量が多い少ない、いろいろ調整をしているわけですが。

そうした問題の苦情といいますか、水が足りないということの話が、そうした水門を、ラバーダムのところの管理をしている方のところに集中をするわけですが、そうした人の負担をやっぱり軽減してくれないかと。要するに、話の持っていくところをぜひ、役場のほうでも一つやっってもらえないかというような話もあるんですけども、役場の役割としては、そうした問題についてどう、管理をする人、委託をしている人とこの関係というのはどうなるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員がおっしゃっているのが二つあると思うんです。一つは、その基にあるラバーダムの管理ということと、もう一つはそこからいろいろ水路が行って、枝のところで各農業者さんたちが自分でせぎ上げている、その問題の解決というようなところで、まず、すみません、その各農業者の方たちはちょっと、私どものほうではなくて産業課になると思いますのでそちらにお任せしますけれども、ラバーダムの管理につきましては、私どものほうで作業していますし、地元の有志の方に御協力を願って、いつも注意深く見ていただいているという状況がございます。そういう中で、やはり身近なところで苦情がそちらに行ってしまうというようなことでありますので、またその管理をしていただいている方と私どものほうと話をしまして、なるべく円滑に動いていくように心がけたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書146ページ、14、施設整備金についてお伺いします。

当初予算概要の中にも、第3章、活力あふれる産業振興の町づくりの事業として、この観光振興費として、小山城売店トイレ修繕工事、こちらが計上されております。予算額としては決して大きいものではないので、内容に関しては、恐らく原状復帰あるいはその洋式化トイレを増設する内容だと承りました。

どうせ修繕するならば、例えばですが、一つずつと考えていたことございまして、こちらのトイレが、今、清掃できれいにしていただいていますし、たくさんの方が御利用する施設であるのは間違いありませんが、やはりその一方、老朽化、経年劣化、また、近年、いわゆるバリアフリーですとかユニバーサルデザインの視点がない時代の建物だったものですか、例えば、母子や車椅子の方、そういう方がちょっと使いづらいのではないかと。どうせ改

修を行うのであれば、このタイミングでもう少し全面的な改修というか、話題になるぐらいきれいなトイレを造ってみるのもいかがかな、などと思ったのですが、その辺りについての町の考え方、検討に関してはどのようになっていますでしょうか。お聞かせいただきたいです。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

議員御質問の観光振興の工事請負費、施設整備につきましては、売店西側トイレの改修ということで、配水管があまり、汚水の流れが悪いと、不具合を生じているという中で、配水管の改修を行う中で、それに伴って、便器1基、それに伴った改修をさせていただくと。今、和式のを洋式に改修させていただくということで、この予算につきましては最小限の予算で計上させていただいております。

議員御質問の、観光で人を集めるような目を引くトイレということであるかと思うんですが、あそこの、トイレ前の売店周辺につきましては過去にも、物産館といいますか、あと、道の駅といいますか、そういった施設の検討ですけれども、そういったものをしていたということもございますので、トイレ一つを改修するのではなくて、全体を、あそこの芝生広場、駐車場含めた形で全体を何かしら人を呼ぶようなシーガーデンシティ構想の中でも、観光施設の拠点ということで位置づけられていることでもありますので、そういったものを計画、何を造るといところをまずはやっていかないといけないかな。そういった中で、トイレがもし、あの場に必要であれば、予算もあると思いますが、工夫して、皆さんの目を引くもの、来てもらえるようなトイレということも一つできるかと思いますが。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） ちょっと、コロナ禍ありましたのであれですから、もう一昨年前になりますか、先立ってといいますか、しらすのまどぐちの新しくリニューアルは行われております。今のお話は、私にとってはそういうことを考える可能性はあるんだという部分にはちょっと期待をしていきたいと思っております。

やはり、北オアシスパークも情報発信地、あるいはあそこの施設もきれいなので、トイレ利用なんか非常に便利なところなんですけど、そのもう一つとしてはやっぱり、町内にとどまらず町外の方が、吉田町を通る方ですね、例えば営業マンですとかビジネスマンですとか、あるいはその他市の観光客の方が立ち寄って、そこにトイレがあって、トイレを使ったついでにしらすのまどぐちへ、吉田町の情報に触れようとか、具体的に何か買っていこうとか、そういうような組立て、そこに関しては、大きく期待をしたいところなんですけど、その辺り、ごめんなさい、もう一度同じような質問になりますけれども、それはここ何年かの計画の中には組み込んでいきたいと。例えば、町として、課として考えているということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、今、シーガーデンということで、防潮堤でありますとか多目的広場の整備をしております。それは、東日本大震災以降ということで、急ピッチに整備のほう進めている中で、そこにもにぎわいをということでやっております。



そういったシーガーデンの整備のめどがみついたらといいますか、そういったその次にというんですか、というところで、小山城周辺の整備、検討する、これまでもしてきた経緯があるものですから、そういったことを改めて計画というところを出していきたいというふうに考えます。そういった中で、トイレの改修ということで、必要であるというふうに判断をされれば、前もってというか、優先順位をつけまして改修していくということも考えられると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今のお話、承っておきます。シーガーデンが先、シーガーデンの後という考え方で。

ということは、今回、あくまでトイレ改修なので、少し大きな話になってしまいましたが、今の、現状のトイレは、やはりそのタイミングまでは、修繕をしながら現状のまま使うということによろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

基本的に、トイレ、建設が昭和62年ということで、33年を経過しているということでございます。鉄筋コンクリート構造物でありますので、町の計画でいきますと、40年に大規模改修するしないの判断というところが計画に載っておりますので、まだ数年ありますので、そういった様子を見ながら、確かに老朽化しているということで私どもも把握しておりますので、状況を見ながら対応して、大規模改修が必要であればするということが可能性のあるというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

ページ数で、159ページ、公園維持管理についてお伺いいたします。

今回の遊具の修繕料はありますが、壊れて撤去された遊具の新設はありません。公園が造られた当時の状態を維持管理していくことが必要と考えますが、そのお考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

12月議会で公園の維持修繕ということの中で、御質問の中で、方向性としましては、当時の設計の思想もございませけれども、今、使われている状況を鑑みまして、修繕、撤去、新設ということを行っていきたいということに変わりないと思います。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

現状のことで、現状の使っていく段階で考えていくということだったんですけども、やっぱり要望とかもあるかもしれませんので、要望とか、普通の家庭がどこで要望を出せばいいのかというところの周知も必要だと思うんですが、その辺の対応についてはどのようにお考えですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し説明が足りなかったかもしれませんが、この予算立てをするときには、私どものパトロール、遊具の点検結果ですとか、基づくの計画ですとか、地元への意見聴取、当然、地元の皆さんからも要望書も上がってきていますので、そういうシステマ的なものは確立されていると思っております。

以上です。

○4番（中田博之君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 例によってお願いをしたいんですけども、156ページのTOUKA I-0ですね。

毎回同じことを同じような形で意識を持ってやっているわけですけども、今回、TOUKA I-0に関しては、一体型になっていて、結構なかなか、状況が変わってきたということですけども。その中で、2月13日、東日本大震災、昨日過ぎたんですけども、その10年過ぎました。しかし、2月13日に、気象庁の報告では、東日本大震災の余震であると。10年たって、突然こういうことが起きるわけです。

そうすると、倒壊、特に思ったのが、こういう耐震であるとかブロックであるとか、非常に重要なものを、重要な位置を占めてきたと。それと、いつでも来るんだという、常に準備をしておかなきゃいけないということで考えているわけですけども、委託料というものはそういうものに関して、町のTOUKA I-0、耐震に関して、本当は違う方向でありますので、これちょっと一つだけ教えていただきたいのが、このとにかくマンパワーを持ってやるしかないという感覚を持っているわけです。全協ではそういう形で提案させてもらったんですけども、その後、町の方でも、考え、それに対する意見とか考え方とか意気込みというのか、そういうものというのは、ある程度持つてはいないですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

議員の御質問が、今、TOUKAI-0に関しましては、診断に関しましては、建築相談士、資格のある方に、県の講習を受けて資格のある方にいただいているというところで、その受講している方が全員やっただけであればいいんですが、そういう、なるべく受講した方が参加できるような形でどうPRしていくかという御質問だと思いますが、それにつきましては、やはりこの資格を取る段階で、その中の一つの要件といたしまして、TOUKAI-0の診断のほうに協力願いたい、していただくということもその辺の中では話をしております。

やはり、そうはいつでも、その個人、あくまでも個人のボランティア的な部分もございまずので、そういう面ではなるべく全員参加していただければいいんですが、うちのほうでもやはり、今、18人、町内でいらっしゃいますが、その方にも年度ごとに声をかけさせていただいて、何とか協力していただけないかという話はさせていただいておりますし、やはりそういうものもやはり、建築士会も通じた中で、建築士の方の中でもそういうことで機運を盛り上げていっていただきたいということもございまずので、そういうものを利用しながら、そういう相談士のほうを増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私も建築士会入ってまして、その中では、やる人たち、できるだけ応援をして、震度6強が突然、今、来てもいいように、そういう状況をつくっていくということを心掛けていきます。

それで、今回、この、特に今、この中で、ブロック倒壊に対する、ブロック塀等耐震化促進事業補助金の390万円か。その中に、その次のページに、ページのしょっぱなに、上に出て、399万円ですね。このブロックの怖さというのは、今、ブロックを倒れないために、耐震、鉄筋入れて耐震化しますよね。一つの板が大きくできたときに、倒れて人間の頭に来たときには、集中荷重でいくということで潰しちゃうんです、人間を。もっと怖いのが、大きな石があるじゃないですか、大谷石とか。

特には何を言いたいかといいますと、今回、ブロックに関して、通学路、毎回、懸念をしているわけですが、通学路とかそういうものが突然、6強とかそういうようなのが来る前提でいくと、もう非常に、子供たちを守るためには、学童、児童などを守るためには非常に重要な位置を占めるということなんです。そのブロックに対しての危険度とともに、通学路とかというものを考えると、教育委員会とか学校の話にもなりますので、そういうところとのこれから連携をしていく必要があると思うんです。連携をしていって、その大きな一つの固まりを、固まりというか、一つブロックをつくってやっていると、そういうことの連携が大事になってくると思うんですが。その辺は、私はそういうふうに考えますけれども、耐震の中、TOUKAI-0の中でブロック塀の予算399万円の中で考えることに関しては、連携をしてやっていただきたいということも含めて、どういう返事をいただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

このブロック塀のほうの390万円でございますが、まずこの予算のほうにつきましては、ブロック塀の撤去に要する補助金として計上してございます。

先ほど言ったその通学路の関係なんですけれども、町のほうでは、どこが通学路である、どこが通学路ではないというところの区別はございます。そうすると、なかなか事業が進まないという中で、うちのほうの補助金につきましては、令和元年から補助金のほうを上乗せしております。

それにつきましては、うちのほうの耐震促進計画の中に、今までは町道、建築基準法でいう道路に面しているところというところでもございましたが、それを国庫補助を使う要件といたしまして、通学路という要件がございます。うちのほうでは、その促進計画の中では、建築基準法の道路につきましては全て通学路だよということで、促進計画のほうでうたいまして、国庫補助を上乗せして、ブロック塀の促進業務を図っているという中で、通学路につきましても、今までのとおり、面していれば補助の対象になるということで進めておりますので、通学路につきましても、引き続きそういう形で撤去のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、私としては初めて、明確にその話を、通学路の定義を聞いたんですが、そうして考えていきますと、ますます子供たち、児童・生徒というものを守るためには、やっぱり一番効率的にやるのは、学校との連携であるとか、そういう形の学校からの今、できれば誘いというよりも、やっくださいねというお願いをしながらやっていけば、もっと有効に使えると思うんです。そういう意味で、ぜひ連携というのに関しての一つのスタイルをつくっていくことを考えていただきたいと思いますけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

また、学校のほうとの連携ということでございますが、学校のほうは学校のほうで、学校の施設のブロック塀であるとか、危険なものということにつきましては、その学校のほうで対処していただいているというような状況でございます。

このブロック塀、あくまでもやはり個人のものということの中で考えたときに、うちのほうでも、個別訪問とかで回った中で、やはり昔の家というほうが、かなり危険なブロック塀というのがやはり多いものですから、そういう機会を通じて、ブロック塀の耐震の診断と併せて、ブロック塀の撤去もお願いしていると、そういう中で周知をさせていただいているというのも一つございますし、現在、教育委員会のほうでもその通学路のマップというのを、うちのほう、いただいています。そういうものを参考にして、そういう個別訪問の際に、そのところに、該当するところに関しては、ブロック塀のほう、集中的にPRしていくというようなことも行っておりますので、そういう面では今後とも、教育委員会のほうとは連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） ぜひ町ぐるみでやっていきたい、防災町づくりは。

それと、別件でお聞きをします。

その、158 ページです。18 番の土地区画整理組合連合会等補助金についてです。

この中で、富士見の補助金が134万7,000円、浜田が3,107万1,000円。これ、特に富士見から聞いていきます。

これは、昔の同僚がよく心配をしていたことなんですけれども、これ、いろんな問題、難しい問題、当然、あると思います。ただし、この富士見に関しても大分、3.11から環境が変わってきて、そして、やっぱりどこかで終点見つけなきゃならないと、そう思っていますけれども、これに対する町のほうのこの金額を、補助金を出しながら、この終点は見つけていこうとしているんですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この組合につきまして、組合の富士見土地区画整理事業につきましては、組合施工でございますので、富士見土地区画整理組合の中でその辺の、今後、どういうふうに進めていくかということについては話合いをしておりますし、それに対する技術支援ということが補助要綱にもございますので、うちのほうも技術支援ということでアドバイスをさせていただいております。

今、言った、この負担金につきましては、あくまでもうちのほうは、土地区画整理事業の補助金要綱に基づいて、それに合致したものについて補助金を交付させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 大体、やらなきゃならないこと、言いたいこと、すべきことはよく分かります。我々が直接、町のほうで直接行けないことはよく分かっています。ただ、補助金を出す以上、例えばその浜田にしたって、まだ2割ぐらいの人が印鑑打ってないとか承諾をしていないとかという条件もあるでしょう。それとか、これだけのお金を出して補助をしているんだけど、なかなか我々に見えない、進み具合が。

そういうのを確認も、当然、この補助を出す以上あると思うんですけども、そういう意味で、浜田にしても、例えばどういう形で我々は進み具合を見ればいいのかというのはなかなか分からないんですけれども、その辺の方法というのは出るんですか。報告、進み具合、そういうのを報告。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど申しましたとおり、土地区画整理事業につきましては、あくまでも組合施工になりますので、組合のほうで進めている事業でございます。

あと、先ほど言ったその進捗状況ということでございますが、浜田につきましては、見た感じでは、その、コメリさんが今、進出しているだとか、あと、外部のほうの道路のほうの状況に応じて進めているということで、進捗のほうは図られているという状況でございます。今、大体、うちのほうで聞いている話でいきますと、組合のほうの進捗率については今、65%ぐらい、事業のほうは進んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。  
次に、11 款災害復旧費について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
ここで暫時休憩とします。  
休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は 13 名です。  
次に、9 款消防費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

9 番、山内 均君。

○9 番（山内 均君） 山内です。

169 ページの 12 です。防災公園指定管理委託料です。これについて、先ほどは失礼しました。

その中で、先ほど、もう一度、繰り返しをしますけれども、委託料に関しては、現実を近くで見ていると、土日の昼間というのは、本当によく、イベントとかにぎわいをつくり出すという意識が非常に見えて、利用度は非常に高いように確認をしています。

ただ、夜間というのを、先ほど言った 10 月から半年くらい、5 か月か半年くらいは、毎日 4 時間か 5 時間はもう誰もいなくて、そして、それだけを、光だけがこうこうとしてついているわけです。なぜそれが、そういうことが起きるか、ちょっと聞いた中では、夜間を含めて部屋の貸出しをしているでしょう。それと、その貸出しのためには、どうしてもいなければいけません。いる必要があるということでお伺いしたんです。

ただ、私がどう質問しようと思っているのは、正そうと思っているのは、その要綱とかそういう貸出しを含めて、費用対効果というものがどういう形で町では確認をしているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

オアシス館の夜間利用の関係の御質問でございますけれども、私どものほうでも、まちづくり公社のほうに現状、今、施設のほうの貸出しをさせていただいてまして、直近の、2 月の状況のほうでちょっと御説明させていただきますと、夜間の利用状況という、ほぼ半数の日数のほうは貸出しのほうをされている状況ということで聞いてございます。

費用対効果的な面のようなお話でございますけれども、管理上の関係で、施設の利用の関係、いらっしゃる方につきましては、管理していただいている方に公社内の清掃をやっただけとか夜間の見回りしていただくとか、そういうこともさせていただいております。

ので、確かにその、今、コロナ禍というふうな形で利用のほうは少なくなってきてはいるんですけども、外側の利用のほう、また増やすように、形のほうを公社のほうと話をさせていたきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、言われた管理をしているというのは、よく分かりますけれども、その管理が非常に費用対効果として、その用途に満足していますかということなんですが、理由を言いますと、貸出しの、部屋を貸し出している、先ほど来、そういうものに貸出しをしているときに、近くに今は、自彊館、中央公民館、先ほど言ったように川尻のああいう施設があるじゃないですか。それを含めて、その辺のその利用度を含めながら、一番合理的な方法は何かと考えていく必要があると思うんです。

そのときに、決してその、まちづくりセンターの委託料が安いものではないということ、その辺での真剣な、シビアな企画、効果、そういうものを考えて、やっぱり施策として全体でいく必要があると思うんですけれども、その辺は、要は町としてはその効果としては十分だと考えているんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

町内施設の全体はどうかということではなくて、今、防災課のほうですか、その防災公園で貸し出している、指定管理をしていただいているオアシス館のほうをどのような形にしていくかということ、すみません、ちょっと考えさせてくださいまして、その中で、公社の中にお支払いさせていただいている中では、その夜間利用の分も含めた支払いのほうをさせていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

さっき言った2分の1という話が出てくると、やっぱりどうしてもそれらに関しては、もっと合理的な方法を考えないかということなんです。

それと、あともう一つは、センターの社員の人たちが、湯日川の土手だとか除草しているのは知っていますよね。除草していただいている。やっていますよね。そのときに、先ほどの話、シルバーさんのその役割分担をもっとしたときに、まちづくりセンターでやるべきことはもっとあるじゃないかということなんです。私としてはそういうふうに思っています。その中で、どうなんですか。シルバーさんとの役割とこういう協定、彼らがやっている協定というのは、そういうものはしっかりとしたものを持っているんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今の草刈りのお話、そここのところの部分につきましては、この中の防災公園の委託料とは、すみません、別の関係になりまして、防災課のほうでお話してできる範囲の中では、その指定管理の中で、夜間の利用者のほうに貸出しさせていただいているのは、シルバー人材さんのほうに委託をさせていただいているものになってございます。公社さんの事業

の中で別立てをしてやられているものになりますので、またちょっとこのところとは違うことになってしまいます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 難しいところがなかなかあるようですので、改めてまた、いろんなことをしっかり考えてください。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 176ページから177ページの、確かな学力定着事業についてお伺いします。

この予算額は2,417万4,000円。これ、対前年でいきますと124万5,000円の減額になって、金額的にはそんなに大きく変わっていないんですが、中身が、私としては大きく変わっているというふうに思います。で、全員協議会でお伺いしたところ、来年度というのは、その吉田町学力調査を実施しないというお話がございました。その中止する理由と、それを決定するに当たって、教育委員会の中でどういう議論があったのかというのをお願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

吉田町学調については、来年度、中止ということで、全協でも御説明はさせていただいておりますが、基本的に、来年度、全体の予算もなかなか歳入の確保厳しくなっている中で、教育の予算というのは大分膨れてきていて、やはりICTを進めていく中で、そういったところも歳出が伸びてきているという状況があります。

学力調査については、中学校が既にやめていて、小学校のみ、今、やっている状況ということでございます。その中で、やはり学力調査の分析等の業務というものもいろいろ、どういふふうに本当にしていったほうが教員に負担がなくやっていけるか。そういったところもございまして、一度、この吉田町学調というものを見直す機会が必要であろうということで、今回、そちらについては一回、中止をさせていただいております。



教育委員会の中では、一応、その学調を来年やめるということの中では、やはりそのTCPというところで、もう一度全体を整理する必要があるということで今、考えておられて、学調についても、もう一度そこについて、中で今後、検討していかなきやいけないということで、来年、そういったことをやっていくということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 学調に関しては、TCPトリビンスプランの中で、調査結果に基づいた授業実践ということで、これは総合教育会議で承認されたものだというふうに考えております。それが、総合教育会議にかけられずにやめちゃうということが許されることなのかどうなのかというのはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

総合教育会議で当然、合意するという事は、そういうプロセスをやってきておりますし、必要なことだと考えております。ただ、そこについての方針という部分で、それぞれその施策自体を尊重しながら、教育委員会、町ということで進めていくということでございますので、この予算におきましては、町長、教育長いる中でそういった形を進めてきておりますので、必ずしも総合教育会議で決まったことだけをやらなきやいけないかということではないということで理解をしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これまで、いろいろお話しする中で、これは総合教育会議で決まったことだからというお話が何回も聞いております。そうすると、総合教育会議で決まったことを、何を守らなきやならないのか、何は変えていいのかというのはどういうことですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

吉田町学調の次たる手段という中で、結果に基づいたところでやっておかなきやならない。TCPとしては、やはり確かな学力を定着させるというのは一番の重要なことだと捉えておりますので、今回は、学調自体は一回、中止はいたしますが、それ以外のところで確かな学力定着のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 吉田町の学力調査の一番いい点は、全学年でやると。だから、子供が成長するによって、その年度でしっかり子供たちの成長というのをはかる、客観的なデータではかることができると。それが非常にいいところだと私は思っております。それを今回、放棄すると。そういうデータを蓄積する、放棄するという事は、私としては許し難いという思いがあるわけでありまして。

その中で、この目標、学調の目的というのが、教員が日々の指導を振り返る機会とともに、児童が自身の苦手分野を知ること、次の学習への動機づけとすると。それまでやっぱり不十分だったから、これをやることによって、教員の振り返りとか、その子供たちがしっかり自分の実力というか、それを認識すると、メタ認知でしたっけ、それをやるということ

で、これを始めたと思うんですが、これをやめるということは、もうそういうことがほかの手段でもできていると、だからやめるんだということなのか。今、ほかの確かな学力に関してほかの手段でということをございますけれども、じゃ、それは何でしょうかということはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今、言われた部分で、今、これが必ずできているので、学調が必ずなくても大丈夫だという部分までのものとしては、そこまで構成ができていましてはございませんが、やはり教員の働き方の関係であるとかそういったところの中で、分析したものをどう使えるかとかそういった部分で、十分使えていかなければならない部分もございまして、取りあえずその部分で、学調だけではなく、アンケート調査、意識調査という部分であれば、各学校でやっているその、同じような種類のアンケートもございまして、学力の部分については、中学校でいえば、中間テスト、県学調、そういったもので見られると。小学校についても同じく、県で行うものがありますので、そういったところで一応、見ることは可能というわけで、先生方も、授業改善であるとかそういった分については、やはりそういったところを活用しながら、まず来年についてはやっていきたいと。

その上で、やはりもう一度、その授業自体がどうなのかというのは、ちゃんと来年、検討しながらやっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） これに関しては、中止するということに関しては、もちろん、現場の先生方と御相談をされたことだと思うんですが、そのときは、現場の先生は、歓迎、ウェルカムなのか、それはまずいんじゃないかというような意見が出たのか。その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

当然、個々の先生方、それぞれ考え方はいろいろあるので、その学調の回数の話にしても、2回やっていたときもありますし、1回がいい、ない方がいい、それぞれあります。そういった中で、全体、足並みそろえて分析等を実施しながら、よりよい確かな学力の定着につながるような形を考えなければならないので、一応、今回は、来年については一度、中止して、そこを見直すということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 先ほどのTCPもちょっと整理して考えるということもあったんですが、それは来年度やることなのか、当面、そういう状況が続けますよとおっしゃっているのか。それはいつまでに整理して新たなことを提案していくというふうにお考えなんですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課です。

当然、それぞれの年度で予算等確保していかなきゃいけない中で、来年、その再来年ですか、というところでは、今年度、しっかりそういったところを見た上で次の年につなげていくということで考えております。ただ、その整理自体が、どれがどこまでいけるかとののはちょっと、整理していく上での話になりますので、学調については、来年度どういった形かというのは検討していきたいということで考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） ここに学校教育課が来られるのはここだけなので、ちょっと衛生費のことについてお伺い、衛生費。

先ほどの健康づくり課に聞いたんですが、子供インフルエンザの条件をこう、変えます、それに関して、学校教育課はどういう意見をお持ちでしたか。

○議長（増田剛士君） 一応、それ、関連しているみたいになっているんだけど、答えられますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 関連質問というか、この予算に関して、ここで町全体で考えるんでしょう。要するに、健康づくり課だけが考えることではなくて、町全体として予算を提案しているわけでしょう、ここに。それであれば、各課がその事業に対してどういう考えを持っているのかというのは、聞くのは当然だと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

子供インフルエンザをどういうふうな形で進めていくかについては、健康づくり課の所管の中で多分、お話をされているかなと思います。

学校教育課といたしましては、子供の安全というか、そういった健康状態を確保しなきゃいけないということで、うちの予算とか施策の中でやれることをまず考えていくべきかなということでございますので、ちょっと今、そちらの予算の、そのインフルエンザの補助の、学校教育課としてどう考えているかというのは、ちょっとなかなかお答えできないかなと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 予算をどう考えるじゃなくて、まず聞きたいのは、要するに、補助額を減らすわけですよ。今までやった子供さんがやらなくなるかもしれない。それで、2回やったのを1回、小学生以下は。そうすると、インフルエンザにかかる可能性が高まる。そうすると、学校の臨時休校とか、学級閉鎖とか、そういう確率が上がってくるというふうに思われると思うんですが、そこに関して、ほかの手段で頑張るといふ話をするのか、予算だから仕方がないねと我慢しているのか、その辺を。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今回の議論は、我々の健康づくりとの中で、我々幹部と議論させていただきました。子供ということで、中学生、小学生、そのさらにいるので、学校教育、全く無関係とは言いませんが、我々はあくまでもその子供の健康面という観点からいろんな判

断をさせていただいております。そういった中で今回、こういった判断をしたということで、学校教育課が特に、この教育面からということについては特段、意見聴取したとかそういう形では判断はしておりません。我々、あくまでも、先ほど申しました総合的な判断の中で今回は決めさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

全協でもちょっとお聞きをしました。単純な、易しい質問をします。

203 ページの図書費についてお聞きします。

全協の中で、百科事典の10年目で入れ替えるというか、そういうやつはよく分かりました。ただ、今、世の中、すごい勢いで進んでいますし、IT環境とかこれから進んでいくというときに、ルール、本を仕入れていくルール、本を、図書を、どういう形で何を目的に調べていくかという、収集していくか。それを、一つのルールをつくっていかなきゃまずいと思うんですけども、その辺のルールづくりというか、そういうものが今までもあるんですか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

図書館の本の選定、収集に係るルールについては、全協でも一部お答えしましたとおり、吉田町立図書館の資料の収集方針というものを持っております。これは、各図書館が自らの責任において作成した資料収集方針というのを持っています。

これは、図書館法とか施行規則で定められているものではありませんので、先ほど、自らの責任においてと申し上げましたけれども、その大本になるものがございまして、図書館の自由に関する宣言というのと、図書館員の倫理綱領というこの二つから来ています。これは日本図書館協会の綱領ともいべきものに当たります。

この中で、図書館員というのは、専門的な知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、提供する。そのためには、いかなる圧力、検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集、提供をしてはならないということがうたわれておりました、これを大本として、吉田町立図書館も資料収集方針を定めております。

その基本方針としては、資料は幅広く、著者の思想や党派的立場にとらわれることなく、対立する意見のある資料はそれぞれの観点に立つ資料を。図書館員個人の関心や好みによって選択をしない。児童青少年のための資料に重点をおいて収集するということが基本方針としてまず挙げられておりました、その下に、各資料ごとの基準というのを持っています。

その中で、今回、出ております、児童向けの総合百科事典が10年ぶりに改定された。これは、調べるための資料、レファレンス、参考資料だと、こういうものであれば、常に最新のものを買い替えて最新の情報を提供するというルールに基づいて、今回、行っているものです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 今、聞かされたことに関しては、非常によく分かりました。分かるんですけれども、ただし、その中でどういう協議が行われているかというのを、ちょっとお願い。

自分だけが心配しているわけじゃない。時代の流れ、教育もものすごい勢いで走ってますよね。そうすると、それに乗り遅れないためには、いいものを使わなきゃならない。そうすると、図書館の役割というのは、吉田町で一番の知的な部分を集約しているものですから、理科館とかそういうものに、その一番大事なものをそこに集約していただきたいと。

そのためには、いろんな人の意見を聞きながら、もちろん、偏ってはいけませんけれども、その中でやっていって、そういうところでは、ルールが何か、綱領だけではなくて、その中のルールが一番できていれば、一番合理的な方法ではないかという形で質問させていただいたわけです。今、大体聞かせていただいて分かりました。

それで、あと、その下に新聞・雑誌というやつがありますけれども、149万円、約150万円。この、どういうものをそこに入れる、図書館に購入をするんだという決まり事ってあるんですか。

○議長(増田剛士君) 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長(内田宏一君) 生涯学習課でございます。

先ほどの基準の中で、雑誌については、まず、基準がございます。雑誌については、各分野における代表的な雑誌を中心に収集する。専門誌、娯楽誌は必要性及び利用者に応じて収集する。漫画誌、コミック誌は参考資料として収集する場合を除いて、原則として収集しないという基準を、雑誌については持っております。新聞についても基準を持っております、全国紙を中心として選定し、地方紙も含めて収集するという基準を持っております。

以上です。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 改めて、認識をいたしました。その中で、図書館の役割というのは、先ほど言ったように、一番の最先端の、一番、情報の発信ですから、ぜひその辺が一番いい方法を考えながら、もっと言うと、話をすると、サイクルを短くした、時代に合ったやつを入れていただくと、そういう形を願うわけですが、その辺は。もし返事があれば、いただきたいと思っておりますけれども。

○議長(増田剛士君) 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長(内田宏一君) 生涯学習課でございます。

資料の収集方針というのは、毎年見直しをして変えていくようなものではなくて、これを決めているというのは、館長が変わっても、あるいは職員が変わっても、その時々その個人の関心であるとか興味に左右されないように、ぶれないように、軸として持ち続けるものですので、見直さないというわけではありませんが、長いスパンでは継続できるような普遍的なものであると、まず思っております。

その上で、吉田町立図書館がどのような資料の購入を实际しているかといいますと、本についての専門的な知識であるところの司書の資格を有する者、その司書が、新聞の書評に載っているかとか、ベストテンのランキングに最近載っているかとか、この著者が最近人気があるかとか、いろんな目線で本についての知識を収集する中で、本のリストアップをしてもら

います。それをまず司書の中で合議をします。最終的には、館長の私が購入のゴーサインをして買っておりますので、個人の恣意性が反映しないような仕組みはしております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 6番、山口です。

ページ戻りまして、175ページ、全員協議会でお聞きしました、17の事業、教材備品についてお聞きしたいと思います。

初日の町長の施政方針で、デジタル教材等を大きく映すことができるモニターを各教室に配備するというお話がありまして、今回、全小学校の40台をつけるということだったんですが、全協でもお聞きしたんですけれども、2022年度からデジタル教科書が始まりまして、また、文科省の中教審の答申によりますと、小学校5年、6年で教科担任制が始まりまして、特に理科、数学、英語を挙げております。これに付随しまして、モニターになるか、またはプロジェクターになるかは分からないというお返事だったんですけれども、このようなものに関して、デジタル黒板にしたほうがいいんじゃないかなと、私、思うんですが、そのお考え、どうですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず、GIGAスクール等で、国の補助で、そこで整備という中で入っているものは、大型テレビセットとか 投影機ということになります。その上で、今、現在、吉田町としては、小学校に55型のモニターをこれまでも予算計上させていただいて、購入してきているということでございます。この中で、デジタル黒板まで必要かどうかということについては、当然、デジタル教科書に移行したときに、それをどうやって使うのかということになると思います。

実際、今もデジタル教科書、一部入っているものがございまして、今、端末のほうにそれを入れた中で、そこで実際、画面にマークして映し出すとかというのはできておりますので、基本的に今、デジタル黒板、電子黒板というような形が必ずしも必要かどうかと、金額的にも電子黒板というと全然違いますので、今、機能的には全然、今のやり方で対応できると思いますので、今のところは電子黒板の導入ということは考えておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 今の御答弁ですと、小学校が今年度、教科書が変わりまして、あと4年後の24年度ぐらいがデジタル教科書の初年度になるんじゃないかなということだったんですけれども、取りあえず、教育委員会としては、モニターをつけて、4年後になったらどうするかというのを考えるということなんじゃないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

4年後にまた、世の中どのぐらい変わっているかというのは分かりませんが、今、特にそのとき考えるというよりも、今、現在、うちの整備するもので十分足りるんじゃないかということで考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 6番、山口一博君。

○6番（山口一博君） 今の御答弁、了解しました。

それで、別件でちょっとお聞きしたいと思います。

次の177ページです。18のところの事業、運営費補助金ということで、400万円、これ、ついております。この件でお聞きしたいと思います。

これは、吉田町内にあります二つの私立の幼稚園の補助金だと思います。これは、吉田町私立幼稚園運営費補助金交付要綱に記載しておりますものだと思います。この第3条にあります、上限を225万円に設けるということだったと思うんですが、私、議員になってから、ずっと毎年450万円ついていたと思うんですが、今回、400万円に下げた理由は、先ほど、副町長の答弁にもあったんですけども、限られた財源の中から苦渋の選択したという、多分、なると思うんですけども、私、思うには、20代30代の親御さんを助ける意味でも、保育園、幼稚園に補助金を下げるという理由がよく分からないんですけども、それはやっぱり教えてもらいたいと思います。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

議員おっしゃるとおり、これまで、1園に対して225万円という上限で運営のこれまで来ております。その中で、今年、先ほど副町長からもあったように、全体の中で、こちらについても200万円という形で今回、予算計上させていただいたということになります。確かに、幼稚園の運営については、やはり子供も減ってきていて、幼稚園のほうも運営が苦しいということは、こちらの幼稚園と話はいろいろして、状況もうかがっております。

そうした中、今回、あくまでこれは町の一般財源によるものとかそういったものになるんですけども、そういった中では、その収入等見なきゃいけなかったんですけど、ただ、支援をするという部分では、今後、補正予算のほうにちょっと計上させていただいているようになるんですが、コロナに対する私立幼稚園に対する補助金というのを今回、新たに創設をするということで考えておまして、そこを各園、それぞれ負担、支援をするということで、全体額としては、この200、減らした分より大きな額で支援をするということになるので、そういった形での支援をしていきたいと、来年度についてはそういう支援にしたいということを考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これをもって第16号議案についての質疑を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時49分



開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会 16 日目でございます。  
ただいまの出席議員数は 13 名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。  
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。  
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 大石 巖 君

- 議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。  
〔12 番 大石 巖君登壇〕  
○12 番（大石 巖君） 12 番、大石 巖でございます。  
私は、さきに通告をしましたコロナ禍における町政運営について質問をさせていただきます。  
新型コロナウイルスの感染が拡大をして 1 年以上が経過をしています。  
この間、政府をはじめとして、各地方自治体の中でも経済の落ち込みを回避する、そのための手段として、G o T o イート、G o T o トラベル、そうした中で、観光、飲食業への経済喚起策、あるいは吉田町でもプレミアム付商品券発行などの補助の施策を実行しまして、景気の回復を図ってきたところでありますが、国内経済の 2020 年 GDP 見通しでは、マイナス 5 % 台という数字も出ています。  
こうした経済状況の中で、今、3 月議会では来年度予算が審議をされていますが、こうした状況の中から、田村町長からコロナワクチン接種体制の構築について、災害時に匹敵する

ような大きな事業だということで、一般質問については控えてほしいという旨の話がありました。

私はそのときに、「F u k u s h i m a 50」という映画の一場面を想起しまして、福島第一原発が津波で電源を喪失する中で、原子炉の温度が急上昇すると。そうした中で水素爆発の危険性が高まってきているという中で、そのとき突然、時の総理大臣が現地を視察するというような話がきて、その作業が一時中止になって、圧力を抜くベント作業が中断をされたというような事態が起こった。そういう映画の一場面がありました。私は改めて、議会、あるいは議員の役割というものについて、考えてみました。

吉田町議会の基本条例の中には、議会の最大の使命は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、常に住民福祉の向上と町の発展を第一義とした最良の意思決定を行うことというふうに書かれていますし、また、町民の負託を厳粛に受け止め、常に町民の代表者であることを自覚し、質の高い議会活動を通じて町民にとっての最良の意思決定を導く責務があるというふうに記されております。

町長の発言については、町民に対する行政の責任、あるいは迅速な実効性、そうしたものに由来するものというふうに理解はいたしますが、私も議員の職務として、町民の皆さんがいろいろ心配されている問題、あるいはこのコロナ禍の中での減収の家庭や減益の事業者に対して、どういうふうな支援ができるのか、それから地域経済をどう回復させていくのか、そうした持続可能な未来を切り開くための最良の施策、そうしたものをどう実行するのか、その点について明らかにしていきたいと思っておりますし、今後の行政の実効ある施策について、ぜひ御回答をいただきたいという思いで、以下の2点について質問をさせていただきます。

1点目。吉田町内における経済の落ち込みは、他地域と比較してどうか。また、地域経済の回復を目指す町内企業への支援策（貸付資金利子補給事業やプレミアム付商品券発行補助事業など）の拡充や消費拡大を喚起する新たな施策が必要と考えるがどうか。

2点目。非正規労働者や技能実習外国人などがコロナ禍における解雇や賃金の切下げ、業務の縮小などで生活が困窮している例が報道されているが、吉田町内ではこうした事例についての相談窓口や生活支援にどう対応しているか。

以上の2点について質問をします。誠意ある御回答をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 一般質問にお答えする前に、今日の静岡新聞に一般質問、登壇者1人のみという記事が載りました。

議員の皆様におかれましては、この記事を読まれて不快の念を抱かれたものであると拝察しております。

記者の質問を受けた人間がおりまして、その人間が昨日私のほうに報告がございました。また今日、今朝もこの記事が出たものですから、私のところへ参りまして、このような内容の話はしておりませんというところでございました。

皆様に、一般質問が登壇 1 人のみとなった結果につきましては、当然のことながら以前皆様にワクチン接種等において、当局が非常に多大な労力をこれからそれにかけていただかないと、そういうふうな状況をお話ししたことがございます。そしてまた、議会の皆様が今日この記事にございますように、増田議長のコメントとして、新型コロナウイルスワクチン接種関連の業務で当局は多忙だとして、「（一般質問に割く時間を減らすことで）当局に協力したほうがいいと議員同士で話をした」と、そのように述べておりますけれども、本当に議会の皆様が当局の置かれている状況に配慮して、結果として一般質問が登壇者が 1 人になったと、このような記事になったと思っております。

本当に議会の皆様の当局に対する配慮につきましては、本当に心から感謝申し上げるとともに、皆様の期待に添うように、このワクチン接種等、当局の置かれた状況をよりよく改善しまして、住民の皆様の負託に応えたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、答弁に移らせていただきます。

コロナ禍における町政運営についての御質問のうち、1 点目の吉田町内における経済の落ち込みは他地域と比較してどうか。また、地域経済の回復を目指す町内企業への支援策（貸付資金利子補給事業やプレミアム商品券発行補助事業など）の拡充や、消費拡大を喚起する新たな施策が必要と考えるがどうかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから 1 年が過ぎたところでございますが、ウイルスは変異を続け、感染の拡大は、依然として我が国の社会経済に甚大な影響を与え続けております。

県内におきましては、特に飲食業や観光業において大きな打撃を受けており、コロナ禍以前の状態に回復するまでには長い時間を要するものと思われまます。

当町の状況につきましては、経済における市町ごとの落ち込みを示した客観的なデータがございませんので、ほかの地域と比較することはできませんが、吉田町商工会からの報告や、幾つかの町内の主要企業を訪問させていただいた中で、特に飲食業が大きな影響を受けているものと認識をしているところでございます。

当町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食業をはじめとした小規模事業者への支援対策は、経済を動かすことが重要であるという認識の下、吉田町商工会と連携をしまして、これまでに 2 回のプレミアム付商品券発行事業を実施してまいりました。

このプレミアム付商品券事業につきましては、吉田町商工会が実施しましたアンケート結果によりますと、第 1 弾及び第 2 弾ともに 75% 以上の事業者から事業効果があったこと及び事業者と利用者の双方から再度の実施を望む声が多く寄せられるなど、プレミアム付商品券発行事業は、小規模事業者への経済的な支援や町民の皆様の消費活動への後押しとなり、町の活性化に一定の効果があったものと受け止めております。

しかしながら、昨年 11 月頃から新型コロナウイルスの感染が再び拡大し、1 月には東京都や神奈川県など 11 都府県に、2 度目の緊急事態宣言が発令されたことにより、地域経済のさらなる落ち込みが懸念されましたことから、町では、今後の経済対策について、吉田町商工会と連携して協議を進めてきたところでございます。

こうした中で、去る 2 月 19 日に、吉田町商工会から、第 3 弾のプレミアム付商品券発行事業に対する要望書が提出されたわけでございますが、町といたしましては、これらの状況を踏まえ、事業者及び利用者にとってメリットがあるプレミアム付商品券発行事業が町の経済対策

として最良であると考え、この事業に係る補正予算を計上し、本議会定例会に追加上程させていただくことといたしました。

この事業では、プレミアム率はこれまでと同様の50%を維持し、第1弾及び第2弾の発行額を大幅に上回る事業規模を予定しております。

本議会定例会において、補正予算をお認めいただきました折には、実施時期など事業内容の詳細につきまして、早急に吉田町商工会と協議を進めてまいります。

また、経済変動対策貸付資金利子助成につきましては、4月以降も引き続き、中小企業への支援を継続する予定で、プレミアム付商品券発行事業と同様に補正予算を計上し、本議会定例会に追加上程させていただく予定でございます。

今後におきましても、プレミアム付商品券発行事業や経済変動対策貸付資金利子助成の実施状況を注視しながら、消費拡大を喚起する施策について検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の非正規労働者や技能実習外国人などがコロナ禍における解雇や賃金の切下げ、業務の縮小などで生活が困窮している例が報道されているが、吉田町内ではこうした事例についての相談窓口や生活支援にどう対応しているかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等によって、収入が減少した世帯への生活支援といたしましては、静岡県社会福祉協議会を実施主体として、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付けを行っております。

この緊急小口資金の特例貸付けは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業等による収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯に対し、保証人を必要とせず、20万円を上限として無利子で貸付けを行う事業でございます。

当町では、吉田町社会福祉協議会において申請を受け付けており、本年度につきましては、2月末までに182件が承認され、昨年度の実績6件を大幅に超えている状況となっております。

また、この貸付制度は当初、昨年9月末までを受付期間としておりましたが、12月末まで期間を延長し、再度、本年3月末まで延長して実施しているところでございます。

このほかにも、吉田町社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方に対しましては、安定した住まいの確保を支援することを目的に、家賃相当額を支給する住居確保給付金事業を実施しております。

住居確保給付金事業では、本年度、2月末までに34件の支給が決定され、この事業につきましても、昨年度の実績2件を大幅に超えている状況となっております。

このように吉田町社会福祉協議会では、非正規労働者や外国人を問わず、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した全ての方々に対し、必要な支援を提供するよう努めております。

さらに町では、従来からワンストップ相談窓口を設置し、介護、障害、子育て、生活困窮等の相談を、一元的に行っているところでございますが、昨年6月からは、吉田町多文化共生総合相談窓口を開設し、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の通訳者2名が多文化共生コーディネーターとして、外国人の方々の相談を支援しており、その内容に応じて吉田町社会福祉協議会を御案内している状況でございます。

今後も、吉田町社会福祉協議会と連携を図りながら、相談者のニーズに応じた支援が、継続的に行われるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中でもプレミアム付商品券発行について、皆さんから大変好評だということで評価をいただいたということで、第3弾の発行を準備しているというような話がありました。その効果なんです、実際にどういう形で吉田町内に経済効果が出ているのか、その辺の数字といいますか、効果の度合いがどういうふうに判断されるのか。その辺の根拠的なものを何か資料をお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

本年度、2回実施したプレミアム商品券の経済効果ということでございますが、町長答弁でもございましたが、町といたしましては新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業種、主に飲食業ということでございますが、そういった飲食業をはじめとした小規模事業者の方々の支援策ということで考えまして、その支援策は経済を動かすことが重要であるというふうに認識しておりまして、2回プレミアム付商品券を実施しました。その目的を達成すると、達成するものがプレミアム付商品券というふうなことで考えております。

議員御質問の経済効果ということで数値でないかということでございますが、数値というものは示すことができません。それこそ、商品券加盟店事業者にアンケートを商工会のほうで実施した結果を見ますと、プレミアム付商品券発行事業の売上げ効果というものにつきましては、第1弾と第2弾とも75%を超える事業者の方が売上げ効果があったということで回答がでございます。そのほかにも半数以上の事業者から、新規のお客様がかったというふうな回答もございましたので、通常のお金では、お金と違った、現金と違った使われ方をプレミアム商品券で実施されたというふうには考えていますので、経済効果としては一定の効果があったのではないかとこのように判断しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

補正予算の中でもこうしたプレミアム付商品券の使用率、そういうことについても話がありましたので、その点について今、ここでは議論しませんが、同じように貸付資金の利子補給、このことについてもかなり当初、申込みがたくさんあったというふうなことで聞いておりますけれども、これについても町内中小企業の皆さんさんが、どういう反応があってどういう効果がされているのか、その辺の評価をどう見ているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 貸付資金利子補給についてということでございます。

この制度につきましては、県と協調した、県・町、協調の経済変動対策貸付資金利子助成というものがございます。それが本年度4月、昨年4月にスタートいたしまして、46の事業者から申請がございまして、そのうち40事業者の方が融資実行されているという状況でございます。そのほかにも、国と県の連携型の制度融資というものがございまして、そうい

ったものを含めまして町が全て認定をするという事務がございます。その認定件数でございますが、それが364の事業者を認定したということでございます。

今、申しあげました国と県の状況につきましては、町が認定するもののそれからの認定した後、申請したとか実行されたとかということが町のほうの情報としてはありませんので、その後の何件ということとは分かりませんが、町のほうの、町と県の利子助成につきましては、40事業者の方が利用されているということは分かります。364の事業者さんの認定をしたということも考えまして、融資に必要となる売上げ減少、この認定が364ということでございますので、利子助成によりまして事業者が無利子で借りると、その融資制度が融資を借り受けるハードルを下げるといことと、事業継承を手助けするということと、町としては融資制度については受け止めておるような状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

数字的にはあまり把握はされていないということでしたが、要するに事業者としては、大変たくさんの事業者がこういう制度を活用して、このコロナの危機を脱するためのいろいろ努力をされているということで、私は理解をしました。

昨年、国のほうも持続化給付金ということで、それぞれの事業の規模に応じて給付があって、たくさんの皆さんの申請をされたわけです。前年の売上げに比べて減収したという条件付ですけれども。ただ、これは国のほうもその後の給付がないものですから、今の時点では大変皆さんが前年と同じような減収の状態が続いているということでは苦しんでいるということで、近隣の市では中小企業向けの継続給付あるいは持続化給付金ということで、例えば1事業所当たり10万円などの給付制度、こういうものを臨時的につくって、運用しているということもいろいろ聞いていますし、各市のホームページでも紹介されているという状態ですが、吉田町でもこうした声が私のほうも聞こえてくるんですけれども、なぜこの吉田町では、そういうほかの近隣の市町と同じような継続の給付金がされないのかということをおっしゃっています。こういう声は町のほうには要望はなかったのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この質問にお答えする前に、議員にちょっと質問をしたいんですが、よろしゅうございますか。

○12番（大石 巖君） どうぞ。

○町長（田村典彦君） このほかの市町、例えば牧之原市であるとか、島田市、給付金の事業をやっておりますけれども。議員はこの給付金の事業というものは、このような状況下において必要不可欠な事業と考えるのか、それについてちょっとお聞きしたいんですが。その返答によっては答えが変わってまいりますので。

○12番（大石 巖君） そうですか。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

吉田町の経済状況、事業所規模、あるいは数、それから小売店舗等、そうした事業の形式がほかの市町とやはり同じか違うか、そうした状況にもあると思うんですが、近隣の牧之原市、それから島田市、それから藤枝市、そういうところがこうした継続的な給付金という制

度を設けて実施をしているわけです。ですから、それほど近隣の市と吉田町が経営状態や規模、そういった経済状態も変わらないというふうには私は思っていますので、ぜひそうした同じような継続の給付金の制度もあってもいいのではないかとこのように思っていますし、事業者の中からそうした声も私も聞いていますので、吉田町はなぜそういうことが実施されないのか、そして要望が地元から上がってきていないのか、その点について伺いたいと申して、今、質問したわけです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これは非常に重要な問題を、議員、提示しているわけですのでけれども。

基本的にこの持続ですか、給付金事業でございますけれども、これは基本的に事業をやっている方が売上げが減って生活が苦しいということでございますよね。それに対して給付するというわけでございますよね。今、単純な話、気を落としているとか気落ちしている事業者の方に、気持ちが引き立つような気つけ薬のようなものでございますので、この状況はコロナがずっと、コロナ禍の状況においてはずっと継続するわけですよね。そうすると、当然のことながら売上げ等はずっと減少していくわけですよね。これ1回だけなんですよ。議員がもし、どうしても必要だ、不可欠なものであるというならば、この言わば気つけ薬はずっと継続しなければいけないにもかかわらず、何でほかの町は1回で終わっているのか、非常に不思議なんです。そういうことですよ、売上げの減少がずっとそのまま継続しているわけですから。そうしたらずっと気つけ薬をやらなければいけないと。何で1回だけなのかと、非常にこのコストパフォーマンスとして、私、非常に不思議だと思っているんですよ。

基本的にそういうものではなくて、経済というものは当然のことながら売上げが減少している事業者の方、それから当然、町民の方の両方が満足して、要は物が動くというのは経済の原則でございますので、物が動く形でやると。それにやはり一番適しているのはプレミアム商品券であると私は思っています。したがって、給付金事業につきましては、非常に私としてはコストパフォーマンスの観点からいうと、非常に低いものであると、こんなふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今町長の答弁をいただきましたけれども、要するに吉田町ではこれまでプレミアム付商品券発行、2回やっています。その中で、先ほどの答弁のように大方の小売店の方が大変好評だったということで、回答、アンケートをいただいているというんですけれども。

同じようなケースで、島田市のケースなんですけれども、LINEクーポンという制度を実施していて、スマホのLINEを活用して、その中でクーポンを取得するというんですけれども。LINEを使える人ばかりではないと思いますけれども。ただ、島田市の商店を利用する方は大変有効な手段だと、方法だということで好評だというような話を私は聞いていますけれども、そうした商品券とまた違った形で、こうしたクーポン券の発行等、もう一つは検討されているのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 周辺市町でいろいろな形でやられているのは承知しております。

LINEについては、うちの町まだLINEの、町のLINEのあれをつくっておりませんので、すぐには対応できませんが、今後、LINEについてもいろいろな形でちょっと活用していきたいということは考えておりますが、少なくとも今回の経済の対策としてやるのは、我々はプレミアム付商品券という形でやらせていただくと。今後はまた今後で、いろいろな方法はあると思いますので、それは検討させていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

商品券、大変有効だということで、今後もとという要望が出ているというふうなことで伺いましたけれども、一方、事業者への効果的な支援策というのは、今、持続化給付金の話もありましたけれども、小売店、商売をしている方、商品券が使えるわけですがけれども、事業所、物を製造、販売をしている事業所については、こうした商品券の効果というものはあまり及ばないというふうに考えますけれども、こうした事業所への効果的な支援策、こうしたものは何か検討されていることはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、商品券の使用実績、これを見ますと、やはり食品、飲食、生活雑貨という小売店で使用されている傾向が多いというふうにはございます。ただ、その中でも、中小の事業所と言われるかどうかはあれなんです、電気工事であったりとか、自動車の整備、こういった事業者の方も商品券のほうを使われているという状況はございます。

一方、先ほどもございました利子補給というところを見ますと、製造業であるとか建設業であるとか、そういったところがやはり小売店より割合が大きいというふうな状況もございますので、こういった事業者につきましては、今後もこういった利子補給、利子助成のほうで継続して支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

きめの細かな、そして支援策についてぜひ検討していただきたいと思いますが、その一つとして、これも話をお聞きしたわけですがけれども、まちづくり公社の事業の中で、シティプロモーション、そうした中で町おこし、景気対策についても商工会等と一緒にタッグを組んで、こうした今の景気対策、一緒に何かやれるようなことがあれば非常に効果が大きいのではないかという意見もいただいているわけですがけれども、こうしたまちづくり公社をそうした景気対策ということで、もっと上手に運用、活用できるような方策というのは何か考えているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員から、公社と商工会の協力というようなお声を聞いているということでございますけれども、正直、具体的な声というのはちょっと私たちには入っておらないところでございますけれども。



実際の今の現実の状況としまして、まちづくり公社と商工会というのは、それぞれ協力を今、行っているところでございます。具体的なことを申し上げますと、まずプレミアム商品券につきましては、こちら商工会と公社のほうでも協力をしまして、販売等の促進を行っているところがございます。

また公社が、商工会は公社の社員として、今、公社のほうに今、入っていただいているところです。公社につきましては、商工会のみならず、農協、それから漁協、うなぎ組合、また町内企業、それからあと町内の金融機関、それとあと町を含めて、公社のほうを今、立ち上げているところでございます。そうしたネットワークの中で、これまで進めているわけですが。

もう少し具体的などころ、もう一つ言いますと、公社のホームページを現在リニューアルの関係で今、進めております。こちらのほうにつきましては、近日中に新しいのができるということでございますけれども、その中で、吉田町のべっぴんサイトというのを立ち上げるということ聞いております。これは町内のいわゆる逸品、ウナギとか特産品を含め、また製造の製品であるとか、そうしたものの吉田町の逸品というところを紹介しながら、販売促進につなげていくというサイトを、今回、新しく機能として追加をするということでございます。

当初、やはりウナギであるとか、シラスであるとか、そうした水産農産物になりますけれども、その店舗を紹介しながら、今後はその製品、製造業であるとか、その製造の吉田町の物というようなことで、そうした製品なども町内の逸品ということで紹介をしながら、地域の活力づくりにつなげるということ今、伺っているところでございます。

こうした取組の中でも、商工会をはじめ、その他の社員の皆様、そうしたところと協力をして、今現在、構築を進めているところでございます。

また、もう一つ、公社のほうではよろず相談というのを、相談業務も行っております。これは、町内の起業する方も含めて、実際に今現在、運営、営業されている皆様方の相談、よろず相談という形で、相談日を設置しまして、そこでいろいろな今の現状であるそうした相談を受けているところ、窓口がございます。

今後は、そうした情報が、こういったところが困っているのか、ということも含めて、情報を町としましても共有をさせていただきながら、今後は効果的な対策を商工会等も含めて検証していきたいというふうに思っております。

現状としては、今、そのような形で、現在も今、連携をしているというところで報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

大変分かりやすい答弁をいただきありがとうございます。

私も町内いろいろ回りまして、各産業等を今、何か課題がありますかということでお聞きをしたわけですが、先ほど答弁の中にもありましたが、観光業あるいは料理店を中心にして、大変今落ち込んでいるというような話も聞いていますし、冠婚葬祭関係の引き出物とかお返しとかそうした関係、あるいは食事関係については大変今落ち込んだままという状態で、非常に厳しいよという話も聞いているわけですが、農業分野でいきますと、や

はりこのコロナの関係で需要減が続いているという状態の中で、例えばレタスなどの葉物野菜は、気候の関係もありますが、非常に今、やはり安値が続いているという状況の中で、大変今年は苦しいよと、どこのうちもそういうふうに言っているわけですが、そうした経営安定のために相談ということでは産業課、あるいは農業委員会等でなっていると思うんですが、今、何かそういう農業対策としてこのコロナの対策として、何か産業課で考えているようなことは何かおありでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

農業者に対しての支援ということでございますが、このコロナ禍の中で昨年度、昨年からということではありますが、そういった状況を産業課として把握するために、農業者のほうに確認を取ったりして、今、農業者が困っていることはないかとかという状況を聞きながら、何ができるかということでもいろいろ検討したということもございます。

そういった中でささやかではあります、花卉が、花がやはりなかなか出荷ができないということで、それは農協さんが入ってやったことではございますが、町の職員でそういったものを購入させていただいたりしたこともありました。それからあとメロン、温室メロン、こちらのほうの出荷の状況がという話とかございまして、それも何度か町のほうで希望を取りまして、購入のほうをさせていただいたという状況でございます。

あとそのほか、町の農業系振興会、農家の方々の団体もありますので、そういった方々に何かイベントではないですが、そういったことも相談させていただいておる中で、ただコロナの状況で人集めがなかなかできないと、どうやって実施できるかというところを先日も検討のほうをさせていただいてあるところでございますので、いろいろなコロナの状況はございますが、農家さんの状況等見ながら、何かいい支援策ができればということで、今後も検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

シラス加工の皆さんにお話を伺いましたが、加工品を近隣のスーパー等に卸しているところ、このスーパーの売上げについては、大体堅調にしているということで、それほど心配は要らないという話は伺ったんですが、ただ、大きい都市への販売とか、あるいはイベントが中止になったということで、そうしたPRがどうも不足しがちだということで、そうした地場産業、シラスについて、PRをもっとしていただく方法は何かないかというような御意見もいただいているわけですが、こうした時期にやはりそうしたPRの場所がないというのが大変これは困ることで、町として何か、そうしたシラスだけではありませんけれども、町の活性化、先ほどの逸品のサイトもそうですが、そうしたPRについてどういうふうで今時点で、産業課に伺いたいんですが、どういうふうで考えているか、何かありますか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

シラス加工業者の方ということで、大変、町ではシラスのPRということで、水産業振興事業補助金ということで、加工場の方々が町外のイベントで出店したときに補助金をやると

いうことも実施しておりますが、今年度につきましてはやはりコロナの関係で、そういったイベントも中止ということで、残念ながら出店のほうはできなかった状況でございます。ただそういった中でも、一昨年度、小山城売店リニューアルいたしまして、シラス加工所の煮干組合の方々に協力をいただいて、釜揚げシラスとかを取り扱ってPRのほうをしている状況でございます。

先ほども企画課長のほうから話がございました公社もそういったPRのほう実施していただけるということでございますので、そういったこともちょっと連携しながら、今後どういう効果的なPRができるかというところを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

町内には自動車関連の下請部品という、そういう事業種がかなり数多くありまして、昨年の後半、秋ぐらいがかなり落ち込みが激しかったということ話を聞いていますけれども、今年に入ってやや回復というような話も聞いています。

ただ今後、そうした自動車関連がどうなるのかという大変心配をする声がたくさん聞かれますし、雇用関係もそうした見通しの中でどういうふうに調整をしていくのか、そこら辺のところも苦慮されているという話も聞いておりますので、今後の景気動向をかなり注意深く見ていかないと、経営が大変だという話ですが、町内のそうした中小の企業の経済見通し、あるいは景気動向について、町としての情報交換、あるいは要望を聞く機会、場所というのがどれくらいあるのか、どういう話されているのか、状況についてお知らせしてもらいたいと思いますが。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

町内の企業等との町との意見交換、情報のやり取りということでございますが、まず、今年度、町内の多くの企業につきましては、我々産業課の職員、あと町長につきましても企業訪問という形で企業のほうに出向いて、現状等を話をさせていただいたという状況でございます。

あと、中小の企業につきましてもやはり情報を持っているということでは、商工会のほうを持っているというふうになりますので、そういったところと定期的にといいか、今年度はプレミアム商品券のこともあったものですから、そういったことで情報交換、意見交換等を密になってやらせていただいたという状況でございます。

それから、あと産業4団体ということが皆さん、集まってやるということで、産業委員会というものがございます。それが今月開催する予定でございますので、そういった委員会、会議等活用して、今の皆さんの状況というものを把握してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

質問事項の2番目の関連で質問をいたしますけれども、今、生活困窮者に対する支援制度というものを先ほども住居確保給付金、あるいは社会福祉協議会のほうでそうした制度があ

りますよというふうな答弁もいただきましたけれども、実際、私のほうに相談に来られる方もそうした制度自体、あるいはそういうふうな周知、制度を知らない人がかなりいるわけです。

吉田町の町のホームページを見ても、そうしたコロナで困っている方はどうぞという、そうした欄がなかなか見当たらない。コロナ対策として、いろいろ注意喚起についてはよくトップに上がっていますので目立つんですけども、そうした生活困窮者に対する支援制度、これをもっとホームページでも改善をして、目立つところに載せていただけないかなというふうに思います。

例えば生活困窮者自立支援制度とか、あるいは家計改善支援事業とか、そうしたものが国のほうを通じて社協のほう、県のほうも実施をしていますけれども、そうしたことも含めて、困ったときにはそういうところにぜひ相談に来てくださいということで、もう少しPRが必要ではないかと思うんですけども、そうしたPR、あるいは周知の点についての改善というものはどうなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

社会福祉協議会等、関係しておりますので、福祉課のほうで答えさせていただきます。

確かに、ホームページ上に大きく見出しで出しているということはないんですが、民生委員さんやケアマネジャーさんですとかなどに、生活困窮だけではないんですが、生活でお困りの、お金だけではなくて生活問題でお困りの方には、ワンストップ相談窓口の御利用といったところも進めておるところです。

中には、直接社協ではなくて、町のほうにも相談に見えていただいて、社協のほうへ結びつけているといったものと、あと生活保護の該当になっていくのかといったところも相談しておりますので、ケースによって社協へ御相談に行かれるほうがよい方と、県のほうと相談するほうがよい方とありますので、町の窓口のほうへ伺ってくださったり、お電話でお問合せいただいたりという形で何件か御相談、昨年と比べると10倍以上の御相談が来ておりますので、ホームページ上にはそんなに大きくは載せてはいないんですけども、ワンストップ相談窓口を御利用いただきながら、必要なところに結びつけ、相談を結びつけていくというような活動をさせていただいているところなんです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

そうした相談がたくさん来ているというのも実際問題、困っている人がやはり増えているという状況だと思いますけれども、やはりそうしたホームページ等で周知が大事だと思うんですけども、そうしたもっと分かりやすく、皆さんがもっと気軽にそういうことが理解できて相談をできるというような環境改善というのは必要だと思うんですけども、そうしたホームページの改善等をどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

ホームページの管理というところになりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

コロナの関連記事をトップページに載せているというところは、御承知かと思えますけれども、そこから入っていただくというところもありますけれども、生活困窮者に対しての1ページをというところは、やはりホームページのところのコロナ関連から入っていただくのが一番妥当かなというところで載せています。もちろん、生活に困った方の相談機関もホームページには載せさせていただいていますので、もっと見やすくというお話ではございますので、そのところはまた改善できるところは改善していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

3年度予算のキーワード、安心ということのキーワードがありまして、町民の皆さんがやはり安心して暮らせる町づくりということがやはり基本になってくると思えますし、そのために今、必要なサービスということ。行政のほうとして提供することが仕事といたしますか、なると思えますので、その点についてはもっと検討をぜひしていただきたいと思えますし、それから持続可能な吉田町ということで、大きな発展ではなしに、今の状況を回復すると。そして皆さんが安心できる、そうして仕事もできる。そうした町にしていきたいということで思っていますし、ぜひ町の行政のほうがそのまま一つの大きな助け、支援が実施できれば、していただければというふうに思いますので、ぜひその点についてよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、12番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

---

◎議案第29号～議案第30号の一括上程、説明、質疑

○議長（増田剛士君） 町長から、第29号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）について及び第30号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての2件の追加議案が提出されました。

会議規則第35条の規定により、日程第2、第29号議案及び日程第3、第30号議案の2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第1回吉田町議会定例会に追加して上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回追加上程いたします議案は、補正予算について2件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第29号議案は、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）についてでございます。

本議案は令和2年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,056万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億6,847万6,000円とするとも

に、商工業振興費など、7つの事業に係る合計1億1,249万9,000円の繰越明許費を設定する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第30号議案は、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は令和3年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,402万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億6,302万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程をする2議案の概要でございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

それでは、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第29号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）について及び第30号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第29号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）についての内容を御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,056万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億6,847万6,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。

令和2年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、3ページに掲げる第2表繰越明許費補正のとおりとすることを、お認めいただくとするものでございます。

その具体的な内容につきまして御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費は、全部で7事業につきまして総額1億1,249万9,000円の予算を、翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

なお、この7事業につきましては、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業でございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、広報・広聴事業費につきましては、情報発信ツールLINEの整備に係る事業費257万4,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、庁舎管理費につきましては、役場庁舎トイレの手洗器の蛇口をセンサー式に改修する事業費317万6,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、こちらも全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、シティプロモーション事業費につきましては、チャレンジショップ事業費等に関する移動車両の購入等に係る事業費804万3,000円を繰り越すものでございます。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、年度内の完成が困難となり、引渡し時期が4月以降になりますことから、繰越明許を設定するものでございます。繰越し財源は、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、地域医療対策事業費につきましては、地域医療体制の維持及び確保を図るための診療所等開設補助金4,000万円を繰り越すものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、年度内の完成が困難となり、完了日及び開業開始日が4月1日以降にずれ込むことから、繰越明許費の設定をするものでございます。繰越し財源は全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、商工業振興費につきましては、プレミアム付商品券発行事業に係る商工業振興事業費補助金5,500万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、県支出金の新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金、そして一般財源でございます。

次に、地震対策費につきましては、防災用倉庫、物置の整備等に係る事業費270万6,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

最後に、幼児教育振興事業費につきましては、私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金100万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整して、次に開催される議会に報告しなければならないこととなっておりますので、こちらの繰越明許費につきましても、そのルールに従いまして、御報告させていただくものとなります。

続きまして、別冊の令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）に関する説明書に沿って、補正予算の内容を御説明いたします。

今回の補正予算は、主に二つの事項を主とする内容となっております。

一つは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関連しまして、これまでの補正予算でお認めいただきました交付金事業の財源振替、それから新たに追加する追加事業について予算計上を行うものでございます。

もう一つは、新型コロナウイルスワクチン接種体制に係る事業の一部について、追加事業を予算計上するものでございます。

それでは、説明書の3ページ、歳入を御覧ください。

初めに、14款国庫支出金は1,051万8,000円の増額でございます。

まず、2項3目衛生費、国庫補助金は573万4,000円を増額するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金573万4,000円を増額するものでございます。

次に、6目教育費国庫補助金は232万2,000円を減額するものでございます。これは、国のGIGAスクール構想に係る公立学校情報機器整備費補助金の交付決定に伴い、232万2,000円を減額するものでございます。

次に、11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は今回710万6,000円を増額するものでございます。

なお、これによりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正後の予算額は、令和2年度分の交付限度額と同額の2億6,877万4,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

続きまして、15款県支出金は5,004万5,000円の増額でございます。

まず、2項1目総務費県補助金は県の令和2年度2月補正予算に伴いまして、新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金を2,020万1,000円計上するものでございます。

次に、5目商工費県補助金は国の交付決定に伴いまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止支援交付金を180万円減額するものでございます。

次に、7目消防費県補助金は3,164万4,000円を増額するものでございます。これは、地震・津波対策等減災交付金（新型コロナ対応分）が本年度に創設されましたことに伴う交付金の組替えについて、県の交付決定に合わせて行うもので、地震・津波対策等減災交付金を66万円減額するとともに、地震・津波対策等減災交付金（新型コロナ対応分）3,230万4,000円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

2款総務費は575万円の増額でございます。

まず、1項2目文書広報費は257万4,000円の増額でございます。これは、広報・広聴事業費において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した追加事業といたしまして、情報発信ツールLINEの整備に係る経費として257万4,000円を計上するものでございます。

なお、この広報・広聴事業費につきましては、令和3年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、5目財産管理費は317万6,000円の増額でございます。これは、庁舎管理費におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した追加事業としまして、役場庁舎トイレの手洗器の蛇口をセンサー式に改修する経費として317万6,000円を計上するものでございます。

なお、この庁舎管理費につきましては、令和3年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。



公有財産管理費は、歳入の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

6 ページを御覧ください。

次に、6 目企画費、シティプロモーション事業費において歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

なお、このシティプロモーション事業費は、令和3年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、11 目事務改善対策費は情報化推進費におきまして、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

続きまして、3 款民生費は全て歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

社会福祉施設管理事業費、7 ページの心身障害者自立支援事業費、わかば保育園運営費、そして会計年度任用職員人件費について、それぞれ財源振替を行うものでございます。

8 ページを御覧ください。

続きまして、4 款衛生費は 900 万円の減額でございます。

まず、1 項 1 目保健衛生総務費は 1,000 万円の減額でございます。

救急医療対策事業費については、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

また、地域医療対策事業費は決算見込みにより新型コロナウイルス感染症への対応や、地域医療体制の維持及び確保を図る診療所等開設補助金を 1,000 万円減額するものでございます。

なお、この地域医療対策事業費につきましては、令和3年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、2 目予防費は 100 万円の増額でございます。その内訳でございますが、会計年度任用職員人件費については、歳入の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の計上に伴う財源振替となっております。

また、感染症予防費につきましては、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上及び地震・津波対策等減災交付金の組替えに伴う財源振替となっております。

感染拡大防止事業費は歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替でございます。

9 ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、国の接種記録システムとの連携に対応するためのシステム改修に係る電算処理委託料を 100 万円増額するものでございます。

なお、補助率は国が 10 分の 10 でございます。

続きまして、7 款商工費でございます。こちらは 3,683 万 9,000 円の増額でございます。

これは、1 項 2 目商工業振興費におきまして 3,683 万 9,000 円を増額するものでございます。その内訳でございますが、商工振興費についてはプレミアム付商品券発行事業第 1 弾の精算に伴い 16 万 1,000 円を減額するとともに、新たなプレミアム付商品券発行事業第 3 弾としまして 5,500 万円を計上するもので、商工業振興費全体といたしましては 5,483 万 9,000 円の増額となるものでございます。

なお、商工業振興費につきましては、令和3年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

また、10ページの中小企業振興費につきましては、決算見込みによりまして経済変動対策貸付資金利子助成金を1,000万円減額、また新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては800万円を減額するものでございます。

続きまして、9款消防費は2,467万5,000円の減額でございます。

これは、1項5目災害対策費におきまして2,467万5,000円を減額するものでございます。その内訳でございますが、10ページから11ページにかけての地震対策費につきましては、決算見込みにより新型コロナウイルス感染症対策に係る特定消耗品費及び防災備品計2,730万7,000円を減額し、新たに防災用倉庫、物置整備等に係る経費としまして、特定消耗品費及び防災備品計270万6,000円を計上するものでございます。

地震対策費全体としましては2,460万1,000円の減額となるものでございます。

なお、地震対策費につきましては、令和3年度に繰越し措置を講じさせていただいております。

また、11ページの情報伝達充実・強化事業費につきましては、災害時用テレビ電話LAN配線業務委託料を設置箇所数の増加により7万7,000円増額、そしてテレビ会議用のパソコンモニターに係る防災備品につきましては、決算見込みにより15万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、10款教育費は4,143万9,000円の減額でございます。

まず、1項3目教育諸費は4,106万9,000円の減額でございます。その内訳でございますが、教育振興事業費につきましては、生徒1人1台端末の整備に係る教材備品につきまして、決算見込みにより4,206万9,000円減額するものでございます。

また、12ページの幼児教育振興事業費につきましては、私立幼稚園に対します新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金として、新たに100万円を計上するものでございます。

なお、この幼児教育振興事業費につきましては、令和3年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、4項4目図書館費におきまして48万5,000円の減額でございます。これは、図書館管理費につきまして、決算見込みにより新型コロナウイルス感染症対策に係る一般備品、空気清浄機を48万5,000円減額するものでございます。

また、図書館活動推進費につきましては、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源振替となっております。

次に、12ページから13ページにかけての5項1目保健体育総務費は、社会体育振興費について新型コロナウイルス感染症対策に係るアルコール手指消毒液などの特定消耗品費11万5,000円を増額するものでございます。

次に、13款諸支出金でございます。

こちらは9,308万8,000円の増額でございます。これは、2項1目基金費におきまして、まず、財政調整基金費につきましては、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入8,888万8,000円を財政調整基金に積み立てるための増額でございます。

なお、これによりまして、令和2年度末における財政調整基金残額見込額は15億2,862万5,000円となります。

14 ページの新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金費は、新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金利子助成金基金に 420 万円の積立てを行おうとするものでございます。

なお、この財源となりますのは、歳入の 14 款 2 項 11 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

今回の補正予算につきましては、特に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る財源振替などが主となるものであるため、非常に分かりづらい面がございます。この点につきましては、参考資料ナンバー 18 を御覧いただければ、ものと思っております。

この参考資料は、今回の補正後及び財源振替後を令和 2 年度新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金活用事業として、款項目ごとに一覧表としてまとめたものでございます。資料中の 1 から 27 までの事業は、既に予算をお認めいただいている事業で、財源振替等を行った後のものでございます。

資料 3 ページの 28 番から 4 ページの 32 番までの 5 事業が、今回の補正で新たに交付金活用事業として追加する事業となるものでございます。

以上が、第 29 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 13 号）についての内容でございます。

続きまして、第 30 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 1,402 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112 億 6,302 万 1,000 円とするものでございます。

また、第 2 項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、今回の補正予算は新型コロナウイルスワクチン接種事業が主なものとなっております。

また、あわせて令和 3 年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、令和 3 年 4 月 1 日から開始する必要があります 2 事業について、予算計上しているものでございます。

それでは、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の 3 ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14 款国庫支出金は 2 億 1,402 万 1,000 円の増額でございます。

その内訳でございますが、まず、1 項 2 目衛生費国庫負担金におきましては、1 億 3,584 万 6,000 円を増額するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1 億 3,584 万 6,000 円を計上するものでございます。

次に、2項3目衛生費国庫補助金は7,621万5,000円を増額するものでございます。これは、PCR検査に係る疾病予防対策事業費等補助金（検査助成事業）を100万円計上するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費7,521万5,000円を計上するものでございます。

次に、3ページから4ページにかけての8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は196万円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

2款総務費は16万6,000円を増額でございます。

これは1項10目人事管理費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員人件費として16万6,000円を増額するものでございます。

次に、4款衛生費でございます。こちらは2億1,329万5,000円を増額でございます。

その内訳でございますが、まず、5ページから6ページにかけての1項1目保健衛生総務費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る職員人件費685万2,000円を増額するものでございます。

次に、6ページの2目予防費は2億644万3,000円を増額するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員人件費を110万3,000円増額。

また、感染拡大防止検査費用助成事業費につきましては、介護施設等での新型コロナウイルス感染症の感染及び感染拡大を防止するため、PCR検査費用に係る補助金といたしまして、介護施設等新規入所者検査費補助金を200万円、介護施設等従事者検査費補助金を40万円、それぞれ計上するものでございます。

7ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費につきましては、医師謝礼金や予防接種委託料などの新型コロナウイルスのワクチン接種に係る経費といたしまして、合計2億294万円の事業費を計上するものでございます。

続きまして、8ページ、7款商工費でございます。こちらは56万円の増額でございます。

これは、1項2目商工業振興費におきまして中小企業振興費では、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業の資金繰りに対応する、県制度融資に協調しました利子補給といたしまして、経済変動対策貸付資金利子助成金を56万円増額するものでございます。

以上が、第30号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

企画課から第29号議案及び第30号議案の2議案につきまして、御説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） ただいま説明のありました日程第2、第29号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）について及び日程第3、第30号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての2議案の議案審議につきましては、この後、暫時休憩

を取り、休憩中に全員協議会を開催し、議案の内容確認を行い、本会議再開後、質疑を行います。

なお、討論及び表決につきましては、本定例会最終日、22日の本会議で行いますので、よろしくをお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

また、トイレ休憩も含みますので10時30分を全員協議会の開会としたいと思っておりますので、お願いします。

休憩 午前10時24分

再開 午前11時55分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

日程第2、第29号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

これから第29号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

5ページにあります庁舎管理費の中の修繕料、これ先ほどトイレの手洗器をセンサー式に変えるということだったんですけれども、災害拠点となる公共施設はほかにもあると思うんですけれども、今回、庁舎をセンサーに変えることになった限定された理由というのは何かありますか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今回の庁舎の手洗い器を自動センサーに変えるということにつきましては、コロナ禍の中で今までの手洗い器が全て手動式だったというところがありますので、そこを感染リスクを減らすというところでは、庁舎内の感染リスクは減らしたいというところからまず、修繕をさせていただくということです。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） まず庁舎内からということだったんですけども、ほかにも今後、災害拠点となるところがあるわけで、そういうところにも手洗器、手で回すようなものがあるんですけども、そういうところをセンサー式にするという今後の考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

災害拠点ということでございますけれども、その場所につきましても、今後検討していくことは必要かと考えております。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

同じく5ページ。文書広報費の広報・広聴事業費、11の事業、通信運搬費及びLINEツール登録・設定手数料について質疑いたします。

自治体の様々なSNSのチャンネル活用は大いに賛成するところではありますが、町としてホームページをやっていたり、あるいはよしポケNEWSなどを展開していく中で、今回、このLINEアカウントを取得してLINE展開をしようとする。特になぜ、何というか、LINEを選んだか。そこのところはちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

これまでも広報はじめ、ホームページ、よしポケというところのツールを使って、情報提供させていただいています。

その中でも、よしポケも大分登録者数が増えている中で、もっと広く情報を出すと、広く皆さんに情報提供をしたい、特にコロナに関係した情報を広く町民の皆様に広報をしていくという手法を考えたときに、やはりLINEが一番皆様で登録していただいている件数が多いというところを考えながら、周知の方法を1つ加えたというふうな形です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 理解いたしました。

もう一つ聞かせてください。

まだいわゆる繰越明許の状況ではあるんですが、来年度以降の組立ての中で、町としてこれはぜひとも優先したいとか、こうした情報ですとか、こうしたツールとしてまず使っていきたいとか、そのようなことが現在の時点で、これを第一に想定しているというところがあればお聞かせいただきたい。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） まず、情報を広く知っていただくというところが一つ、これが大前提だと思います。その中で、町民の方から御意見をいただくというところのメニューもあるかと思っておりますけれども、そこのところはこれから検討させていただきたいので、今これ

を、とにかくこれをというところは特に情報を出すというところを、まず優先的に考えさせていただきたいと思います。その中で、先ほど言ったLINE、クーポンとかそういうところも考えていければいいと思っておりますけれども、今のところは何が一番いいというところはこれから検討させていただいて、4月繰越しさせていただいて、早急にそこを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

これ最後にしますけれども、LINEの立ち上げなどが安定してからの話だと思うんですけども、例えばSNSには年齢層とか、要は業態によって主要な活用の層が大分違ってきます。LINEはもちろん多いんですけども、例えばやはりフェイスブックですとかインスタグラムであるとか、またほかのツールもどんどん情報発信ツールが出てきています。

町としてこれLINEが安定した後にそれもどんどんやっていこうと、その辺どうお考えになっているかお聞かせください。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

町民、様々な方がいらっしゃいますので、それに特化してどれをするというところはまだ考えられないところではありますけれども、広く一般の方に届けられるという手法を一つ考えることと、お年寄りもいらっしゃる、小さい子供さんを持った母親もいらっしゃるという、いろいろな年齢層の中で、満遍なく情報を届ける方法を考えればいかなというふうになっております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 私の質問の意図は、その中にまたほかのSNS展開の、もう想定しているかというところ、ひとつお聞かせいただきたいんですが。

○議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

それをするに当たっても、また今後検討していく必要があると考えますけれども、今回はLINEでとにかく情報提供をして行きたいというふうを考えております。

○3番（盛 純一郎君） 了解しました。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

商工費の商工業振興事業費補助金について質疑いたします。

先ほど説明で、概要ですとか、時期の想定などはお聞きしました。

ちょっと申し上げたいことが、過去2回の経験です。時期も違いますけれども、その予算規模より大きな補助がいくというところで、町のあまねくといいますか、商工事業者の多くに恩恵が行けばいいなという考えなんです、ちょっといただいたお声の中には、これをそもそもやっていること自体知らなかったとか、消費者としては大きく分かっているんですけども、要はうちの店でできることを知らなかったとか、そのようなお声をいただきました。

また、特に2回目に関しては、ちょっと売りさばきのタイミングの問題で、何件か要するに公平性に少し欠けるといいますか、ちょっと何枚も買ってもいいよですとか、そのような様々な現場でのちょっとこういう事情があったというのを聞いております。こうしたところを、町としてぜひ商工会さんとお話する中で、是正をしていっていただきたいと思いますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今年度、2回やりましたそういった結果に基づきまして、まず第1回目というのはなかなかタイトなスケジュールで実施したと。周知期間が設けられなかったという反省点から、第2回目はそういった期間をしっかりと取ろうということで、周知させてもらったところでございますが、そういうことあったものの、それでも知らなかったということで。

今、議員おっしゃりましたが、今度、第3弾といいますか、新年度第1弾ですが、その実施方法につきましては、まず、町のほうで町民の方に購入引換券を全世帯に発送するというところで、消耗品費とか、通信運搬費のほうも計上させてもらっているところでございます。

そういったことで各世帯に全てまず配布して周知させてもらう中で、あとはやはり広報よしだ、ホームページ、よしポケ等、今ある情報発信ツールを使って、広く周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今、引換券手法というのを初めてお聞きしました。そうした形のほうが、もしかしたら買う機会の平等というところでは、公平性が保てるかなとも。それに関してはぜひ進めていただきたいなと思っております。

それでその後余ったら、またそれは第2回目の購入機会を与えるとかという形でいいと思っております。

すみません。自分の言いたいところは大体聞けましたので、町として例えばこのほかの。要するに商工会と関わりのない事業者への告知です。そこを先ほどのSNSもありましたけれども、とにかくいろいろな形で積極的に早めに、こういうことによって消費先というか、申し込める機会を増やしてほしいと思うんですが、そこに関して何か手段とか、お考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。



これまでも商工会以外の方につきましても、お声をかけさせてもらっているという状況でございますので、今回、この予算が認められた場合につきましては、実施主体、商工会ということで考えておりますので、そこと連携して、商工会以外の方にも広く周知できるような方策を、ちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 財政調整基金費 8,888万8,000円についてお伺いします。

この数字見たときうまいなと思ったんですけども、今回は約8,000万というのは、主に国や県の補助金に一般財源、財源振替して、その合計がその額になったということなんです。そのおかげで、今年度の財政調整基金費、総額が6億7,000万ちょっとになるわけ。

これ見ますとその結果として、令和元年度の予算で考えていた残高に比べて、末の残高に比べて、事実として約1億ちょっと多くなるということになるわけでありまして。

現在、新型コロナウイルスワクチンがもうそろそろ接種が始まるというようなことで、新型コロナもある程度は先が少しは見えてきたという状況において、まだまだ先の見えない減収している方々に対して、やはり町として支援をしていったらどうか。そのお金を使って、ちょっと浮いたお金を使ってやったらどうかというふうに考えているんですけども。

プレミアム商品券そのものは私は大賛成でやっていただきたいと思いますが、先ほどの同僚議員の一般質問で、それをやったアンケート結果として75%以上の方々が、売上げ増えたと喜んでいらっしゃる。逆の見方をすると25%弱の人はそうでもない。なかなかそれをやったとしても、なかなか収入が増えないという状況にあるということからして、そういうものを救うということも考えていかなければいかんのではないかなと思っています。

そこでそう思っているわけですが、この財政調整基金の使い道として、どういうお考えがあるのかをお伺いしたい。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 財政調整基金が当初の見込みより少し増えたから余裕があるんじゃないかという御指摘ではないかと思うんですが。

前もちょっと御質問があつてどのくらいを目指しているのかという御質問があつたときに、たしか 20 億ぐらいというのを、我々そのくらいは欲しいねという。

各自治体、平均的に見ても、以前のちょっとデータなんですけど、大体一般歳出規模の 20% ぐらいを目指しているところの自治体が多いようです。うちは 110 億ぐらいの一般歳出規模ですので、22 億ぐらいがそういう意味ではなると思いますので、まずはそういう世の中の標準的なところからすると、まだまだ財政調整基金としての残高は、これで 1 億積み上がったから余裕があるというところまでは、まだ行ってないんじゃないかというのが 1 つあります。

それと、プレミアム商品券で 75% の満足度があると言っても、まだまだ行き渡っていないところがあるということでしたら、その辺のところはどうしていくかというのは、なかなか大変どういう施策を打っていくかというのは難しいところではありますけど、今日の一般質問であつたように、個別に何か 10 万円給付するというのは、町長からも御説明があつたように、なかなかちょっとコストパフォーマンスというか、大きな製造業みたいな方々については、10 万円配るということがどれだけ意味があるのかな。

それだったら利子助成という形で、利子の減免のほうが、一般的に大きな製造業の方が大きな資金を必要とされる方が多いということを見ると、10 万円という少額、全く意味がないお金とは思いますが、それよりは大きな資金、借り入れるときの利子助成という形のほうが意味があるのではないかなと思っております。

ただ、それ以外のまた細かなことについて、どこまで目配りできるかということについては、今後また状況に応じて考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、平野 積君。

○5 番（平野 積君） 先ほどの一般質問においてもやはり、コロナが続く限りやり続けるのかというお話があつて、しかし、今現在、先ほども申しましたけれども、ワクチンができて、ある程度の見込みができたのではないかと思つているわけで、やはりそういったときに、吉田町の業者が潰れるというか、辞めてしまうというようなことがあると、やはり町のにぎわいとしても損失だと思うので、先が見えたところで一発カンフル剤をどうですかという話ですが、どうでしょう。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一般質問で話したように、コストパフォーマンスの観点からいうと、基本的に経済の原則には沿わないんですよ。

基本的に経済の原則というものは、物が動くということがありますので、その 25% の方がどういう方なのかよく分かりませんが、やはりその辺は非常に難しい問題が生じてくると。こんなふうに思っています。

だから今、言ったように持続化給付金ですか。それは基本的には気つけ薬、カンフル剤ではないと思うんですよ、これ。カンフル剤というのはもうほとんど、心不全の人間ですから。これは本当、駄目な人間です。単純な話、心臓に起因する病気で、体が必要とする血液が送り出せないという場合にカンフル剤を打つわけですから、そこまでのことは、私はないと思つていますので、それについては 25% がどういう方か、本当非常に難しいところがご

ございますので、商工会の会長もそれについては非常に難しいとよく言っておりましたので、それについてはどういう形がいいのか。

今、言ったように、25%の方の努力が足りないのか、それとも本当に難しいことなのか、ちょっと分かりませんが、やはりそういう方々も、言わばプレミアム付商品券をどんなふうにするか。そういうのも実際に、そういう小売業の方とは違った方も、そういう工夫をして使っている方もおりますので、ぜひそんなことを考えてもらいたいと思っています。

ただ、基本的にコストパフォーマンスがやはり一番大事になりますので、それについては慎重に考えたいと思っています。

○5番（平野 積君） 了解。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で、第29号議案についての質疑を終結します。

日程第3、第30号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから第30号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で、第 30 号議案についての質疑を終結します。

---

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 零時 17 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会 22 日目、最終日であります。  
ただいまの出席議員数は 13 名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
これから議案審議に入ります。  
初めに、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。  
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。  
引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。  
それでは、審議に入ります。
- 

◎議案第 14 号の討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、第 14 号議案 令和 2 年度吉田町後期高齢者医療事業特別  
会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第 15 号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第15号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第16号議案 令和3年度吉田町一般会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第17号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第18号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第6、第19号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題といたします。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第20号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第8、第21号議案 令和3年度吉田町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の討論、採決



○議長（増田剛士君） 日程第9、第22号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内 均です。

私は、第22号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

本議案は、令和2年第4回吉田町議会定例会で上程された令和2年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）で、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を賛成多数で議会が認めたものであります。

今回の川尻南部汚水幹線工事事業計画に範囲を増設して提案されたものであると認識しております。

計画区域の位置は、東名川尻幹線を南に下りきった川尻地区内で、榛南幹線との交差部の東に隣接した浜田土地区画整理地域内である。

当初の計画の説明では、19区画が下水道利用可能であったものが、増設により64区画にまで広げようとしたものであるとの説明があった。

計画地は、区画整理地区内であり、仮換地指定された区域である。今回の対象の64区画のうち、15区画程度には住宅が建築なされ、さらにそのうちの10区画程度の住宅は合併処理浄化槽をして建設されている。この新築された建物の下水道への切替えは容易ではないと思う。他の区画は、整備されていない更地のままであり、売地が多く存在する。

下水道施設の理由は、この地は都市計画設定された区域であり、まちが建設されることが前提の計画であるとの説明を伺った。しかし、現在の社会情勢からは、ここにまちが形成されることは容易に想像できない。

住宅等の生活から発生する汚水処理の浄化設備は、建物の建設に必要とする設備であり、建設時期に合わせて設置することが必要である。理由は、技術革新はさらに進むと、合併浄化槽での技術革新はさらに進むと考えるからである。

下水道をあらかじめ設置するために、多額の税金を投入したこの企画が建築等に利用されないというようなことがあれば、税金の使い方に対する責任という問題が発生することとなる。したがって、建築利用が確実に見通せない地域では、あらかじめ下水道事業による汚水処理設備を設置してはならないと考える。

一方、下水道事業も合併浄化槽事業も、水洗化率の向上による住環境の改善が目的であり、費用の観点からも考える必要がある。

下水道事業は、起債や一般会計からの繰入金、つまり貴重な町民税からの繰入金により成り立っているものである。

ここでは、令和3年度吉田町公共事業会計予算と合併浄化槽での設置費を比較する。令和3年度公共下水道事業主要工事箇所一覧表により、川尻南部汚水幹線工事の工事金額は2億

4,900万円である。そして、第4条第1款第1項に企業債2億4,330万円が計上されている。

この事業の対象は64区画である。一方、合併浄化槽本体に対する補助金は5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円である。また、合併浄化槽への補助金は、国・県・町のそれぞれが負担をしている。その補助金の内訳は、国が3分の1、約33%、県の補助は国の補助金の36%であることから、町の補助金は約55%となると伺った。5人槽、33万2,000円の場合は約18万2,000円、7人槽、41万4,000円の場合は22万7,000円が町の補助であり、町民税からの負担ということになる。

今回の下水道の設置区画は64区画であることから、64区画全部を合併処理浄化槽で行った場合の町の補助金は、補助金である町民税の負担は5人槽で約18万2,000円掛ける64区画、約1,164万8,000円、7人槽では約22万7,000円掛ける64区画、約1,452万8,000円となる。

令和3年度計画の下水道事業の企業債、町の借入金の額は2億4,330万円であり、合併浄化槽を設置の額の16倍から20倍となり比較にならない。

上記に示すとおり、令和3年度公共下水道事業への多大な設備投資よりも、補助金が少なくて済み有利である。

したがって、浄化センターと同じようなシステム、汚水処理機能を持つ合併浄化槽を利用して水洗化の向上を図り、排水の浄化と環境改善に重点を置くべきである。特に、区画整理地区内のこれから市街地を形成するような地域には、あらかじめ下水道の整備を行っておく必要はない。

以上、下水道事業より、合併浄化槽による汚水処理の水洗化を推奨し、第22号議案 令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算についての反対の討論といたします。

以上です。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

5番、平野 積君。

〔5番 平野 積君登壇〕

○5番（平野 積君） 私は、令和3年度吉田町公共下水道事業会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

まず、反対討論で述べました債務負担行為は、もう既に議会が認めたものであり、本予算案の審議の反対には当たらないというふうに考えております。

一方、下水道事業を見ますと、吉田町は公共下水道事業について大きな転換期を迎えています。

いまだ公表はされておられませんけれども、汚水処理ビジョン経営戦略を策定し、下水道にこだわらず、国が目標としている令和8年度をめどに、汚水処理人口普及率を95%以上にすることを目標として早期整備概成を目指しています。

来年度からは、単独浄化槽から合併浄化槽設置への設置替えにおいて、敷地内工事に対する補助金も支給することになり、合併浄化槽による汚水処理人口普及率のさらなる向上に力を入れていきます。

もし、公共下水道事業において、さらなる管渠新設をやめたとしても、既に下水道に接続している方々の汚水処理は継続していかなければなりません。そして、その経営の健全化を進めなければ一般会計からの拠出金は減りません。

令和3年度の吉田町公共下水道事業会計予算案を見てみますと、一般会計からの拠出金は対前年度約5,600万円減額されており、繰出金中の基準外の比率は17.7%から13.2%へと、4.5%ほど改善されていること、及びさらなる公共下水道事業経営の健全化を目指し、下水道料金使用収入アップのために、母数の拡大を図ることは必要であると考えることから、私は令和3年度予算案に関しては賛成いたします。

以上です。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第10、第29号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第11、第30号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、これまでに議決した議案を除くその他の議案の審議に入ります。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第12、第3号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑におきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第13、第4号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第14、第5号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第15、第6号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第16、第7号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

第7号議案 吉田町体育館設置条例の一部改正について質疑いたします。

競技場に新設の空調設備、エアコンの設置に伴う使用料設定、使ったときだけ受益者が負担するの考え方については大いに賛成するものです。

また、体育館における使用料設定の算出根拠にも一定の理解を示すものなのですが、そのエアコンについて、使用料の段階的な料金差と申しますか、その差額についてお尋ねしたいと思います。

特に、夏場の冷房という、必需に近いと考えられるものについて、一般の利用を100としたときに、体育協会等の団体等では半額、2分の1補助、50という設定です。また、町民以外の方の利用で50%増額で100に対して150、またさらに、私は今後、促すべきと考えているんですが、商用等の利用に対しては、町内の企業では100に対して200、さらに町外の企業では300と、50と300の比較で申し上げますと、最大6倍の料金設定となっております。

また、現行、競技場施設そのものの使用に関しましても、入場料の類いを徴収しないアマチュアスポーツと入場料の類いを徴収する集会、講演等では、施設利用料として約7.5倍、営利宣伝等を目的とするものでは12.5倍の料金差が設定されております。

設置条例については、現行、このようになっているのですが、考え方が2つあると思います。1つは、設置条例がそうですから、それに準じてという考え方、それが妥当なのかということ。もう1つは、施設条例において、使用料で既にそれだけの差を設けてあるのに、空調利用でも、さらに取るのかという考え方もあると思います。施設利用促進の観点からは、このことがネックになる可能性があるのではないかという懸念がございます。

近隣他市の施設、空調の料金設定については、考え方はそれぞれまちまちということではありましたが、吉田町として、どのように考えて、今回の空調利用に対する料金の差、段階差を是としたのかについては、その部分で特に受益をこうむらない利用者に対しては、議論のプロセスであるとか、町としての方針の表明であるとか、あるいはそうした部分の丁寧な説明、これがあってしかるべきではないかと思っております。そのことに対して、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

空調の使用によって消費される燃料費というのは、町外の方が使っても、それからスポーツ少年団が使っても同一の使用状況の下であれば同じはずですので、実費だから一律にするという考えもあろうかと思えます。

ただ、今回設置しました空調機器は災害時に体育館が避難所になった場合、これを想定して、町民からお預かりした税金を元手に設置したものですので、設置費用を負担していない町外の方にも、同じ使用料で使えるような料金設定にするのはいかがかというふうに考えました。

そこで、総合体育館のほかの附属設備と同じように、町外の方には1.5倍の割増しを負担いただくよう設定をしました。

一方で、町のスポーツ振興の観点からは、スポーツを通じて、利用者の健康の維持増進、児童、青少年の健全育成に役立つということから、継続的にスポーツ活動をされている体育協会、スポーツ少年団などの冷暖房費は、これを支援したいという目的で0.5の割引を設定したいと考えました。

なお、この考え方自体は、今回新しく求めたものではございませんで、現行の例えば学校施設使用条例の中にもあるものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） いずれにせよ、その町としての方針の表明をした上で、それを理解した上で使っていただくという観点で必要であろうかと思い、質疑いたしました。

もう一つございます。

もう一つは、空調を含む施設利用時の見やすい料金表示、予約等のネットなどを利用したシステム化について、この機会にお尋ねいたします。

空調を、特に夏場利用したときは、従来の料金に比べてこうであるという形での分かりやすい料金表示、あるいは空き状況の確認、エアコンを含む利用予約、これがホームページなどを介して、素早く簡単に申請できることが、競技場空調をちょうど完備したこのタイミングでは、施設の効率的な、有効的な活用の観点から必要ではないかと思っているのですが、町としてそうした仕組みづくり、その推進についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

総合体育館は、実際に町外者の利用も多いですし、これまでなかったエアコンが設置されて、新しく冷暖房使用料を設置したいと考えているわけでございますので、議決をいただいた場合には、ホームページに料金のほうを掲載してまいりたいと考えております。

次に、体育館の申込みをネット上からできるよという御質問でございますが、体育館の使用申込みについて、現時点ではネットからの申込みを受け付けるようにする考えというのは現時点では持っておりません。

体育館を利用いただくに当たっては、申込みの際に説明すべき注意事項がございます。特に、今年はコロナの関係がございまして、利用目的が対外試合などであった場合には、多くの事項について、聞き取り確認が必要でございました。今もなおそうです。

今回、空調を新たに設置するという事で、事前に説明すべき事項がさらに増えてまいります。これと併せて、ネットから申込みが利用しやすいというメリットの反面で、キャンセルもされやすいというデメリットを合わせ持っているようにも感じておりますので、これらの理由から、現時点で導入するという計画は持っておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） はい、説明としては理解いたしました。

とはいえ、実際に運用していて、やはり効率化の部分などで、こういうところはネットにしてもいいのではないかとか、特に説明といいますか、提示の部分に関しては、今はホームページでやっていくということだったので、その部分については期待して、質疑を終わります。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

8番、三輪美由紀君。

○8番（三輪美由紀君） 8番、三輪です。

今回、総合体育館に空調設備が設置されるということで、12月の利用者委員会でのことですが、案として説明されたということをお聞きしております。



金額的に、体協の団体に登録していないチームは料金が高いとの声をお聞きしておりますけれども、体協に登録すれば半額ですということで、そういうことであるということはお伝えはしておりますが、総合体育館、利用している団体からは、空調を利用しない、どちらでもいい、あるからぜひ使いたいという意見に分かれているということをお聞きしております。

このようなことから、利用者同士での話し合いを、冷暖房を利用するか、しないかを話し合うには、もう少し利用者間でのコミュニケーションを取らないと、本当の話し合いはできないのではないかなという事は思います。

それで、また熱中症予防の観点から、26度から熱中症患者が増え始めるということは、環境省では示していることから、今年の7月から8月、9月の総合体育館アリーナでの1日の平均気温を調べさせていただきました。

7月上旬から9月の下旬までですけれども、7月上旬は24度から26度、中旬から下旬までは26度から29度、8月はもう上旬から下旬まで29度から33度、9月上旬から中旬までは30度から28度、下旬は27度から25度に下がってきてはおります。

この気温だと、冷房していただくほうが、熱中症予防には安全だと考えております。もし、熱中症になったら、誰が責任を取るのかということも聞かれております。

そして、町の方針としては、空調料金は無料でロビーを開放します、熱中症対策に利用してくださいと言われておりますけれども、体育館内の気温が27度以上になったときは、皆さんに冷房の利用を促すようなことをしてほしいと思っておりますけれども、そこらあたり、どのようなお考えでいらっしゃいますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

全員協議会の場合でも、団体間の協議については難しいという御意見をいただきました。また、その後、複数の議員から、利用者の声を届けていただいております。

そこで、我々としては、今後の利用者会議において、例えば熱中症予防の観点からは、熱中症指数計の数値が幾つになったら冷房をつけるのが望ましいというような、つけるつかないの判断に役立つ客観的な目安であるとか、例えば4面中3面しか使用されないときの計算方法はどうか、町外の方と体育協会など、料率の異なる団体が同時に使用したときの空調料金はどうか、というような標準的な考え方に基づく料金計算の目安をお示しして、スムーズに協議が整うように図っていきたいと考えます。

また、この目安についても、実際に運用を重ねる中で問題点が出てくれば、それを取り込みながら改善していきたいと考えます。

ですので、議員の御質問にありました何度であればというようなことについては、熱中症指数計を設けますので、温度と湿度、これらによって示されます熱中症指数計の数値が幾つであれば、利用している団体の方にエアコンをつけたほうが良いというような共通の目安を示しまして、共通認識を構成したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 8番、三輪美由紀君。

○8番（三輪美由紀君） 8番、三輪です。

まだ、コロナのワクチンで、総合体育館、9月まで使うということでもありますので、時間をかけて、また皆さんと利用者さんとの会合、それこそ話し合いによって、理解していただくような形でお願いをしたいと思っております。

以上、お願いします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

町民以外の方が使用する場合は5割増しということで、料金になっておりますが、使用するということよりも、申請者、町内の人に限っては町内のもの、町外の方に限っては町外のものというふうに判断をしようと思っておりますけれども、実際使うには安いほうがいいもので、町内の方をお願いをして、申請だけ町内の方がして、実際利用する方が町外の方が利用するということもあり得ると思っておりますが、その辺の確認というか、判断としては、その辺はどのようにしておりますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

町民についての判断は、体育館の使用許可申請の申請者が町民か否かで判断をいたします。

例えとして、少しそれですけれども、吉田町体育協会に加盟する団体が総合体育館に使用許可申請をして、近隣市町から多くのチームの参加を募って対外試合を組んだというような場合には、体育館内には町民よりも町外者が多く存在することになりますけれども、だからといって、町外料金が適用されるわけではありません。体育協会の0.5が適用されます。

町外料金を適用したら、吉田町のスポーツ団体はせっかく自前の立派な体育館を持ちながら、ここを活用した対外試合が組みにくくなって、競技力の向上やスポーツを通じた交流の機会が阻害されることとなります。

同じ考え方で、総合体育館においては、体育館の使用を申請する方、つまり体育館を借りてスポーツをしたいと企画した利用の代表者が町民であれば料率の1.0を適用いたします。

これについては、御指摘の名義貸しのような事例が生じないように、申請を受け付ける段階で確認しております。また、このような確認が必要であるからこそ、ネット予約ではなく、窓口での申請をお願いするものであります。

なお、コロナ以前の直近2年を調べた結果では、年間を通じて、それから今問題となっておりますエアコンの夏季3か月間を見ましても、共に土日のアリーナ利用は町外者の利用が多かったという実績を持っております。ここから適正に、今1.5増しの使用料をいただいております。

御心配されるような名義貸しを疑うような使い方というのはされておられません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

名義貸しをするような使い方はされておられませんという確認はどのようにされているか、お伺いします。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

申し込みの際には、申込みの申請書に書かれた方が当日、その受付に来るということで、体育館にそのときいるということを確認して貸しておりますので、名義貸しが無いということでございます。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

仮に、そこでスポーツをやる方、やっている中にその申請者がいれば、その人がいるということで確認はできますけれども、実際、そこを使用するか、スポーツをやらなくても、そこに見ているというか、そこに關係して申請者がいるということであれば、それはそれでやる方の中に申請者がいなくても、そこに同席していればそれでオーケーというか、それでいいよということではよろしいでしょうか。確認です。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） そうということになります。

例えば大人の方が体育館を借りて、子供のスポーツ大会をするために大人の方が申請すれば、その方はそのスポーツの中には入り込みませんで、中の大会の運営を総括しているわけですから、その方自身がスポーツをしなくても、借りている方が体育館内にいてということであれば、それはあり得る話だと思います。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番。

今、スポーツの大会をやるということを行いましたよね。大会を開くに当たって、それでは町外の方だけの参加のその大会に町内の方が申請してそこを貸してもらったと、実際その大会には参加している方は町民の方は一人もいなかったということでも、あくまでも町民の方の申請であれば、町外の方がそこを自由に使っても、別段それは問題ないということではよろしいですね。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

これまでそういうことがあったかとかいうことではございませんが、今の御質問であればそのようになります。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 町民の方の税金でということのお話の中での利用というものであるものですから、実際そこを使う方が、町民の方が本来なら過半数以上とかという方がいれば、町民の方が実際使っているなというふうに自分は思うんですけども、あくまでも申請する方だけが町民の方で、使っている方が町外の方だよという、町民のためにそれを使っているというふうにはちょっと考えにくいものですから今伺ったわけですけども、再度お伺いしますが、申請者があくまでも町民の方であれば、利用する方は町民の方が一人もいなくてもいいということで、再度お伺いします。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 今の考えではそういうことになります。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、私の考えを述べさせてもらおうと、できれば使用する方の中にも町民の方がいてほしいということが、私の思いでありますので、もしこれからそういうことを考えるというか、実際そういう考える場がありましたら、再度検討していただいて、やはり申請者だけ名前を貸してもらって、町民の方が申請している方が町内の方ではなくて、あくまでも申請した人が町内の方で、使用する方の中にも町民の方がいるよということの、そういうちゃんとした事実の下でやっていただけたらなど、私は、それは思いなものですから、要望として今お話しさせていただきますので、今後またそういう機会がありましたら、検討のほうをよろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 昨年度、学校体育館の料金設定の話がありまして、そのときは、ほぼ使用する団体の皆さんの了解を取っているということだったんですが、今回のものに関しましては、同僚議員もおっしゃられるように、不満とか、疑問とかが結構出ているという状況、それは御存じだということだったんですけれども、その主な要因が、方針の不確定さ及び説明不足にあると私は思っております。

例えば、料金設定に関して、全員協議会において町が主催する活動を実施して、空調をつけた場合、同時に使う団体というのは基本的に無料にするとおっしゃった。そうすると、ほかの団体からは、要するに町が使用する曜日は大体決まっていると、ほかの曜日の人は、じゃちょっとただにならないみたいな不満の声も聞いているわけであります。

そうしたときに、今先ほど言った無料にするという考え方をベースにすると、空調の使用料というのは、一番カテゴリーの一番安い、カテゴリーが4つあって、町の主催がただで、体協が0.5、吉田町民が標準で、町外が1.5、先ほどから出ておりますけれども、そういう4つのカテゴリーの中で、一番安い料金を基準にして、それを分割するというような考え方になると思うんですけれども、もう一つの考え方として、町に収める金額は基本的には標準金額であると、それでほかの団体がいたときには、その標準金額を分割してその分割されたものに対して、体協であれば0.5、町外であれば1.5にするとか、そういう考え方もあると思うんです。

今、町の方針としてはどちらなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

全協でも、少し話題となりました町の主催事業で空調を使用するときに、隣の面の団体が無料でその恩恵にあずかることについてでございますが、これについては御指摘をいただきまして、確かに利用者間に不公平が生じるというふうに考えました。

そこで、まずこの点、町事業が予定されている曜日の同じ時間帯の枠については、前もって利用者会議の席で、この枠については、町事業では利用者にもお示しする共通の客観的に目安に基づいてエアコンをつけるつけないを判断すると。エアコンをつけたときには、相応の空調使用料を御負担いただくことになる。それをあらかじめ承知をした上で予約をお願いするというふうに説明をしまして、利用に供することとしたいと。これによって、他の曜日との不公平を解消しようと考えております。

ですので、全協で答弁した内容は、この場で修正をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどの町外、あるいは体育協会など、料率の異なる団体が同時に使用したときの例でございますが、まず面については、その面に応じた割合を出しまして、その上で、体育協会であれば、そこから0.5、町外の方であれば、それに1.5をするというようなことを標準的な考えとして、皆様にあらかじめお示ししたいと、それによって、スムーズに協議が整うように図ってまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） そういうことが、なかなか伝わってないと思うし、同僚議員の質問があったちょっと答弁に困ったような話、そういうのをしっかりと決定して、それをもって町民の皆さんに、利用者団体が多いんですが、利用者団体の会議の中で説明していただければ、お互いに意見を交換しながら、よりよい案をつくっていくということで進めていっていただきたいと思うんですが、空調を使うということからすると、もうちょっと時間があるし、総合体育館のことを考えれば、ワクチンで使えないかもしれないという思いもあるわけです。

そうしたときに、総合体育館が使えなくなった場合、総合体育館の方々が学校施設に移ってしまう可能性もあるので、そういう説明をやるときには、総合体育館の利用者だけではなくて、学校施設の体育館を使用する方々も含めて、しっかり説明していただければと、基本的な考え方を説明していただければと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

御提案のあったようにしていきたいと思えます。

利用者会議については、現在も総合体育館を使う方と、それから小中学校の体育館を使う方、同時に同じところに集めて行っておりますので、両者に漏れなく説明が今後も伝わるようにしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第17、第8号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第18、第9号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

この条例改正は、3年ごとの保険料の基準額の見直しということで提案がありまして、これまでの月額4,800円が5,000円と、200円アップということの改定です。

年額が6万円ということで、昨日の新聞報道にありましたが、全国的にはこの介護保険料がかなり値上げがされるというような報道もありますが、吉田町では、説明の中では、県内でも低いほうだという説明がありましたし、そうした低い介護保険料で高齢者の方々は助かる部分があるわけですが、そうした基準額に沿った予算を組んだ場合、十分な介護サービスができるのかどうか、吉田町が介護保険料が低いということに見合った介護サービスが少ないというような評判になるというのが一番心配をされるわけですが、高齢者の負担を少なくするというための努力をした結果、こうした月額5,000円という料金になったのかどうか、その点についての考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

介護保険料につきましては、策定委員会を経まして、県のヒアリングも受けての介護保険料の決定となっていきました。

データの的にも、介護保険を利用する方がどれだけ増えていくか、高齢者がどれだけ増えていくかといったところも調査させていただき、近年の利用状況も確認をさせていただいております。

そのほかにも、近隣に施設等ができていたりしますと、また入所施設が増えますと、保険料のほうも増加していくんですが、近隣施設の新規の設置もないということから計算もさせていただきまして、十分なサービスが受けられるようにという形で設定をさせていただいております。

さらに、介護保険の介護度が上がっていかないように、介護予防事業にも十分力を入れて実施していくということで、介護保険料が上がっていかないように、町のほうも努力できるような形で算定のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

これから、高齢化人口が増えていくというふうな予想がされるわけですが、そうなりますと、必然的に介護サービスを受ける人も増えることも予想される。

今の介護保険料の料金設定の中では、なかなかそうした介護認定の人が増えるということは、大変負担が多くなるということが考えられますけれども、町の要介護の認定率が、このところ増えてはいない状況でありますけれども、町として、この要介護の認定率について、今の話しがありましたように、介護予防を中心として、認定率を抑えていくということも大事ではありますけれども、町として、やはりそうした認定状況が厳しくなっているのではないかとこの声も一方では聞かれるんですけども、そうした要介護、あるいは支援の、そうした認定の度合いについては、ほかの市町と同様に十分な配慮をされて、そういう認定をされているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

近年の認定率につきましては、吉田町、急に伸びていっている状況ではないというのは議員おっしゃるとおりです。

認定の審査につきまして、厳しい状況であるかどうかといった御質問ですが、町としましては、榛原病院組合に委託をしまして、牧之原市と共同で実施をしております。

事務組合につきましても、県の研修、全国の研修にも参加していただきまして、認定のほかの市町との差異が出ませんように、研修のほうもさせていただいております。

そういった形で、町でも研修に行けるように支援のほうをさせていただいたりですとか、研修へ行っている状況なども確認をさせていただいて、認定率がほかの市町と差のないように努力しているところです。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第19、第10号議案 吉田町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 本議案は、本年度の料金体系を一部改正するというだけではなくて、空調設備の使用に関する考え方が大きく変わっています。

昨年は、夏の熱中症対策とか、冬のけがを防止するという事で、年間を通して空調設備を使ってもらおうという説明があり、加えて前教育長が、環境省が定める事務所衛生基準規則や文科省が定める学校環境衛生基準を持ち出して、吉田町の気温や湿度の実績から、吉田町においては年間を通して空調を使用しなければならないと説明しました。

にもかかわらず、今年は夏の熱中症対策だけのために、基本は空調を使うんだというような説明があり、夏に合わせた空調料金というのを設定しているわけであります。

このように、空調を使うということに関して、考え方が変わった理由は何なんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

昨年、年間を通じて快適な環境の下で、安い利用料で体育館を利用させていただきたいと考えスタートした使用料の設定でございましたが、実際に運用してみた結果、幾つかの不具合があり、見直しをさせていただきました。

見直しのきっかけとなった一つは、燃料費が想定以上にかさんだということです。この理由には、コロナの影響を受けて、窓を開け、換気をしながら空調をかけていたこと、空調効



果が得にくくなかったことから、操作パネルで設定温度を低くされる例もありまして、さらに燃費が悪くなったことなどが考えられます。

利用者の負担割合を試算によって求めた年間平均燃費の25%とした設定でしたが、実際の燃費は、先ほどの理由によってもっとかさんでおりましたので、利用者の負担は25%に満たないものとなっていました。かさんだ分には、町民からの税金が充てられることとなり、これは受益者負担の率を見直すべきと考えました。

また、町外者の利用実績というのも数件ありました。これには1.5倍の料率が加算されるわけですが、加算前の基本額が、既に町が負担する75%を差し引いた後の額、25%であり、これに1.5倍をしても、37.5%にしかすぎないこと、さらにその基本額というのは、想定がスポ少など、年間を通じて利用されることを想定して、年間の平均額を用いておりますので、夏場に町外者がスポット的に使用したら、回収率はさらに下がるということになります。町外者に対するこのような仕組みも改めたいと考えました。

そこで、まず現行の年間を通じて冷暖房料を上乘せしておいて、いつでも空調が使えるという方法から、今回上程した希望するときに使用した時間だけ使用料を頂く方法に変え、その額は一般的に空調使用が見込まれる夏場に、どれだけの燃費額となるかを試算して、基本額となる使用料を定め、その上でスポーツ振興、児童健全育成の観点から、スポーツ少年団などの登録団体には割引きを適用して、0.5の受益者負担率にとどめて、町が残り半分を支援し、町外者に対しては、基本額に1.5倍を加算する方式に改めて、今回上程をさせていただきました。

なお、見直しに当たっても、計算の中に窓を開けて使用した場合の影響は考慮しておりません。通常窓を閉めた状態での使用を前提とした試算に基づいておりまして、コロナの影響まで利用者に負担を求めるものとはなっていません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 私が伺ったのは、その料金設定のことではなく、空調を使う、使用する考え方、今年度は年間を通して使っていただくんだと。来年度は、夏場の熱中症対策だというふうに考え方ががらっと変わったわけですよ。その考え方が変わった理由をお伺いしている。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

一番最初に申し上げましたように、年間を通じて空調を使用するということになると、想定以上に燃料費がかさんだということが、今回の見直しのきっかけとなっています。

ですので、学校教育活動以外の社会体育等においては、冷暖房設備は設置をしまして、いつでも空調が使える環境にはしておきますけれども、それを使用する場合の使用料については、使用する方に応分の負担をお願いしたいというふうに考えを改めたものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） お話を聞いていけば、要するに料金が先に決まっている。決まったものに対して、説明、これを通すためのこじつけを、だららっと並べる。今年も考え方は置い

ておいて、料金が決まっています、それを説明するためのこじつけを述べているというふうに聞こえてしまうわけですよ。

やはり町として学校施設、体育館もそうですけれども、そういう空調を使う場合の考え方というのをしっかり持った上で、料金設定していくというのが基本だと思うんですが、そこに関してはどういう御意見をお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

空調を社会体育等で利用されるときの方、これは御指摘のとおり、しっかりとした考え方を持って臨むべきというふうに考えておりますけれども、今回難しいのは、そもそも空調が災害を目的に設置されたものでございまして、それを目的外に使用するとき、どのような使われ方をするか、どのような使い方をするか、どのような料金設定が適正かということを考える中で考えてきたものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 体育館の利用度、社会体育の利用というのは、6月ぐらいから増えて、9月でちょっと落ち、10月ではほとんど落ちる。また、寒くなった11月、12月で増えてきているわけです。

今年の場合は、全部料金に上乗せされているから、寒くなった12月、1月使おうかという考え方があったかもしれませんが、やっぱり冬場使ったという事実もあるわけですよ。

そうしたときに、来年度の実績というのをしっかり捉えて、例えば今は夏場を想定した設定ですが、冬場を想定した料金設定をやるとか、実績を踏まえて、料金そのものを変えとか、そういう見直しをやっていくというお考えはありますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

今回も使用料を改めるについては真剣に考えたものでございますけれども、その設定しました使用料が机上の計算、机上の想定によるものということには否めないと思っております。

これをまた運用しまして、検証しましたところ、想定と違うようなものが生じた、例えば利用者側に過大な負担が生じていたとか、その逆についても、これを見直しすべきと判断したときには、また改正をお諮りすることはあるというふうには考えております。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 学校教育課にお伺いします。

学校体育においては、今年説明された学校環境衛生基準に従って空調設備を使用する予定なのではないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦弘君。

○学校教育課長（八木邦弘君） 学校教育課でございます。

学校のほうの施設については、当然学校環境衛生基準がございまして、そこを見ながら利用していくということで、それに合ったマニュアルのほうを作成して、各学校にはその使用について通達を出しておりますので、そのとおり進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 来年度、先ほどちょっと見直しはやりますよということだったんですが、社会体育の見直しを実施するのに区別できませんよね。要するに、両方使った燃料費というのが出てくるわけです。そうしたときに、社会体育で使ったのか、学校体育で使ったのかということを確認するためには、学校でどれだけの時間、空調を使ったのかというデータがないと社会体育のデータが出てこない。そういう面では、例えば指示をして、学校での体育館、どのぐらい空調を使ったかというのは、月でどのぐらいだということを学校教育課に連絡させるような仕組みというのはつくれるものなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、八木邦弘君。

○学校教育課長（八木邦弘君） 学校教育課でございます。

どのぐらい利用したかというものを、ある程度把握する方法はあるかと思っておりますので、そういう形で、何かしら把握することは可能だと思います。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） じゃ、最後にします。

という条件がそろって、学校体育でどれぐらい使うか、料金、決まっているわけですから、社会体育でどれだけ使ったかということで、しっかり社会体育の料金というのが見直していけるということで、町はそういうふうな考え方で進めていくということによろしいですね。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

学校での使用時間が分かれば、例えば月々の燃料費をお互いの比率で割って、その月々の1時間当たりの使用料、概算ではございますが、それを出すことができます。

それを12か月のデータとして見ることもできますし、平均的な額、最高の額というのを見ることができますので、これを料金と照らし合わせて、見直しが必要かどうかということは判断できようかと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第20、第11号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第21、第12号議案 指定居宅等サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第23号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第22、第23号議案 令和2年度防潮堤整備工事（その2）請負契約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第24号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第23、第24号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第24、第25号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第25、第26号議案 町道の路線認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

町道2路線について認定ですが、この2路線、いずれも団地内の行き止まりの道路ということで、これは開発行為の中での許可条件として、町に寄附がされるものだということで、寄附を受けた道路については町道として認定をするというような説明をいただいたわけですが、団地内の行き止まりの道路というのは、団地内の人が利用する特定の道路であっ

て、道路法でいう道路というのは、不特定多数の方が使う道路、一般の交通の用に供する道路、これが道路法でいう道路だというふうに規定をされているわけですが、そうした行き止まりの道路が、その道路法でいう、要するに町道ということで合致するかどうか、これは、私は行き止まり道路というのは、道路法でいう道路ではないと思うんですけれどもその点の見解はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

開発行為ということでお話しさせていただきます。

前にもお話しさせていただきましたが、開発行為につきましては、3,000平米以上につきましては、都市計画法に基づいて許可のほうを下ろしております。

その都市計画法の中での39条の中に、原則といたしまして、開発行為で生み出された公共施設につきましては、寄附が原則であると、公告の翌日において寄附の行為をなさいということで、法律で定められております。

先ほど言った通り抜けができないというお話でございますが、原則といたしまして39条に基づいて帰属されなければならないというところで、その例外規定というものがございまして、その例外規定に当たるもので、例えば定期権借地でやるものについては、帰属の要件に満たないというようなものがございまして、今回の町道につきましては、その例外規定にも当たらないということでございまして、都市計画法の39条に基づいて帰属をしなければならないということになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

都市計画法の中での開発行為の許可ということで、都計法の開発行為を申請する場合には、あらかじめ事前協議というのがされるというふうに聞いていますけれども、そうした中でこの道路については、開発後、寄附を受けて認定をするというのか、あるいはこういう道路、行き止まりの場合には、これは要するに寄附条件をつけないということで道路法には合致しないということで、そういう事前協議の段階でどうするかということが協議されると思うんですけれども、もう一度伺いますけれども、寄附を受けた道路を、行き止まりの道路というのは、その開発行為のほう、都市計画法の中では、そういう寄附条件がついたとしても、道路法としては、その法律の趣旨には添わない道路ではないかなと私は思うんですけれども、その点の見解ももう一度伺いたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

町道認定ということで、建設課のほうからお答えいたします。

事前の協議があるんじゃないかというお話でございますけれども、確かに事前の協議はございます。その事前の協議の中でも、開発行為の事前協議として、当事者と県と町との、そういう事前の協議もありますし、それが縦の協議といたらあれですけれども、建設課と都市環境課の協議もあります。今言ったように、町道として受けるかどうかというような横のつながりというか、そういう協議もございます。その中で、都市計画法に基づいてやっていることでもあるのでという協議を行います。

じゃ、行き止まりの道路が町道でいいのかということにつきましては、なるべくそういうことのない、行き止まりにならないように、開発行為の事前協議の中で、今回の場合でいきますと、例えば右とか、上とか、下とかへつながるように、道路の配置を計画してもらうように誘導をしていますので、将来を見込んで、そこだけじゃなくて、面的にこう見た中で道路計画をしていますので、今だけを捉えれば行き止まりということに見えるかもしれませんが、そういう広い視野で設定をしていますので、私どものほうとしては町道認定をするのは好ましいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今のこの議案の中の路線認定の図面を見ますと、明らかに、一方は水路で止まっていて、一方は他の人の土地で止まっていると。これが、今の話のように、将来的に通抜けができ、ほかの道路と交わるかどうか、今の段階では、これは推定も何もできない状態ですので、この図面を見るしかないと思うんですよ。

明らかに、将来通抜けができるというような、そういう計画の下で路線認定をするのかどうか、その点について再度伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

開発行為をやるに当たりまして、今、建設課のほうからお話がありましたとおり、将来を見越してという中で、開発行為につきましても、要は区域をどこで見るかというところでございます。

うちのほうでも、指導をするに当たりましては、ともかく敷地の末端、今後、何かあれば伸びていく可能性があるような道路を、うちのほうでは指導させていただいております。

今回の件につきましても、南側については、まだ農地が残っているという状態もございませし、東側につきましては河川があるというところではございますが、まだ余剰地もあるという中では伸びる可能性があるという中で指導のほうはさせていただいておりますので、区域をどこに絞るかによりまして、その末端がどこかということとは変わってきますが、今後ともそういうことで延伸ができるという指導をさせていただいた中で町道認定をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今の説明をいただかないと、我々としてはそういう認識は全くないわけです。あくまでも今回の開発行為によってできた行き止まりの道路ということの認定という判断しかできないわけですが、町内には、こうした開発行為に該当しないまでも、それよりも面積が3,000平米以下の開発、また宅地造成の場所というのはたくさんありますし、その中の道路はほとんどが行き止まり道路ということになっています。

道路形態については、こうした今回の路線認定の道路と、あるいはいわゆるミニ開発的な道路と、道路形態はほとんど変わらないと思うんですけども、開発の面積の大小によって、町道にするしない、これでは団地の中に住む人によっても、町道であれば、町が道路の面倒



を見てくれる、あるいはそうでなければ、自分たちで今後の管理、保障をしなければいけないというような不公平感が出てくるんじゃないかと思うんですけども、できるだけそういうことがないように、やはり町道の認定については、将来を見越して不特定多数が通る道路、要するに通り抜けの道路、これを町道として認定をするというような基準をひとつしっかりしていただかないと、そういう点での不公平感が出るのではないかと思うんですけども、その辺の判断はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

町道の不公平感をなくしたほうがいいんじゃないかという御質問だと思います。

そして、また町道認定の基準がないんじゃないかというような御質問にも受けとめておりますが、不公平感は、私はないと思っていますし、基準もあると思っています。

というのは、確かに開発行為でも、土地利用案件であっても、面積の大きい区域、小さい区域であっても、道路の形態は議員のおっしゃるようには変わりません。幅員6メートルで、両側に側溝がついて、アスファルトできれいになっているという道路が町道としてなる形なんですけれども、それで、じゃ議員のおっしゃるようには開発行為のときには町道として引き受けるんだと、小さい面積の土地については、行き止まりだと町として引き取らないよ、原則、町道から町道へ接続しないと町道として認めませんという、そういう一定の基準がございますので、私どもとしては、町道認定の基準はあると思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「ございません」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第26、第27号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

---

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第27、第28号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 28、発議案第 1 号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者、八木 栄君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、八木 栄君。

〔議会運営委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員長（八木 栄君） 10 番、八木 栄でございます。

発議案第 1 号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会委員会条例（昭和 39 年吉田町条例第 30 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに吉田町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 22 日提出。

吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、議会運営委員会、委員長、八木 栄。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

本定例会において、町長から新たに財政管理課を設置する旨の第 8 号議案 吉田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてが上程され、慎重なる審議の結果、当該議案につきましては先ほど議決されました。

これに伴い、吉田町議会委員会条例の総務文教常任委員会の所管に財政管理課を加える必要が生じたところから、同条例の一部を改正するものであります。

改正文を読み上げます。

吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

吉田町議会委員会条例（昭和 39 年吉田町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、企画課」の次に「、財政管理課」を加える。

附則。

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

発議案第 1 号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

八木委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第29、発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者、八木 栄君の趣旨説明を求めます。  
議会運営委員長、八木 栄君。

〔議会運営委員長 八木 栄君登壇〕

- 議会運営委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄でございます。

発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

吉田町議会会議規則（昭和39年吉田町議会規則第3号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉田町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年3月22日提出。

吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、議会運営委員会、委員長、八木 栄。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるとともに、さらに条ずれ及び文言の整理に対応するため、所要の改正を合わせて行うものです。

それでは、改正文を読み上げます。

吉田町議会会議規則の一部を改正する規則。

吉田町議会会議規則（昭和39年吉田町議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第85条第1項中「、請願者の住所及び指名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

第86条第2項中「請願書の住所」を「請願者の住所」に改める。

第 119 条中「第 61 条」を「第 60 条」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

- 議長（増田剛士君） 説明が終わりました。  
発議案第 2 号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。  
八木委員長、御苦労さまでした。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

〔「議長、動議」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。

- 12 番（大石 巖君） 12 番、大石です。私は、意見書の採択をお願いして、発議を提出したいと思います。

題名は、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書についてであります。

よろしく申し上げます。

- 議長（増田剛士君） この動議に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（増田剛士君） ただいま大石 巖君ほか 3 人から、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書についてが提出されました。この動議は、2 人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第 1 会議室へ御参集ください。再開は、議会運営委員会終了後といたします。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前10時48分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名です。
- 

◎日程の追加について

- 議長（増田剛士君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 追加日程第1、発議案第3号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書についてを議題とします。

提出者、大石 巖君の説明を求めます。

12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

- 12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

発議案第3号について、上程をいたします。

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書について。

上記議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年3月22日提出。

吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、吉田町議会議員、大石 巖。

賛成者、吉田町議会議員、福世義己。

同、盛 純一郎。

同、中田博之。

同、山口一博。

以上であります。

提案理由について、説明をいたします。

核兵器禁止条約が、本年1月22日に国連で発効をいたしました。

この条約は、全ての国の政府が核兵器禁止条約に署名、批准することを求めています。

唯一の被爆国である日本政府は、核兵器廃絶を先頭に立って世界に呼びかけなければならないというふうに考えております。

よって、政府、国会に対して、核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求めるものであります。

意見書の案について、説明いたします。

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年後の2017年7月7日に国連で核兵器禁止条約が採択されました。

現在、条約調印国は86か国、批准国は54か国となり、批准国が50か国となった2021年1月22日に条約が発効しました。

条約は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しています。

そして、条約は核兵器に関するあらゆる活動を禁止しています。

これは、世界の多くの人々が核兵器廃絶を切に願う気持ちの表れであり、歴史的な一歩です。

本町は、1998年（平成10年）に「核兵器廃絶平和のまち宣言」をし、世界の恒久平和、核兵器の全面禁止・廃絶を訴えました。

日本は、核兵器の悲惨さを知る唯一の国として速やかに条約に調印し、国会で批准することを求めます。

記。

1、日本政府は速やかに核兵器禁止条約に調印すること。

2、衆議院、参議院両院で速やかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月22日。

衆議院議長様。

参議院議長様。

内閣総理大臣様。

外務大臣様。

宛てに、意見書を発出したいと思います。

静岡県榛原郡吉田町議会。

以上が、意見書の案でございます。

よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この意見書に関してでございますけれども、議会運営委員会において、同趣旨の意見書の取扱いについて議論をする際に、大石議員が真っ先に議員配付という発言をされました。

元議員がこの趣旨を説明されて回っておりましたので、私としては、てっきり大石議員がこの意見書を出すということを主張されるのではないかと感じておりましたけれども、先ほどの発言がございました。結論は、議員配付という結論になりました。

じゃ、なぜそのときと、今日に至る発議をするということに関して、どういうことがあって、意見が変わられたのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石でございます。

先ほどもちょっとお話しをしましたが、町議会に対して、いろいろな意見書の採択の要請とか、陳情の要請とかがありますが、この核兵器禁止条約の調印、批准については、毎年3.11ビキニデー実行委員会、静岡県の実行委員会からそうした意見書の採択の要請が来ております。

今年もその要請に基づいて、議運のほうではこれは議員に資料配付ということで決まりましたが、その後、町民の方々が議会議長宛てに、核兵器禁止条約に一刻も早く署名、批准することを求める申し入れという、こうした186名の署名が集まりまして、これが2月18日に議長宛てに提出されたところであります。

これまでも、こうした意見書の採択の要請についてはあったわけですが、改めて町民の皆さんから、こうしたたくさんの皆さんから、こうした要請も合わせて出ている、こうした気持ちを大切にしたいと、そんな思いで、今回、私の提案ということでしたので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） この意見書に関しても、議運の議題になっていたと思います。

議運において、大石議員はこれは発議するべきだとおっしゃったけれども、結論として議員配付となった、議運の結論として議員配付になったというのであれば、一議員として、発議を出されるということには、私は何の抵抗もございません。

しかし、自分が議員配付というふうな誘導しておいて、議運のメンバーである大石議員が、改めて議運の結論に反するような行為をされるということは、私はちょっと看過できないというふうに感じております。

この辺について、本来もっとそれであれば議論すべきだったと、議運においてと私は考えているわけですが、それに関して御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

私は、こうした意見書を採択してほしいという要請文書について、基本的に、やっぱり議員配付で、皆さんがやっぱり議論すべき問題だというふうに考えましたので、議運の中で、議員配付ということで、私も賛成をしたわけです。

私も、その配付した段階で、やっぱりこの書面も併せて、これは私も提案をして、ぜひ採択をしていただきたいというふうな思いで、今回こうした提案に至ったわけですので、議運



の中で最初から提案をする、あるいは皆さんに議運の場で賛同を求める、そういうことには至らなかったということです。

ですから、時間的経過の中で、そうした意見書の取扱いについて、私のほうの考えが提案ということになったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

大石議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私は、発議案第3号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

2017年7月、国連本部の会議において、国連加盟国の約3分の2に当たる122か国の賛成により、核兵器禁止条約が採択され、本年1月22日に発効するに至りました。

しかし、この条約については、アメリカ、ロシア、中国など、国連常任理事国を含む核保有国が参加しておらず、さらにドイツ、カナダといった非核保有国からも支持されていないという状況にあります。

我が国は、第二次世界大戦において、広島、長崎で核兵器の悲惨な経験をした唯一の戦争被爆国であります。県内でも、第五福竜丸が核実験の被害を受けるという経験をしており、核のない平和世界を望んでいる声は、他の国以上のものがあります。

しかし、近隣に核保有国が存在し、その脅威に直面している我が国の現状を見ると、アメリカをはじめとする同盟国との協調により、国の安全を確保する必要に迫られており、条約に参加できる段階ではないと思われまます。

したがって、発議案第3号の提出に反対をいたします。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

1番、福世義己君。

〔1番 福世義己君登壇〕

○1番（福世義己君） 1番、福世です。

発議案第3号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書について、賛成の意見を述べさせていただきます。

日本は、広島、長崎に無差別に人口密集地帯を狙って原子爆弾が投下されました。広島では、人口の4割に当たる14万人が、長崎では7万4,000人が、その年の12月までに死亡しました。このほとんどの人は、武器を持たない民間人でした。

核爆発により、3,000度から4,000度といわれる熱線で焼かれて死にました。生き残った人も、やけどにケロイド症状があらわれ一生苦しみました。

原子爆弾の放射線による障害はさらに深刻で、被爆後、5年から6年経過したころから、白血病患者が増加し、10年経過したころからは、甲状腺がん、乳がん、肺がんなどの悪性腫瘍の発生が多くなり始めました。

放射線は、人体の奥深くまで入り込み、細胞を破壊し、血液を変質させるとともに、骨髄などの造血機能を破壊し、肺や肝臓などの臓器をむしばむなど、深刻な障害を引き起こしました。放射線は、細胞内の遺伝子を傷つけるので、その影響が親から子へ、子から孫へと後遺症が遺伝し、広がっていきました。

核兵器は、残酷で非人道的な兵器です。核兵器は、あまりにも破壊力が大きいため、これまで使えない兵器とされてきましたが、近年超大国による核開発が進み、破壊力の小さい小型の核兵器が生み出されるようになりました。使えない兵器から使える兵器へと変貌してきています。

今月に入り、イギリスが今まで保有する核弾頭の数に180発と宣言してきていましたが、それを260発に増やすと発表しました。

核兵器による軍拡競争が始まるのではないかと危惧されるところであります。

国連で、核兵器禁止条約が採択され、既に批准国が50か国を超えて、条約が発効しています。

世界中、誰もが核兵器の加害者にも、被害者にもならないように、日本は核兵器の悲惨さを知る唯一の被爆国として、しめやかに核兵器禁止条約に調印し、国会での批准を求めるとする意見書に対して、賛成を表明するものであります。

○議長（増田剛士君） ほかに反対討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これをもって、討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第30、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で、令和3年第1回吉田町定例会の全ての日程が終了しました。閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、当局から上程いたしました議案等につきまして、真摯な討論が交わされ、結果として可決していただきました。

これでもって令和3年度が動き始めますけれども、またその経過につきましても、皆様の御支援を賜りたいと思っております。

先日の静岡新聞の記事の件でございますけれども、本当に議会の皆様が抱かれた御不快の念、本当に思いをいたしております。

これから始まるワクチン接種に関して、体制を整備していかないといけないと、そのためには、かなりの事務量が要すると。よって、議会の皆様と苦渋の判断の結果、一般質問に関して配慮していただいたと、こんなふうには思っております。

改めて、この場をかりて、皆様に感謝申し上げます。

これでもって、先ほど申し上げましたように、令和3年度が動き始めるわけでございますけれども、このコロナ禍の見通しというものが、依然として立ちません。

この町に関しましても、税収減等さまざまな問題が今後立ち直っていくとか、それについても非常に難しいというふうに考えております。

本当に、町政運営というものが非常に難しい状況を迎えるわけでございますけれども、その中においても、町民の皆様に安全・安心の気持ちを抱いていただくと同時に、今進めております町づくりというものが、滞りなく、進むことができると私思っております。

議会の皆様のさらなる御支援のほどをよろしくお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） ありがとうございました。

---

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 令和3年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月1日以来、22日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽く  
しません、閉会の御挨拶といたします。  
ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和3年第1回吉田町議会定例会を閉会いたしま  
す。

閉会 午前11時09分